

平成29年第4回定例会

市 議 会 会 議 録

平成29年11月30日（開会）

平成29年12月22日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十九年第四回定例会議録

(平成二十九年十二月)

垂水市議会

## 第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号 (11月30日) (金曜日)

1. 開 会 .....	4
1. 開 議 .....	4
1. 会議録署名議員の指名 .....	4
1. 会期の決定 .....	4
1. 諸般の報告 .....	4
1. 報告第 1 2 号 上程 .....	1 3
報告	
1. 報告第 1 3 号 上程 .....	1 3
報告、質疑、表決	
1. 議案第 5 7 号～議案第 6 5 号 一括上程 .....	1 4
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第 6 6 号・議案第 6 7 号 一括上程 .....	1 7
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 6 8 号～議案第 7 0 号 一括上程 .....	2 4
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 議案第 7 1 号 上程 .....	2 9
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 7 2 号～議案第 7 4 号 一括上程 .....	3 1
説明、質疑	
議案第 7 2 号 総務文教委員会付託 .....	3 3
議案第 7 3 号・議案第 7 4 号 産業厚生委員会付託 .....	3 3
1. 日程報告 .....	3 3
1. 散 会 .....	3 3

---

### 第 2 号 (12月12日) (火曜日)

1. 開 議 .....	3 6
1. 一般質問 .....	3 6
川越信男議員 .....	3 6
1 消防職員の体制について	
(1) 消防職員の配置は	
(2) 職員不足による支障は	

- (3) 消防職員の確保について
  - 2 病児・病後児保育について
    - (1) 受入体制の現状は
    - (2) 課題は
    - (3) 今後の取組は
  - 3 教育旅行とスポーツ合宿の誘致活動は
    - (1) 国内外の教育旅行の現状は
    - (2) スポーツ合宿の現状は
    - (3) 教育旅行・スポーツ合宿の誘致活動は
  - 4 南の拠点整備事業について
    - (1) 道の駅指定について
    - (2) 具体的な道の駅の機能について
    - (3) 国が整備するエリアについて
    - (4) 国エリアの用地交渉の状況について
- 堀内貴志議員 ..... 4 4
- 1 先の衆議院選挙の投票率の結果を受けて
    - (1) 先の衆議院選挙の投票率の結果を受けての今後の課題  
～更なる投票率アップの取組は
    - (2) 移動投票車の導入について
    - (3) 記号式投票の導入について
    - (4) 高校生議会の開催について
  - 2 犯罪抑止等のための対策について
    - (1) 市内における犯罪発生の実態について
    - (2) 防犯対策の推進について
    - (3) 防犯カメラ設置の推進について
  - 3 来る平成30年に向けての観光振興の在り方について
    - (1) 来る年、明治維新150年目の節目、NHK大河ドラマ「西郷どん」の放映に向けて、どのように取り組んできたのか
    - (2) 今後の観光振興の在り方について
    - (3) 「温泉の町」としての取組について
- 森正勝議員 ..... 5 6
- 1 道の駅交流施設の指定管理について
    - (1) 選定委員会での議論の内容は、どうであったか。総括を
    - (2) ㈱財宝と㈱芙蓉商事の違いは何か

- (3) 株財宝への引継事項はないのか
  - (4) 道の駅に従事する従業員の今後の処遇について
  - (5) これまでの実績に基づく納付金額は
  - 2 Jアラートについて
    - (1) 防災無線や携帯電話の緊急速報メールで避難や警戒のメッセージが流れた場合、どのように行動すればよいのか
  - 3 マイナンバー制度について
    - (1) 日本に暮らす住民全員に12桁の番号を割り振り、行政や金融機関の手続に使われるという制度は、スタートしてから2年だが、住民は、利便性を実感できず、不安を強めている。全国で人口比9%の普及率だが、垂水市はどの位か
- 川畑三郎議員 ..... 62
- 1 減反政策廃止後の対策について
    - (1) 減反対策の今年度の実施状況について
    - (2) 米の交付金が今年度末をもって廃止されるが、市農政として交付金廃止後はどのように進めていくか
  - 2 WCS用稲（稲発酵粗飼料用稲）の状況について
    - (1) WCS用稲の今年度の取組状況について
    - (2) WCS用稲の作付や管理上の現況を把握しているか
  - 3 中山間地域等直接支払制度について
    - (1) 各集落協定における取組状況について
    - (2) 制度を活用した取組の中での交付対象の範囲について
  - 4 農地中間管理事業について
    - (1) 農地集積及び集約化はどの程度進んでいるか。また、農地の貸し手、借り手が農地中間管理機構を活用するメリットは
    - (2) 農地の貸し手及び借り手に対する支援の仕組みは
    - (3) 農地の賃貸借の場合と売買の場合で、農地中間管理事業上の支援に違いはあるか
- 梅木勇議員 ..... 70
- 1 新規作物について
    - (1) ミシマサイコの栽培状況を聞く
    - (2) これまでの栽培で問題点、課題は何か
    - (3) 来年度の取組計画は
  - 2 子育て支援について

(1)	病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業の内容を聞く	
(2)	病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業の実績は	
(3)	病児・病後児保育事業所の開設はできないか	
3	地震・津波対策について	
(1)	鹿児島湾を震源とする地震頻発をどのように認識しているか	
(2)	学校の避難はどのようになっているか	
(3)	避難経路は十分か	
(4)	新庁舎建設に対する考えは	
	池之上誠議員 .....	80
1	観光行政について	
(1)	おおすみ観光未来会議について	
ア	全体（4市5町）における垂水市の取組状況と展望は	
(2)	交流人口について	
ア	各イベントにおける来場者数の動向及び経済効果は	
イ	交流人口と定住人口の比較割合は	
2	垂水高校について	
(1)	高校振興対策事業費有無の影響と事業の是非について	
(2)	人口減少・少子化の中の将来展望は	
3	市庁舎建設について	
(1)	進捗状況と今後のスケジュール及び建物の基本方針は	
4	「南の拠点」について	
(1)	契約書内容について（全般）	
(2)	土地取得の状況及び平面全体計画の見直しの有無は	
(3)	土地開発公社事業資金（民間整備分と市整備分）の回収方法及び市単独整備事業費について	
	持留良一議員 .....	92
1	来年度予算に関係しての請願に対する考え方について	
(1)	2つの請願に関しての受け止めと考え方は	
ア	小・中学校給食費の負担の軽減を求める請願について	
(ア)	どのような議論がされたのか	
イ	国民健康保険税の値上げをしないよう求める請願について	
(ア)	来年度も引き続き保険税軽減のために法定外繰入れをおこ	

ない国保税値上げを回避することを求めるが、見解を（払える国保税、保険証1枚で「いつでも、だれでも、必要な医療が受けられる」保障を）

2 南の拠点事業問題について

(1) 契約等の締結について

ア 「契約書」を審査するにあたり、資料の提供は十分と考えているのか（審査に耐えうるのか）

イ 銀行とのダイレクトアグリーメントなど、公表しないで締結している契約にはどのようなものがあるのか

3 「道の駅交流施設」指定管理者の問題について

～問われている「公の施設」の在り方と「官製ワーキングプア」をつくらないために

(1) 指定管理者の評価をどのように実施しているか。専門的知見を有する外部有識者の導入はどうなっているか

(2) 労働法令の遵守、雇用・労働条件への配慮規定の記載は、選定時に示されているか。協定等に記載はされているか。公募要件のひとつとして、労働者の賃金単価基準を設定する必要があるのではないか。これらを実現するため選定委員会に社労士と労働組合関係者を選定委員に

(3) 「公の施設」の運営の自主事業と委託事業の明確な区分の定めはあるのか（営利化防止対策の必要性から）

4 介護保険問題、第7期の事業計画策定にあたって

～高齢者の生活といのちをまもるために

(1) 介護保険料値上げ対策を

ア 普通徴収の収納率と滞納者数は

イ 差押えの数と罰則の適用は

ウ 制度発足時の保険料と第6期の保険料は。「差」は

エ 支給されている年金の特徴は（減額や据置き等では）

オ 低年金・無年金・低収入の高齢者の負担能力を超えている現状、保険料の引下げ・据置きは高齢者の生活といのちを守るためにも不可欠、「基金」を活用して対策を

5 安心して子供を産み育て、健やかに育つようにまち全体で応援を／／障がい者の福祉の向上と経済的負担の軽減を図るために

(1) ゼロ歳児おむつの検討を

（「高齢者はあってゼロ歳児はない。おかしくないか。経済的支援があったら助かる」と子育て中の市民の声からの要望）

ア 新生児にかかる費用はどのくらいか（種類やメーカーで違うと考えられるが平均的な場合）

イ 鹿屋市の事例は

ウ 経済的支援（子育て支援策）としても検討の必要性があるのではないか

エ 地方交付税は、新生児1人当たりどの位の額になるか

(2) 在宅人工呼吸療法又は在宅酸素療法者への経済的支援の検討を（低年金等「平均的年金額」の収入の約14%を電気代が占める内容になっているのではないか）

ア 在宅人工呼吸療法又は在宅酸素療法者の数を把握しているか。要望等はないか

イ 人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料は、月どのくらいか（平均的に）

ウ 鹿児島市の助成内容と検討の必要性は

1. 日程報告 ..... 1 0 5

---

### 第3号（12月13日）（水曜日）

1. 開 議 ..... 1 0 8

1. 一般質問 ..... 1 0 8

村山芳秀議員 ..... 1 0 8

1 南の拠点整備事業について

(1) 議案訂正と事業推進体制について

(2) 事業計画の見直し内容について

(3) 他事業（国・県含む）の進捗状況について

2 第5次垂水市総合計画基本構想（案）について

(1) 現総合計画基本構想との相違点について

3 市制60周年記念事業について

(1) 記念事業の骨格について

(2) 市史の再編等について

北方貞明議員 ..... 1 1 8

1 市制60周年記念事業について

(1) 来年、平成30年度は、市制60周年記念事業でどのような計画が

なされているか

2 職員の働き方改革について

- (1) 働き方改革で垂水市では、どのような取組をしているか
- (2) 職員の健康管理について

3 南の拠点整備について

- (1) 南の拠点整備事業での土地交渉について

篠原静則議員 ..... 1 2 7

1 漁礁設置について

- (1) 柁原沖への漁礁の設置について

2 垂水南中学校の閉校記念碑について

- (1) 校門前に裏を向いて建っているが、国道から見えるように設置できないか

3 柁原小学校前の海岸整備について

- (1) 柁原小学校前の海岸は、浜は広いが草や木が生い茂り藪になっている。行政連絡会でも要望があるが、整備できないか

4 土捨て場の今後の整備について

- (1) 以前の一般質問における答弁で、「山に帰す」との答弁だったが、帰すなら帰すなりに今後の計画を作成すべきではないか

5 交流施設・交流事業の検証について

- (1) これまで交流人口増につながる交流施設（道の駅、森の駅、運動公園等）の建設や交流事業を展開されてきたが、どのように検証をおこなっているか

感王寺耕造議員 ..... 1 3 9

1 新城・牛根支所について

- (1) 職員配置と証明書交付事務の取扱い件数は
- (2) 日本郵便への証明書交付事務等の委託の考えはないのか
- (3) 両支所を廃止した場合、支所設置条例施行規則で定められた事務分掌に支障をきたすのか
- (4) 新城・牛根地区の人口減は著しいが、今後、両支所の体制についての考え方は

2 農業施策について

- (1) K-GAP取得の状況は
- (2) 異業種間連帯、市内飲食店・学校給食等での食材の活用、ふるさと納税の返礼品の状況は

(3) 水産商工観光課・企画政策課等との連帯状況とこれからの事業展開は	
3   昨年の台風16号災害について	
(1) 農地・農業施設の復旧状況は	
(2) 復旧が遅れた原因は	
(3) 庁議での総括はおこなったのか。今回の教訓を今後どういかしていくのか	
4   所有者不明地について	
(1) 本市の所有者不明地の件数は	
(2) 災害復旧時に所有者不明で問題点はなかったか。今後の対応は	
5   南の拠点について	
(1) 土地の取得状況について	
(2) 設計変更もありうるのか	
(3) 市長の信念、責任、対応について	
川尻達志議員 .....	154
1   公共施設の現状と今後の方針、方向性について	
(1) 現存している公共施設に対し、建て直し、修繕、閉鎖等、検討をしているのか。総合計画、長寿命化計画への反映は	
2   グラウンドゴルフ専用施設の整備について	
(1) たるスポでもグラウンドゴルフは、利用可能であるが、専用施設を作ることにより、大会を実施でき、交流人口も増えるが検討の余地はないのか	
3   南の拠点整備事業について	
(1) 計画時より、採用人数を挙げていたが、実際のところ民間圧迫にならずに採用できているのか	
(2) マリン施設において具体的な利用者計画はどうたてているのか	
(3) 道の駅との連動はどうなっているのか。1度しか打合せをしていないのでは	
4   管理公社及び維持班等の高齢化に伴う課題について	
(1) 定年による退職者が増えるが、今後の採用や再雇用などの計画は	
1. 日程報告 .....	164
1. 散    会 .....	165

1. 開 議 .....	1 6 8
1. 議案第 6 6 号～議案第 7 4 号 一括上程 .....	1 6 8
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 閉 会 .....	1 7 2







平成29年第4回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
11・30	木	本会議	会期の決定、委員長報告、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
12・1	金	休 会	
12・2	土	〃	
12・3	日	〃	
12・4	月	〃	(質問通告期限：正午)
12・5	火	〃	
12・6	水	〃	
12・7	木	〃	
12・8	金	〃	
12・9	土	〃	
12・10	日	〃	
12・11	月	〃	
12・12	火	本会議	一般質問
12・13	水	本会議	一般質問
12・14	木	休 会	
12・15	金	〃	委員会 産業厚生委員会 (議案審査)
12・16	土	〃	
12・17	日	〃	
12・18	月	〃	委員会 総務文教委員会 (議案審査)
12・19	火	〃	
12・20	水	〃	
12・21	木	〃	委員会 議会運営委員会
12・22	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

件 名

報告第12号 定住促進住宅の家賃等の請求及び明渡しの請求に関する和解についての専決処分  
の報告について

報告第13号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度垂水市一般会計補正予算(第

4号) )

- 議案第57号 平成28年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第58号 平成28年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第59号 平成28年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第60号 平成28年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第61号 平成28年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第62号 平成28年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第63号 平成28年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第64号 平成28年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第65号 平成28年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第66号 南の拠点整備事業B棟の契約について
- 議案第67号 第5次垂水市総合計画基本構想について
- 議案第68号 垂水市立医療センター垂水中央病院の指定管理者の指定について
- 議案第69号 垂水市立介護老人保健施設コスモス苑の指定管理者の指定について
- 議案第70号 垂水市道の駅交流施設の指定管理について
- 議案第71号 平成29年度垂水市一般会計補正予算(第5号) 案
- 議案第72号 平成29年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 案
- 議案第73号 平成29年度垂水市介護保険特別会計補正予算(第2号) 案
- 議案第74号 平成29年度垂水市病院事業会計補正予算(第2号) 案

本会議第1号（11月30日）（木曜）

出席議員 14名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱重光	農林課長	二川隆志
総務課長	中谷大潤	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	角野 毅	水産商工	森山博之
財政課長	野妻正美	観光課長	
税務課長	楠木雅己	土木課長	宮迫章二
市民課長	和泉洋一	水道課長	萩原竹和
併任		会計課長	川畑千歳
選挙管理		消防長	後迫浩一郎
委員会		教育長	坂元裕人
事務局長		教育総務課長	池松 烈
保健課長	鹿屋 勉	学校教育課長	下江嘉誉
福祉課長	保久上光昭	社会教育課長	野嶋 正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	野村宏治
		書記	瀬脇 恵寿

平成29年11月30日午前10時開会

△開 会

○議長（池山節夫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第4回垂水市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（池山節夫） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（池山節夫） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において村山芳秀議員、川畑三郎議員を指名します。

△会期の決定

○議長（池山節夫） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る11月24日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から12月22日までの23日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月22日までの23日間と決定いたしました。

△諸般の報告

○議長（池山節夫） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、平成29年8月分から10月分までの出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたので御承願い

ます。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。9月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について報告をいたします。

まず初めに、企画政策関係についてでございます。

南の拠点整備事業でございますが、PFI整備施設につきましては、8月31日に締結した基本協定に基づきまして、優先交渉事業主である株式会社鹿児島総合企業体グループと提案に基づく契約事項の調整作業を行い、11月15日に仮契約を締結し、議会の議決をいただいた場合、本契約としての効力が生じるよう、本議会において議案を提出したところでございます。

また、道の駅認定に向けた手続きにつきましても、国と連携をして進めているところでございます。

次に、第5次垂水市総合計画でございますが、「九つの彩り豊かに健やかに人を育むまち。垂水」をまちの将来像とした基本構想案を策定し、本議会において議案として提出いたしました。

策定に当たっては、市民や高校生、職員など延べ288人の参加による公開講座を初め、279人の中学生アンケートを実施するなど、今回は、特に、次世代を担う世代の意見も取り入れた計画となっております。計画策定に御協力をいただきました皆様に感謝申し上げます。

次に、新庁舎建設でございますが、10月30日に庁舎整備の基本方針を定めた基本構想を決定いたしました。現在、次のステップである基本計画づくりに着手し、庁舎規模や機能、整備位置、事業手法等について検討を行っているところでございます。

次に、ふるさと応援寄附金でございますが、本年度は11月23日現在、約2万400件、4億1,300万円の御寄附をいただいております。本

年度は、本市ふるさと納税のPRや返礼品の充実を進めていることから、昨年の同時期と比較し、件数が約6,170件の増の1.4倍、金額が約1億3,700万円増の1.5倍と伸びております。

次に、水産商工観光課所管についてでございます。

10月28日から29日に開催されましたたるみずYOSAKOI祭りは、県内13団体が参加し、前日祭は実施されましたが、本祭りは台風21号の影響により、残念ながら、中止となったところでございます。

また、昨年、台風16号の影響により中止となりました秋の産業祭は、天候に恵まれ、11月5日に垂水の食文化でお腹いっぱいテーマに加え、和牛日本一に輝いたことをたたえ、「祝！！鹿児島黒牛」日本一！！垂水牛モー最高」とサブタイトルをつけ、開催をいたしました。会場内では、地元農畜産物を初め水産加工品の販売、恒例の本市特産品等が当たります大抽選会なども行われました。加えまして、宮崎市佐土原総合支所からも出店をしていただき、特産品等の販売を行い、交流を深めたところでございます。

また、野外では、ことし新たな企画として、オールドカーフェスを開催したところ、昔懐かしい名車50台が集結し、会場内では多くの親子連れが記念写真を撮るなど盛況で、この日は一昨年を上回ります1万人の御来場がございました。

民泊型教育旅行におきましては、10月から11月にかけて、国内並びにインドネシアから6校733名の中学生、高校生をお迎えし、生徒と民泊家庭においてたくさんの新たな出会いが生まれたところでございます。

加えまして、11月15日には、新たに香港から18名の生徒を受け入れ、餌やり体験並びに垂水高等学校において、生け花や華道、茶道、書道に加え、着物の着つけ体験など、日本の伝統文

化交流も行われ、充実した3日間を過ごしていただきました。

そして、現在、垂水千本イチョウ祭りを開催しておりますが、ことしは台風の影響も少なく、昨年に比べ、葉のつきもよく、自然が織りなす金色のじゅうたんを御堪能していただいております。短期間の開催ではございますが、県内外から多くの来園者でにぎわっているところがございます。

今後も多くの皆様に本市を訪れていただけるよう、引き続き誘客活動の充実を図り、観光情報の発信に努めてまいります。

次に、保健関係についてでございますが、垂水市スーパーバイザーである鹿児島大学病院副院長で、鹿児島大学心臓血管・高血圧内科学の大石充教授を中心とする専門家チームと共同で実施する健康長寿事業、たるみず元氣プロジェクトの新健康チェックを11月20日から22日の3日間、垂水市市民館で実施いたしました。市内在住の65歳以上の方を対象に、健康状態、生活習慣に関する総合的健康チェックを数年間にわたって受けていただき、さまざまなデータの分析に基づいた最適な健康長寿へのアプローチを提案していくものでございまして、3日間約300名の御参加をいただきました。

本年度は、10年、20年と続けていく事業の課題を検証するプレ・パイロット事業の年度として計5回実施いたしますが、残る2回は、今度の週末に柘原小学校と牛根小学校において実施する予定でございます。

次に、学校教育関係でございます。

9月27日と28日は、小学校8校の6年生全員が垂水中央中学校に集まり、合同学習会を開催いたしました。来年の中学校入学を前に、一緒に学習をすることでお互いの絆を深めるとともに、中学校の先生方の授業も体験することで中学校を知る充実した2日間となりました。子供たちからは、中学校が待ち遠しい、早く入学し

たいという声が聞かれました。

11月15日は、市内小中学校合同音楽会が文化会館で開催をされました。各学校が合奏や合唱、太鼓やダンスなどに工夫を凝らし、練習を重ねてきた内容を発表し合い、楽しい音楽会となりました。講評では、県総合教育センターの講師の先生から、各校ともに大変すばらしいとお褒めの言葉をいただきました。

次に、社会教育関係でございます。

10月1日、垂水スポーツランドのオープニングイベントを開催いたしました。これは、旧陸上競技場の多目的グラウンドへのリニューアルに伴い行われたものです。当日は、記念式典で国歌斉唱やテープカットが行われた後、オープニングイベントとして参加者が新設されたウォーキングコースを歩いたり、グラウンドゴルフやソフトボール、ちびっこサッカーの試合などが行われ、多くの方々に御参加をいただきました。

また、10月4日には、垂水市グラウンドゴルフ大会を開催し、58チーム290名の方々に御参加をいただきました。

同じく10月7日、8日の両日には、九州屈指のサッカー強豪校18校による球蹴男児アンダー16リーグの試合が行われるなど、新しくできた芝生のグラウンドで競技を満喫いただいております。今後、たるスポの愛称とともに、市民の健康増進や交流の場として御利用いただきたいと思います。

次に、10月7日に、垂水市文化会館において、郷土の偉人、瀬戸口藤吉翁の顕彰事業として海上自衛隊佐世保音楽隊をお招きし、第19回瀬戸口藤吉翁のふるさとコンサートを開催いたしました。開演前には、佐世保音楽隊による垂水小学校金管バンドや垂水中央中学校吹奏楽部、そして、初参加となる垂水高等学校吹奏楽部の児童生徒の皆さんへの楽器ごとの個別指導が行われ、本番では佐世保音楽隊による吹奏楽の演奏

はもちろんのこと、市内小中高3団体との合同演奏では軍艦行進曲などが演奏され、総勢88名のハーモニーにより会場は大いに盛り上がり、来場いただいた約750名の皆様にとって楽しいひとときとなりました。

次に、11月4日、5日の両日、第41回垂水市民文化祭を開催いたしました。文化協会の皆さんにより、展示部門では18団体の作品、舞台部門では21団体の発表、また、若草文学賞の朗読があり、お茶会など、例年以上に力のこもった文化祭となり、市民の皆様は文化・芸術の秋を堪能いただきました。また、この文化祭と同時に、昨年に引き続き開催いたしました山下清画伯特別展では、額縁を新調し、補正作業が終了いたしました垂水市の風景を題材といたしました貴重な絵画4点を特別公開し、多くの来場者に好評をいただきました。

次に、本市の交通事故の発生状況について報告をいたします。

10月末日現在、交通事故の発生件数は61件、死亡者数は2名、負傷者数は80名です。前年同時期と比較いたしますと、発生件数で14件、死亡者数で1名、負傷者数で21名、いずれも増加しております。

また、10月1日から自転車損害補償保険等へ加入すること及び保護者は中学生以下の子供に自転車乗用者ヘルメットを着用させることが義務づけられました。

今後も鹿屋警察署、交通安全協会などの関係機関並びに振興会の御協力をいただきながら、交通事故の発生や死亡事故の減少を図るための交通安全対策を強化してまいります。

次に、主な出張用務でございますが、県外出張でございます。

10月2日、東京丸の内で開催されました垂水食を通じた販路拡大事業のオープニングイベントに出席をし、本市の食材を使った料理や焼酎、温泉水など垂水の食の豊かさをPRしてまいり

ました。

10月7日、岡山県の岡山城天守閣広場で毎年開催されております本市ゆかりの偉人、宇喜多秀家フェスに参加し、交流を深めてまいりました。

10月12日から、大分県佐伯市で開催されました九州市長会に出席をし、予定された議案等の審議を行ってまいりました。

10月25日には、東京都にて開催されました九州地区の経済と暮らしを支える港づくり全国大会へ出席し、翌日26日には、森山裕衆議院議員を初め、県選出国會議員へ要望活動を行ってまいりました。

11月12日からは、大阪市で開催されました関西垂水会に出席をいたしました。関西垂水会は、例年同様の約140人の参加があり、大いに盛り上がりました。

11月14日は、東京都にて開催をされました全国過疎地域自立促進連盟理事会及び総会へ出席し、翌日15日には、九州地方国道整備促進総決起大会並びに県選出国會議員への要望活動を行ってまいりました。

11月27日は、東京都にて開催されました平成29年度災害復旧促進全国大会へ出席し、翌日28日には、全国治水砂防促進大会並びに国土交通大臣ほか関係者への要望活動を行ってまいりました。

次に、県内の主な出張用務でございます。

鹿児島市で開催されました錦江湾奥会議、志布志市で開催されました県市長会定例会へ出席し、議案審査を初め、さまざまな行政課題に対しまして意見交換をしてまいりました。

また、監査を務めております県市町村社会基盤整備推進協議会の決算監査や委員を務めます県国有林野等所在市町村長有志協議会、大隅・肝付地区広域事務組合議会定例会、理事を務めます県消防協会理事会に出席し、議案等の審議を行ってまいりました。

そのほか、鹿屋商工会議所創立70周年記念式典、児童養護施設大隅学舎創立70周年記念祝賀会、かごしまお茶まつり肝属大会などに出席をいたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

#### △委員長報告

○議長（池山節夫） 次に、各常任委員会及び議会運営委員会委員長から、所管事項調査の報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

最初に、産業厚生委員会委員長、堀添國尚議員。

[産業厚生委員長堀添國尚議員登壇]

○産業厚生委員長（堀添國尚） 皆さん、おはようございます。それでは、産業厚生委員会の所管事項調査を報告をいたします。

去る10月31日から11月2日まで、高知県高知市、いの町及び四万十町において、私ども産業厚生委員会の6名及び随員1名は所管事項調査を実施しましたので、その結果を報告いたします。

初めに、高知市について報告いたします。

高知市では、訪問型病児病後児保育について研修してまいりました。

まず、病児病後児保育とは、病気になった児童や病気は治ったものの保育園等に預けることはできない児童に対し、保護者に代わって世話をするというものでございます。全国的には小児科や内科に隣接した施設で行われる施設型病児病後児保育が多いのですが、今回、視察を行ったNPO法人にんにんでは、病児等を自宅で世話をを行う訪問型病児病後児保育を行っており、事業を始めた経緯と内容について説明がありました。

説明の中では、昨今の核家族化、共働き世帯及びひとり親世帯の増加により、突発的な病児の世話に対し、病児病後児保育は子育て世帯で喫緊の課題であるものの、施設型の病児病後児

保育だけでは対応できる人数が少ないことから、視察先法人では訪問型の病児病後児保育を行っております。

対象児童は軽微な病気のみではありますが、保護者の代わりに病院に付き添うなど施設型に比べ、できることの幅が多く相談件数も多いのですが、対応できるスタッフ数が足りず、ニーズが大きいことが感じられました。

しかしながら、事業を開始したばかりということや、施設型と違い補助金がないことから運営は厳しいとのお話がありました。質疑応答の中では、「本当ならば、家族が看護するのが一番いいと思うが、どう思っているのか」と質問に対し、「昔ながらの両親が看護できない場合でも祖父母が見てくれるなど、このようなサービス自体が不要になるのが一番である。しかしながら、今日では田舎と呼ばれるような地域からも相談があり、難しいと実感している」との回答がありました。

また、「県や市からの支援はないのか」との質問に対しては、「県は、ある程度、理解してくれている」「市とは、現在、支援制度について相談を行っているが、実績がネックになり、これからの話となっている。しかしながら、市の議員の中には支援をしてくださる方もいる」との回答がありました。

このようなことから、このサービスの必要性が一過性ではなく、行政の取り組みが必ず必要になると実感しました。

次に、いの町について報告いたします。

いの町では、森林行政について研修してまいりました。

いの町は、町の90%を森林が占め、また、1次産業の70%を林業が占める木材の町であります。そのため、いの町では森林政策課を設置し、国や県から補助制度の活用、いの町から高知市へ流れる仁淀川に対する高知市からの水利権及び一般財源を使って林業に対する支援を本格的

に行っております。

町としては、一般財源を使って事業を行うためには町民の理解が必要であるが、面積のほとんどを占める森林について町民は往々にして無関心であり、どうしても道路や福祉など生活に直結する施策を求める傾向が大きいとのことでした。そのため、町としては儲かる林業という考え方で、林業の発展、後継者問題の解決をすることにより、事業への理解を求めることとしております。

具体的には、間伐、森林作業用道路整備、再造林、降灰竹林除去、担い手支援などの事業を行っており、その中でも基礎となる部分が森林作業用道路をきちんと作成することにより、無駄な出費、時間を抑えられる効果があるとのことでありました。また、再造林をする場合には、旧来の画一化された植林ではなく、その場所にあった樹木を植樹することにより、よりよい環境での発育を促進できるとのお話もありました。

質疑応答の中では、「7月の九州北部豪雨災害では流木により被害が増大したが、挿し木による植林方法により根が深くなり、生育したために流されやすくなっていたと考えるがどうだろうか」との質問に対し、「今回の豪雨災害では予想を大きく超える降雨量であったために、実生でも流木という結果は変わらなかったのではないかと考えている。ただし、挿し木より実生のほうが根深く育つ分、倒れにくい」との回答でありました。

本市でも昨年の台風被害では、流木により二次被害が大きかったこともあり、改めて林業を進めることにより、森林保護を推し進めることが安全対策のためにも必要になると実感しました。

最後に、四万十町について報告いたします。

四万十町では、6次産業化について研修してまいりました。

四万十町は2町1村による合併で誕生した町

であり、それぞれ道の駅が開設されていたり、計画中であったことから、現在、町内に3つの道の駅があり、約20キロメートル間隔で点在しております。また、この道の駅は、全て指定管理者制度での運営が行われておりますが、うち1カ所は、第三セクター事業所での指定管理者制度による運営でございます。当日は、その中でも一番規模の大きい道の駅あぐり窪川を中心に説明を受けました。

あぐり窪川は、第三セクターによる指定管理者制度での運営が行われております。高知自動車道の現時点における最終地点である四万十中央インターチェンジが近くにあることから、交通面での大きな利点があり、年間40万人が訪れる道の駅であります。

あぐり窪川における一番の特徴として挙げられるのは、敷地内にある道の駅直営加工場でつくられる豚まんであり、四万十町は高知県でも有数の畜産が盛んな町であることから、安価で取引される豚の腕肉に付加価値を高めることを目的に開発されました。商品開発時にはフードコーディネーターに開発を依頼し、試作を繰り返し、商品開発を行いました。現在は、年間60万個を製造するほどとなり、工場はフル稼働しているものの製造が追いつかず、今ではあぐり窪川といえば、豚まんと言われるほどに県民に愛されております。ただし、製造される豚まんのほとんどは、町外や県外への卸販売となっており、道の駅単体ですべてを消費しているわけではありません。このことから6次産業化で重要なことは開発だけではなく、その後の流通や消費者への道筋をいかに構築するかにもかかってくるそうです。その結果、販路拡大に伴う工場拡大も計画されているとの説明もございました。

質疑応答の中で、「町内に道の駅は複数あるが、道の駅同士で情報共有をする場があるのか」との質問に対し、「町でそういう場を提供

したり、町内の道の駅だけで集まって協議をする場はないが、四国地区道の駅連絡協議会高知県ブロック会議があり、そういう場で協議や情報の共有を行っている」との回答がありました。

説明を受けた後、実際に道の駅の視察を行いました。豚まんを食べたり買ったりしている客を実際に見て、改めて名産品が大事であると感じました。

本市においても、来年、南の拠点ができるが、地元のすばらしい食材を生かした6次産業化における名産品を開発することによって、人及び販路拡大することは基幹産業である1次産業の発展にも必要になるのではないかと実感しました。

今回の所管事項調査は、垂水市にとって参考になる事例が非常に多くありましたこと、報告して終わります。

**○議長（池山節夫）** 次に、総務文教委員会委員長、持留良一議員。

[総務文教委員長持留良一議員登壇]

**○総務文教委員長（持留良一）** おはようございます。それでは、総務文教委員会の所管事項調査について報告をいたします。

10月25日から27日まで、三重県において、私ども総務文教委員会6名及び随員1名は、所管事項調査を実施しましたので、その結果を御報告申し上げます。

今回の調査は2つのテーマを議論の上、設定、実施しました。

1点目は、地域交通政策について。特に、生活と福祉を支えるという観点から、先進地を学び、今後の垂水の地域交通政策づくりに生かしていきたいという目的がありました。

ところが、出発前日、台風21号の被害により、被害者救済など災害復旧に取り組まなければならないと一報があり、やむなく観察地である三重県玉城町を断念することとしました。どのような点について調査する内容だったのか、若干、紹介しておきたいと考えます。今後、機会があ

れば、再度、観察、視察したいと考えているところでもあります。

ここでは、福祉などを支える交通を地域の福祉の課題と一体となって解決しようとして取り組んでいる自治体です。このバスは通称元気バスと言われています。特徴は、地域の問題、課題解決として交通問題という観点だけではなく、高齢者の安否確認等の福祉政策とともに地域の交通問題を一体的に解決した自治体の一つです。

福祉と交通が一体となった元気バスシステムの特徴は、家族全員の登録が多数を占め、そのデータを活用して生活状況を把握できるようになります。

生活状況は、予約の状況の資料から安否確認にも活用できるということです。さらに、このシステムは高齢者の見守りにも活用されています。

この事業は社会福祉協議会に事業の委託をしていることで、福祉政策として民生員との連携により高齢者の24時間の安全見守りも可能になるといえます。

このような元気バスシステムは、高齢者の外出機会の喪失、地域全体での見守りなど、多くの利点が指摘されています。特に、顕著なのが、後期高齢者の1人当たりの医療費が年々5%増加傾向にあったのが、導入後は横並び、もしくは約2,000万円ぐらい減少しているとのこと。この結果の相関関係を分析し、今後に活かしていきたいと検討も進んでいるようです。垂水にとって住民がどこに住んでいても安心に元気に暮らすことのできるまちづくりへ示唆を与えるものと考えます。今回、視察はできませんでしたが、資料等からも政策研究に値するものと考えます。

そこで、1日目の視察が困難になったことから、行政の課題になっている歴史資料館の問題について、松阪市と伊勢市の歴史資料館を独自に視察することにしました。

伊勢市は、伊勢市古市街道資料館、松阪市は、松阪市歴史資料館でした。

目的は、資料館が設置された経過、目的、運営等について見分することにしました。

この内容については正式な視察でないことから報告書に記されていますので報告は差し控えたいと思いますが、基本的な視点として、特に、松阪市の歴史資料館は、子供たちの教育と深くかかわっていることが学べました。視察したときに、小学校3年生が見学に来て館長より説明を受けて学習をしていました。そこに展示されている資料は、産業から松阪市の成り立ちなど一堂に見ることが可能で、子供たちは学習の段階に応じて学ぶことが可能になります。これらを見て、改めて資料館の必要性や意義を断片でありましたが、研修することができました。委員の感想にもあるように、歴史資料の散逸や保存、そして、展示、公開などの観点からも必要性を一層学んだと考えます。

次に、定住対策とまちづくりについて、朝日町について報告をいたします。

この町は三重県でも最も小さな町ではありますが、旧東海道や国道1号線が縦断し、2つの駅を有しています。このことで、名古屋市や松阪市のベッドタウンとしての機能も持ち合わせていることも大きな特徴です。また、戦前から東芝産業機器システムや、その後日立金属などの工場進出があり、その関係で中小企業が増え、工業企業町として発展してきている町でもあります。そのようなことから、第3次産業は6割近くを占め、農業など1次産業は、構成比でいくと1.3%しかありません。垂水市と共通するのは、合併せずに自立のまちを目指しているとのこと。これらの町を視察先に選択したのは、人口増加率が日本一の伸びを記録したこと、そのような中で、地域づくりをどのように取り組んだのかという視点を持って臨むことにしました。

この町を定住対策という点で比較検討することは問題外とは思いますが、取り組みや課題の中に共通する方向や対策の視点があるという考えもありました。

さて、研修には町長初め担当課長、議長や各委員会の委員長も参加していただき、さまざまな観点から多面にわたって研修することができ、幅広く深く学ぶことができ、大変有意義なものになったと思います。

では、なぜ人口増率が増えたかということですが、第4次総合計画で人口1万人を目標にして動き出したことです。その施策として、宅地開発と定住対策に要因があったようです。宅地開発については大変苦勞されたようですが、行政だけでなく、企業などの関係団体等の力も借りて取り組まれたようです。本市も潮彩町などの宅地開発で人口増を図ってきましたが、規模や条件等に違いがあり、比較検討はできませんが、共通の課題や方向性はあると感じました。

次に課題としたのが、人口増が図られても地域づくりが進んでいない、いかないと全体としての目指すまちづくりは難しいものがあります。

町のキャッチコピーは、「いきいき暮らす緑と歴史のまち朝日」となっています。そこで、検討されたのが、まちづくり協議会を設置して地域づくりの推進を図ることです。この土台になるのが、朝日町まちづくり条例があるようです。

その目的は、住民と協力し、住民参加を位置づけ、魅力ある住みよいまちづくりをつくることとしています。

特徴は、町民、町、町長の責務が明記され、議会にも責務があるということです。これらを根底に、議会は個性豊かな活力に満ちた暮らしのできる地域を形成し、発展させ、自治区民のきずなを深めることを目的とし、取り組む事業等を交付金で支援していくものになっています。

現在、本市も各地区単位で取り組んでいるも

のと同じような内容で、事業等も共通するものは数多くありました。全国の共通の取り組みとして、子育て支援がありました。医療費の無料化で、今後、さらに充実させるということでした。この点では避けて通れない課題であることも理解を受けることができたことは有意義だというふうに考えます。

最後に、研修をして委員の共通したものは、粘り強く人口対策としてまちづくりに取り組んでいきたい、地域の状況を生かして粘り強く取り組む課題であることを再認識し、さらに検討も必要である。地域住民の声を反映できるような仕組みが必要という感想もありました。

以上の報告となりますが、施策として提言は単純ではありませんが、置かれている状況を生かして施策を研究すること、住民の参加によって取り組んでいくことが必要であるということです。

今回の所管事項調査は、垂水にとって参考になる事例が非常に多くありましたことを報告して、委員会の報告といたします。

以上です。

○議長（池山節夫） 次に、議会運営委員会委員長、川尻達志議員。

[議会運営委員長川尻達志議員登壇]

○議会運営委員長（川尻達志） おはようございます。

去る11月15日から11月17日にかけて、議会運営委員会委員4名と随員1名により、静岡県熱海市、山梨県大月市にて所管事項調査を実施しましたので、その結果をご報告申し上げます。

今回の所管事項調査の目的は、人口、議員定数ともに比較的本市と類似する規模の自治体における議会運営の実態を調査し、今後の本市における議会運営の参考とするものであります。

まず、調査内容について。

1点目が一般質問について、通告書記載、打ち合わせのあり方、時間、回数等。

2点目として、議員定数削減に伴う弊害について、委員会構成、議員報酬、女性議員の有無、議員構成等。

3点目が、議会報告会について、実施の回数、時期、内容、住民への周知方法、団体への公募等であります。

4点目、常任委員会について、関連質問、その他の発言、市長等の出席、あるいは待機の有無等の4項目を両市における共通の調査事項とし、熱海市議会については、これらのほかに新庁舎の建設についても調査をしてみました。

初めに、熱海市議会について御報告申し上げます。

調査項目1の一般質問については、一問一答、もしくは一括質問、一括討論のどちらかを選択し、持ち時間は1人45分で質問回数は無制限、執行部との打ち合わせについては行っているとのことでしたが、本市のように関係課を一堂に集めての打ち合わせは行っておらず、質問等があれば、当局と議員間で、直接、やりとりを行っておりました。

また、打ち合わせに関しては、一切、事務局は関与せず、打ち合わせ内容についても議員個々によるものであります。

調査項目2の議員定数削減に伴う弊害については、2常任委員会、3特別委員会があり、議員1人当たりの負担が大きいと感じました。

議員定数については、改選のたびに削減をされており、現定数15名、これ以上の削減は市民の声を吸い上げることができなくなるとの考えが示され、同感するものであります。

委員構成は、28歳から90歳までと幅広く、平均年齢は57.8歳、女性議員も一名在籍しておりました。過去においても5名の女性議員が当選をし、要職を務めておられました。また、若手議員も平成22年以降、20歳代の議員が誕生していました。

議員報酬については、関東首都圏ということ

もあり、本市の1.5倍程度あり、政務活動費は支給されていませんが、行政調査費用として常任委員会は1人12万円、会派へは1人10万円支給されておりました。ただし、議会運営委員会は所管事項調査を行っておらず、費用も支給されていませんでした。

調査項目3の議会報告会は実施されておらず、市議会だよりで市民に報告されているだけでした。

調査項目4の常任委員会における関連質問は、所管内容では許可されており、その他質問も付託案件終了後に時間が設定されていた本市と変わりはありませんでしたが、市長は常任、特別委員会ともに出席されており、説明責任をしっかりと果たそうとする姿勢が感じられました。

調査項目5の新庁舎建設については、当初は新設の方向で進んでおりましたが、財政難を理由に分庁化に方向転換をし、規模、予算を抑え建設をされております。

当初計画では40億円の建設費を分庁化することで23億円に抑え、デザインや規模など無駄、無理を省く熱海市の姿勢を強く感じました。また、庁舎建設のための積立金を病院誘致にも使うことで利益を市民に還元されたことは非常に興味深い話であり、本市が現在取り組んでいる庁舎建設においても大いに参考にしたいと思いました。方向転換をした市長の英断とそれを支持した市民に共感を覚えました。

次に、大月市議会について報告いたします。

一般質問については一問一答制で、持ち時間は代表質問60分、個人質問40分で、質問回数、無制限、執行部との打ち合わせは行われておらず、担当部署が、直接、各議員に問い合わせをしておりました。

また、特筆すべきは、議長と議会運営委員長が通告内容を精査をし、調整を行っていることと、事務局長が執行部の打ち合わせに出席し質問内容について説明を行っている点でありまし

た。このことが本市と比較すると、質問者が少なく、一般質問が1日で終了した要因だと思いましたが、重複している質問でも切り口を変える等の工夫を議員としてすべきであると感じました。

議員定数削減については、どこまで削減しても市民の理解は得られることはなく、現行定数が限界であるとの認識で全く同感するものでした。

現行制は最年少43歳、最年長71歳、平均年齢は59.9歳、女性議員は過去に1名が2期当選されたが、現在は在職されておりませんでした。その方は共産党の公認だったとの説明がありましたが、全国地方議会の女性議員のほとんどが政党の公認候補であり、本市においても政党や団体の公認推薦がないと難しいのではないかと感じました。

議員報酬については、議長と議員で報酬額に余り差がないことが特筆される点で、政務活動費はこちらも支給されておりませんでした。

議会報告会については、こちらも実施をされておりませんでした。各種団体との意見交換会を行っており、議会報告会にかわるものと認識を示されました。

常任委員会における関連質問及びその他の質問については、いずれも認めているとのことでした。また、本市同様、市長は常任特別委員会にも出席されていないということでありましたが、議会としては、政策方針は市長答弁が不可欠であり、委員会が重要な審議の場であるとの認識から市長の出席を望まれていました。

また、閉会中に議員定例懇談会を市長出席のもと開催をされており、情報共有の観点から有意義と感じました。

所管事項調査を通じて、他の自治体の議会運営の実態を調査し、大いに参考となる事例を数多く学んでまいりました。議会としての責任を果たすためにも議会運営委員会の果たす役割の

重要性を再認識し、垂水市議会の議会運営のあり方やさらなる議会改革の必要性を強く感じました。今回、学んだ多くの事例を今後の参考してまいりたいと考えております。

以上で、議会運営委員会所属の所管事項調査の報告を終わります。

○議長（池山節夫） 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第12号上程

○議長（池山節夫） 日程第4、報告第12号定住促進住宅の家賃等の請求及び明渡しの請求に関する和解についての専決処分報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

○土木課長（宮迫章二） おはようございます。報告第12号定住促進住宅の家賃等の請求及び明渡しに関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分事項の指定によりまして専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

専決処分の内容でございますが、平成29年10月6日、鹿屋簡易裁判所法廷において、土木課住宅担当職員と当該者は賃貸借契約が引き続き存続していることを相互に確認し、当該者は滞納使用料の支払い義務があることを認め、納入方法や納入場所についても確認されたところでございます。

また、支払いを3回怠ったときは、残額を直ちに支払うことや、そのことで本件賃貸借契約が解除となった場合には、本件定住促進住宅を明け渡す条件で和解成立したものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（池山節夫） 以上で、報告第12号の報告を終わります。

△報告第13号上程

○議長（池山節夫） 日程第5、報告第13号専決処分の承認を求めることについて（平成29年

度垂水市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

報告を求めます。

○**財政課長（野妻正美）** おはようございます。報告第13号専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

衆議院の解散に伴いまして、衆議院議員総選挙費の関連経費の執行に急施を要し、平成29年9月28日に平成29年度垂水市一般会計補正予算（第4号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

補正の理由でございますが、10月22日に実施されました衆議院議員選挙の準備等関連経費について予算措置をしたものでございます。今回、歳入歳出とも1,288万8,000円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は122億1,005万3,000円になります。補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページから3ページにかけての第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

事項別明細でございますが、まず歳出から申し上げます。

7ページをお開きください。

投・開票立会人の報酬、選挙事務従事職員の時間外手当、選挙事務に要する消耗品等の物件費、ポスター掲示板設置の工事請負費等を計上しております。これらに対する歳入は6ページの歳入明細にお示ししてありますように、県支出金の特定財源を充てて収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○**議長（池山節夫）** ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という者あり〕

○**議長（池山節夫）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第13号を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（池山節夫）** 異議なしと認めます。よって、報告第13号は承認することに決定いたしました。

△議案第57号～議案第65号一括上程

○**議長（池山節夫）** 日程第6、議案第57号から日程第14、議案第65号までの議案9件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第57号 平成28年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第58号 平成28年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第59号 平成28年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について

議案第60号 平成28年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第61号 平成28年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第62号 平成28年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第63号 平成28年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 平成28年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 平成28年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○**議長（池山節夫）** ここで、決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

〔決算特別委員長堀添國尚議員登壇〕

○**決算特別委員長（堀添國尚）** 決算特別委員

会の報告をいたします。

去る9月22日、平成29年第3回定例会において決算特別委員会付託となり、閉会中の継続審査となっております平成28年度垂水市一般会計、国民健康保険特別会計、交通災害共済特別会計、地方卸売市場特別会計、老人保健施設特別会計、漁業集落排水処理施設特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計の各歳入歳出決算について、10月18日及び19日の2日間、決算特別委員会を開き審査いたしましたので、その結果報告いたします。

審査に当たっては、決算の性質に鑑み、予算が議決の趣旨、目的に沿って適正に執行され、かつ初期の目的が達成されたかどうかなどに重点を置き審査いたしました。

なお、計数については、監査委員の審査を十分尊重し、決算報告書、決算意見書に基づいて審査を進め、各関係課長の説明を受けながら、予算執行の実績、効果等を確認し、その適否について慎重に審査いたしました。

最初に、一般会計について申し上げます。

まず、歳入について市税を見ますと、1人当たりの所得額が増加したことにより、市県民税が増加となりました。

また、台風16号による災害復旧支出額が増額されたことに伴う県支出金が前年度より3億3,800万円余り増額となりました。

合わせて、ふるさと応援寄附金の増額も年々ふえてきており、前年度より1億6,000万円近くの増額でありました。その結果、本市の主要財源である地方交付税や各種交付金等が減額となったものの歳入全体として前年度比で9億4,574万1,000円、8.6%の増となっております。

市債の発行額については、臨時財政対策債や災害復旧事業債を除く通常債の発行額が4億9,590万円で、前年度より8,000万円程度減額となっております。

次に、歳出について。増額幅の大きなものは、台風16号災害に係る災害復旧事業費、垂水中央運動公園改修事業及びふるさと応援寄附金の増に伴う積立金の増加によるものです。

一方、減額幅の大きなものは、教育費、商工費、消防費ですが、水之上小学校体育館整備事業の完了、森の駅たるみずの指定管理者制度開始による運営費減、消防ポンプ車購入完了によるものです。結果、一般会計決算額の実質収支額は2億8,745万2,000円の黒字が計上されました。

また、特別会計においても健全財政に努めた結果、全ての会計において黒字であることが報告されました。

なお、基金の状況でございますが、財政調整基金は1億9,835万8,000円を新たに積み立て3億3,795万5,000円を取り崩しましたので、年度末残高は15億3,854万円となっております。県下19市の中で16番目となっております。

また、大規模な市有施設の整備を図るための市有施設整備基金ですが、1億3,036万6,000円増額の11億3,083万6,000円となっております。

それでは、一般会計の主な質疑について報告いたします。

最初に、企画政策課所管において、新規事業である就地拡大事業の実績はどの質疑がありました。これに対し、若者は垂水に就業を意識し、若者に垂水のよさを知ってもらうことを目的とした事業であり、前年度の実績として鹿屋体育大学と包括連携協定を結び、マリン施設整備のための協議会設立準備、鹿児島国際大学においては、地方創生に関する連携協定を結び、5回の寄附講座を行いました。垂水高校では、「同校卒業生が参加したディスカッションを開催しました」との回答がありました。

次に、社会教育課所管において、公民館の外壁改修工事が行われ、「見た目がよくなったが、耐震等を含め今後の考えは」との質問に対し、

「施設が明るくなり、これを契機に公民館活動も活発になってほしい。そして、市民館も含め、いろいろな対策をとらないといけない時期であるため、いろいろ調査研究を行っているところでもあります」との回答がありました。

次に、福祉課所管において、「放課後児童クラブの実績とこれからの計画は」との質問に対し、「28年度の垂水児童クラブ利用者延べ人数1万6,312名、水之上児童クラブ3,517名となっている。今後の計画については、柘原ではさぎなみ保育園に計画を立てており、協和についても来年度開設に向けて検討はしている。牛根地区については、どのような形なら実現可能であるかの検討を進めているところである」との回答がありました。

次に、保健課所管において、「昨年引き続き施設待機者が多く、地域包括ケアセンターが開設されたことから高齢者が住みなれた地域で住んでいくためには小規模多機能型の介護施設が必要とする部分が多々あるので、第7期介護保険事業計画において、牛根地区には小規模多機能型施設がないため、引き続き募集してもらおうよう要望がございました。

次に、農林課所管において、有害鳥獣対策費として補助金が出されているが、実績と具体的な駆除方策はどうなっているのか」との質問に対し、「28年度の捕獲頭数はイノシシ512頭、猿21頭、タヌキ54頭、アナグマ49頭、カラスが25羽となっている。駆除方策については、ワイヤーメッシュと電気柵の併用で一定の効果はあるものの、十分でないところもあることから目覚ましい効果があるようなところがあれば、先進地視察などを行って対策を進めていきたい」との回答がありました。

また、「台風16号災害における復旧工事の状況はどうなっているのか」との質問に対し、「基本的にほぼ発注済みであるが、農地農業用施設については3件を発注していない。林道に

については12件残っている」との回答がありました。

次に、特別会計決算について報告いたします。

交通災害共済特別会計において、「県内の市町村において、交通災害共済制度をなくするところも出ていると聞くが、現状はどうなっているのか」との質問に対し、「現在、本市を含む7市でこの制度を運営している。あと、県市町村事務組合という組合組織にて1組合が運営している」との回答がありました。

次に、介護保険特別会計については、「介護保険料は年金からの天引きにより支払われていると思うが、収入未済額が発生するのは、なぜなのか」との質問に対し、「少額の方だとか、年金を担保にお金を借りていらっしゃる方については、年金からの天引きができずに、納付書等で支払いになり、そういう方が支払いできない場合に収入未済が発生することとなる」との回答がありました。

次に、老人保健施設特別会計については、「一般会計からの繰り入れが約5,500万という状況だが、今後の見通しはどうなっているのか」との質問に対し、「コスモス苑自体の収支は2,300万円ほどの黒字にはなっているものの、起債償還金を充てると結果的に赤字になってしまう。この状況は、償還が終了する平成38年度まで続くと考えている」との回答がありました。

次に、地方卸売市場特別会計について、「昨年度の決算委員会において、存続に向けて運営及び施設面での将来的議論を重ねていくとの話があったが、今回の台風災害も含めてどのように考えているのか」との質問があり、「市場の買い受け人である垂水市内の小売店が少なくなっていることから、新たな買い受け人の掘り起こしとして新規の小売店や道の駅、ホテルアザレアが新しい買い受け人となるため、取り扱い量がふえていくのではないかと思っている。施設の老朽化に伴う更新は同規模の他市場が試算

したところ、1億円かかるとの話があったことから、断念した経緯があったとのことで引き続き改修か建て替えを検討していきたい」との回答がありました。

以上のような審査を行った結果、当委員会としては、一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算ともに、適正であると認めることの意見の一致を見ました。

以上で報告を終わります。

○議長（池山節夫） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という者あり〕

○議長（池山節夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。各議案に対する委員長の報告は認定であります。各議案を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、議案第57号から議案第65号までの議案9件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。次は、11時15分から再開いたします。

午前11時5分休憩

午前11時15分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第66号及び議案第67号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第15、議案第66号及び日程第16、議案第67号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第66号 南の拠点整備事業（B棟）の契約  
について

議案第67号 第5次垂水市総合計画基本構想に  
ついて

---

○議長（池山節夫） 説明を求めます。

○企画政策課長（角野 毅） おはようございます。議案第66号南の拠点整備事業B棟の契約について、御説明申し上げます。

その前に1点、御報告いたします。

契約書でございますけれども、11月22日に本市契約関連アドバイザー弁護士より、契約書の一部削除の申し入れがございましたので、御報告いたします。

一部削除についてでございますけれども、事前に配付をしてあります契約書34ページの第100条第1項のただし書き以下の削除でございます。双方の弁護士確認の上で、一部削除を行ったことを御報告をいたします。誠に申しわけありませんけれども、お手元の契約書34ページ、第100条第1項のただし書き以下について削除をお願いいたします。

それでは、議案について御説明をいたします。

南の拠点整備事業B棟は、6次産業化及び観光振興を目的とした物産館及びレストラン機能を持つ施設でございます。

整備資本については民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法に基づく手法を採用いたしまして、平成29年度一般会計当初予算にPFI事業運営負担金として債務負担行為を設定していただきました。

今年度、PFI法に基づき事業を進めてまいりました。そして、先の9月議会で10月31日に事業候補者である鹿児島総合企業体グループと事業契約に向けた基本協定を締結しましたことを御報告いたしましたけれども、その後、事業

候補者の事業法人設立、また事業者及び市担当弁護士による契約書案の確認作業を行いまして、11月15日に仮契約を締結いたしました。ただし、今回、契約金額が1億5,000万円以上となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、契約の内容について御説明いたします。

契約の内容でございますが、南の拠点整備事業B棟の整備、建設予定地は垂水市浜平大字中村2036の6、契約金額は5億9,405万5,000円、契約の相手方は垂水市栄町77の1、株式会社鹿児島総合企業体グループ、代表取締役、吉田健朗、契約日は議会の議決日でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

なお、11月24日開催の議会運営委員会において、今回の議案でございます契約内容について全員協議会での説明を求められましたことから、本日、本会議終了後の全員協議会において、説明の場を設けておりますことを報告させていただきます。

以上でございます。

続きまして、議案第67号第5次垂水市総合計画基本構想について、御説明申し上げます。

今回の議案、第5次垂水市総合計画基本構想は、現行、第4次垂水市総合計画の最終年度が平成29年度末となっておりますことから、平成30年度から新たな10年間のまちづくり計画として、昨年度から策定を進めてきたものでございます。

初めに、計画策定の基本的な考え方でございますが、次の3つの考え方に沿って策定を進めてまいりました。

1つ目が、市民参画の策定体制づくりと市民目線でわかりやすい計画。

2つ目が、現行の第4次総合計画の政策や施策の評価を踏まえた計画。

3つ目が、現在取り組んでおります垂水市総合戦略を重点化した計画といたしております。

次に、策定体制でございますが、第4次総合計画と同様、策定主体を垂水市とし、その他諮問機関として総合開発審議会、議決機関として市議会といたしております。

また、鹿児島大学の御協力をいただき公開講座を実施し、市民参加の機会をつくることでございます。

次に、策定過程でございますが、本年8月30日、基本構想素案を庁内決定し、9月議会の全員協議会で議員の皆様へ素案説明を行った上で、パブリックコメントを実施しております。その後、審議会から11月7日に基本構想素案に対する答申書が提出され、11月10日、庁内で基本構想案を最終決定いたしております。

次に、計画のポイントでございますが、基本構想は2部構成となっており、第1部は総合計画の策定の趣旨と位置づけ、基本的な考え方など基本構想を策定する上で基本的な認識事項をまとめ、第2部が基本構想の本編となっております。

なお、基本構想の本編では、まちの将来像を「九つの彩り豊かに健やかな人を育む垂水」としてこのまちの将来像を実現するため、次の4つの目標を掲げております。

1つ目の目標、産業振興の分野では、地域資源を活用したにぎわいのあるまち。

2つ目の目標、教育・文化の分野では、次世代の担い手を育成支援するまち。

3つ目の目標、安心安全、健康福祉の分野では、安心して生き生きと暮らせるまち。

4つ目の目標、生活環境の分野では、豊かな自然の恵みを次世代に受け継ぐまちといたしております。

以上、基本構想の概要となります。なお、現行の第4次総合計画を含め、これまで総合計画は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、

議会の議決事項となっておりますけれども、平成23年の改正地方自治法に伴いまして、法的な策定義務がなくなり、地方自治法上の議決権の案件でなくなりました。そのため、昨年、第4回垂水市議会定例会におきまして、垂水市議会の議決すべき事項を定める条例の一部改正の議決を経て、総合計画基本構想議決事項とさせていただきますので、この条例に基づき、今回、議会の議決を求めようとするものでございます。

御審議方、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（池山節夫）** ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○川尻達志議員** さっきの100条の件なんですけれども、双方の弁護士が立ち会ったということで法的に問題はないかもしれないんですけども、まず、その6億になんなんとする金額で、議会に提出するその直前にこういったことが起きて非常に残念である。それと、詳しく聞いていないんですけども、理解できなかったんですけども、仮契約のこれ、入っているんでしょう。仮契約の破棄、そういうことでしょうか。

それと、次に、101条で仮契約の解除とあるが、仮契約が破棄された場合に101条も生きるわけ。素直な疑問です。仮契約がなくなって、仮契約という条項が、解除という条項があるんですけども、整合性があるか、2点。

**○企画政策課長（角野 毅）** 第100条の修正の報告でございますけれども、これにつきましては、先ほども申しましたけれども、関連アドバイザー弁護士により調整を行った上で、特に、問題のない文言ではあるけれども、今回、削除の協議をしたということで報告があったものでございます。我々としてはこの報告を受けて、今回、この契約書の内容に変更があった部分を報告させていただいたということになります。

101条の契約についてでございますけれども、この100条につきましては、本編のこの契約書

が現行で仮契約であることを表示するものでございまして、この議決以降の部分については、議決が行われた後は、この101条については仮契約の解除というものは、もう双方行われないうことでございます。

**○議長（池山節夫）** ほかにありませんか。

**○川尻達志議員** この100条と101条の絡みの話なんです。これ、100条がだめになったわけだから、仮契約の解除もだめになるという考え方じゃないかという質問なの。もともと仮契約なくなる……。

**○企画政策課長（角野 毅）** 100条はこのまま生きております。100条の第1項、この契約は仮契約とし、垂水市議会の議決があったときに本契約となるものとするというこの第1項については残っているということでございます。

（発言する者あり）ただし書き以下です。ただし、第57条第5項は仮契約の締結のときから効力を証するものとするという項目が削除されるということでございます。いいですか。

**○議長（池山節夫）** もう一度。

**○川尻達志議員** ということは、こういう催促をと申し上げたんですけども、6億になんなんとする予算を議会に諮る、大変な議会に対する侮辱ですよ。このことについては、今までもみんなしっかりと議論してきた、我々もなるだけね、南の拠点がいい方向でいくようにということで厳しい質問をしたつもりです。ところが、直前にこういうことがあるとするならば、非常にこの議会と皆さん方との信頼関係がなくなるかなと思うんですけども、市長、どうですか。

**○市長（尾脇雅弥）** これまでもいろんな質問を受けて答弁してきたとおりです。非常に重要な案件です。まちの大きな方向性を決めていく中で、議会の皆様方に説明をしてお答えをしたわけですけども、川尻議員がおっしゃるように、直前になって事務的な手続として、こういうような形で初日に意見をしなければいけない

ということに対しては、おわびを申し上げたいというふうに思います。

**○川尻達志議員** 金額の多寡じゃないとは思いますが、やはり執行部の脇の甘さを非常に感じました。予算というのは、市税から出た金なんですよ。皆さん方の一番の仕事は、予算を正確に執行することです。この1点で大変、今、ちょっと疑問を感じておりますけれども、ぜひこれから南の拠点についてもですけども、しっかりと基本に立ち返ってやっていくことをお願いをしたいと思います。そうしないと、たったこれだけのことで市民に入りますと全くという話になる、ぜひ、そのことについて今後も皆さん方がお一人お一人がしっかりと胸にたたき込んでやっていくことをお願いします。

以上です。

**○議長（池山節夫）** ほかに。

**○池之上誠議員** 66条について、質問というよりもちょっと確認なんですけれども、先ほど出ました仮契約のこの第100条ただし書き以降は削除というふうに言っていましたけれども、私はここを聞きたかったんですよ。ということは、57条ちゅうのは収益サービス、21ページにありますけれども、そこを見ますと、57条の5項という項がないんですよ。だから、どこにあるのかなと非常に悩んでおまして、こういうこと、こういう契約書をちゃんと事前にチェックをされたのかなという疑問が甚だ大きい。これは、今、削除をしたということですので、57条の5項がどんなものだったのかなという興味はありますけれども、これ、ちょっともう置きます。

それともう1つ、20ページの維持管理業務の中の第54条なんですけれども、維持管理業務の関与は、別紙10で定める維持管理業務の範囲以外の部分とするというところで別紙10を見ますと、その範囲は別図によると、別図1によると書いてありますけど、その別図1が添付されていない、どこなんですかと疑問に思う。こ

の契約書を読んで、そういうのは関係ないのかと、知らんでいいわという意味合いで添付されているのか、その点についてはちょっと答弁いただきます。

それともう1つ、別紙1の日程表の欄を見ますと、基本設計としての提出期限と実施設計としての提出期限が平成29年の12月22日同日付になっております。これ、36ページ。基本設計というのは、事業体が提案をしたときにいろんなパーツとかいろんな図面をいただきました。そういうところの部分が基本設計でなかったのか、じゃあ、提案をしていただいたときの図面というのは何だったのかなというふうに思うんですけども、ここ辺の考え方、基本設計と実施設計が同日日に提出期限になっているというところのこの契約書の内容、どういうふうに考えたらいいか、そこをちょっと教えてください。とりあえず、その2つ。

**○企画政策課長（角野 毅）** 別紙10の範囲書きの第12条の別図1という表示がないということでございます。ここについては、資料としての提出については提出を別途行わなければならないと思いますので、整理をしておきます。

それから、提出期限の部分でございますけれども、基本設計図の作製図、それから実施設計図の提出期限、このものが同日になっているということでございますけれども、この部分につきましては、SPCの事業所の企業努力によりまして工期についての進捗を図るために、もしとれなくても実施設計の部分について、先に進めておくことで、事業日程がとれるということで、同日付で設計の提出ができるように配慮を行っているところでございます。その関係でこういう形になっております。

**○池之上誠議員** 別紙、別図について提出をすると、しなければならなかったというようなことを言われましたが、しっかりとした資料をいただきたいというふうに思っております。

基本設計のことについては、ちょっと、今、意味がわかりませんので、もうちょっとまた後もって聞きたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

それと、さっき冒頭、政策課長が、私の聞き間違えかもしれませんけれども、基本協定の締結が10月31日というようなことを言われたように思うんですけれども、基本協定は8月31日だったと思っております。その点は確認をして、後で訂正なりしていただければ思っておりますので、よろしく。

○企画政策課長（角野 毅） 8月31日の間違えでございます。

○議長（池山節夫） よろしいですか。ほかに質疑はあります。

○感王寺耕造議員 あともって、全協があるということなんですけれども、全協のとき、議事録が残りませんので、ここで1点だけ確認させていただきます。

先ほど川尻議員のほうから質問がありました第2項、第100条の第2項を削除すると。第1項の垂水市議会の議決が得られなかった場合においても乙は甲に対し、乙は工事を引き受ける方。甲は市、市に対し損害賠償の請求その他一切の請求を行わないことにするという。逆に言やあ、議会で否決されたら、損害補償の責務を負うということですね。これは重要な問題だと思うんですけれども。ほいで、これについては、商取引法上、また商取引の慣行法上といたしますか、慣行上、こういう文言を盛り込んだりだめなのか、だめでないのか、それだけ確認させていただきます。

○企画政策課長（角野 毅） 今、感王寺議員のほうから出ました言葉ですけれども、その損害賠償を求められないと請求は行わないよというものでございますので、この要綱については、双方の弁護士のほうが協議の上で協議を行っておりますので、そういう法的なものは十分クリ

アされた文言だというふうに認識しております。

○感王寺耕造議員 私の質問の趣旨がちょっとうまく伝わっていないようですね。弁護士さんですから、法律のプロですね。ことはお互い話し合いがあつて商取引上問題があるから、商取引の慣行上問題があるからこれを削除したことですかとということですよ。その双方の弁護士が話し合つて取り下げるようになった理由は何なのかというのを、それを知りたいんですよ。

○企画政策課長（角野 毅） 確認をしておきます。第100条の第1項のただし書き以下の削除になりますので、第100条の第2項については生きております。

○感王寺耕造議員 これは生きておる。

○企画政策課長（角野 毅） はい。

○感王寺耕造議員 わかりました。

○議長（池山節夫） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

○持留良一議員 これは根本的にある……。

○議長（池山節夫） マイク。

○持留良一議員 ものなので、私は非常に2つの点で、今、危惧をしているんです。要は、共通して言えるのは、この今指摘された問題も含めて契約書自体が本当に問題ない契約書なのか、どうなのか。客観的に見て、法的に見て、問題ないものなのかどうなのか。さっき不備も出されましたし、いろんなついていない添付資料等も指摘もされました。そうすると、これが本当に議会の審査として耐えうるものなのかどうなのか、皆さん自身がどれだけ理解されているのか、双方の弁護士といたしますけれども、じゃあ、そのことをきちっと検証する中身は何かあったのかどうなのか、そうでないと私たちはその延長線で議論していくと、非常に無責任な結果として、この契約書を議論しなきゃならないという点が出てくる。私はそこに非常に危惧するんです。私自身はそのことについて責任を負えないんじゃないかなというふうに思っています。そ

うすると、最終的にこれはちょっと継続になるよねというような形もあり得るといふふうに1つは思います。

2つ目は、この契約書の前提として、皆さんのほうはこの事業計画書及びサービス収益サービス提案書というのを議論されて、それをいわゆる審査の中で見て、これはもう妥当性があると、オーケーだということをおの間議論されて、そして、委員会でもそれを結論出されたといふふうに思うんですが、何よりもこの契約書は何を求めているのかというのは、要は、ゴーサインを出すわけですよ、私たちがね。最終的なこの事業計画の、南の拠点はもうここに委託をして契約をして事業がスタートしますよと、そのことに対して契約書というのは、ゴーサインを出す。ところが、肝心な問題がこのことの中であると思うんです。私は、9月議会でそのことを課長にも指摘をし、課長は、そのことについては資料も出しますといふことで議事録でも、そのことは、私、今、確認もしています。要は、この事業所、もしくは見積り等も含めてどういう事業計画になっていくのか、その内容がわからないと、私たちにはこの契約書に関してその流れの中で私たちも判断しなきゃいけないわけですので、あなた方がちゃんとこういう形で見えらっしゃいます。そして、この契約書の中にも事業計画書の毎年の提出も求めらっしゃるといふ中で、私たちやっぱりこの部分がないと最終的な判断ができない、それと合わせて契約書、問題点あれば指摘をしていくということになるんですが、この上での私たちが事業の採算性とか安定性とか見ていく中での事業計画書、もしくは見積り等も含めてですけれども、この提案書を出すと言われたんですが、いつ、どこで、形を出してこられるんでしょうか。

**○企画政策課長（角野 毅）** 契約書につきましては、我々としましても十分に法的なものを

クリアしていただいているといふふうに認識をしておりました。ただ、今回、この100条のただし書き以下の一部が削除されたといふことで、非常に反省をしなければならないといふふうには考えております。

それから、公表の部分でございますけれども、ここにつきましては、9月22日、ホームページ上で提案の内容でございますとか、提案の手續、審査の公表といったものについては、全て公表を行っております。

**○持留良一議員** 私たちにこの事業計画書といふのを出されていますよね、企業のほうは。その中に、15年間の計画も出ていますよね、事業計画。これがないと、いわゆる事業見通しですよ。事業計画、どんなふうやっていくのか、1年間どんな計画でやっているか。例えば、どういうサービスを行って、そして、どれだけの交流人口を図っていくのか、そして、1年間の売り上げはどうなっていくのか、そういう部分がどんな形で構成され、そして、また、そのことが事業計画に下りてきたのか。あなた方がちゃんと見ていらっしゃるんでしょう、この計画書を。それで、皆さんは審査をされてきたわけですよ。それだったら妥当だと、これだったら安定して採算性のとれる事業計画になっていくと。ところが、私たちはそれがなくて、それを見んとこの契約書に急に入ってくるわけですよ。じゃあ、何をもってこの契約書を判断するんだと、それはそういう事業計画をちゃんとやっていけるから、安定した採算性のとれる事業だから間違いないと。じゃあ、契約書はどうなっていくんだといふふうに、一般的な私たち議会のサイドとしてはそうなるはずなんですよ。それが、私たちが議会として市民にその負託を受けた形での責任だと、そのものの責任が発揮するためにはやっぱり事業見通しなど、そのことがないとできないんですよ。そのことは9月議会でも確認したじゃないですか。出さ

れるんですねと、あと国のほうも通告でね、ちゃんと出しなさいと、そして、皆さんはそれに基づいて判断をされたわけですよ。この計画でいいよと。だから、そのことが、今回、出てこないもんだから、この契約書だけで私たちは判断していいのかと。それじゃ、何も議会の役割がないじゃないですか。そのことを指摘をしているんです。（発言する者あり）

○企画政策課長（角野 毅） 公表を、我々としては、その提案の内容については9月の22日のホームページにて公表を行っていたものですので、公表を行っているというふうに認識しておりますけれども、そのことについて改めて確認していただくとすれば、公表している内容をお見せするという形でよろしいのでしょうか。

○持留良一議員 こういうことを言っているんですね。「この事業の収支見通しはどうなっていくんだという最大の判断材料がない」と。「じゃあ、これ、どうするんだ」と言ったら、「調査が終わりましたら、私たちに出していただきたいというふうに思います」と言ったら、「出していきたい」というふうにこう回答されているんですよ。ところが、出てこないもんだから、今もこの段階で契約書を、じゃあ、何に基づいて議論していく、契約のただこの文言とか数字とかそれだけを議論するのが契約書の中身なのかと。そうじゃないでしょうと。どういう採算性がとれて、事業の見直しがあつて、これ、本当に安定性が確保できるねと、この企業だったら大丈夫だねということにならないんですよ。その部分がないから、私たちは問題にしているんですよ。だから、あなたが9月議会に出しますと言っている、だから、それが出てこないもんだから、ホームページでは何かそのあたりが出てくるような状況じゃなかったんです。私が見たら。だから、そのことを私も先ほど言いましたとおり、ホームページで出したら、この様式だけが出てきたわけですよ。中身はない

わけですよ。そのことを指摘をしているんです。

○議長（池山節夫） 答えられますか。

○企画政策課長（角野 毅） 公表できる部分については公表がしてあるというふうに認識しておりますが、その資料がお手元に届いていないことが問題であれば、そこについては整理をさせていただきます。

○議長（池山節夫） よろしいですね。ほかに質疑ありませんか。

○北方貞明議員 私が些細な……。

○議長（池山節夫） マイクを。

○北方貞明議員 些細なことかもしれませんが、あの契約書ですよ、もし印鑑の押し方、収入印紙も割り印が押してありますね、ちゃんと。そして、普通の企業体の方が、もう名前の後ろにちゃんと印鑑が押してあります。垂水市長の印鑑は、字をかぶさってなく押してあるには、これは、公印として正しい押し方なんでしょうか。名前をかぶって押すのが公印の押し方の基本じゃないでしょうか。誰が押したか教えてください。

○企画政策課長（角野 毅） 企画政策課で確認、決済後に押していると思います。誰が押したかということについては、ちょっと現状確認ができませんので。

○議長（池山節夫） 北方議員、マイクを。

○北方貞明議員 この印鑑の押し方、こういう形で正しい押し方かと聞いてるんです。名前をかぶって押すのが本当の印鑑の押し方じゃないでしょうかと。

○企画政策課長（角野 毅） この契約書については向こうも、それから、弁護士のほうも確認をされておまして、問題はないというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（池山節夫） ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」という者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいまの議案第66号及び議案第67号の議案2件については、いずれも総務文教委員会に付託の上、審査をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、議案第66号及び議案第67号の議案2件については、いずれも総務文教委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

△議案第68号～議案第70号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第17、議案第68号から日程第19、議案第70号までの議案3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第68号 垂水市立医療センター垂水中央病院の指定管理者の指定について

議案第69号 垂水市立介護老人保健施設コスモス苑の指定管理者の指定について

議案第70号 垂水市道の駅交流施設の指定管理について

---

○議長（池山節夫） 説明を求めます。

○保健課長（鹿屋 勉） 議案第68号垂水市立医療センター垂水中央病院の指定管理者の指定について及び議案第69号垂水市立介護老人保健施設コスモス苑の指定管理者の指定についてを、一括して御説明申し上げます。

この両施設は、いずれも開設時から公設民営型として、公益社団法人肝属郡医師会に管理運営を委託、平成18年4月からは指定管理者制度を導入し、現在に至っております。両施設とも現在の指定期間が平成30年3月31日をもって終了いたしますが、管理の方法をこれまでどおり、指定管理者制度によるものとし、垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

及び条例施行規則に基づき指定管理者の候補者選定委員会を開催し、候補者として公益社団法人肝属郡医師会を選定したところでございます。

議案第68号は、垂水市病院事業の設置等に関する条例第14条の規定に基づき、垂水市立医療センター垂水中央病院の管理を行わせる指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

また、議案第69号は、垂水市立介護老人保健施設設置条例第10条の規定に基づき、垂水市立介護老人保健施設コスモス苑の管理を行わせる指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定機関につきましては、いずれも平成30年4月1日から平成40年3月31日までの10年間としております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水産商工観光課長（森山博之） 議案第70号垂水市道の駅交流施設の指定管理につきまして、御説明申し上げます。

本施設は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの指定管理期間が終了いたしますことから新たな指定管理者の選定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これまでの経過につきまして御説明申し上げます。

本年7月3日より、垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づき、垂水市ホームページ、広報誌、垂水市役所掲示板におきまして垂水市公の施設の指定管理者制度に関する運用指針に規定された審査基準に基づき募集要項を提示し、公募を開始いたしました。

7月13日には、道の駅たるみずにおきまして、

現地説明会並びに施設見学会を実施しましたところ、2社の参加がございました。7月13日までの応募期限内に2社から申請書が提出されましたことから、垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第6条に基づき、選定委員会を設置し、第8条の規定により10名の委員を委嘱いたしました。

10月11日には、第1回目の選定委員会を開催し、審査基準の内容等を初め、次回、第2回の選定委員会の日程及び応募2社のプレゼンテーションでの時間配分、採点方法等について説明をいたしました。第2回の選定委員会は10月16日に開催し、応募2社によるプレゼンテーションの後、質疑がなされ、厳正な審査が行われました。審査の結果、株式会社財宝が平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間、新たな指定管理者の候補として選定され、本議会上程させていただいたところでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

**○議長（池山節夫）** ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○持留良一議員** 68、69及び70号について。

まず、68、69は、肝属医師会との関係だと思えますので、この中で、どういう議論が、この指定管理者について何回か協議の場があったというふうに思うんですが、どういう協議をなされたのか、また、意見とか要望等があったのか、お聞きしたいんですけれども。というのは、この医療センター垂水中央病院改革プランというのがあります。その中の経営の見直しと形態の見直しという中で、地方公営企業法の一部適用、このことについて検討したけれども、じゃあ、全部、見直しを検討したけれども、結果として、現行の一部適用をそのまま運用するということになったということが書いてあるんですよ。この全部適用と一部適用では本当に大きく違うというふうに思うんですが、このあたりについ

て。というのは、全部適用になると、非常に病院の経営的な面で強く求められるものがあり、そういう中で、果たして病院がいいのかという問題もあるんですが、一部ではやっぱり一部適用が最大病院にとっては柔軟性があり、融通性が利くということで、一部適用というのが現行も行われているんですけども、もし、これ、全部適用も検討してきたということがあると、やっぱりこの病院の指定管理者との関係でいろいろ議論があったのではないかなど。その結果、こういうふうな結果として、そのまま一部適用を続けるというふうになったのか、このあたりについて、その指定管理者を議論する中でのこの問題というのはなかったのかどうなのか、この点についてお聞きしたいと。

**○保健課長（鹿屋 勉）** 公営企業法の一部適用の部分ですけれども、今回につきましては、その点については議論はございませんでした。

**○持留良一議員** ということは、この検討してまいりましたというのは、行政サイド、市側の結果だというふうに受け取っていいわけですか。

**○保健課長（鹿屋 勉）** はい、市側の見解でございます。

**○持留良一議員** じゃあ、70号についてお聞きをしたいと思うんですけども、私は、充て職ということで、総務文教委員長という形で参加させてもらったわけなんですけれども、この代案は、やはりこの審議内容が公開される、議事録も公開されるということにならないと、私はここの皆さんがどれだけそれを受けて、この審査に当たれるかどうか大きな試金石であると思うんですが、現状はそういうことじゃないわけですよ。ただこれを出して、それを追認するような、ある意味追認するような形にね、なってしまうのではないかと懸念を覚えるんですよ。そうであれば、やっぱりここの議会に付託を受けた皆さんが審査するということにならないというふうに思うんです。そうすると、や

っぱり最低議事録の公開とか含めて皆さんにやる必要があるのじゃないか、もしくはそれを要約した形で皆さんにその判断材料として提案するということが必要じゃないのかと思うんですが、これについてやっぱり副市長が委員長でありましたので、この点について公開、ここはどこまでできるのか、そうでなければ、議会は議論できないのじゃないか、審査できないのではないかというふうに思うんですが、この点についてはどうでしょうか。

**○副市長（長濱重光）** 今の御質問ですけれども、まず、その委員の任命につきまして、垂水市道の駅交流施設の指定管理者の候補者選定委員会設置要綱において、公正を保つため定めているものと認識いたしております。

また、選定委員会の傍聴につきましては、垂水市の公の施設の管理者制度に関する運営方針の中で、率直な意見交換が損なわれることや、それから、他の団体の具体的な技術情報の内容が取り上げられる可能性がありますことなどから、垂水市情報公開条例第7条第1項第3号の規定に基づき、非公開とされております。

選考につきましては、審査基準の個別項目につきまして、営利先行の提案になっていないかなど、基準に盛り込まれておりますので、これらを踏まえて審査をいただいたところでございます。

したがって、その非公開で公開されたものを、それでは議会の方々が審査をしていただける過程の中で、どこまでその承知をされてこれを良とされるのか、非常にそこは必要なことだろうと思います。私どもはそれを非公開とされたものを改めてプリントで、文書でどうこうということは差し控えたいと。ただ、いろんな御質問の中でいろんな質疑が交わされるでしょうから、その中で、丁寧に回答申し上げて御理解をいただくという方法を考えているところでございます。

以上でございます。

**○持留良一議員** 今、副市長が言われたその点については、確かに、原則はそうなのでしょうけれども、しかし、じゃあ、どういうものが、どういう形で議論され、何が問題、もしくはその指定管理者になる予定の方々に課題として、今後、要望されていくのかというのはあると思うんですよね。そういう中で、私たちがやっぱりこの問題で見なきゃならないのは、改めて、今、公共施設のあり方が問われて、指定管理者制度のもとでいろんな問題があるということも指摘をされていると。そういう中で、今回、こういう公募をされて2社が入られた。そして、結果として、こういう形で提案もされてきたと。ところが、その提案されてきた中身の中で、いわゆる、今、副市長言われたように質問されればと言われますけれども、じゃあ、何が問題で、何が課題だったのか、そこがわからないとですよ。ただ一般論で質問しても、私はこれは深まらないというふうに思うんですね。私たちが最終的に責任を負って、ここを出していくんです。理事者サイドから、提案してきます。最後、私たち議会が判断するわけですよ。そうすると、最終的にはやっぱり議会の責任って重たいわけですよ。それに値するような情報を提供してほしいと。だから、例えば、議事録でも要約したらいいじゃない、ここを市議会では、たしか、それを要約した形で出すことは可能だというふうに、前、お聞きしたことがあるんですけども、それがないと、一般論でこの指定管理者の認定を議論しても、私は深まらないと、垂水の現状のこの今の道の駅の問題点について、そして、また新しく出てくる方がどんなことをしていきたいのかというのがないと、私はこれは非常に問題だというふうに思うし、議会に対するある意味での不十分さがあるのではないかなと思うんですが、最低議事録の要約した形での提出というのを強く求めたいと思いますが、いか

がなんでしょうか。

○議長（池山節夫） 答弁は副市長。

○副市長（長濱重光） 今、御要望のありましたことにつきましては、再度、検討して、御回答申し上げたいと思います。

また、委員会におきましても、そのようなところのどのような質問がなされたのか、そのところは、当然、お答えしていく予定にいたしております。ただ、やはり2社につきましては、やっぱりその企業は企業としての、例えば、企業秘密もありますし、営業収益を上げるためのいろんなテクニック、それから技術というものもありますので、そのようなところは、答弁できかねるというふうに思っております。そのような対応で御了承いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（池山節夫） ほかに質疑ありませんか。

○感王寺耕造議員 70号ですけれども、選定委員会通って、こういう形で決せられたということですね。あの何ですが、ただ、以前から議論があっけいありますけれども、選定委員会のメンバー構成という部分がやっぱり大きい問題だと考えるわけですよ。これまでもいろいろな議員がそのことについて物申してまいりました。確かに、要するに、職員の方々が大多数を占めているわけですよ。それで、皆さんは優秀な職員の方々がこのひな壇の部分に座っていらっしやると、それは理解するんですよね。ただ、やっぱり李下に冠を正すわけじゃないですけども、やはりこう何か変なこう何ちゅうんですかね、疑念を抱かせるような、結局、そういう構成になっているんですよね。結局、課長も市長から、直接、こういう指示があるとか、そういうことは私も思っていないんですけども、やっぱりちょっと疑問を感じさせるような気分があると思うんですよ。

今回の選定委員会は、きちんとやっぱり法、規則、施行規則にのっとって選定委員会の部分

で選ばれた。それは尊重しなきゃいけないんですけど、そもそもその辺をもうちょっと変えていくような時期だと思うんですけど。答弁しにくかったら、答弁はいいです。

○議長（池山節夫） どなたに。

○感王寺耕造議員 できれば、市長。

○市長（尾脇雅弥） 選定委員会に関しては私自身も入っておりませんので、私よりむしろ出席された委員の皆さんのほうが中身はよく把握をされておられると思います。ただ、時代の流れがありますので、いろいろ検討していかなきゃいけないことはあると思いますので、協議をしたいと思います。

○感王寺耕造議員 前向きに、やはり疑念を抱かせるようなそういうシステムであってはならないと思うんですけどね。市長はそういう人間だとは私は思っていないんですけどね。その分は、前向きに検討してください。

あと、もう1点、議会から充て職といえば失礼ですけど、2名の方が参加している。この方向性もいいのか、悪いのか、私たちものすごく考えているんですよ。いいのか、悪いのか。かえって2名入っていることによって、担保をとられているような感じがして、何かそういう部分はあるんですよ。この分は、議長、議運委員長もいらっしやいますんで、その辺でやっぱり、今後、検討する課題だと思いますんで、その辺の部分も執行部側は考えておいていただければと思っております。

以上で終わります。

○議長（池山節夫） ほかに。

○川尻達志議員 コスモス苑と中央病院なんですけれども、今、垂水の10年ですから、10年後の垂水の人口、高齢化率、ここを考えたときに、例えば、今、医療器具をものすごく高価なのがどんどん出てきたと。それから、介護する人も、多分、いないだろうという時代。今回、更新するに当たって、10年後のことについてどんな議

論がされたのか、ここがないと、ただおざなりにあったということになりやしませんかという気持ちでいっぱいです。年寄りが増えて、人口が減って、病院もなかなか市外からちゅうのは無理です。本当に運営ができるのかな、ここいらの基本的な議論がされたか、されていないか、知りたいんだけど、副市長、議事録の公開というのはありますか。

**○副市長（長濱重光）** 先ほどと若干重なりますけれども、指定管理者を選定する冒頭の中で、その選定委員会のあり方について、当然、公開にすべきか、非公開にすべきかということを経験をし、そして、非公開としているわけでございます。

それでは、その非公開で実施したものをこういう議会の場で求められて、どこまでその答弁が可能なのかどうか、アウトラインだけで済むのか、詳細についてその答弁をしないといけないのか、その辺のところを今ありましたように、議事録を含めて、公開を含めて、少し勉強不足の部分もありますので、少し時間をいただいて検討させていただけたらと思います。

以上です。

**○川尻達志議員** 今僕が言ったことは、大事なことです。政策というのは、短期、中期、長期があるんです。ここいらをしっかりとわかって、それぞれによって政策を変えていくことは大事なことです。ここは基本。人口にしても、ときの流れとか、ここいらが議論されたか、されていないかということについて、私はお聞きしたいというだけ。何も不都合な話じゃない。ここは公開すべきでしょうと思うことです。そうしないと我々の判断材料にもならん。皆さん方が長期的展望に沿って垂水市の医療体制、介護体制をどう把握しているかちゅう話で、ここいらが公開されないとするならば、ちょっとおかしいかなという気がするんですが、どうですか。

**○副市長（長濱重光）** 垂水中央病院とコスモ

ス苑につきましては、これまで10年間という指定管理はしておりませんでした。そういうような中で、それでは、今回、何年を目途に協定を結ぶのかということ審議をいたしました。そのような中で、まず参考にしましたのは、全国的な指定管理の年数、そしてまた、県内におきます指定管理者の中央病院等に関する同等の病院に対する指定管理はどうであるのかということを検証いたしました。そういう中で、20年、30年という例もありましたけれども、私どもは、向こう10年間は、確実に中央病院が今までの実績を踏まえて担っていただけるものということで、10年というのが経営会議で決定いたしました。ただ、その中で正直なところ、人口がどうなるかとか高齢化率がどうなるかという、そこは承知はしておりますけれども、そこを踏まえての議論というのはなされませんでした。

以上でございます。

**○川尻達志議員** 何でこういうことを言うかというね、将来負担率の話なんですよ。人が減って経営が成り立たなく、一般財源から投入しなければいけない。そうなるでしょう。私が心配するのは、そこなんです。そうであれば、今から少し積み立てをしましょうやとか、病院、コスモス苑をなくすわけにはいかないんだから、今からそういうことをしていきなさいよという話なんです。そのことを議会と皆さん方と市民も共有しなきゃいけないでしょう。だから、それができるためにはこれの情報公開が必要でしょうということなんです。

これで終わりますけれども、ぜひ、このことについてもしっかりと皆さん方が将来を考えてやってくださいよ。

以上です。

**○議長（池山節夫）** ほかにありませんか。

[「なし」という者あり]

**○議長（池山節夫）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第68号から議案第70号までの議案3件については、いずれも産業厚生委員会に付託の上、審査いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、議案第68号から議案第70号までの議案3件については、いずれも産業厚生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

△議案第71号上程

○議長（池山節夫） 日程第20、議案第71号平成29年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（野妻正美） 議案第71号平成29年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案を御説明申し上げます。

補正の内容を記載いたしました参考資料をお配りしておりますので、あわせてごらんください。

今回の主な補正は、歳出が、ふるさと応援寄附金の見込み増に伴うふるさと納税制度事業費、児童措置費、種子島周辺漁業対策事業補助金、浜平地区排水路整備に係る工事請負費等でございます。

歳入につきましては、各事業に伴う国庫支出金及び県支出金、ふるさと応援寄附金等を増額補正しようとするものでございます。

今回、歳入歳出とも10億1,493万2,000円を増額します。これによる補正後の歳入歳出予算総額は132億2,498万5,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方債にも補正がありましたので、5ページの第2表地方債の補正をごらんください。

追加でございますが、急傾斜地崩壊対策事業

は、当初、県振興資金を充当する予定でありましたが、交付税措置のある公共事業等債充当へ変更するための補正でございます。

6ページをお開きください。

次に、変更でございますが、急傾斜地崩壊対策事業は、先ほど説明いたしましたとおり、公共事業等債へ変更するため、県振興資金を減額するものでございます。

空き家解体撤去事業、消防防災施設整備事業は、事業費の増額に伴うものでございます。

人事財政対策債は、発行可能額の決定により、それに合わせた借入れを行うため、増額するものでございます。

次に、歳出の事項別明細でございますが、主な事務事業等の補正について御説明いたします。

なお、人件費等の説明は省略させていただきます。

12ページをお開きください。

2款総務費10目企画費の負担金補助及び交付金は、垂水地区のまちづくり交付金でございます。

同じく16目諸費は、前年度の国県支出金の精算に伴う返還金でございます。

同じく18目ふるさと納税制度事業費の報償費から13ページの積立金までは、ふるさと応援寄附金の見込み増に伴う返礼品、手数料等の事務費及びふるさと応援基金への積立金を増額しようとするものでございます。

同じく3項戸籍住民基本台帳費、2目住民基本台帳ネットワーク事業費の委託料は、住民票等の各種証明書に係る社会保障税番号制度システム整備でございます。

14ページをお開きください。

3款民生費3目障害者福祉費の扶助費は、障害者自立支援事業に係る給費の増加に伴うものでございます。

15ページをごらんください。

同じく2項児童福祉費1目児童福祉総務費の

委託料は、子育て支援センターの維持管理にかかる委託料でございます。

同じく2目児童措置費の負担金補助及び交付金等扶助費や保育所に第3子以降を入所させる際に、保育料を軽減する多子世帯保育料等軽減事業補助金と保育所入所措置費に係わる単価改正及び保育士の処遇改善加算の新設に伴う増額でございます。

同じく8目障害児福祉費の扶助費は、障害児施設給付への利用見込み増による補正でございます。

一番下になりますが、4款衛生費2目し尿処理場費の事業費は、し尿処理場の活性炭吸着設備の修繕費でございます。

16ページをお開きください。

同じく3目病院費1目病院費の負担金補助及び交付金は、病院事業交付税措置分の確定による病院事業会計の繰出金の補正でございます。

次に、6款農林水産業費9目畜産業費の負担金補助及び交付金は、平成34年度鹿児島県開催予定の第12回全国和牛能力共進会に向け、出品候補牛となる肉用雌牛の導入経費の一部を県が補助しようとするものでございます。

17ページをごらんください。

6款農林水産業費2目水産業振興費の負担金補助及び交付金は、種子島周辺漁業対策事業の翌年度予定分について、前倒しで行う事業でございます。内容は、垂水市漁港の真空包装機購入に対しての補助金でございます。

次に、8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費の工事請負費は、浜平地区の排水路整備に係る工事請負費でございます。

18ページをお開きください。

同じく3項河川費1目河川維持費の使用料及び賃借料は、深港川、境、松崎川など4河川についての土砂撤去費でございます。

同じく6項住宅費4目空き家解体撤去費の負担金補助及び交付金は、申請者増が見込まれる

ことによる補正でございます。

19ページをごらんください。

10款教育費2項小学校費2目小学校教育振興費の負担金補助及び交付金は、個人の方からの指定寄附による垂水小学校の図書整備でございます。

一番下になりますが、同じく3目小学校施設整備費の委託料でございますが、境小学校の国道側擁壁の設計委託でございます。

20ページをお開きください。

同じく3項中学校費2目中学校教育振興費の扶助費は、就学援助費における新入学用品を入学後支給から入学前支給に変更することに伴う補正でございます。なお、小学校費についても同様に入学前支給といたしますが、現予算での対応が可能であることから、補正予算を計上しておりません。

同じく4項幼稚園費1目幼稚園費の負担金補助及び交付金は、就園奨励費の保護者負担額軽減を目的とした国庫補助制度の見直しによるものでございます。

同じく6項保健体育費3目学校給食費の旅費は、第12回全国学校給食甲子園決勝大会出場に伴う旅費でございます。今回、全国2,025件の応募の中から、全国12代表の1つとして、本市給食センターの応募献立が選定され、東京での決勝大会に出場するためのものでございます。

次に、一番下になりますが、同じく3目学校給食費の負担金補助及び交付金は、第11回全国和牛能力共進会鹿児島県優勝を受けて、地元牛肉の認知度向上PR、食育推進を図ることを目的として、鹿児島黒牛を学校給食で提供しようとするものでございます。

21ページをごらんください。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目公共土木施設単独災害復旧費の使用料及び賃借料は、集中豪雨等による土砂流出に対応するための重機借り上げ料でございます。

これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、7ページの事項別明細書の総括表及び9ページからの歳入明細にお示ししてありますように、普通交付税、それぞれの事務事業に伴う国庫支出金及び県支出金、財産収入給付金、ふるさと応援基金繰入金等を充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山節夫） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は所管の各常任委員会に付託の上、審査いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は、所管の各常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

△議案第72号～議案第74号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第21、議案第72号から日程第23、議案第74号までの議案3件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第72号 平成29年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第73号 平成29年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第74号 平成29年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案

---

○議長（池山節夫） 説明を求めます。

○市民課長（和泉洋一） 議案第72号平成29年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について、御説明申し上げます。

1ページに記載しておりますように、今回の補正額は、歳入歳出とも100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億5,514万2,000円とするものでございます。

補正の理由でございますが、過年度分の国民健康保険税の還付金を増額補正するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

なお、金額はお示してありますので、省略させていただきます。

歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。

11款1項償還金及び還付加算金は、過年度分の国民健康保険税の還付金に不足が生じたので、増額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。

12款1項延滞金加算金及び過料は、現時点での収入実績による補正でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健課長（鹿屋 勉） 議案第73号平成29年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案について、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,818万4,000円を減額し、予算の総額を21億8,132万7,000円とするものでございます。

補正の理由でございますが、今年度の介護保険給付費に過不足の発生が見込まれる予算費目の補正が主なものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

8ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、平成29年度介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修の委託料でございます。

次に、2款保険給付費1項サービス等諸費から9ページが一番下の段、6項高額医療合算介護サービス等費につきましては、介護保険サービス費に係る予算費目でございますが、各目の説明欄に記載してございますサービス費につきまして、それぞれの給付費見込み額により、増減補正を行うものでございます。

10ページをお開きください。

4款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金は、平成28年度以前分の介護保険料の還付金でございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。

1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料は、平成28年度以前分の介護保険料の還付金に対応するものでございます。

3款国庫支出金から7ページ、7款繰入金までは、本年度介護給付費の見込みに基づき、それぞれ減額するものでございますが、6ページの中段、3款国庫支出金2項国庫補助金4目事業費補助金と7ページが一番上、7款繰入金1項一般会計繰入金4目事務費繰入金につきましては、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修分を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第74号平成29年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案について、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正でございますが、収益的収入及び支出の補正として、第2条で病院事業収益を4,365万7,000円増額し、予算の総額を21億937万9,000円とし、病院事業費用を4,365万7,000円増額し、予算の総額を21億892万8,000円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出の補正として、3条で資本的収入を5,050万円減額し、予算の総

額を1億920万円とし、資本的支出を5,050万円減額し、予算の総額を1億5,174万4,000円とするものでございます。

次に、2ページをお開きください。

企業債に関しまして、第4条で、当初、医療機器整備事業のみとしていた起債目的に施設設備整備事業を行い、あわせて起債の限度額を減額するものでございます。

次に、補正の内容について御説明申し上げます。

参考資料により、収益的収入及び支出から御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

まず、収入でございますが、1款事業収益1項医業収益3目その他医業収益の一般会計負担金は、普通交付税算定基礎数値の確定に伴い、増額するものでございます。

次に、支出でございますが、1款病院事業費用1項医業費用1目経費の交付金は、先ほど申し上げました一般会計負担金の増額に伴い、増額するものでございます。

7ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、御説明申し上げます。

まず、収入でございますが、1款資本的収入1項企業債1目企業債を減額するものでございます。

次に、支出でございますが、1款資本的支出2項建設改良費1目固定資産購入費の医療機器購入費を減額するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山節夫） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第72号から議案第74

号までの議案3件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は総務文教委員会へ、議案第73号及び議案第74号は産業厚生委員会へそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（池山節夫） 明1日から11日までは、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、12日及び13日の午前9時30分から開き、一般質問を行います。

なお、質問者は会議規則第62条第2項の規定により、本会議終了後の全員協議会終了後から4日の正午までに質問事項を具体的に記載の上、文書で議会事務局へ提出をお願いいたします。

△散 会

○議長（池山節夫） 本日はこれもちまして散会いたします。

午後0時26分散会



平成 2 9 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日



本会議第2号（12月12日）（火曜）

出席議員 14名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱重光	農林課長	二川 隆志
総務課長	中谷大潤	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	角野 毅	水産商工	森山 博之
財政課長	野妻正美	観光課長	
税務課長	楠木雅己	土木課長	宮迫 章二
市民課長	和泉洋一	水道課長	萩原 竹和
併任		会計課長	川畑 千歳
選挙管理		消防長	後迫 浩一郎
委員会		教育長	坂元 裕人
事務局長		教育総務課長	池松 烈
保健課長	鹿屋 勉	学校教育課長	下江 嘉誉
福祉課長	保久上 光昭	社会教育課長	野嶋 正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	野村 宏治
		書記	瀬脇 恵寿

平成29年12月12日午前9時30分開議

△開 議

○議長（池山節夫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（池山節夫） 日程第1、これより一般質問を行います。

1回目の質問は登壇して行い、再質問は質問席からお願いいたします。なお、質問時間は答弁時間を含めて1時間以内とし、質問回数については無制限といたします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、4番、川越信男議員の質問を許可します。

[川越信男議員登壇]

○川越信男議員 おはようございます。1年たつのも早いもので、師走の月、ことしもあと19日となりました。寒さが日に日に厳しくなってきました。ことし最後の議会であり、1年を振り返りますと、垂水市は心配をしていた台風等の大きな自然災害もなく安心しましたが、各地では記録的などか、50年に1回とか、自然の猛威を目の当たりにし、心配することばかりであった気がします。また、運動公園の整備も終わり、すばらしい公園に生まれ変わり、市民の方々やスポーツ関係者の方々のお喜びを耳にいたしますが、これからまだまだ整備をするところもあります。国では衆議院が解散し、選挙があつたりして、あつという間に1年が過ぎたようです。来る新年も穏やかで安心、安全な1

年になることを切望して、議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました順に質問いたします。明快な回答をお願いいたします。

まず最初に、消防職員の体制について、消防職員については、垂水市職員定数条例に基づき44名と規定されておりますが、現在42名の配置と聞いております。なぜ定数どおり配置されていないのか伺います。

次に、病児・病後児保育について、先日、子育てをされているお母さんから、垂水市にも子供たちが病気になったときに、1日でも2日でも一時的に預かってくれる病院があれば、安心して仕事に行くことができるのという話を聞きました。

現在、垂水市には病気の子供を預かってくれる制度や病院がないのですが、子供が病気になり、両親が共働きで、自宅で誰も面倒を見てくれる人がいない場合、どのようにされているのか、ほかの市で受け入れる制度があるところに預けておられるのか伺います。また、県下19市の取り組み状況はどのようになっているのか伺います。

次に、教育旅行とスポーツ合宿について、平成28年第3回定例会においても質問いたしました。観光振興と交流人口増は垂水市の大きな施策の柱の1つであり、地域を活性化させ、活力あるまちづくりには欠かすことのできない事業ではないかと思えます。大きな経済効果を期待することは困難であることは承知しておりますが、情報発信や民泊家庭の活力にもつながっているのではないかと考えております。

前回の答弁では、平成27年度並びに平成28年8月までの実績について答弁いただきましたが、自然災害時の要因により、やや減少傾向にあるとのことでした。

まずは、教育旅行について、平成28年度の状況並びに現在までの受け入れ状況について伺い

ます。

また、民泊家庭においても高齢化により登録数が減少しており、新たな受け入れ家庭発掘に取り組むと答弁をもらいましたが、その後の状況についてもよかったらあわせて答弁をお願いいたします。

最後に、南の拠点整備事業について伺います。エリア内には現場事務所も建ち、工事が始まっております。年末を控え、あわただしい中、ぜひとも安全管理に十分配慮していただきたいと思っております。

さて、南の拠点整備計画では、道の駅を中心とした開発とお聞きしておりますが、どのような流れで道の駅となるのか、また道の駅指定に向けた国との協議状況についてどうなっているのか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○総務課長（中谷大潤） おはようございます。

まず、消防職員の体制についてお答えいたします。

消防職員につきましては、垂水市職員定数条例で定める44名に対し、現在のところ消防本部が消防長をはじめ日勤者6名、隔日勤務者が本署26名、牛根分遣署10名の計42名の職員を配置しております。

本市は、平成16年の大隅中央法定合併協議会からの離脱を契機に、単独で自立した行政運営を行うため、それまでの行政改革を抜本的に見直し、新たに新行政改革大綱と財政改革プログラムを策定して、行財政改革を断行することとし、平成17年度に垂水市新定員適正化計画を策定し、財政改革の大きな柱として、平成17年4月1日現在の職員数285人を10年間で50人削減する目標を掲げ、最終年の平成27年4月1日においては計画どおりの50人を削減して、職員数235人の目標を達成したところでございます。

この定員適正化計画を断行する過程において、消防職員の定数を増やした経緯もあり、一般事

務職員にかかる負担が大きくなったところでは

国、県から移譲された事務事業は増加の一途をたどり、社会保障税番号、いわゆるマイナンバー制度の導入、ふるさと納税、南の拠点整備事業をはじめ、各種事業に伴う事務量も増大して、一般事務職員に不足を生じたため、消防本部と協議を行い、通信網の改善により、定数に対し1名減員でも救急、火災出動等に支障を来さない体制づくりが可能とのことで、28年度から消防職員は1名不足する体制で業務に取り組んできたところでございます。

しかしながら、牛根分遣署勤務の警防係主事補が本年6月に早期退職したため、条例定数に2名減する事態が生じているところでございます。

○福祉課長（保久上光昭） おはようございます。

病児・病後児保育の受け入れ態勢の現状についての御質問にお答えをいたします。

本市の病児・病後児保育につきましては、平成20年度から事業を開始をしております。当時から市内の医療機関での実施が困難でありましたことから、鹿屋市と霧島市が委託をし、実施しております小児科を利用させていただくという形態で事業を開始し、今日まで経過しているところでございます。

ここ5年間の利用実績でございますが、延べ人数で申し上げますと、平成25年度が10人、平成26年度が9人、平成27年度が5人、平成28年度が7人となっております。ちなみに、今年度は11月末現在で延べ8人の児童が利用しております。これまでの利用実績は全て鹿屋市の医療機関となっております。本市に受け入れ先がないため、利用者は片道40分から50分かけて鹿屋市まで病気の子供を預けに連れていき、仕事が終わった後、また迎えに行っているという状況でございます。

自宅で誰も面倒を見る人がいない場合、どの

ようにされているのかという御質問でございますが、市としましては現在保護者の皆さんがどのようにしているのか把握する必要がございますので、ことしの8月から9月にかけて市内の全保育園、幼稚園の園児の保護者及び全小学校児童の保護者に対し、病児・病後児保育に係るアンケート調査を行ったところでございます。

その結果、子供が病気やけがで学校や保育所等を休んだときに、6割弱の保護者が仕事を休んで看病しており、また次いで祖父母に預けているという回答が多い結果となりました。

また、県内19市の取り組み状況でございますが、13市において市内に病児・病後児保育の受け入れ先を確保しており、26の病児・病後児施設がございました。設置形態につきましては、26施設のうち17施設が医療機関との併設型であり、9施設が保育所との併設型となっております。

以上でございます。

**○水産商工観光課長（森山博之）** おはようございます。

川越議員の御質問にお答えをいたします。

平成28年度の教育旅行は国内3校399名、国外5校195名で、全体では8校594名を受け入れております。なお、熊本地震の影響により、8校1,152人のキャンセルがございました。本年度は、12月現在国内9校1,133人、国外5校139人で、全体では14校1,272名を受け入れております。

また、国外からの教育旅行につきましては、これまでインドネシアからの受け入れのみでございましたが、11月15日から17日にかけて、初めて香港からインターナショナルスクールの生徒18名を受け入れております。

今後は、これを機会により多くの香港からの教育旅行生に訪れていただけるよう、仲介をしていただきました県観光連盟等関係機関とより

緊密な連携を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、民泊の受け入れ家庭の状況でございますが、高齢化により登録数が減少してきており、現在登録数は92家庭でございます。実動は64家庭となっております。このような状況から、おおむね250名の受け入れが限度ではないかと考えております。

県修学旅行等入り込み状況調査によりますと、平成24年度から学校数、生徒数ともおおむね横ばい状況であり、加えて各自治体で民泊受け入れを積極的に推進をしており、より質の高い受け入れ家庭が求められております。

これらの状況から、ツーリズム推進協議会では受け入れ家庭の資質向上、並びに推進員が中心となり、新たな民泊受け入れ家庭登録の声かけを行ってまいりました。

こうした取り組みもあり、昨年から5件登録が増えたものの、一方で22件の家庭が高齢化や家庭の事情等により登録から削除されております。

しかしながら、その対策につきましては、近隣の鹿屋市や鹿児島市桜島町との連携により、受け入れ家庭の確保に努めるとともに、各受け入れ家庭での体験活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○企画政策課長（角野 毅）** おはようございます。

川越議員の御質問でございます道の駅の指定につきまして、お答えをいたします。

南の拠点整備エリアは、これまで御説明してまいりましたとおり、国との一体型という整備手法で道の駅登録申請を予定しております。

道の駅登録は、年2回春と秋に行われますことから、今回は来年の春5月から6月の新規登録となるよう、来年1月中旬に九州地方整備局に登録申請を行えるよう作業を進めているとこ

ろでございます。

申請までの手順と進捗状況でございますが、初めに管轄する大隅河川国道事務所と道の駅登録要件に関する協議を行い、その内容を道の駅設計審査会に諮ることになります。この設計審査会は、11月22日に九州地方整備局で行われ、施設配置計画について登録要件を満たしているか審査をいただきました。その後、鹿児島県道の駅検討幹事会での道の駅登録の推薦をとり、11月中旬をめどに九州地方整備局に登録申請を行うこととしております。また、申請までは、事業区分及び施工区分に関する覚書を大隅河川国道事務所と締結する必要があることから、現在この覚書の内容確認を行っているところでございます。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。

それでは一問一答でお願いいたします。

まずは消防職員の体制で、44名の定数に42名で定数どおり配置されていない理由はわかりましたが、ドクターヘリや高齢化等、複雑かつ多様化している消防行政の中、消防職員の勤務や業務への負担及び緊急な場合の勤務などに支障はないか、消防長に伺います。

**○消防長（後迫浩一郎）** おはようございます。

川越議員の職員不足による支障はないのかとの御質問にお答えいたします。

職員不足につきましては、牛根分遣署を6名体制から5名体制に変更しまして、火災救急、ドクターヘリ対応等の場合は牛根分遣署を不在にしております。

不在時の対応としましては、119番通報は従来どおり本署通信指令室へ入電しまして、加入電話につきましても牛根分遣署不在の場合は本署通信指令室を転送されるようになっております。

また、牛根分遣署への外来者への対応としましては、出勤の際には庁舎を施錠しまして、出

動中の看板を設置しており、玄関には本署への直通専用電話を設置しておりますので、支障はないものと考えております。

なお、牛根地区住民の皆様には、事前にチラシを全世帯に配布しましてお知らせしてまいります。

次に、本署の体制につきましては、消防学校入校や長期研修、病院実習等で人員は不足しますが、隔日勤務者の最低人員8名を必ず確保しております。

また、管内医療機関の入院施設減少により、市外への救急搬送も増加しており、その際の人員不足も生じておりますが、通常は本部職員で対応し、土・日、祭日、夜間につきましては、非番職員を補充して対応しております。

なお、非番職員につきましては、市外へ外出するときは市外外出簿を提出させ、市内在宅の職員を把握し、火災や災害等が発生した場合はすぐに招集できる体制をとっており、職員には負担をかける場合もありますが、業務には支障を来たさないようにしております。

以上でございます。

**○川越信男議員** そこで市長に伺います。

市長は、元気な垂水づくりの公約に3つの挑戦を掲げ、その1つに安心への挑戦を掲げられ、一丁目一番地と言われております。

市民が安心して生活できるには、いかなる理由があっても条例で定められた人員を守る必要があると思います。

先般、消防職員の採用試験も行われたと聞いております。市民が安全で安心して生活できる垂水市であるためには、少なからず定数どおり配置すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

**○市長（尾脇雅弥）** 川越議員の御質問にお答えをいたします。

消防職員はもちろんでございますけれども、総務課、土木、農林課、福祉課等全ての課の業

務、職員の頑張りがあってこそ市民の安心・安全は守られていると私は強く認識をしております。全職員に感謝をしているところでございます。

職員定数確保の基本的な考え方は、定員適正化計画に基づき退職者の補充が一般的ですが、現状の市民サービスを維持しつつ、住民からのニーズが高い業務、法改正により新たに発生する業務、重点的に取り組んでいかなければならない事業、逆に不要な時間をかけている業務などを分析把握の上、必要な職員数を確保していくところでございます。

今年度、消防職員の採用試験を実施したところ、9名の応募がありまして、2名採用する予定で4名に対し2次試験の面接に臨んだところでございますが、消防職員としての適正な合格基準に達するものは1名にとどまり、来年度は43名体制となり、定員に1名不足することとなりました。

今後の職員確保につきましては、来年度採用試験を実施して、合格点に達するものがいれば採用して定数の確保を図ってまいりたいと考えております。

**○川越信男議員** ありがとうございます。

市民の財産と生命を守っている消防職員の体制をぜひともお願いいたします。

次に、病児・病後児保育の受け入れ態勢について、垂水市に対象の病院、施設がなく、鹿屋市の病院まで連れて行って預けているケースがあるとのことですが、鹿屋市方面で仕事をされておられる方はわかりますが、垂水市で仕事をされておられる方にとっては往復1時間ぐらいかかり、負担になっていると思います。

そこで、垂水市で実現できない理由や、課題はどのようなことがあるか伺います。

**○福祉課長（保久上光昭）** それでは、本市で実施できていない理由や課題についての御質問にお答えをいたします。

本市で実施できていない理由といたしましては、特に本市は少子高齢化が進み、子供の人口も減少しておりますので、運営を想定した際の採算性の問題や、小児科医や看護師、保育士といった人材を確保することが困難なことが挙げられます。

実際に、医療機関に設置することはできないかということで、ことし1月に市内の医療機関に事業説明に伺い、さらに8月には事業実施に向けた相談に伺ったところでございます。その際に、医療機関側から1日当たりの利用者見込みの資料提供依頼があったため、鹿屋市の利用状況をもとに本市の利用者数を試算し説明を行ったところ、やはり本市の場合、鹿屋市と比較して子供の人口も少ないこともあり、その採算性に問題があるとの認識を持たれ、加えて保育士を新たに雇用しなければならないなどの問題もあることから、その医療機関での実施は困難であるという返事をいただいているところでございます。

しかしながら、市内に病児・病後児の受け入れ先がないという現状を改善し、受け入れ先を整備していくために、どのような策を講じ、どのように解決していくのが今後の大きな課題と捉え、現在、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

**○川越信男議員** 私たち、産業厚生委員会一同と随行1名は10月31日から11月2日まで、高知県高知市、いの町、四万十町と行政視察に行き、10月31日、高知県高知市で訪問型病児・病後児保育について研修してきました。施設型がほとんどであるのに対し、高知市ではNPO法人にんにんが、訪問型の病児・病後児保育を行っていました。看護師、保育士と10人のスタッフで運営しているが、スタッフ等の募集もなかなかそろわず、運営も厳しいようでありました。

そのような状況の中、垂水市も実施が厳しい

のもわかりますが、現在、働いておられるお母さんたちは、子供が急に病気になった場合、やむを得ず仕事を休まなければならない人もおられるとのことであります。垂水市も幾つかの課題があることはよくわかりますが、ぜひ実現に向けて検討していただきたいと思いますが、今後の取り組みについて伺います。

**○福祉課長（保久上光昭）** 病児・病後児保育の今後の取り組みについての御質問にお答えをいたします。

議員からもございましたように、この病児・病後児保育につきましては、やはり子育て支援の充実を図っていく中で、仕事と育児の両立の面からも必須であると考え、市内に病児・病後児保育を設置することができないか、現在も検討を進めてきているところでございます。

国は、女性活躍推進法や育児休業法、また、働き方改革等において、女性が子供を産んでも仕事が続けられるための仕事と子育ての両立を重点課題の一つとしております。先ほど御説明いたしました、県内19市におきましても、病児・病後児保育の必要性から、今後、拡充を図っていこうという動きが出てきております。

また、市内全園児の保護者及び全小学校児童の保護者を対象に行いました病児・病後児の必要性に係るアンケート調査におきましても、園児の保護者で68%、小学校児童の保護者で66.2%が病児保育は必要であるという結果となり、病児・病後児保育のニーズは非常に高いということが確認できたところでございます。

このような状況を踏まえまして、この病児・病後児保育につきましては、子供が突発的に病気になったときに仕事を休むことなく、安心して働ける環境を築けるよう、子育て支援の中でも優先して取り組まなければならない施策と捉え、今後もできるだけ早い段階で実現できるよう、引き続き積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。垂水市の状況もわかりますが、このことは安心のための一つの施策です。どうか、前向きな検討をお願いいたします。

次の、教育旅行とスポーツ合宿について、教育旅行については少子化が進む中、また全国各地で民泊を行っている自治体もあり、誘致についてはなかなか大変であると思いますが、引き続き努力をしていただきたいと思っております。

そこで、スポーツ合宿について伺います。10月に陸上競技場が、新たに、たるみずスポーツランドとして生まれ変わりました。天然芝のすばらしいグラウンドであります。市民の皆様の憩いの場として、また健康づくりの場として大いに活用していただくことを望んでおります。その一方、これまでサッカーを中心に合宿にも利用いただいておりますが、野球場並びに体育館でのスポーツ合宿も含め、状況を伺います。

**○水産商工観光課長（森山博之）** 川越議員の御質問にお答えをいたします。

本市のスポーツ合宿の受け入れは、平成12年度から垂水市スポーツ団体等誘致実行委員会が中心となり、関係団体や宿泊施設との連携のもと取り組んでいるところでございます。

平成23年度までは、春季において関西方面の大学野球の受け入れを中心に、平均で約4団体、滞在延べ人数も819人でした。平成24年度以降は、5月の連休や夏休み期間中におきまして高校サッカー等の合宿誘致を行い、5年間で平均23団体、滞在延べ人数3,227人と、大幅に増加をいたしております。平成29年度は、11月末現在で、サッカー22団体、剣道3団体、計25団体、滞在延べ人数は2,334人です。なお、夏期期間の実績につきましては、サッカー7団体1,792人と、過去最高を記録いたしております。

10月以降は、たるみずスポーツランドの完成により、これまで鹿児島実業高校や城西高校な

どが参加いたしますサッカー大会や、2月に予定されております九州女子サッカー選抜チーム合宿など、新規団体の利用も決定しており、本年度は団体数、滞在延べ人数とも過去最高の実績になる見込みでございます。

今後の合宿予定につきましては、来年2月から、これまで実績のあります、京都産業大学、大阪体育大学及び桃山学院大学準硬式野球部に加え、新たに大阪教育大学の合宿が予定されております。

以上でございます。

**○川越信男議員** 状況は理解しましたが、教育旅行、スポーツ合宿については、今後も大いに誘致の強化を図り、より多くの方々に垂水市に来ていただき、交流人口増を目指すために、今後どのような誘致活動を展開されるのか伺います。

**○水産商工観光課長（森山博之）** 川越議員の御質問にお答えをいたします。

教育旅行の誘致活動につきましては、関西並びに近畿方面を中心に、本市で民泊や餌やり体験を実施いたしました学校及び旅行エージェントを、おおむね年2回程度訪問し、受け入れ家庭の状況や施設状況などのPRを行っております。本年度におきましては、6月と10月に福岡県の旅行エージェントを訪問いたしました。

スポーツ合宿の誘致活動は、例年、鹿児島県が開催しております関西福岡地区でのセミナーへ参加し、加えて、旅行エージェントの訪問及び鹿児島県内の高等学校への誘致活動を実施しております。本年度は7月に関東地区、10月には福岡市、さらには11月に関西地区におきまして、旅行エージェントの訪問を行ったところでございます。県主催のセミナーでは、福岡地区の大学生26団体58名及び関西地区の旅行エージェント17社31名に対し、個別相談等を実施したところでございます。

こうした取り組みを継続し誘致活動を行うこ

とにより、興味を持っていただいた旅行エージェントが本市の視察に訪れ、新規団体の合宿が計画または実施されているところでございます。即座に結果の得られない地道な活動ではありますが、本市が持っております施設の特徴や、本市の食と環境をPRすることにより早期誘致を目指してまいります。

本年度におきましては、新たに7月と8月にサッカー2団体、2月には大学野球1団体が合宿が計画されているところでございます。今後は、10月1日に完成をいたしましたたるみずスポーツランドの活用を視野に入れたPRを積極的に展開し、社会教育施設の整備状況とあわせ、戦略的な誘致活動を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。昨年の答弁にも、教育旅行やスポーツ合宿等の誘致には、学校への働きかけや旅行会社へのアプローチが大変重要だとの回答でありましたが、今後もツーリズム推進会議との連携を強化し、新たな体験メニューの考案などを行いマンネリ化を招かないように取り組んでいただきたいと思います。

また、スポーツ合宿の質問になるかと思いますが、野球場の整備も行わないと、あの環境での誘致はどうかと思いますので、要望ですが検討していただきたいと思います。

最後に、南の拠点整備事業について伺います。

道の駅として認定されるまでの流れについては理解しました。今後、道の駅の認定に向け十分協議を行っていただき、認定を受けられるよう頑張ってくださいと思います。

次に、具体的な道の駅の機能について伺います。

これまで、南の拠点については3つ目の拠点として位置づけ、牛根の道の駅たるみず、猿ヶ城の森の駅たるみずとの連携を目指していると

聞いております。道の駅の指定においては、道の駅たるみずとの関係も考慮する必要があると考えますが、国との協議の中で、南の拠点における道の駅の機能、特色等についてどのような計画でおられるのか伺います。

**○企画政策課長（角野 毅）** 川越議員の2回目の御質問にお答えをする前に、先ほど、私のほうで九州地方整備局に道の駅の登録申請を行う時期につきまして、11月中旬という答弁をいたしましたけれども、正式に九州地方整備局に登録申請を行うタイミングにつきましては、1月中旬を目標にしておりますことから、先ほどの答弁を訂正をいたしたいと思っております。申しわけございません。

それでは、具体的な道の駅機能につきましてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、先ほど御説明をいたしました道の駅登録要件におきましても、道の駅たるみずだけでなく、隣接する道の駅との関係についても整理する必要がございました。基本的には、10キロ以上離れている必要があり、隣接する道の駅たるみずほか、条件は満たしております。

南の拠点の道の駅の機能の特色でございますけれども、道の駅登録要件の中では、基本方針といたしまして、次の3つを定めております。

1つ目は、人をつなぐ道の駅としまして、6次化と販路拡大を進める機能を持たせ、消費者と生産者の交流を促進すること、さらに、災害時の防災拠点として救助や支援物流の中継基地としての整備をすること。

2つ目は、町、道をつなぐ道の駅としまして、鹿児島市と大隅半島を結ぶゲートウェイ機能を持ち、垂水市や大隅半島の観光情報の発信、さらには防災情報や道路規制情報等の情報発信機能を整備すること。

3つ目は、憩いをつなぐ道の駅としまして、海や山に囲まれた立地条件を生かし、訪れた皆

様が遊びとレジャーを通じて憩える施設を官民連携により整備することとしております。

11月22日に九州地方整備局で行われました設計審査会におきましても、6次化や販路拡大のためのチャレンジショップやマリンス施設について評価をいただき、さらに機能強化のためのアドバイスをいただいたところでございます。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。

南の拠点の整備位置は、桜島から南側エリアの重要な情報発信機能と民間活力による地域振興につながるものと思っております。3つの拠点との連携により相乗効果が得られるよう進めてもらいたいと思っております。

道の駅が持つ基本的な機能は、休憩、情報発信、地域振興となっているようです。国と一体となって整備することでしたが、国が整備するエリアについてはどうなっているか伺います。

**○企画政策課長（角野 毅）** 国が整備するエリアにつきましてお答えをいたします。

国が整備するエリアや施設につきましては、国との実施設計協議の中で国の考え方が示されました。この中で道路管理者である国が整備する駐車場の必要台数は、休憩施設設計要領により算出式から、大型車9台、小型車40台及び身体障害者用1台と算出されているようでございます。市としては、道の駅たるみずの駐車場の状況分析、防災機能の強化のためのオープンスペースの確保を想定いたしまして、小型車155台、身体障害者用駐車場3台、EV車3台を加えて、道の駅全体といたしましては小型車189台、大型車9台、身障者用4台、EV車3台、合計205台の駐車台数と設定したところでございます。

事業区分面積につきましては、国が駐車場、トイレ、情報発信施設を含め約4,880平米、市が、B棟やマリンス施設を含め約9,808平米とい

たしました。この事業区分面積については、バス乗り場の設置や利用者動線に配慮いただき、駐車台数割合からしても、国のエリアができるだけ広いエリアになるよう協議を進めてまいりましたところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 国が整備するエリアがようやく決まったとのことですが、一部、建物が残っているところが国の整備するエリアだろうと思います。現場では工事が始まり、外から見てみると気が気ではありません。この国エリアの用地交渉はいつごろ行われるのか伺います。

○企画政策課長（角野 毅） 国エリアの用地交渉の状況につきましてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、国エリア周辺の未買収用地は残り9筆でございます。今回、国が整備するエリアが決まりましたことから、うち2筆は市と国との境界に当たることから、地権者の利益を確保するために、新たに公社が取得することになりました。先日、土地開発公社理事会を開催し、事業計画の変更の承認をいただきましたので、租税特別措置法の適用の申請を行いまして、早急に交渉を行う予定でございます。

なお、残り7筆は国が用地交渉を行いますが、現在、測量及び建物補償等の調査を行っているところでございます。国によりますと、早ければ2月、遅くとも4月には用地交渉を行いたいとのことでした。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。これで、ことし最後の質問を終わります。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩します。次は10時25分から再開いたします。

午前10時13分休憩

午前10時25分再開

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、堀内貴志議員の質問を許可します。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 おはようございます。本日2番手で登壇しました垂水の実り生む風の堀内貴志でございます。本日の質問、私にとって2期7年目の27回目の一般質問になりますが、本日も関係各課の皆様におかれましては、積極的な御答弁をよろしくお願いいたします。

さて、ことしも残り19日となり、年末のせわしい時期になってきました。ことし1年を振り返ると、2月にマレーシアのクアラルンプールで北朝鮮の金正男氏が暗殺されたこと、北朝鮮による水爆実験とたび重なるミサイルの発射、特に8月と9月には北海道上空を通過する大陸弾道ミサイルの発射、12月になって北朝鮮籍の木造船が相次いで日本に漂着するなど、1年を通じて話題の絶えない緊迫した北朝鮮問題ですが、北朝鮮のミサイル能力と核の脅威は我が国だけでなく世界の脅威でもあります。アメリカを中心に世界各国の外交努力によって何とか解決するすべを見つけて、最悪の事態にならないよう早急に解決を図ってほしいということを強く訴えながら、本日の質問に入っていきたいと思えます。

まず1つ目は、ことしの10月10日告示、10月22日投票の日程で行われた衆議院議員選挙の投票率の結果を受けてお尋ねいたします。今回の衆議院、小選挙区の投票率を見ると、全国平均が53.68%に対して県全体の投票率は56.09%、過去最低となった2014年の前回衆議院の50.47%を5.62ポイント上回った結果が出ています。選挙区別の投票率は1区51.77%、2区56.10%、3区62.43%、4区の54.48%。自治体別で投票率が高かったのは、町長選挙とダブル選挙となった伊仙町の90.57%、龍郷町87.25%で、いずれも離島であります。県本土で最も投票率が高かったのは、市長、市議選挙

のトリプル選挙になったいちき串木野市の75.56%であり、やはり身近な選挙と同時にやると、地域住民の関心も高い現状があります。また、今回の国政選挙は、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられて実施された選挙として、2回目の選挙でもありました。気になるのは、本市の結果であります。本市の結果はどうだったのか、今回の結果をどのように評価しているのか、そして、今後の課題として、さらなる投票率のアップの取り組みについて、どのように考えているのか、お尋ねをいたします。

大きな2つ目は、犯罪抑止等のための対策についてお尋ねいたします。市長は、就任以来、市民の幸福を実現するために、安心安全で住んでよかったまちづくりという政治理念、政治姿勢を掲げ、災害発生の都度、しっかりとした対応に努めてこられました。垂水市の歴史においてもこれまで何回も自然災害に見舞われ、その都度復興に努めてきた経緯があります。今では、垂水市の安心安全を訴える上においては、防災対策は重要なキーワードの一つでもあります。

防災については、今後も最大の課題として取り組まなければならない事業ですが、防災と同時に考えなければならないのが防犯です。犯罪を防ぐことです。私自身、13年前に垂水市に帰省するまでは愛知県で警察官として常に犯罪と向き合った仕事をしてきた関係から、防犯に関しては敏感でありました。ところが、この垂水市に帰省してからの生活状態は、防犯に対して鈍感になってきているように思います。それは何故かという、犯罪のない、安心安全なまちだったからです。しかしながら、最近の市内での犯罪情勢を見ますと、その安心の神話がなくなっているように思います。過去3年間に垂水市で発生した刑法犯の数値を見ますと、平成26年が56件、平成27年が63件、平成28年が76件と3年連続前年対比で増加している現状が見られます。また、最近では先月11月9日から

10日にかけて市役所及びその周辺に駐車中の車両数台が千枚通し状のものでパンクさせられたという事案も発生しました。さらに11月13、15日の2日にわたり、女子高校生を狙った公然わいせつ事件も発生しています。垂水市の過去の3年間の刑法犯認知件数の増加傾向とことし11月に入って連続的に発生した犯罪の状況を見ますと、防犯対策にも力を注ぐべきではないかと思っています。都会では、日常茶飯事な犯罪事件でも、この垂水市ではあってはならない事件なのです。

そこでまずは、本市における犯罪発生の実態、特に先月発生したパンク魔事件、不審者事件について、事件の内容とその後の進展状況について、わかる範囲で教えてください。また、この現状をどのように捉えているのか、お考えをお聞かせください。そして、垂水市が現状実施している防犯対策について教えてください。

大きな3つ目は、平成30年に向けての観光振興のあり方について質問をいたします。観光振興を語る上で、まずこの時期に目玉となるのは、垂水千本イチョウでしょうか、中馬夫妻が30年間の歳月をかけて育てられた1,200本のイチョウ並木です。平成22年に始まった鹿児島県の景観大賞では、見事に初代、第1号に指定され、毎年多くのマスコミに取り上げられ、県内外から多くの方が垂水市を訪ねてこられます。ことしは、期間中の来場者数はどうだったのか、果たして垂水市に大きな経済効果をもたらしているのか、行政として観光振興に役立っているのか、その取り組み状況についてお聞きいたします。

また、12月3日には大野地区の恒例のいきいき祭りも開催されて多くの人でにぎわったと聞いています。あわせてその状況も教えてください。

さて、平成29年もいよいよ残りわずか、そして、節目の年の平成30年が幕開けします。平成

30年といたしますと、早速1月7日から始まるNHK大河ドラマ「西郷どん」が私にとっては一番の楽しみの一つでもあります。ドラマ自体もそうですが、行政的にも鹿児島県の交流人口増加に大きな期待が持てるのではないのでしょうか。過去の鹿児島県をゆかりとして放映されたNHK大河ドラマは記憶の新しいところで2本ありますが、鹿児島地域経済研究所によると1990年の「翔ぶが如く」のときには、183億円、2008年「篤姫」のときには262億円の経済効果をもたらしたと発表されています。来年放映される「西郷どん」は、明治維新150年の節目と重なることもあり、これまで以上の経済効果をもたらすことは間違いありません。鹿児島県にやってきた観光客をいかに垂水市や大隅半島に寄せるかが大きな課題でもあります。

私は、ことしの3月議会の中でも、NHK大河ドラマ「西郷どん」の放映は鹿児島県の観光振興に大きな影響を与える重要なキーワードにもなるものであり、垂水市もその効果に便乗した観光振興の取り組みはできないのか、質問した経緯があります。そのときに、市長及び関係課長から、本市の観光振興と地域活性化の取り組みにおいても、大きなチャンスである。垂水の活性化の一助となるよう、また多くの人に垂水市に来ていただくよう、さまざまな企画をしていく、などとの答弁がありました。あれから8カ月が過ぎましたが、どのような取り組みをしてきたのかお尋ねをいたします。

これで、1回目の質問を終わります。

**○選挙管理委員会事務局長（和泉洋一）** おはようございます。堀内議員のさきの衆議院議員選挙の投票率の結果を受けての今後の課題についての御質問にお答えします。

去る10月22日に執行されました衆議院議員総選挙における本市の投票率は、小選挙区において当日有権者数1万3,425人に対し、投票者合計は8,050人、投票率は59.96%でございました。

うち、期日前投票者は4,733人で投票率は35.26%でございました。鹿児島県第4区の各市の投票率は、鹿屋市、51.28%、西之表市53.78%、曾於市55.97%、霧島市52.06%、志布志市56.03%で、市では本市が最も高く4区全体の平均投票率54.48%と比較しましても、本市は5.48ポイント上回っております。また、過去の衆議院議員総選挙との比較では、前回、平成26年12月の総選挙の投票率が54.27%、前々回平成24年12月が57.66%で、前回は5.69ポイント、前々回を2.3ポイント上回っております。今回の選挙における投票率アップの取り組みにつきましては、9月28日の衆議院解散以降、垂水高校での出前講座、振興会回覧、大型商業店舗による啓発チラシ等の配布、FM割り込み放送、広報車、防災無線など、あらゆる手段を使用し広報活動に努めました。投票日前日からは広報車を2台に増やすとともに、防災無線でも繰り返し放送いたしました。課題としましては、やはり若年層の投票率が低いこととございます。18歳は53.85%と市全体の投票率とさほど大きな差はありませんが、19歳は29.35%と極端に低くなっております。これは、高校卒業後住民票を垂水市に残したまま市外で生活している学生が投票していない影響もあるものと考えられます。また、若年層の投票率アップの対策としまして、10月6日に垂水高校に出向きまして、先生方を含め全校生徒に対し出前講座を実施したところでございますが、来年度は年度当初早い時期に垂水高校で選挙制度の出前講座実施を計画し、若年層の投票率向上に努めたいと考えております。また、1月5日の成人式の会場においても選挙の広報活動実施を予定しているところでございます。

以上でございます。

**○総務課長（中谷大潤）** 犯罪抑止対策についてお答えいたします。

鹿児島県警本部が公表している市町村別の犯

罪発生実態によると、垂水市におけるここ数年間の刑法犯認知件数は議員御指摘のとおり増加傾向で推移しております。平成29年中の刑法犯認知件数の経過について、垂水幹部派出所へ問い合わせたところ、市内における認知件数は10月末現在で54件とのことでございます。内訳としては、窃盗が34件で最も多く、次いで器物損壊が13件、障害2件、詐欺2件、住居不法侵入2件、暴行1件が発生しています。

認知件数の窃盗の内訳としましては、車上狙いが11件、住宅窃盗7件、自転車・車6件、置き引き6件、万引き4件でございます。

器物損壊につきましては、今後の集計において、11月に発生した市公用車のパンク被害も含まれることとなりますが、現在のところこの件に関する捜査進展の情報は得られていません。また、10月から複数回にわたり子供や女性を狙った下半身露出及び声かけ事案も発生しております。このことにつきましては、防災無線を活用して、住民への注意喚起を図るとともに、市民館入口へ不審者事案啓発看板を設置することとし、警察、学校、公民館などの関係機関と継続的な連携、情報共有を行ってまいります。

次に、防犯対策の推進についてお答えいたします。防犯対策の状況につきましては、警察を初めとする関係機関と連携した活動を行うため、垂水市防犯協会が設置されております。垂水市防犯協会の平成29年度の活動方針は、うそ電話詐欺や悪徳商法から高齢者を守る防犯対策、自主防犯組織の支援と市民総ぐるみの防犯意識の高揚、少年の健全育成、非行防止の活動の推進、女性、子供に対する犯罪防止活動の推進と定め、各関係機関団体と、市内の各事業所と緊密な連携をとり犯罪の起きにくいまちづくりの推進に努め、地域に根差したきめ細やかな活動を積極的に展開していきます。

主な活動としましては、地域安全運動の広報啓発活動として、街頭キャンペーンの実施、金

融機関及び高齢者宅を訪問して、うそ電話詐欺被害防止のチラシを配布、小中学校における学校侵入者に対する対処訓練の実施、少年非行防止を図るための祭り会場や入学卒業シーズンにおける少年補導活動などを実施して、防犯、犯罪の抑止につなげているところです。市内約40台の自主防犯パトロール隊は、児童の登下校時の通学路パトロールだけでなく、地区内の危険箇所点検、行政、警察との意見交換を行っていただき、15名の地域安全モニターの方は、地域の安全情報の地域住民への伝達及び地域住民の要望の取りまとめを行っていただき、安心安全なまちづくりに大いに貢献されております。また、市独自の取り組みとしまして、各振興会に対し、防犯灯設置補助金を交付する中で、より明るいLED灯への交換を促進し、犯罪の起きにくい安心安全なまちづくりを推進しております。さきに申し上げましたとおり、子供や女性を狙った不審者事案が発生していること、また、高齢者を狙った詐欺事件の増加なども懸念されることから、今後、より一層の防犯対策を行う必要があると強く認識しております。しかしながら、安全で安心して暮らせるまちづくりのためには、市民の皆さん一人一人の防犯意識を向上させていくことも重要でありますので、今後も引き続き防犯に対する啓発活動を積極的に実施し、地域の自主的な防犯活動への支援を行いながら、市、警察、地域が一体となった防犯体制の確立に努めてまいります。

以上でございます。

○水産商工観光課長（森山博之） それでは、12月3日大野原で開催をされました大野原いきいき祭りについての御質問にお答えをいたします。

当日は、天候にも恵まれ、市外から多くの来場者があり、会場内は買い物を心待ちにしていた方々で大いににぎわっておりました。また、山間地域にもかかわらず、思いがけなく新鮮な

魚の販売に驚いていた方々もおられました、その安さも手伝って購入する方も多く見受けられました。来場者は、1,700人との発表がなされたようでございますが、地元大野原での経済効果もあったのではないかと考えております。

続きまして、明治維新150年の節目、NHK大河ドラマ「西郷どん」の放映に向けての取り組みについての御質問にお答えをいたします。本件につきましては、本年第1回定例会におきましても、御質問をいただき、その際、市長は、放映が決まったことについては、本市の観光振興と地域活性化の取り組みにおいて大きなチャンスであるとの答弁をいたしております。所管課といたしましても、本年度におきまして、明治維新150周年カウントダウン企画として、市内の「西郷どん」にゆかりのある歴史的資源や食、風景にスポットを当てて市内を周遊する着地型ツアーを5回計画いたしました。7月6日は「西郷どんと明治維新の軌跡を訪ねる」、8月17日は「西郷どんも愛した垂水の食卓」、9月20日は「西郷どん没後140年維新傷痕の旅」、12月3日には「維新の志士が愛した垂水の食卓、師走編」の4回を実施したところでございます。これまでのツアーにつきましては、全ての企画におきまして、申し込み開始から数日で募集定員を満たす状況でございました。特に、12月3日に実施をいたしました千本イチョウ並びに大野原いきいき祭りとのコラボ企画では、申し込みが殺到し、バスを2台に増やして実施したところでございます。なお、千本イチョウの来場者は、12月10日現在で5万3,300人でした。具体的なツアー企画から実施につきましては、県旅行業組合に委託をいたしました。参加者からは専門的な立場で垂水市の隠れた魅力が体験できた、垂水市の歴史や食を堪能できてとてもよかったとのアンケート結果からも満足していただけたのではないかなと考えております。

なお、3月に実施いたします最後のツアーにつきましては、「垂水が守り続ける歴史と伝統」という企画で、垂水市観光協会主催の「春を呼ぶ垂水土人形展」の時期に合わせ、長崎大学准教授井出博仁氏の講演や農作物の収穫体験メニューを加えて実施する予定でございます。

また、本市も大河ドラマ「西郷どん」のロケ地の候補に選定をされ、直接NHKを訪問し、PR活動を行うなどいたしました。最終選考で落選という結果となりました。しかしながら、その後もNHKから撮影に必要なサツマイモや苗の提供依頼に対しまして協力を行い、撮影の際には、使用された旨の報告を受けたところでございます。来年度放映された際には、本市の撮影逸話として御紹介できればと考えております。加えまして、11月28日から29日には、湾奥4市におきまして、福岡市のエージェントを訪問し、来年度のツアー造成に向けてのPR活動も行ったところでございます。

来年「西郷どん」が放映されるに当たり、本事業等活用し、本市にあります観光資源の情報発信に努め、積極的なPR活動を展開し、交流人口の増加を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** それでは、1問目から2回目の質問をしたいと思います。今、課長のほうから話がありまして、投票率59.96%、前回よりも上がっており、前々回よりも上がっていると。それは、所管課として一生懸命努力された結果だと思えます。ただ、国政選挙でこのパーセンテージはいい数字かもしれませんが。地方選挙になると、もっとさらにパーセンテージを上げなければいけない。要は国政選挙も地方選挙並みにパーセンテージを上げるような努力がさらなる努力が必要だということで今回のテーマにさせていただきました。それで、投票率、これは県レベルですけど、結構毎回上位に進出する県

があります。どこかという山形県です。山形県は、過去の投票率、小選挙区で64.07%、県ですよ、県全体の平均で、そして、全国トップで今回3回目だということです。

前回、2014年のときには、ナンバー3、3番目に入ったようです。ということは、毎回高い率で推移しておるんだということです。山形県、何でこれだけ投票率がいいのかと調べてみました。そうすると、期日前投票所、前回の54カ所から8カ所増やしているということ、18歳以上に引き上げられてから、選挙年齢が、病院、大学、大型施設で投票所を設けておるということです。あと未成年、18歳未満に対して1日選挙管理高校生委員長に任命して、旗振り役をしたり、大学の文化祭、オープンキャンパスで学生ボランティアに協力してもらってチラシを配ったり、いろんなさまざまな努力をしておるということです。何が言いたいかというと、毎回全国の投票率の上位に進出する山形県については、土地柄もありますけれども、やはりそこには努力しているんだと、努力したことが奏したということが言えるのではないかなと思います。

一方、垂水市の地形見てみましょう。垂水市地形、南北に37キロという地形であります。その箇所で期日前投票所が1カ所、中央に1カ所、37キロの中央地区に1カ所、投票日の投票箇所が15カ所です。37キロあるにもかかわらず15カ所。高齢者の著しい本市、高齢者にとっては期日前投票所、もしくは地区の投票所まで距離が遠すぎると、そのために投票を辞退する人もいるという声も聞いております。そこで御提案したいのが、移動期日前投票車の導入です。この資料には、移動投票車と書いてありますけど、移動期日前投票車に訂正をしておいてください。期日前投票車、車で期日前投票を促しましょうよということです。選挙管理の職員が車に投票箱乗せて地方の集会所を巡回して、投票の機会を増やす取り組みです。総務省によると国政選

挙で去年の夏に島根県の浜田町で導入されたのがきっかけで、地方選挙でも、ほかにも大阪府の千早赤阪村では村議会選、7月には徳島県の三好町で市長選挙、9月には神奈川県箱根町で町議選挙、いずれも行われて、高い評価を得ておるという結果が出るということです。今回、この例を見習って、導入しようとしていた自治体もありましたけれども、突然の解散だったから間に合わなかったというところが多いそうです。移動期日前投票車というのはどういうものかという、簡単にワゴン車のスライド式のドアを開けて、手製の記載台を設置、今回の国政選挙の場合ですよ。小選挙区用と比例区、最高裁の国民審査の2箱を置いたと。最後部のほうに管理者の市職員と立会人の2人が座ったと、簡単なつくりのものです。この市役所にある既存のワゴン車を使えばすぐできそうな期日前移動投票車、つくり上げることができるんじゃないでしょうか。あとはダブルで登録をされるということをや少なくするために、その対策をしなければいけませんけれども、いずれにしてもこの移動期日前投票車、我が市でも導入してはいいかと思いますが、検討の余地があるのかどうか、これについてまずお聞きしたいと思います。

**○選挙管理委員会事務局長（和泉洋一）** 移動期日前投票車の導入についての御質問にお答えします。

議員御指摘のように、平成27年7月の参議院議員選挙において、県外で全国初の移動投票車を導入した市があったことは把握しております。ワゴン車に投票管理者、立会人、事務従事者、投票箱など一式を載せ、投票所から離れた地区を3日間巡回したようでございます。また、本県におきましては、錦江町で平成28年度、南大隅町では平成29年度に町内の投票を再編しておりますが、今回の総選挙では、閉鎖された投票所を車で回り、それぞれ一、二時間程度臨時の

期日前投票所を開設し、地区住民の利便性に配慮したようでございます。移動式投票所は、期日前投票所を設置した上での設置となりますので、管理者、立会人、事務従事者の人材確保の問題や、オンラインがないため、二重投票防止の投票確認作業などの課題も多くあるところがございます。本市では、15投票所を設けておりますが、高塚、高野、松尾地区など特に山間部の地域では投票所まで遠いことは十分理解しております。移動投票車の導入は、高齢化が進んでいる中で、住民の利便性を図るための非常により取り組みであると考えられますので、まずは今後の県内市町村の取り組み状況等、情報収集に努め、課題解決が可能であるかどうか検討したいと考えます。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** 行政に言う、県内情勢を見極めて判断するといつもおっしゃるんですけども、垂水市から率先してそれをやっていただきたいということを切にお願いしたいと思えます。

もう一つ、要は、投票率には直接は関係ないかもしれませんが、毎回、有効投票、無効投票というのが発生しておると思えます。投票所にせつかく1票投じようと思っただけでも、その投票が確実に反映されないということは非常に残念なことです。確実に無効票を少なくすることもやっば改善しなければいけないと思えますけれども、垂水市の場合、どのぐらいの無効票があったのか、それをわかる範囲で教えてください。

**○選挙管理委員会事務局長（和泉洋一）** 無効票についての御質問にお答えいたします。

本市の市長選、市議選における無効票の数でございますが、市長選では、平成27年1月が91票の0.89%、平成23年1月が125票の1.07%、市議選では、平成27年4月が77票の0.74%、平成23年4月が84票の0.73%となっております。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** 今数値でもわかるように、それぞれ市長選挙も市議選挙も100票近い無効票があるということです。これは明らかに改善しなければいけない事項ではないかなと思えます。明らかに混乱、もしくは不注意により関係ない人の名前を記載するとか、あるいは何も書かないまま、白票は別として、高齢のため、もしくは病気のために、支持する人の名を字としてうまく書くことができなかったことから、無効票になったということだと、非常に残念なことだと思います。無効票をなくして、1人でも多くの市民の意思を反映させるためにも、投票用紙に候補者の氏名を記載して、丸印をつけるやり方、つまり記号式投票を導入してはいかかと思えます。これについては、地方公共団体の議員や町の選挙については、条例によって記号式投票を採用できるようになっています、県内ではことしの7月に曾於市長選挙で初めて記号式投票が導入されました。その結果、無効票が大幅に減ったということは報道されています。全国的に見ても導入している自治体も多数あります。この機会に自書式投票から記号式投票に変更してはいかかと思えますけれども、その点のお考えをお聞きします。

**○選挙管理委員会事務局長（和泉洋一）** 記号式投票の導入についての御質問にお答えいたします。議員御指摘のように、記号式投票につきましては、本年7月の曾於市市長選挙において実施されております。これは、公職選挙法第46条の2に基づき、投票用紙に氏名が印刷された候補者のうち、投票しようとする者1人に丸の記号を記載する方式で、投票方法が簡単になるため、有権者の利便性が増すとともに、無効票、疑問票が減り、開票時間の短縮も期待されます。そこで、今回の曾於市市長選挙の結果を曾於市選挙管理委員会に問い合わせましたところ、無効票は期日前投票分を含め163票の0.79%で、前回市長選の306票、1.37%と比べると、無効

票は明らかに減っているようでございます。ただし、投票率については少し落ちたとのことでございました。

記号式投票は、期日前投票や不在者投票においては実施することができず、投票方法が2方式となるため、市民に十分な周知が必要なこと、投票用紙が2種類となり、1種類は立候補受理後でなければ作成できないことなどの課題があります。特に期日前投票が増加している現状においては、事前の周知が徹底しなければ市民の誤解により混乱も予想されるところでございます。県内市町村では、曾於市以外で実施したところはないようでございますので、この課題等を見極めながら、今後調査研究を進めたいと考えております。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** ぜひとも前向きに調査して、実施の方向でやっていただければなと思います。それともう一つ投票率を上げるための課題となるのが18歳以上に引き上げられた選挙権年齢です。やはり、ここで私思うことは、高校生議会を開催してはどうかというふうにも思っております。早い段階で政治に興味を持ってもらう取り組みも大変重要になってくるという思います。高校生については、高校3年生から投票できる人もおります。早い段階でそういう取り組みを行政でやっていただけるということが肝心。これは、鹿屋で今回、ことし、高校生議会を開催されました。鹿屋というと、高校が幾つかあるものですから、実施しやすかったと思いますけど、垂水市は唯一の高校垂水高校しかありません。垂水高校と年齢を引き下げて中学生まで入れ込んで、学生議会ですね、高校生議会ではなくて学生議会、これも投票率を上げる一つの取り組みとしていい案ではないかなと思いますけども、この点についてどうお考えかお聞きします。

**○選挙管理委員会事務局長（和泉洋一）** 高校

生議会の開催についての御質問にお答えいたします。高校生議会につきましては、議員御指摘のように、お隣の鹿屋市で昨年度から実施されているようでございます。鹿屋市のホームページを見ますと、目的として、次世代を担う高校生が議員となり、市議会を模擬体験することで、若い世代に政治への関心を持ってもらい、若者と行政が一緒になって市の現状や未来について考える機会として開催するものとうたわれております。若者に政治、行政に興味を持ってもらうことが、ひいては投票率のアップにつながると考えられますので、高校生議会の開催が可能かどうか、今後関係課と協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** 第1回目の質問のテーマ、投票率のアップ、移動期日前投票車、記号式投票、学生議会、これが4項目です。ぜひとも前向きに検討していただいて、実施の方向でやっていただければなと思います。

続いて、2問目に入りたいと思います。2問目、犯罪の抑止、犯罪抑止です。防災はこれまで一生懸命やっていたとおる。犯罪を防ぐことも今後垂水市には重要になってきているものと思っています。ことし、既に54件発生しておる、残り3カ月で54件平成26年56件です。差が2件、ということは残り3件、特に年末は犯罪が多発する時期でもあります。犯罪の上昇率というのはやっぱ上がっておるものであるということであるので、これもやっぱりしっかりした取り組みしていただきたいと思っております。

それで、まず考えられるのが、今防犯協会とか、いろんなところで犯罪抑止の取り組みはされているという状況を聞きました。それに合わせて、犯罪抑止に一番通じるというところが私は防犯カメラの設置だと思うんです。防犯カメラの設置、ことし初め、小中学校、高校で器物損壊等の被害事件が発生しました。教育委員会

においては、緊急に防犯対策を強化する上において、警備会社による機械警備を実施されたことと機械警備はまさに防犯という意味では導入することによって、その目的は達成できると思いますが、検挙となると課題も残ると思います。犯罪のない安心で安全なまちづくりをするためには、防犯カメラの設置は有効な対策だと思いますが、本市の場合普及していないのが現実ではないでしょうか。本市において防犯カメラの設置状況、どれだけのものを把握しているのか、わかる範囲で教えてください。

**○総務課長（中谷大潤）** 本市における防犯カメラの設置箇所及び台数等の詳細な普及状況については把握しておりませんが、防犯カメラは、監視していることを示し、心理的に犯罪を抑止する、犯罪や異状の発生を早期に発見し、報知する、記録をとることにより、犯罪発生時の参考とする。などの目的から、設置利用され、主にコンビニ、銀行、郵便局、スーパーなど、比較的不特定多数の人が集まる場所に設置されています。設置する目的としては、例えばコンビニやスーパーなどの小売店の場合には、万引きを防止するという意味合いもありますし、万が一強盗などに入られた場合の監視カメラの役割も果たします。また、金融機関などでは、強盗が入らないように不審者の監視をしたり、店内の様子を記録したりするのが目的とされています。また、一般家庭における設置も考えられるものの、都市部と比較すると事件件数や店舗数が少ないことなどから、本市における防犯カメラの普及率は低く、撮影されている範囲についても限られていると考えられます。

なお、市が保有する防犯カメラとしましては、公用車のパンク被害を受けて、本庁舎に2基設置しているところでございます。

**○堀内貴志議員** 自主防犯という観点からすると、防犯カメラ設置というのは、まさに犯罪を防ぐ一つの手段で犯罪発生時の検挙に結びつく

強力な武器の一つであります。犯罪の多い地域、特に都会とか、鹿児島市もそうですけども、各組織、各団体、企業、各家庭で設置しているところも少なくありません。防犯カメラ、今や社会を悪意から守るための重要な防犯インフラであるという事は言えます。本市でも普及に努める必要があると私は思っていますけども、自治体によって防犯カメラの設置補助制度を導入しているところも多くなってきています。北九州市もそうでした。岐阜県大垣市もそう、愛知県の小牧市もそうです。本市でも犯罪のない安全で安心なまちづくりをするために、防犯カメラの普及に努めるべきではないかと思いますが、その点、どのようにお考えか、そして、防犯カメラの設置補助制度も含めてお伺いしたいと思います。

**○総務課長（中谷大潤）** 防犯カメラは犯罪の抑止力につながるとともに、早期の事件解決に大きな役割を担っていると認識しておりますが、購入設置費用が高額になることが普及の低い要因の一つと考えられます。議員御提案の防犯カメラ設置に対する補助金交付制度につきましては、防犯カメラの普及、促進のために非常に有効な方策であると考えますが、一方、防犯カメラの設置に当たっては、個人のプライバシーが侵害されることの無いように十分な配慮が求められています。現在のところ、県内において同様の補助金交付制度を制定、運用している自治体はないようでございますが、警察及び防犯パトロール隊、地域安全モニター等の意見を参考にしながら、補助対象者の絞り込み、補助の妥当額等について調査研究を行ってまいります。

**○堀内貴志議員** 行政の答弁、県内においてはどこも実施していない、ぜひ垂水市から第1号として実施していただきたいと思います。また、プライバシーの関係については、鹿児島県のほうに鹿児島県防犯カメラの設置及び運用に関する指針という、これも出ております。そういう

プライバシーの関係もしっかりとこれで守りながら、設置して、要は犯罪を防ぐんだと。いざ犯罪が発生したときには、間違いなく検挙に結びつけるんだという意気込みでやっていただきたいというふうに思います。

それで、最後、市長にお聞きします。鹿児島県においては、鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例が平成19年4月1日から施行されています。各市町村でも県に並行して、犯罪のない安全で安心なまちづくり条例を制定しているところも多数あります。この条例というその目的は、市民などが安心して暮らせるための自主的な活動と地域活動の連携、協働によって犯罪のないまちづくりを推進することが主な目的であります。本市はその条例を本市で、本市においてその条例を制定するお考えはないか、市長の見解をお聞きします。

**○市長（尾脇雅弥）** 鹿児島県においては、平成18年12月に鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例が制定されておりますけれども、垂水市においては、鹿児島県が条例を制定する以前の平成17年度に垂水市安全安心まちづくり条例を制定しております。県条例、市条例のいずれも安全で安心に暮らすことができる社会の実現を目的として、安全で安心なまちづくりは住民等の自主的な活動が基本であり、行政及び住民並びに事業所等が協力して推進することを基本理念として定めております。

安全で安心なまちづくりは、本市の努力だけで実現できるものではなく、県及び近隣自治体との連携も必要であると考えます。今後市民の安全安心の確保をより確実なものとするため、県の条例との整合性を図り、必要があれば垂水市条例の見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

**○堀内貴志議員** ありがとうございます。課長の答弁も市長の答弁もより一層の防犯対策で市民一人一人の防犯意識が大切ということであり

ますので、この条例のあるのであればその条例の見直しも含めて検討していただきたい。要は犯罪抑止のためには、犯罪を増加する前に初期の段階で的確な対策をとることが一番だと思います。本市では、少なくともこの3年間は毎年犯罪の件数は増加傾向にあるんだという事実があります。防災だけではなく、犯罪のない安全で安心なまちづくりをすることは市長の公約の一つでもあると思いますので、ぜひとも実現に向けて取り組んでいただきたいということを切にお願いして、次に入りたいと思います。

3問目、来る平成30年に向けての観光振興のあり方について2回目の質問からいたします。今確認ですけれども、千本イチョウ、きょうは中馬さんがお見えになっておりますけれども、千本イチョウこの期間中5万3,300人は入ったと、垂水市に来ていただいておりますということで、それなりの経済効果はあるということでもいいのか、その点をちょっと確認します。

**○水産商工観光課長（森山博之）** 一部の聞き取りではございますが、市内のコンビニエンスストアあるいは飲食店等電話確認をいたしたところ、電話確認をした全てのコンビニエンスストア、並びに飲食店では、お客さんが増加をしているという報告をいただいております。

**○堀内貴志議員** せっかく30年かけてつくらなりたい景観あるわけです。人がやってくるわけです。ぜひともこれを生かした取り組み、もっと進めていただければなというふうにこれは要望にかえさせていただきます。あと、来年、いよいよ「西郷どん」始まります。これに始まりまして、指宿では1月12日に温泉を好んだ西郷隆盛がたびたび訪れている知る人ぞ知るゆかりの地ということで、指宿「西郷どん」館をオープンさせる、鹿児島市は、その翌日の13日に加治屋町の市立病院跡地に「西郷どん」大河ドラマ館をオープンさせる、そして、鹿児島県は先日開会した12月議会で知事自ら来年5月に県内

で明治維新150年記念式典を開くことを明らかにして、大みそかにはカウントダウンイベントとして花火やミニライブを鹿児島市で開催すると。きのう、おとといの新聞では、霧島市で新たな観光拠点として「日当山西郷どん村」をオープンさせると。そのほか県内各地、本県以外にも宮崎、ゆかりのある地域では「西郷どん」ブームに便乗した観光振興の普及に力を注いでいます。垂水市、今からつくれということは言いません。それらの自治体に負けない思い切った施策が必要だと思いますが、平成30年の観光振興のあり方について、どのように取り組んでいくのかそれをお聞きしたいと思います。

**○水産商工観光課長（森山博之）** 堀内議員の御質問にお答えをいたします。

本市は、御承知のとおり、元気なまちづくりのために3つの挑戦を掲げており、その1つであります経済への挑戦の柱に基づき、水産商工観光課では観光振興による交流人口の増加に取り組んでいるところでございます。本年度はツーリズム推進事業等を通じて、スポーツ合宿並びに国内外の体験型教育旅行の誘致活動を積極的に推進いたしております。先ほど答弁をいたしました明治維新150周年カウントダウン企画が体験交流型観光ビジネスモデル確立事業として実施をし、魅力ある観光資源を生かした造成を促進し、交流人口の増加を図っていくものでございます。

ツーリズム推進事業では、猿が城でのキャニオニングの装備品を整備し、多くの団体の受け入れが可能な体制を確立いたしましたことにより、昨年を上回ります904人の利用者がございました。これまで宿泊を伴う団体業者の実績がございましたが、9月には福岡市の短大生29名が一泊二日の日程で本市を訪れ、猿が城溪谷でのキャニオニングやジップライン、道の駅の足湯体験などを楽しんでいただきました。また、スポーツ合宿及び教育旅行の実績等につ

きましては、先ほど川越議員の御質問でお答えをいたしておりましたが、10月1日の垂水スポーツランド完成に伴い、合宿希望団体からの問い合わせも多く、施設見学に訪れる指導者や旅行エージェントも増えており、本市の食も含めて誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

加えまして、来年度、南の拠点完成に伴い、マリンポート鹿児島に寄港しております大型クルーズ船からの誘客ができないか、県観光連盟並びに関係団体と連携を図り取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** 課長が今おっしゃられた大型クルーズ船からの集客、これは、大変大きいものであると思いますので、ぜひとも実現するように努力していただきたいと思えます。

それと、観光振興を図るにおいて一番の中で大切なキーワードの1つ温泉事業があります。私このテーマのいちばん最後にも触れてありますけど、温泉事業、これについて、ちょっとお聞きしたいと思います。この議会、この12月議会で第5次垂水市総合計画基本構想が提出されております。平成20年度を初年度として指定された第4次垂水市総合計画、町の将来像は「水清く、優しさ湧き出る温泉のまち垂水」であり、最近まで使われてきました。しかしながら、この今議会で提出されておる第5次垂水市総合計画基本構想（案）の中には、町の将来像としては「9つの彩豊か、健やかな人を育むまち垂水」に変更されました。これまで使われてきた温泉のまちの文字がなくなりました。町の将来像の中からもなくなっても、垂水市のキャッチフレーズは未だ「花と温泉と溪谷のまち」のキャッチフレーズは継続中かどうか、これについて企画政策課長、その点だけ確認します。

**○企画政策課長（角野 毅）** 堀内議員の御質問にお答えいたします。

本市の非常に貴重な資源でございます温泉等につきましましては、第5次の総計の中でも地域の優れた資源として尊重していくということでPRを進めていくことも含めてうたっております。温泉という具体的な文字は消えておりますけど、我々といたしましても地域資源の非常に貴重なものであると考えておりますので、そこら辺の考え方は変わっているということです。（発言する者あり）

非常にあれですけれども、観光スポットでの捉え方としては、生きているものだというふうに考えています。

**○堀内貴志議員** 継続中なのか継続中でないのか、それをしっかり。ホームページ見ると、垂水の標語ということで、2つ出てくるんですよ。さっき言ったまちの将来像の「清く優しさ湧き出る温泉のまち垂水」というところと、「花と温泉と渓谷のまち」これ2つ出てくるんです。今回、第5次総合計画から外されるので、「水清く優しさ湧き出る温泉のまち垂水」はなくなりますけれども、「花と温泉と渓谷のまち」というのは継続なのかどうか、その点、わかりませんか。

**○水産商工観光課長（森山博之）** 「花と温泉と渓谷のまち垂水」につきましましては、定められた期日につきましましては定かではございませんが、現在も観光の視点でのフレーズとしては残っているというふうに認識をいたしております。

**○堀内貴志議員** 観光の視点ってホームページにも載っていません。垂水市のホームページにも。だったら外すんだったら外すでつけるんだったらつけるでしっかりそれはしておかないと絶対出てきますから。それをうやむやで回答してもらったら困ります。いずれにしてもとりあえず温泉のまちは、観光振興に重要なキーワードであるということは言えるわけですよ。そうすると、垂水市の温泉、これ聞きますと泉質もさまざまあります。垂水市、温泉ソムリエ

に言わせると、鹿児島県の温泉地で有名な霧島や指宿よりもすばらしい温泉があるにもかかわらずPRが足りないというふうに温泉ソムリエは言っておるんです。わたし、議員になって早々一般質問の中で南北に走る唯一の国道である220号線走っても、さっきのキャッチフレーズを捉えて、温泉のまちと思わせるような看板がないということを強く訴えた。その結果、数カ所に看板はたしかに設置されて努力はされておるというところは見られます。だけど、いまだに温泉の町としてのインパクトが足りないように思います。それどころか、あるときからすると池田温泉がなくなり、JA温泉がなくなり、最近では江洋館別館が南の拠点から建物自体が解体された。今後の観光振興に温泉事業はどのように生かしていくのか、その点だけちょっと確認します。

**○水産商工観光課長（森山博之）** 堀内議員の質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、第5次総合計画では、町の将来像から温泉の町のフレーズは消えております。しかしながら、観光にとりましては、温泉は重要なキーワードでございます。現在、宿泊施設を伴う温泉が4施設、温泉入浴のみが6施設の合計10カ所の温泉入浴施設がございます。具体的な温泉のまちとしての取り組みにつきましましては、平成28年度より千本イチョウ祭りのイベントとして観光協会が企画し、市内観光協会加盟の温泉業者により千本イチョウを訪れた旨を伝えますと、100円から150円入浴料を割引いたします温泉割引キャンペーンを実施いたしました。11月25日から12月10日までの千本イチョウ祭り期間中市外の来場者を対象に温泉施設利用促進に向けての取り組みとしてスタートいたしました。これまで千本イチョウを見て帰路につかれていた方々が昨年は6施設の協力によりまして、期間中359名が温泉施設を利用していただいております。ことしは11月24日PR

のため各報道機関を回り、全社が取材に来られ、また、その際、所有者の方にも御協力をいただき、12月10日現在で約5万3,300人の来場者があり、1施設少ない5施設の協力ではございましたが、期間中278名の方々に利用していただき、本市温泉施設のPRを図ったところでございます。今後は、来年完成予定であります南の拠点施設内の民間温泉施設とも連携し、引き続き本市の温泉のまちとしてのPR活動の充実に努めるとともに、関係課とも協議し、温泉施設情報に係ります看板等の設置も検討し、さらなる交流人口の増加を図ってまいりたいと考えております。

**○堀内貴志議員** 時間がありませんので、最後に市長に聞こうと思いましたが、時間がありませんのでそれは省略いたします。ただ、1つ要望、今南の拠点に看板設置するという事をおっしゃいましたけれども、要は市内の温泉地、さまざまな温泉、泉質も違いますので、市内の温泉地がわかるような看板を設置していただきたいということと、あとネット上で鹿児島県の温泉地イコール垂水市というふうにヒットするような取り組みをしていただきたいと思っております。若者は特にネット検索できますので、ぜひともその点も強くPRしてほしいということをお願いしまして、本日、ことし最後の私の答弁終わりたいと思っております。ありがとうございました。

**○議長（池山節夫）** 次に、11番、森正勝議員の質問を許可します。森議員。

[森 正勝議員登壇]

**○森 正勝議員** 皆さんお疲れさまです。北朝鮮は11月29日午前3時18分ごろ日本海に向け新型弾道ミサイルを1発発射しました。日本政府によると、約53分間で約1,000キロ飛行、青森県西方約250キロメートルの日本EEZ水域に落下しました。ICBM火星15号の発射実験に成功したと発表されました。日本政府は相変わらず圧力強化路線とか進むべき道がないと言っ

ております。ことしの8月中旬に金丸信元国会議員の次男金丸信吾氏は1週間ほど北朝鮮に滞在し宋日朝国交正常化担当大臣と会食、近いうちに北朝鮮は劇的に動くということをお聞きされたといわれています。金丸氏がその内容を聞くと、宋氏はそれはまだ言えませんと言いました。その後、金正恩朝鮮労働党委員長の御決断によって動きますと続けたそうです。9月議会で堀内議員も言ったように、こういった民間の方たちを活用して、対話と圧力、両面で北朝鮮と向き合うべきだと思うんですが、どうでしょうか。

それでは、質問に入ります。道の駅交流施設の指定管理についてお聞きします。非公開ということですので、差し支えない範囲でお答えをお願いいたします。選定委員会の議論の内容はどうであったか総括をお願いいたします。

次にJアラートについてでございますけど、防災無線や携帯用の緊急速報メールで避難や警戒のメッセージが流れた場合、どのように行動すればいいのか教えていただきたいと思っております。

3つ目でございますけれども、マイナンバー制度についてでございますが、日本に暮らす住民全員に12桁の番号を割り振り、行政や金融機関の手続に使わせるというマイナンバー制度はスタートから2年でございますが、住民は利便性が実感できず手続のわずらわしさや情報管理などへの不安を強めています。全国で人口ひとり当たり9%の普及率だそうですが、垂水市はどのくらいか教えていただきたいと思っております。

以上で最初の質問を終わります。

**○水産商工観光課長（森山博之）** 森議員の御質問にお答えをいたします。

道の駅たるみず指定管理候補者選定委員会は、指定管理者運用指針におきまして、率直な意見交換が損なわれるおそれがあることや、法人その他の団体の具体的な技術情報、信用情報に係る内容が取り上げられる可能性がありますことから、垂水市情報公開条例第7条第1項第3号

の規定に基づき非公開とされているところがございます。しかしながら、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要となりますことから、所管課として公表できる内容を精査してお答えをいたしたいと思っております。第1回の選考委員会は、10月11日に選考委員10名全員の出席により開催をいたしました。協議内容につきましては、会議の公開、非公開について、指定管理者制度の内容、道の駅たるみずの概要及びこれまでの指定管理者について、応募者について、選定に係るスケジュールや審査基準の内容を委員の方々に説明させていただき、共通理解が図られたところがございます。

委員からは指定管理について公募によることをいつ決めたのか、期間を5年とする議論はなされなかったのか。個別項目について前回との違いは何かなどの質問がなされ、事務局から回答を行い、御理解をいただいたところでございます。

第2回目の選定委員会は、10月16日に同じく全委員の出席のもと開催をされました。委員会では、1社あたりの提案書説明を40分間、その後委員からの質問に対する回答を20分間とし、1事業者60分の持ち時間で実施いたしました。活発な質疑が交わされ、両事業者とも5分間延長し、審議が行われました。委員の皆様からは、売り場の何をどこへ置くのかの基準はあるのか、146社の出荷者協議会会員の出荷スペースの配分はどのようにするのか、道の駅の事業にかかわるメリット、社会貢献をどのように考えているか、商品構成をどのように考えているか、会計の透明性について、また、働く側の雇用保障の安定性について、さらには、施設として6次産業化に向けての具体的な推進策についてなどの多くの質問がなされました。応募2社は、それぞれ委員の質問に対し、提案書に基づき回答がなされたところでございます。

その後、委員10名が採点を行い、合計点数の

結果、株式会社財宝3,752点、株式会社芙蓉商事3,566点で、点数の高かった株式会社財宝が垂水市道の駅交流施設指定管理者の候補として選定され、市長へ答申を行ったところでございます。

以上でございます。

○総務課長（中谷大潤） Jアラートについてお答えいたします。

北朝鮮による弾道ミサイル発射、国際テロ組織の活動など、私たちの平和や安全を脅かす重大な問題が発生している状況を踏まえ、我が国に対する外部からの武力攻撃に際し、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全性を保つために必要な法制を整備することは、国として当然の責務であるとの観点から、平成15年6月に武力攻撃事態対処法が成立しました。さらに、この法律を受けて翌16年6月には国民保護法が成立し、武力攻撃事態対処法と相まって、国全体として万全の体制を整備し、国民の保護のための措置を迅速かつ的確に実施するための基本的な法制が整備されました。弾道ミサイルなどから尊い生命を守るため、緊急事態の発生を伝達し、迅速な避難行動を促すため、全国瞬時警報システム通称Jアラートが構築され、平成21年度から整備が始まり、平成28年5月現在で100%の整備率となっております。垂水市では、平成22年度より運用を開始しております。Jアラートシステムでは、弾道ミサイルのほか、大津波警報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国の内閣官房、気象庁から消防庁を經由して送信し、市区町村の防災行政無線や携帯メール、コミュニティーFM等自動起動させて、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達ができるようになっております。また、衛星回線と地上回線の2系統による情報受発信、送信管理システムのバックアップ拠点を有する災害に強い情報配信システムとなっております。

Jアラートが作動して情報発信があった場合の行動についての御質問ですが、弾道ミサイル事案、地震、津波の避難行動について説明いたします。

まず、弾道ミサイル発射の情報伝達時の行動ですが、屋外にいるときは近くの建物、できれば頑丈な建物の中、または地下街などの地下施設に避難してください。近くに適当な建物がないときは、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部、頭を守ってください。屋内にいるときは、すぐに避難できるところに頑丈な建物があれば、ただちにそちらに避難し、それができなければできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

次に地震ですが、屋内にいる場合は、頭を保護し、机の下など安全な場所に避難して揺れが収まってから最寄りの空き地か一時避難場所へ避難して、住居の状況により避難所へ移動することとなります。避難する前にガスの元栓、電気ブレーカー等確認して、できるだけ近所の人たちと集団で行動してください。

次に津波ですが、海や川にいる人は海岸や河川から直ちに離れ、高台やビルなど、安全な場所へ避難する行動をとることが大事となります。ここは安全と思わず、より高い場所を目指して避難することを心がけてください。垂水市では、国が定期的実施するJアラート情報発信訓練にあわせ、防災行政無線、防災ラジオが問題なく起動するか確認作業などを定期的実施しております。地域においてもこの訓練を活用して、地域での避難行動訓練を実施していただけるよう周知に努めてまいります。

以上でございます。

**○市民課長（和泉洋一）** マイナンバー制度についての御質問にお答えします。本市のマイナンバーカードの普及率は、10月31日現在7.52%で、全国平均の9.97%、県平均の9.21%と比較しますと、2%ほど低い普及率となっております。

す。

マイナンバー制度は12桁の番号を使って行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する社会基盤として平成27年10月に施行されました。スタートから既に2年が経過しておりますが、議員御指摘のように、カードの普及がなかなか進んでいないのが現状でございます。普及が進まない原因としましては、申請手続きが面倒である。カードを取得するメリットが感じられない。個人情報漏えいの不安があるなどがマスコミ等では指摘されております。国としましては、このような現状に鑑み、マイナンバーカード利用活用推進ロードマップを作成し、地方公共団体や民間企業における身分証としての活用や個人と行政機関をネットワークでつないで子育てワンストップサービスなどを受けられる、マイナポータルの利用促進、金融機関や医療機関など、民間サービスでの利用などを推進しているところでございます。

なお、本市の普及率が低い原因としましては、申請手続きの面倒さやメリットが感じられないなどのほかにカードの利用が当初税分野において始まったため、本市のような高齢化率が高い市町村では普及が進まない傾向があるのではないかと想定しておりますが、今後、医療分野などにおける利用が本格的に始まってくれば、本市のカード普及も進むものだと考えております。

以上でございます。

**○森 正勝議員** 道の駅の指定管理についてでございますけれども、10月11日と16日に選定委員会が行われたということで、その中で、委員の方々の採点で財宝さんの点数が高かったということでございます。御理解いたします。そこで、答えにくいかもしれませんが、株式会社財宝さんと株式会社芙蓉商事さんの違いは何か教えていただきたいと思っております。

**○水産商工観光課長（森山博之）** 森議員の御質問にお答えをいたします。

応募2社の違いについてでございますが、非公開の原則に基づきまして、提案者の内容等について比較をしてお答えすることは難しいと考えております。しかしながら、どのような観点で当該事業者が選定するに至ったのかとの視点で答弁をさせていただきます。選定委員10名の厳正な審査の結果、12の審査基準項目におきまして、市民の声が反映される管理が行われているか、事業計画に沿った管理を安定して行う物的人的能力があるか、施設の効果を最大限に発揮できるとともに経費の縮減が図られるか、災害時の対応についてなどの項目について、他社より評価を得ておりました。また、牛根漁協とタイアップして海鮮小屋の計画や足湯の屋根の増設、所有する市内施設を結ぶ無料送迎バスの運行などの提案が評価につながったのではないかと考えております。

以上でございます。

**○森 正勝議員** 牛根漁協とのタイアップ、海鮮小屋の計画、足湯の屋根の増設、市内施設を無料送迎するということが提案されたのが財宝のほうにつながったということで御理解をいたしたいと思っております。

そこで、株式会社財宝さんへの引き継ぎ事項は何かなかったのかお聞きいたします。

**○水産商工観光課長（森山博之）** 森議員の御質問にお答えをいたします。

新たな指定管理者につきましては、本議会へ株式会社財宝を候補者として提案し、議会の議決を得ようとしております。したがって、本議会で議員の皆様方に御審議をいただき、御承認が得られましたら、これまで利用者から求められ、有効な取り組みであると判断できるものにつきましては、今後、協定書の締結時に配慮いたしたいと考えております。

以上でございます。

**○森 正勝議員** 議会の承認が得られないと提案できないということでございますので、議会

の承認後に引き継ぎ事項があればまた御連絡いただければというふうに思います。

道の駅に従事する従業員の今後の処遇についてお聞きいたします。

**○水産商工観光課長（森山博之）** 森議員の御質問にお答えをいたします。

道の駅に従事する従業員の方の処遇につきましては、審査基準における個別項目の中に現在勤務している職員の採用に十分な配慮がなされているかの項目が設けられております。株式会社芙蓉商事並びに株式会社財宝、両事業所とも現在勤務している職員につきましては、継続して雇用する提案がなされているところでございます。

以上でございます。

**○森 正勝議員** 継続して雇用するということがございますので、少しでも労働条件等よくなるようお願いをいたしておきます。これまで垂水市への納付金がどうなっているのか、実績のほう、よろしくをお願いします。

**○水産商工観光課長（森山博之）** これまでの道の駅交流施設実績に基づきます納付金についての御質問にお答えいたします。年度ごとにお答えをいたします。平成23年度分109万6,262円、平成24年度1,917万4,802円、平成25年度1,369万7,024円、平成26年度1,063万8,462円となっております。なお、平成27年度、28年度につきましては、台風並びに熊本地震の自然災害等を要因といたします来館者数がおおむね11万人少なくなったことによりまして、売上額も減少しており利益が計上できなかったため、納付実績はございませんでした。

以上でございます。

**○森 正勝議員** 納付金があったということは、指定管理制度のメリットのおかげだというふうに感じております。

指定管理制度についてはこれで質問を終わります。

次に、Jアラートについて2回目の質問をいたします。8月29日、9月15日のミサイルの発射で、1道6県で9校が休校になりまして、59校が時間短縮になったそうでございます。当日のテレビは午前中ほとんどミサイル関係、関連報道で占められたそうでございます。韓国社会は比較的冷静に対応する中、日本は極端な反応を示したようでございます。余り大騒ぎするのはいかがでしょうかと思うんですが、見解をお願いいたします。

**○総務課長（中谷大潤）** 武力攻撃事態等において、国民生活及び国民経済に及ぼす影響、最小限にとどめるため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、国と地方公共団体は相互に連携して国民保護措置の迅速かつ的確な実施に万全を期すこととなっております。ことし7月政府は、北朝鮮の弾道ミサイルが日本に落下した事態を想定した内容を各都道府県に通知し、これを受けて一部の教育委員会が弾道ミサイルに関する注意喚起の文書を見守る児童生徒に持ち帰らせ、保護者から過剰反応だとの声があったり、7月29日早朝、北朝鮮の弾道ミサイル発射を受けて東京メトロが約10分間、地下鉄全線の運行を見合わせました。この対応についても、過剰反応だ、との苦情もあったようです。8月29日は、北朝鮮が予告なく弾道ミサイルを発射したため、それぞれミサイル発射情報とミサイル通過情報がJアラートより伝達されました。議員仰せのとおり、8月29日と9月15日のミサイル発射を受けて、Jアラートを知らせる画面が午前中のテレビを長時間占領したため、テレビ報道は過剰で大騒ぎし過ぎとの意見もありますが、続報については、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて伝達されるため、情報収集するためにテレビ等の報道はできるだけ多く必要であると考えます。多少は過剰であっても、直ちに警戒を呼びかけることは必要です。災害対策、安心安

全面において、やり過ぎでも、結果として安全につながれば、行政の責任を果たすこととなります。そのためには、日ごろからこうした事態に遭遇した場合に、どのように対応したらいいか、その際に必要なものは何かについて、各自が心得ておくこと、備えておくことが大切であります。

以上でございます。

**○森 正勝議員** 県内でもJアラートによる避難訓練を行った学校、事務所があったようでございます。垂水市の状況をお聞きいたします。

**○総務課長（中谷大潤）** 11月1日全国瞬時警報システム、Jアラート、全国一斉情報伝達訓練が実施され、国からの情報を確実に受信して、防災無線、防災ラジオ等が問題なく自動起動するか確認を行いました。この訓練では、防災行政無線、及び防災ラジオから実際にテスト音声を放送したことから、放送にあわせて市内小中学校で緊急地震速報訓練を活用した訓練が行われました。実際に教室外への避難訓練を実施した学校は、新城小学校、柘原小学校、協和小学校、牛根小学校の4校ですが、その他の学校についても頭部、頭を守る行動として、教室内で机の下へ身を伏せたシェイクアウト訓練などが行われております。このJアラート訓練では、緊急地震速報の情報が発信されことにあわせ、柘原小学校では地震発生による大津波警報発令を想定して先生の指導のもと、高台への避難を実施しております。訓練終了後は危機管理監、消防職員による訓練講評を行いました。今後も、万が一に備え、全国一斉訓練を活用した訓練を継続して行い、市民の生命、財産を守るため、防災意識の高揚と啓発に努めてまいります。

**○森 正勝議員** 津波と地震による訓練は行われたようでございますけれども、弾道ミサイルについてはまだ訓練が行われていないようでございます。ぜひこちらのほうもよろしく願いいたしておきます。日本の弾道ミサイル防衛は

2段構えで、弾道ミサイルを宇宙で破壊するSM3と大気圏に突入したところを迎撃つPAC3があるそうです。そこでお聞きいたします。北朝鮮の弾道ミサイルは撃ち落とせるのかどうか。わかる範囲で教えていただきたいと思います。

○総務課長（中谷大潤） 北朝鮮が長距離弾道ミサイルを発射したことで、日本の防衛体制に注目が集まっています。日本の弾道ミサイル防衛は、SM3とPAC3、いわゆるパック3の2段構えで、SM3は海上自衛隊のイージス艦から発射して宇宙で弾道ミサイルを破壊し、PAC3はSM3が弾ち漏らした弾道ミサイルを大気圏内で迎撃する最後の盾と言えます。発射実験は、アメリカミサイル防衛局により行われ、これまでSM3の発射実験は、37回中迎撃成功が33回で、約90%の成功率、PAC3の発射実験は、35回中迎撃成功が29回で約85%の成功率のデータがあります。しかもこの実験は、発射日時を知らせないのはもちろんのこと、弾道ミサイルと航空機の同時迎撃や弾道ミサイル3発と巡行ミサイル2発の計5発同時迎撃など、厳しい条件下で行われた結果です。特筆すべきは、ミサイル誘導に新ソフトウェアを導入した平成21年以降は14回実施して、失敗は1度もなく、100%の命中率を誇っているとのデータがありますことから、迎撃の可能性はかなり高いのではと考えております。

○森 正勝議員 100%撃ち落とすことは無理かもしれませんが、ある程度のミサイルについては、撃ち落とせるんじゃないかと私は想像しております。

Jアラートについてはこれで質問終わります。

次に、マイナンバー制度についてでございますけれども、個人情報保護委員会が10月に発表した活動実績によれば、個人情報の漏えいが273件あったそうです。少なくとも101の自治体で計630人の漏えいが判明したそうでございま

す。

垂水市の状況を教えていただきたいと思います。

○総務課長（中谷大潤） 個人情報保護のための国の監督機関、個人情報保護委員会が10月に発表した平成29年度上半期の活動実績によりますと、224機関で、273件の個人番号、マイナンバーの漏えい事案が発生し、66件だった前年度時期の4倍以上となっています。

内訳は、行政機関と2機関5件、地方公共団体187機関216件民間事業者35機関52件となっており、過半数の152件はマイナンバーを記載した特別徴収税額決定通知書の誤送付が原因です。マイナンバー制度に伴う名前や住所などの個人情報は特定個人情報と言われます。マイナンバーがつくことで個人情報の名寄せが簡単にでき、漏えいした際の危険度は格段に高くなります。垂水市はどのような状況かとの御質問ですが、本市におきましては、特定個人情報の漏えい事案はこれまで発生しておりません。情報セキュリティにつきましては、マイナンバー制度施行以前から対策に努めてきており、マイナンバーを取り扱う職員に対しましては、マイナンバー及び特定個人情報の取り扱いにおいて収集、保管に関する管理を徹底するよう指導しております。パソコンについては、権限のない職員が操作をすることのないように、ICカードとパスワードの2つの要素認証制度を導入しました。またディスプレイに盗み見防止用のフィルムを貼るなどの対策を行っております。そのほか、執務中に席を離れる場合には、ディスプレイの電源を切る、マイナンバーが記載された書類は机の中にしまう。印刷物はプリンターに放置しない等の指導も行って、セキュリティの徹底を図っております。今後も引き続き情報保護に対する職員の意識啓発を図り、市民の皆様からの行政に対する信頼を損ねることがないように、万全の対策に努めてまいります。

○森 正勝議員 いずれにしても、個人情報の漏えいには十分注意していただきたいと思いません。

全国20の政令都市が2年間でマイナンバー制度に支出した金額は316億円だったり、地方公共団体情報システム機構が個人の顔写真データを警察に提供しており、マイナンバー制度に市町村や住民のメリットはないようでございます。利用の中止や制度の廃止に向けた検討が求められているようでございます。これについての見解をお願いします。

○総務課長（中谷大潤） マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の3分野について、共通の番号導入により、個人の特定を確実かつ迅速に行うことを可能にすることで行政の効率化、国民の利便性の向上、公平公正な社会の実現を目指して導入されたものです。平成29年11月29日よりマイナンバー制度の情報連携が本格運用となったことにより、福祉に関する申請における添付書類が緩和されて、行政手続が簡素化されるなど、国民の利便性の向上が図られます。現在、各種の行政手続には、複数の書類を添付して提出する必要がありますが、マイナンバー制度ではこの不便さが解消されます。児童手当や児童扶養手当などの申請手続などを行うときなどに、住民票や所得証明書といった添付書類が不要になり、行政手続が大幅に簡素化され、正確で速くなります。

また、事務の効率化が図られ、所得把握の正確性が向上し、負担を不当に免れることを防止するとともに、適正な給付やきめ細やかな支援を行うことができるようになります。

議員仰せのとおり、導入に伴う初期費用や運用開始後の維持費に多大な経費を要しますが、子育て世代を応援するために整備が進められている子育てワンストップサービスは、パソコンやスマートフォンから各種申請手続ができるようになるなど、制度の趣旨実現に向けた取り組

みが進みつつあります。

本市としましては、社会保障番号法の定めに従い、個人情報保護に配慮しながらマイナンバー制度の運用の充実に努めてまいります。

○森 正勝議員 垂水市としては、運用の充実を図るということで、理解をいたします。

これで、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（池山節夫） ここで、暫時休憩します。次は、13時15分から再開いたします。

午後0時 休憩

午後1時15分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番、川畑三郎議員の質問を許可します。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 12月に入り、寒い日が続いております。垂水特産のキヌサヤ、インゲンは台風の影響を受け、また全国的にも台風や災害により農作物に多大な被害を与えて、野菜の品不足による高値が続いているようであります。

一方、鹿児島のシンボルであります桜島は、噴煙も少なく、北西の季節風に乗って垂水に灰を降らせることがなく、農作物にも被害がなく、毎日すがすがしい気持ちで過ごすことができ、ありがたいこととあります。

それでは、先日通告いたしておりました案件について質問いたします。

国による米の減反廃止が来年度から始まります。今年度の減反対策の実施状況をお知らせください。

飼料用稲の作付が多くなりつつある状況であり、米の減反廃止対策により、飼料用稲などへの転作が進むのではないかと考えられます。今年度の飼料用作物、いわゆるWC S用稲の取り組み状況についてお知らせください。

中山間地域等直接支払制度は、平成12年度か

ら開始されました。中山間地域等の農業生産条件の不良補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援することを目的とした事業であります。

また、各集落協定における取付状況についてお知らせください。

平成26年度から、国の指導で、農地中間管理指導制度が導入されました。農地の新しい貸し借りの方法として、県地域振興公社を農地の中間受け皿として、農地利用の最適化を目指す事業であります。本市の農地集積及び集約ほどの程度進んでいるのか、また農地の貸し手、借り手が農地中間管理機構を活用するメリットはどのようなのかお尋ねして、1回目の質問を終わります。

**○農林課長（二川隆志）** 皆様、お疲れさまです。

川畑議員の減反政策廃止後の対策について、減反対策の今年度の実施状況についての御質問にお答えさせていただきます。

昭和44年から開始されました食用米の生産量を調整する、いわゆる減反政策につきましては、平成25年に戸別所得補償モデル対策から経営所得安定対策等と事業名を変更いたしまして、現在まで継続しているところでございます。

本事業におきまして、国が主食用米の受給状況を勘案した上で、主食用米を生産してよい面積といたしまして、生産数量目標という数値を、各都道府県へ配分いたします。その後、都道府県から各市町村へ、各市町村から管内の農業者へ対して、生産数量目標を配分いたします。

生産数量目標を達成した農業者に対しては、本事業に申請を行うことで、主食用米の作付面積10アール当たり7,500円が交付される米の直接支払交付金が今年度まででございます。

本市におきましては、約180ヘクタールの水田において主食用米が作付されており、県から配分されました平成29年度の生産数量目標

208.6ヘクタールを下回っている状況でございます。本事業に米の直接支払交付金で申請のありました農業者172名のうち167名、69.1ヘクタールの主食用米の作付面積に対しまして、386万2,500円が交付されたところでございます。

以上でございます。

続きまして、WCS用稲、飼料用稲の今年度の取り組み状況について、お答えさせていただきます。

初めに、WCS用稲について御説明申し上げます。WCS用稲とは、稲が完熟する前に稲を刈り取り、穂と茎を丸ごと発酵するために作付される稲のことでございます。WCS用稲は、肉用牛や乳用牛の餌として供給する場合のみ作付が可能であり、主食用米として横流しすることは法令により禁止されております。

本市におきましては、経営所得安定対策等事業による国の交付金に加えまして、経営所得安定対策等事業を推進するために設置されております垂水市農業再生協議会が策定いたしました水田フル活用ビジョンにより、合計8万4,000円の交付金が、WCS用稲の作付及び収穫を行った農業者に対して行われます。

平成29年度につきましては、14名の耕種農家及び18名の畜産農家から25.0ヘクタールの水田においてWCS用稲を作付すると申請を受け付けております。そのうち、23.9ヘクタールの水田が交付対象となっております。交付額予定は1,998万3,600円の予定でございます。

以上でございます。

続きまして、中山間地域等直接支払制度についての御質問にお答えさせていただきます。

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援することを目的とし、平成12年度から開始され、現在は平成27年度からの第4期対策として

取り組みがなされております。

集落等を単位として、農地の管理方法や役割分担を取り決めた5年間の協定を締結し、それに基づき行われる農業生産活動等を支援するため、面積に応じて一定額の交付金を交付する制度でございます。

本市におきましては、9集落が協定を締結し、本制度に取り組んでいただいているところでございます。

各集落の取り組み状況につきましては、まず農業生産活動に資するものとして、水路、農道管理の共同活動、泥上げ、草刈り等でございます。その際に、日当と農業用施設の補修の資材購入、工事費、また協定参加者の高齢化により草刈り等の共同作業が活動が難しい集落におきましては、シルバー人材センターに作業を委託するケースもございます。このほか、農道の降灰除去、水路、河川の土砂除けを実施するための重機借り上げ料、または業者への業務委託、鳥獣被害対策として、電気柵やワイヤーメッシュの購入、共同利用機械、刈払機、あぜ塗り機等の購入等がございます。

次に、多面的機能を増進する活動に資するものとして、景観作物、コスモスでございますが、ヒマワリの作付、小学校の稲作の農業体験学習の取り組みなどもございます。

各集落において、さまざまな取り組みが実施されておりますが、本交付金の有効に活用することで、自主的かつ継続的な農業生産活動が実施されるよう、今後も助言、支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

最後に、農地中間管理事業について、農地集積及び集約がどの程度進んでいるか、また農地の貸し手、借り手が農地中間管理機構を活用するメリットはの御質問にお答えさせていただきます。

農地の新しい貸し借りの方法として、平成26

年度から、国の主導で農地中間管理事業というのが導入されたところでございます。

本事業は、県地域振興公社内の県農地中間管理機構を農地の中間受け皿として、自治体の農業委員会とも連携しながら、農地利用の最適化を目指す事業でございます。本市につきましては、平成28年の実績といたしまして、5.6ヘクタール、また平成29年度は現在手続中のものを含めまして32.9ヘクタールの農地が機構を通じて貸し借りされたところでございます。

事業上の担い手でございます認定農業者、基本構想水準到達者に対しては、新たに7.6ヘクタールの農地が集積されたところであり、一定程度の農地につきましては集約、すなわち農地の団地化に成功しているところでございます。

農地の貸し手、すなわち地権者が本事業を活用するメリットについてお答えさせていただきます。

1点目は、賃借料が決まった時期に指定口座に振り込まれるという点でございます。本事業は、通常の農地の貸し借りと異なり、機構を仲介して貸し借りを行っていることから、賃借料につきましても、機構が借り手、すなわち耕作者の口座から徴収いたしますので、確実に地権者に対しまして支払われることとなります。

2点目は、機構へ貸し出した期間の途中で農地の荒れる心配がなくなるという点でございます。仮に、契約当初の耕作者が病気等により耕作できない状態となった場合、その耕作者は農地の借り受けを中断することが予想されます。その際には、機構、市及び農業委員会が連携をして、新たな耕作者を探すことで、地権者が貸し出された農地を荒れることなく、引き続き耕作される仕組みでございます。

3点目は、一定の要求を満たす地権者及び地域に対して、協力金が県から交付されるという点でございます。

次に、耕作者が本事業を活用するメリットに

ついてお答えいたします。

1点目は、農地の集積、集約することで、農作業の効率化及び生産性の向上が図られるという点でございます。農地が地域内に点在しておりますと、どうしても機械の移動や資材の運搬等、手間が増えてしまいます。そこで、本事業を活用することにより、従来耕作を行っていた農地の周辺を借り受けることで、団地化を進めることができます。

2点目は、賃借料の支払い事務の軽減を図ることができるという点でございます。従来の農地の貸し借りの場合、各地権者ごとに賃借料を納めに伺うという事例が多いと思われま。しかし、本事業を活用することにより、機構が一括で指定口座から引き落としを行いますので、本業であります農業に集中することが可能となります。

以上でございます。

○川畑三郎議員 一問一答方式でお願いします。

今回は、農林行政について、農林課長に4つほどお尋ねしたところであります。

まず、減反政策の廃止後の対策についてということで、この事業は今まで、最初は始まった時点では、反当1万5,000円の支払いがあったわけですが、自民党が政権をとってから半額の7,500円と。そして最終的には、29年度で廃止するという状況の流れなんですけれども、やっぱり考えてみますと、自民党はどうでしょうか、我々農家としては、前の政権のほうがこのお金はもらえたと、大変良かったんですけども、ゼロになります。

というのは、米をつくれれば、その分が肥料代として、この米の支払い金がもらえるわけですよ。だから、結構いい制度だったんですけども、29年度をもって廃止ということで、ちょっとさびしい限りですけども、農家の方々もそれだけで農業しているわけではないのでいたし方ないは思いますけれども、今後のことはど

う進めていくのかということもまたあると思うんです。この政策の廃止で、交付金が今年度をもって廃止されるということではありますが、今度垂水市としてはこの交付金の廃止後、どういった方向に進めていくのか、そこをお願いいたします。

○農林課長（二川隆志） 川畑議員の御質問にお答えします。

主食用米の作付面積に応じて交付されます米の直接支払交付金につきましては、川畑議員がおっしゃいますように、平成29年度をもちまして廃止されることが決定されております。これに伴いまして、生産数量目標の配分につきましても廃止が決定されており、平成30年度以降、国主導による減反政策が実施されないこととなっております。

しかし、平成30年度以降につきましても、国は全国の受給状況の情報提供を引き続き行うこととしており、鹿児島県は国の情報提供をもとに、各市町村へ主食用米の生産の目安を示す予定であると通知がございました。

この生産の目安につきましては、農業者が今までのように達成することにより、交付金が交付されるといったメリットは存在しないものの、主食用米の価格の維持を目的として算出された数字であることから、主食用米の大幅な増産が発生する可能性は少ないと考えられております。

また、本市の場合、自家用米の生産のみを行う農業者が多いことから、交付金の廃止に合わせて主食用米の作付自体をやめる農業者がいる可能性はございます。その場合、放置により遊休農地化する可能性が考えられることから、転作を含めまして意欲ある農業者の方々に作付を行っていただくことが重要になってくると思われま。

平成30年度以降の市としての水田農業政策につきましては、県内他自治体の動きの把握に努めるとともに、本市の実情に合わせた施策に取

り組むことが重要であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○川畑三郎議員** 今、説明がありましたけれども、廃止される後の垂水市における農業なんですけれども、今お話がありました、県のほうと一体となってそういった問題をクリアしながら、政策をしてやっていただきたいと思います。

今、お米の場合、垂水で米をつくって拋出して販売するという方は少ないと思うんです。今、話がありましたように、自家用米をつくってやっているということなんですけれども、この事業が廃止されますと、現在米をつくっている方々がもうつくらなくなる可能性が、私は結構あるんじゃないかと思うんです。遊休農地として残っていくと。そうした場合に、その地域がまた荒れて、農業が先に進んでいけないという状況があるんじゃないかと、私は心配しています。

ですから、後で質問しますけれども、直接支払制度等うまく利用しながら、この垂水市の農業を進めていってもらいたいと。これはもう要望にしていきますので、しっかりとした対応をとっていただきたいと思います。

次に、飼料米のことです。普通、WCSということで通っているんですけれども、今お話がありましたように、大分これも少しずつ増えていくんじゃないかとは思いますが。この、米の直接支払交付金がなくなるということ等も考えますと、これは牛を飼ったりしている人との契約が必要ですが、そこをしっかりとした、遊休農地が出ないように契約できるようにして、進めていってもらいたいと考えます。

ですから、今年度のこの取り組み状況はどうだったのか、その状況をお知らせいただきたいと思います。

**○農林課長（二川隆志）** 取り組み状況、はい、先ほど。

**○川畑三郎議員** 本年度の取り組み状況については、今さっき説明を受けました。作付や管理上の状況の把握についてお願いします。

**○農林課長（二川隆志）** それでは、WCS用稲、飼料用稲の作付や管理上の現況を把握しているかについて、お答えさせていただきます。

WCS用稲の作付に対しましては、先ほど答弁させていただいたとおり、国などから交付金が交付される仕組みとなっております。

しかし、交付金は全額を税金によって賄われていることから、交付対象として適切であるか否か確認することが、要綱等により義務づけられております。

本市におきましても、申請どおりに作付がなされているか、また不適切な栽培管理を行っているかにつきまして、職員が現地の検査を実施しているところでございます。検査の結果、交付対象とならないことが確認されたWCS用稲につきましては、随時交付対象から外す処理を行っております。

加えまして、WCS用稲の収穫を終えた後は、収量を報告していただくことで、国が示す基準よりも収量が少なくないかについての確認も行うこととしております。

他自治体からの情報といたしましては、耕種農家により作付されたWCS用稲の収量が低いという事例が発生していると伺っております。本市におきましても、そのような事例の発生を未然に防ぐためにも、適切な交付金交付に向けて、来年度以降さらなる指導が必要であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○川畑三郎議員** 今、説明を受けましたこの事業も、しっかりとした植えつけをして、管理をして、収量をとると、そういうことが普通にこの事業だと思うんですけども、話によりますと、私は見たことないんだけど、やっぱしたくさんこの飼料稲をつくっておいて管理がちょっと思

わしくないという方もいると聞かれます。私は見たことないけど。だから、お金はそれでも入るといふことになれば、こういったのはどうかかなと思ったりしますので、今後、やっぱりそういうところも。まあ、きつく言や難しいところもあるでしょうけど、やっぱりいい指導をしながら、この事業を。

私は、この事業は畜産農家にもいいし、それでそれをつくる農家に大変いい事業だと思います。米の直接支払交付金も廃止になるわけですが、それを超えたい事業だと思いますので、その分をこっちのほうにもまた引きつけてできるように、私は、これはもうお願いしていきますので、農林課としても頑張ってくださいと思います。

次に、中山間地域等直接支払制度について。この制度は、ことしで平成27年からの第4期ということで、もう長い間、もう3期やっているわけですね。私もこれにちょっと携わっているので、地域としては大変いい事業であるので、引き続き、国のほうにも全国的にお願いしているところだと思います。27年から28年に行く、あと一、二年でまた第4期が終わるわけですが、またこれを引き続きやっていただきたいと思う中で、この制度を活用した取り組みの中での交付対象の範囲というのを少し教えていただきたいと思います。

**○農林課長（二川隆志）** それでは、制度を活用した取り組みの中での交付範囲の対象についてお答えさせていただきます。先ほどの答弁とも重複する部分がございますけれども、御了承ください。

この事業につきましては、農家の方々にとって本当に有益な事業であるというふうに、農林課のほうとしても考えているところであります。そういった中ですが、農業生産の活動に資する交付金の活用方法につきましては、水路、農道管理の共同活動等、作業委託費、農業用施設の

補修・改修の資材購入費、工事費、鳥獣被害対策の資材購入費、共同利用機械の購入費、修繕費等が対象となります。

また、多面的機能を増進する活動に資する活用方法につきましては、景観作物の作付にかかる種子代や作業日当、農業体験に係る経費等が対象となります。なお、共同利用機械の購入や農業用施設の改修など、単年度の交付金では不足する場合は、集落の総会で協定参加者の同意を得て、協定書に目的を明示することにより、積み立てや翌年度繰り越しが可能です。

具体的に申し上げた活用方法以外にも、農業生産活動を維持する活動、多面的機能を増進する活動という趣旨に合致した取り組みであれば、幅広い範囲で活用することが可能な交付金でございます。各集落において、集団的に農業生産活動を継続し得る体制を構築できるよう、本制度を推進してまいりたいと引き続き考えているところでございます。

**○川畑三郎議員** 説明を受けました。

今までやってきた中で、交付金をもらって事業をして幾分残金が残る状況が、9集落ありますけれども、各地区で、私は年度年度であったと思います、今まで。だから、去年はその事業のお金は使い切ってくださいという方向で指導を受けました、去年は。だから、それは、ことしにまた始まっているわけですが、今、ちょっとお話がありました、これでやっぱし事業によっては繰り越してもいいという状況もあるわけですので、ぜひいたくな話なんですけれども、農地水という改良区で担当している分があるんですけど、やっぱりそれと一緒にいるものだから、ちょっとやっぱり残金が残ったりするわけです。そこら辺は、やっぱし次の事業に何をしようというのをよく集落で話していただいて、それをまた次年度に繰り越しができるようにすると。それも大事だと思いますので、そういう指導をしながらやっていただきたいとは思いま

す。

それと、この9集落全体の中で協議会というのがあったと思うんですけども、年に1回ぐらい、何ていうかな、どんな事業っていう説明がたまにありましたけれども、最近、そういうのも欠けていますので、やっぱし代表はみんな来ていただいて、こっちはこういうふうになるべくどうぞという指導も大事だと思いますので、そこら辺は進めるように、私はこれを要望していきますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

次に、中間管理事業についてであります。これも、最初始まったときはなかなか手につかず、農業委員会も農林課も何年かちょっと手つかずの状況が、まあ、進んできたわけですけども、今、担当の職員をしていただいて、これに力を入れていらっしゃるよ、だから、毎月ですか、いい貸貸のほうがいつもこの農業委員会のほうにも出てくるという状況で、特に大野原の辺がまとめて貸し借りは、地域振興公社とうまくいっているという状況があるようで、大変喜ばしいことだと思いますので、それも頭に入れながら進めていってほしいと思います。

この事業の中で、農地の貸し手、借り手に対する支援の枠組みについて、お知らせをお願いいたします。

**○農林課長（二川隆志）** それでは、農地中間管理事業について、農地の貸し手及び借り手に対する支援の仕組みについての御質問にお答えさせていただきます。

農地中間管理事業につきましては、現在、国が指導して推進していることから、農地の貸し手及び借り手双方にさまざまな支援がございます。

貸し手への支援といたしましては、先ほど答弁させていただきました機構集積協力がございます。今まで農業を頑張ってきたけれども、御高齢になったことで、農業を続けること

が近い将来難しくなる方については、本事業を活用して離農されると、経営転換協力金という面積区分に応じた交付金を交付する場合がございます。交付額につきましては、機構へ貸し出した農地の面積に応じて3つの区分に分かれております。50アール未満の場合で30万円以下、50アール以上200アール未満の場合で50万円以下、200アール以上の場合で70万円以下となっております。交付するための要件といたしましては、今まで自分の農地で農業をしていたこと、遊休農地を持っていないこと、10アール未満の自作地を除いた農業振興地域内の農地全てを機構へ10年間貸し出すなどがございます。

また、離農以外にも協力金が交付される場合がございます。具体例をお示いたしますと、米と野菜を作付されていた方が、今後、野菜のみをつくり続け、水田は他の方に貸し出す場合、または平成28年度、または29年度に農地を相続し、相続人自らは農業を行わない場合、平成29年度に経営転換協力金が交付される場合がございます。

個人へ交付される協力金といたしましては、経営転換協力金のほかに耕作者集積協力がございます。こちらにつきましては、現在、耕作している方の農地と隣り合った農地、または隣り合った2筆以上の農地を同じ耕作者に貸し出すことで、面積に応じて10アール当たり1万円以下の交付金を交付する場合がございます。交付するための要件といたしましては、一連の農作業の継続に支障のない農地であること、機構へ10年間貸し出すこと、貸し出す農地につきまして既に利用権が設定されている場合、合意解約される賃借権、または使用貸借権が設定後1年以上経過しており、かつ満了の1年以上前であることなどがございます。

個人への協力金とは別に、地域として集積が実現した場合、地域集積協力が地域に対して交付されます。こちらにつきましては、地域の

方々と地域内の農地の現状及び将来を共有して作成される人・農地プランに基づき、地域全体の農地面積のうち機構を通して貸し借りが行われた農地面積の割合に応じて、地域が設立された協議会に対し、協力金が交付されます。協力金の使途につきましては、地域農業の発展を図る観点から、協議会自らが決めることが可能となっております。

借り手への支援といたしましては、事業を活用して農地を借り受けた認定農業者に対して日本政策金融公庫が貸し付けるスーパーL資金が、貸し付け当初5年間、実質無利子となる金利負担軽減措置がございます。

また、認定農業者が融資を活用して農業用機械等を活用する際、融資残について補助金を交付する支援もございます。認定新規就農者に対しては、5年を限度として1年当たり最大150万円を交付する支援がございます。

以上でございます。

**○川畑三郎議員** 課長から丁寧に説明を受けましたけれども、みんなわからないんじゃないかと思います。私は、ある程度わかって、課長はよくわかっているんですけど、議員の皆さん方もわからないのが普通かと思いますので、また、私は、この制度は大変いい制度ですので、やっぱり農業に従事する人達をいっぱい説明しながら、誠意をもって対応していくということしかないんじゃないかと思います。

全体的にこんなに説明してもわからないので、何かあるたびに一つ一つ説明していけば必ずお金をもらえる分もあるので、これは国が進めて、県も進めているわけですので、今の農業を変えようというようなことになっておりますので、また、そこら辺をしっかりと説明をしながら頑張っていたきたいと思います。

今の、さっきも言いましたように、垂水市の農林課も、ここ一、二年、結構、この賃貸借も多くなって前向きに進めているので、やっぱり

本腰を入れているなど私は思っていますので、引き続き頑張っていたきたいと思います。

それと、ちょっとお尋ねしますが、この事業で、普通、賃貸借で県の振興公社に貸すという状況——10年間です——ですけども、そのうちに一部を売買するという、売買して残りは賃貸をする、そして全体を売買するということにしたときに、その協力金はどう違っていくのかをちょっと教えていただきたいと思うんですけども。

**○農林課長（二川隆志）** それでは、農地の賃貸借の場合で農地中間管理事業の支援に違いはあるのかについてお答えさせていただきます。

今後、農業を続けずに他の方へ農地の管理を任す方法といたしましては、現在行われております農地の賃貸借とは別に、耕作者へ農地を売ることが考えられます。先ほどの御質問で答弁させていただきました貸し手への協力金につきましては、農地中間管理事業を活用することによる農地の賃貸借に対して、協力として要件を満たす貸し手へ協力金を交付することが可能となっております。

仮に、地権者が所有する全ての農地を売買することで離農される場合、本事業による賃貸借が発生しないこととなりますので、離農による経営転換協力金の交付は不可能となります。地権者が所有する農地の1筆でも本事業を活用し、残りの全ての農地を売買した場合、要件を満たす貸し手へ賃貸借を行った農地の面積に応じて、協力金を交付することが可能となっております。

以上でございます。

**○川畑三郎議員** きょうは、もう農林の事業だけに絞りましたけれど、まあ、ちょっと多くて説明もいろいろあったので、なかなかわかりづらいところもあったような気がしますけれども、こういう事業がありますので、前向きに取り組んでやっていただきたいということをお願いして、きょうは、私は終わりたいと思います。あ

りがとうございました。

○議長（池山節夫） ちょっと、もうちょっと。訂正、はい。訂正だそうです。（発言する者あり）

いいですか。じゃあ、後で個人的に。（発言する者あり）

○川畑三郎議員 すみませんでした。引き続きお願いします。

○農林課長（二川隆志） 申しわけございません。先ほどの説明で、面積区分に応じた交付金の額、その面積を報告する際に数値を間違っておりましたので、改めて訂正させていただきます。申しわけございません。

再度申し上げますが、50アール未満の場合は30万円以下、50アール以上200アール未満の場合で50万円以下、200アール以上の場合で70万円以下。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。

○議長（池山節夫） 次に、2番、梅木勇議員の質問を許可します。

〔梅木 勇議員登壇〕

○梅木 勇議員 お疲れさまです。

12月、師走となり、振り返れば、ことしもいろんな行事や出来事、催しものがありました。陸上競技場を改修して、全面芝生の垂水スポーツランドのオープン、恒例の市民文化祭、産業祭等々が思い浮かべられますが、中には、皆さんにはほとんど知られなかったものもあります。11月26日開催されたスポーツ吹矢九州南部・沖縄ブロック大会です。スポーツ吹矢と聞いてもなじみがありませんが、近年、競技人口が増加し、ことしから九州を2つに分けて、第1回目の九州南部・沖縄ブロック大会が垂水市で行われたところです。

本市では、市民講座にスポーツ吹矢の講座が開設されております。競技は6メートルから10メートル離れた位置からの的を目がけて一吹きで

矢を飛ばし、的の中心に近いほど点数が得られ、順位を競う競技であります。静寂な中に背筋をまっすぐ伸ばし、大きく息を吸い込んで的に照準を定め、一吹きする。スポーツ吹矢の呼吸法は、胸式、腹式を使うので、背筋や腹筋が鍛えられ、腸の動きがよくなり、健康にもよいのであります。大会は、男女207人の参加で、80歳以上の方も7人の参加があり、8メートル男子の競技では垂水出身で熊本県在住の川畑さんが優勝されました。

12月3日の日曜日には、大野原いきいき祭りがあり、つらさげ芋を目当てに行きましたが、途中、千本イチョウは例年になく見事さで、多くの見物者が訪れ、にぎわっていました。大野原いきいき祭りも会場は人だらけという感じの盛況で、関係者の話では、昨年を上回る1,700人の来場があったとのこと、大野原の皆さんは、ますます気持ちが膨らんだことと思います。これも、地元皆さん、行政が一体となった取り組みの成果だろうと思うところでございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、先の通告順に質問してまいりますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

まず1点目、新規作物について質問いたします。

本市の主要作物であります、さやいんげん、きぬさや、えんどうの間作、あるいは経営の安定、発展を図るため、また、年々農作物への鳥獣被害が増大していく中、鳥獣の被害が起きにくい作物として、薬用作物ミシマサイコを導入に向けて、ことし農家に試験的栽培を依頼されているが、何人に面積は幾ら依頼されているのか。また、これまでの生育は順調だったのか。病害虫の発生や除草などの状況も聞かせてください。

2点目に、子育て支援について質問いたします。

子育て支援については、子ども・子育て支援事業計画に基づき、安心して子供を産み、子供がより健やかに育まれるよう、妊婦から乳児、幼児、児童まで幅広くさまざまな施策が取り組まれ、キララメッセにおける子育て支援センターに象徴されるように、各種事業により支援がなされております。

そこで、各種事業の中の病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の事業内容をお聞かせください。

3点目に、地震・津波対策について質問いたします。この1年、鹿児島湾を震源とする地震が頻発しています。日本気象協会の鹿児島湾を震源とする地震情報によると、平成20年から平成28年までは、9年間に最大震度1以上の地震が18回となっておりますが、ことしは1月7日を初めに、これまで65回を記録されております。震度3以上が6回で、中でも、7月11日には鹿児島市喜入町で最大震度5を記録し、揺れの体感があったところです。垂水市の津波避難計画によりますと、津波をもたらす想定地震等は、鹿児島湾では鹿児島湾直下、桜島北方沖、桜島東方沖となっております。これまで65回もの地震が発生していますが、幸いにも津波は発生していません。鹿児島湾直下地震の印象は桜島付近発生であったが、ことし、喜入町での地震を初め、発生が頻発しているが、このような現状をどのように認識されているか、お聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○農林課長（二川隆志）** 梅木議員からのミシマサイコの栽培状況についての御質問についてお答えさせていただきます。

まずは、新規作物推進事業について御説明させていただきます。この事業は平成28年度より開始されまして、ことしで2年目となります。平成29年1月に新規の推進作物を薬用作物と決定し、現在3名の若手農家で、薬用作物ミシマ

サイコを13アール栽培していただいております。解熱作用や炎症の抑制について、複数の生薬との調合により効果があると言われており、鳥獣被害を受けにくい薬用作物として導入を勧められたものであります。農家の方からは、夏場の小まめな除草作業に特に気を配る必要があるが、それ以外では、それほど手間のかからない作物ではないかと報告を受けているところでございます。

これまでの栽培農家ごとの生育状況についてですが、5アールを栽培された認定農業者の方は、生育も順調でありますことから、本年12月の種の収穫と、来年12月の種と根の全部の収穫が見込めるのではないかと期待しております。

同じく、5アールを栽培された法人格の認定農業者の方は、春先の長雨で畑全体が水没して、土壌を侵食され、発芽いたしませんでしたので、再度種のまき直しを行いました。高温障害などの影響で発芽しなかったことから、年内の作付を一旦断念して、来年2月に再度5アールの種まきを行い、栽培を継続する予定でございます。

3アールを栽培された新規就農者の方は、無農薬による有機栽培を行われておりましたが、夏場に雑草の勢いに押されまして、現在1割弱の栽培面積にとどまっておりますが、これらの反省点を踏まえた上で、来年2月に再度3アールに種まきをする際は、引き続き無農薬の有機栽培を行います。雑草対策のマルチを張るなどの対応を行っていくとのことでございます。

その他、病虫害被害については、本市では被害報告はございませんが、日置市において、カメムシによる被害が報告されていると情報をいただいております。今後も、順調な育成に不可欠な、的確な除草作業や栽培方法などの情報収集に努めて、情報共有を行いまして、栽培農家の方々の負担軽減や支援に連携して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○福祉課長（保久上光昭） 病児・病後児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業の内容についての御質問にお答えをいたします。

病児・病後児保育は、子供が病気やけが等により、保育所等での集団保育が困難であり、また、保護者が仕事等の理由により、自宅等で看病することができない場合などに、医療機関や保育所等に設置された専用スペース等で預かり、保育する事業でございます。なお、この病児・病後児保育は職員の配置基準が定められており、利用児童おおむね10人につき看護師を1名、利用児童おおむね3人につき保育士を1名以上配置することと定められております。

次に、ファミリー・サポート・センター事業でございますが、乳幼児や小学生等の児童をお持ちの保護者で、児童の預かり等の援助を受けたい方を利用会員として、また、預かり等の援助を行いたい方を提供会員として、会員相互の信頼関係をもとに、地域で子育ての助け合いを行う有償ボランティアの事業となります。援助活動の内容としましては、保育所、幼稚園の開始前、終了後の子供の預かり、保育所、幼稚園への送迎、児童クラブ終了後や放課後の子供の預かり、冠婚葬祭や病院、参観日などの学校行事の際などの子供の預かり、育児中、妊娠中の家事援助などとなります。この事業の利点としましては、保育所や幼稚園、放課後児童クラブなどの施設保育では応じられない変則的な保育や、一時的な保育を必要とする方に対応できることが挙げられます。

以上でございます。

○総務課長（中谷大潤） 鹿児島湾直下型地震についてお答えいたします。

鹿児島湾を震源とする震度1以上の地震の発生につきましては、昨年中の発生は2回でしたが、本年に入って活発化し、11月末現在で63回発生しております。特に7月から8月にかけて

は42回と、頻繁に発生し、7月11日に発生しました喜入沖を震源とする震度5強の地震が発生した際は、強い揺れがあつて、市民の皆様も大規模な桜島噴火ではないかと、とても心配されたと思います。

気象庁の発表によりますと、7月11日の地震による津波は発生していないとのことですが、県内で建物の窓ガラス破損、壁のひび割れ等の被害が確認されております。垂水市においては震度3が観測されたところですが、被害は報告されておられません。

9月以降の地震発生は減少傾向で推移していますが、今後の地震活動については、桜島火山防災連絡会等を通じて情報収集に当たり、状況把握及び対応に努める必要があると認識しております。

鹿児島湾直下型地震の想定最大震度では、本市への最大津波高は2.35メートルと想定されており、津波による人的被害は少ないと予測されていますが、地震による揺れ等により、住宅への被害が予測されています。

また、地震に伴い、津波の発生が懸念されますが、本市では、津波への対策として、垂水市津波避難計画を作成しております。この計画は、平成25年度に鹿児島県が取りまとめた鹿児島県地震等災害被害予測調査結果をもとに作成しておりますが、今後、新たな被害想定結果が公表された際は、計画の見直しを行い、市民の安心安全を最重要視した対策に取り組んでまいります。

あわせて、防災・減災に関しましては、地域の防災活動が重要でありますことから、自主防災組織を活性化するための防災講話や防災訓練の実施についても、引き続き推進してまいります。

以上でございます。

○梅木 勇議員 それでは、一問一答式でお願いいたします。

まず、新規作物でございますけれども、先ほど生育状況をお聞きしましたが、3人に5アール、5アール、3アールというようなことで依頼をしているということで、5アールは、2人のうち1人は順調に生育をしていると、1人については、4月から6月についての長雨とか、それと種のまきつけとか、そういうことで思うような結果が出ていないというようなことで、もう1人の3アールの方については、無農薬栽培を目指しているという形で、思ったとおりの生育というのかな、そこあたりがどうだろうかというようなふうにお聞きしましたがけれども、1人の方がおおむね順調にいつているというようなことで、栽培管理では、夏場にこまめな除草作業を必要とするが、病害虫の発生もなく、おおむね、1人の5アールの方については順調だったというところでございますけれども、これまでの栽培で、問題点、課題は何かをお聞かせください。

**○農林課長（二川隆志）** これまでの栽培における問題点、課題についての御質問にお答えさせていただきます。

これまでの栽培においての課題は、栽培方法の情報不足、管理用機械や乾燥施設の不足、労働力の不足の3点であると考えております。

まず、情報不足についてですが、薬用作物の栽培に関する情報はもともと少なく、県や農協などにも指導者がいないことから、栽培農家の方々と試行錯誤を繰り返しながら栽培を行っている状況でございます。

2つ目の管理用機械や乾燥施設の不足についてですが、種をまくための機械や種を収穫するための剪定機などの専用機械、また、種などを収穫した後に、乾燥、調整するための施設が必要になります。ことしは、近隣市町の栽培農家から機械を借りたり、ビニールハウスの仮設などで対策をとりましたが、今後、作業効率を上げて、作業負担を軽減させるための専用機械の

導入や、乾燥施設の整備などの環境整備を行う必要があると考えておりますが、経費負担の増加を心配しているところでございます。

3つ目の労働力の不足でございますが、ミシマサイコの薬用となる根の収穫までは2年かかり、主な作業については、2月の種まき、夏場の除草作業、12月に1回目の種の収穫、乾燥、種の出荷、2年目も同様に、夏場の除草作業、12月に2回目の種とミシマサイコの根の収穫を行い、翌年1月に乾燥、調整を行った後、種とミシマサイコの根の出荷となります。本市では、冬場から春にかけて、サヤインゲン、キヌサヤ、タマネギなどの収穫管理作業の農繁期となりますことから、ミシマサイコを同様に栽培している場合は、収穫管理作業の期間が重なるため、収穫管理作業のための新たな労働力を確保しなければならないことが予想されるところでございます。

これらの問題点や課題について、先進地や製薬会社を初め、栽培農家の方々と試行錯誤を繰り返しながら、一つ一つ解消に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** ありがとうございます。

問題点、課題は、大きく3点あるということでございますけれども、先進地や製薬会社、栽培農家と試行錯誤しながら解消していきたいとのことでありました。ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

次に、2年目となります来年度の取り組みをお聞かせください。

**○農林課長（二川隆志）** それでは、来年度以降の取り組みについてお答えさせていただきます。

本年度につきましては、現在栽培されている3農家と一緒に、先進地視察や現地研修会に参加するとともに、薬用作物に関する情報収集を引き続き行ってまいります。また、お互

いの栽培情報を共有することで、農家一人一人の技術の平準化やレベルアップを図っていきたいと考えております。

来年で栽培2年目となりますが、栽培面積は現状維持して、来年12月に行う2回目の種の収穫と、薬用となる根の収穫を行うことで、およその反当たりの収量や収益がつかめると考えております。このことで、これまでの栽培全体の中で試行錯誤してきたことの対応策などがおおむね把握することができると思いますので、かかる経費と収入の確認や、薬用作物が本市に適しているかどうかなど、しっかりと見きわめ、課題や問題点を一つ一つ解消しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

まずは収益を得られる成功例をつくり出していくことで、栽培農家の方々に栽培面積を増やすことに取り組んでもらい、それに続こうとする若手の認定農業者の方々や、農業経験のない退職者を初め、高齢の農業者の方々へのPRなどを行い、少しずつではございますが、栽培農家を増やしていき、将来的には、本市が産地の一つとなれるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

問題点、課題を解消して、栽培の道筋を示して、稼げる作物として、ぜひ成功例をつくっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、子育て支援についてでございますが、病児・病後児保育事業につきましては、先に川越議員が質問されておりますことから、重複する点があるかと思いますが、よろしく願いいたします。

病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の内容を聞きましたが、病児・病後児保育事業については、平成20年度より、病児・病後児保育を利用した保護者に対し

て助成金を支給する病児・病後児保育事業利用助成金事業を実施されております。利用できる児童として、市内に住所を有する児童で、病気の回復期にあり、入院の必要はないが、集団保育が困難な保育に欠ける児童、原則として通常保育所等に通所している児童となっており、利用できる施設として、鹿屋市西原の病児保育室「森のくまさん家」と、霧島市隼人町の「かわの小児科病児保育室」の2カ所であります。この2カ所を利用すれば、1日につき2,000円の助成金を支給しますとなっております。

ファミリー・サポート・センター事業につきましては、ことしの4月からスタートしては、活動内容として、一つ、保育所、保育園の開園前、閉園後の子供の預かり。一つ、保育所、幼稚園、小学校等への送迎。一つ、児童クラブ終了後や放課後の子供の預かり。一つ、冠婚葬祭や病院、参観日の際の子供の預かり等のようにありますが、両事業の対象者数と実績をお聞かせください。

○福祉課長（保久上光昭） それではまず、病児・病後児保育事業とファミリー・サポート・センター事業の実績についてお答えをいたします。

まず、病児・病後児保育事業の利用実績につきましては、川越議員への答弁と重複をいたしますが、ここ5年間の利用実績を延べ利用人数で申し上げますと、平成25年度が10人、26年度が9人、27年度が5人、28年度が7人、今年度が11月末現在で延べ8人、合計で39人の児童の利用がございまして、これまでの利用実績は全て鹿屋市の医療機関となっております。

なお、対象児童数でございますが、11月末現在の住民基本台帳人口でまいりますと、ゼロ歳から6歳までの未就学児が647人、就学児の7歳から12歳までが591人、合計で1,238人でございます。

次に、ファミリー・サポート・センター事業

の実績でございますが、こちらは今年度より新たに始めた事業で、運営は垂水市社会福祉協議会に委託をし、上半期は事業の周知活動や会員の募集、また、提供会員への研修を中心に実施をし、サービス利用は9月から開始をしております。

現在の活動状況といたしましては、会員数が、利用会員が21人、提供会員が21人、情報会員が11人の合計53人となっております。

サービス利用につきましては、9月が5件、10月が9件、11月が5件の合計19件となっております。現在、利用者の拡大を図っているところでございます。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** 病児・病後児保育事業の実績については、鹿屋市の施設が、25年度からこれまで39件、霧島市については1件の利用もないようです。

ファミリー・サポート・センター事業については、9月から利用が始まったということであります。

病児・病後児保育事業の対象者がことしの時点で1,238人で、利用者によれば、先ほどの実績をお聞きしますと、毎年10人以下にとどまっているということですが、これは、利用施設が市外にあり、距離的な問題が大きいのではと考えられますが、あるいは利用のある鹿屋市の施設は、保護者の就労が鹿屋市ではと思われるが、どうなのでしょう。

いずれにしても、川越議員への答弁にありましたように、保護者の6割近くが仕事を休んで看病している実態を聞けば、垂水市内に病児・病後児保育事業所が必要と思われるが、開設はできないか、伺います。

**○福祉課長（保久上光昭）** それでは、病児・病後児保育の設置の検討は考えられないかという御質問にお答えをいたします。

まず、病児・病後児保育の形態には2つの設

置形態がございまして、1つ目が、施設に設置するもので、医療機関設置型と保育所設置型がございまして、2つ目が、児童の居宅で実施をする訪問型となります。

ファミリー・サポート・センター事業と訪問型の病児保育の事業につきましては似通ったところがあるわけなんです、その性質には若干異なる場合がございますので、本市の現在の考え方としましては、病児保育の設置につきましては、ことしの8月から9月にかけて、市内の全保育所、保育園、幼稚園の全園児の保護者及び全小学校児童の保護者を対象に行ったアンケート調査におきましては、病児保育の設置を望む保護者から、病気の子供を安心して預けるためには医療機関での設置を望むといった意見もございました。小さい子供は突発的に状態が急変することも考えられますので、まずは医療機関との連携を十分に考慮した運営形態が望ましいものと考えますので、市としましても、まずは医療機関への設置など念頭に検討を進めているところでございます。

病児・病後児保育につきましては、子育て支援策の中でも優先しなければならないものと考え、検討を進めてきておりますので、できるだけ早い段階で実現をできるように、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

**○梅木 勇議員** ありがとうございます。

施設としては医療機関施設型、保育所施設型、訪問型の3通りがありますが、一般的には医療機関施設型か保育所施設型が多いようですが、訪問型も各地にあるようであります。

今、市議会定例会の初日に産業委員会の所管事項調査の報告にありましたように、高知県高知市のNPO法人にんにんの訪問型病児・病後児保育事業を研修いたしました。訪問型の利点として、一つ、インフルエンザや水疱瘡、おたふく風邪など感染を防ぎたい場合など、自宅

なので他の子供に感染する心配がありません。一つ、子供も慣れたところで過ごすので、比較的安心して子供が一日を過ごすことができます。一つ、仕事が終わって慌てて迎えに行く必要がないので、気持ちに余裕を持って帰宅することができます。難点として、家族でない人に家に入られることに、初めてのときは抵抗感を感じる方もいます。というようなことであります。

ちなみに、施設型の利点としましては、金銭的に安く利用できる。難点としましては、定員枠いっぱいでは利用できないこともあるというようなことでありますけれども、鹿屋市の施設では往復1時間ほどかかり、預けると2往復しなければならぬ現状を考えると、市内での開設が望まれます。

開設は、多くが施設型であります。訪問型は、今年4月からスタートしたファミリーサポートセンター事業と似通った内容であり、これを工夫拡大した訪問型の方法も検討の一つではないかと思うところでございます。いずれについても、アンケートでは70%近くが開設を望んでいるようですが、採算性、スタッフの確保が課題かと考えますが、開設に向けての検討をお願いしたいと思います。

以上で、子育てについては終わります。

次に、地震・津波対策でございませぬけれども、さきに頻発する地震に対する認識を伺いましたが、11月7日の夜の8時45分からのNHKニュースで、鹿児島市の城南小学校の津波想定避難訓練の様子が放映されました。広報たるみず12月号では、全国で緊急地震速報訓練が実施され、柘原小学校で、児童と職員が、地震発生による大津波警報発令を想定して避難訓練をしたとあります。

垂水市津波避難計画によりますと、学校等の避難では「高・中・小学校、幼稚園、保育園の生徒、児童、園児の集団避難は、学校等管理責任者が市長の指示により行うものとする。ただ

し、市長の指示を待ついとまがない場合はこの限りでない。また、学校等管理責任者は、生徒、児童の高所又は近傍の高台への集団避難に関する要領を定めるとともに、事前に避難経路、一時避難場所等の状況について確認しておくものとする。」となっておりますが、学校における集団避難の対応、取り組みをお聞かせください。

○学校教育課長（下江嘉誉） 学校の避難についての御質問にお答えいたします。

教育委員会におきましては、各学校に、学校保健安全法や本市における防災や避難計画等に基づき、児童生徒の安全の確保のために学校独自の計画を作成し、訓練を行うように指導をしております。

具体的には、地震や火災、大雨等の災害に対し、各学校の立地条件や実情に即した避難のためのマニュアルを作成するとともに、それに基づき、市総務課の安心安全係や消防署等の関係機関との連携を図りながら、実効性のある訓練を実施し、児童生徒が自ら判断し、生命を守るための能力を高める取り組みを進めるよう指導しているところでございます。

これを受けて、学校では火災、風水害、火山爆発、犯罪被害防止のための具体的なマニュアルを作成し、年間3回以上の訓練を実施しております。議員御質問の地震・津波を想定した避難訓練につきましては、全ての学校で年1回から2回実施しております。

具体的に申し上げますと、学校では、地震が発生した場合、教室にいる場合は机の下に潜り込み、揺れがおさまるのを待ったり、校庭にいる場合は中央の広い場所に集まったりするなどの初期対応と、その後の安全な場所への避難など2次対応を行っております。津波への対応につきましては、各学校で想定される津波の高さに合わせてあらかじめ避難場所を決定し、2次対応としてその場所までの避難訓練も実施しております。

また、より実践力を身につけさせるために、児童生徒に知らせずに突然訓練を実施したり、けが等への応急措置の方法や簡単な炊き出しの訓練、保護者への引き渡し訓練などを実施したりする学校もございます。

さらに、11月1日に本市で行われたJアラートを使った緊急地震速報訓練では、柘原小学校で、津波に対する避難訓練を関係機関と合同で行い、学校で決定した津波時の避難場所である学校裏の上野台地まで避難を行いました。

なお、この日には、他の学校でも学校独自の訓練が行われました。

このような学校における避難訓練等は、学校ごとに保護者へも周知しており、保護者の訓練への参加を呼びかけたり、いざというときの避難場所や連絡方法を家族で確認しておくことなどをお願いしているところでございます。

今後とも、学校が児童生徒の安全を最優先し、さまざまな危険を回避することができるよう、家庭や地域、関係機関との連携を強化するよう指導支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

ただいまの答弁からいたしまして、各学校で年に1回から2回は毎年訓練をしております。学校によっては炊き出しの訓練までしている学校もあるというようなことでございます。いつ、突然発生するかわからない津波・地震に備え、児童生徒の安全の確保にこれからも努めていただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、避難経路は十分かについてでございますが、津波が発生し、避難しなければならない場合、高所か高台へ避難しなければなりません。避難する場合、新城から牛根境まで、海拔的に見て、まず国道から海岸側に住んでいる方々が、地域の高所か国道よりも山手の高台へ避難することになると思われます。

このように想定しますと、国道よりも海岸側

の各振興会、地域ごとに国道につながる複数の道路、小道があるようです。ただ、潮彩町が、垂水フェリー発着場からドラッグモリの前を経て国道へ出る道路と、一番南側に護岸につながる通路がありますが、避難については垂水フェリー発着場から国道へつながる道路のみと認識すべきと思っているところでございます。

津波避難計画では、避難道路は市が指定に努めるとあり、避難経路は自主防災組織、住民が設定するとありますが、潮彩町は、ことし10月31日現在、所帯数176、人口401人となっており、人口で市内3番目の振興会です。津波が来て、これらの住民の方々が一斉に高所や高台に避難する光景を想定すると、1本の道では不十分かと思われ、住民や関係者から不安の声が聞かれます。

また、以前、潮彩町の東側地域で火災がありました。途中、大きな排水路があり渡れず、消火用のホースも延ばされず、潮彩町からの消火活動ができなかったということも聞いております。

このような状況から、潮彩町からの新たな避難道路を建設すべきと考えるが、建設できないか伺います。

○土木課長（宮迫章二） 避難経路についての御質問にお答えいたします。

潮彩町への道路は、垂水新港へ行く臨港道路からと幅員は狭いですが浜平地区の海岸、護岸からの道路、2経路でございますが、津波発生時の避難道として高台へ直接避難できる道路は、議員御指摘のとおり臨港道路の1本でございます。

以前、平成27年ですけど、行政連絡会で、黒瀬振興会より国道から潮彩町へ抜ける道路を整備してほしいとの要望がございました。

また、平成29年度は、潮彩町からも、先ほど議員言われましたように、避難通路の要望もあったところでございます。

その際の黒瀬振興会への回答でございますが、整備延長が潮彩町から国道まで約60メートルであります。補助事業や起債事業の採択要件に合わず、市の単独費での整備となり、水路をまたぐための橋や、また家屋の移転補償、土地の買収費など、そのとき概算で約7,000万円ほどかかり、かなりの事業費が見込まれるということで、その時点での整備は難しいと回答したところでございます。

なお、道路整備につきましては、総合計画や過疎計画に基づき優先的に整備することとしておりますので、避難道路の整備につきましては地域住民の意見を踏まえ、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

**○梅木 勇議員** ただいまの答弁では、平成27年度にも要望があったというようなことで、当時の経費として7,000万程度がかかるというようなことで、中断ちゅうのか、建設できていないということでありまして、住民の皆さんが、この避難が、津波が起こった場合、どうしてもドラッグ前のあの道路だけでは、大丈夫なのかと。

潮彩町には3階建てのビルが3棟あります。そして、鉄道線の跡地道路の海拔が11メートルだそうです。今申しました、潮彩町のビルの3階ぐらいの位置でちょうど11メートルぐらいになるというようなふうに聞いております。そこで、潮彩町では、高齢者とか自由に動きがとれない方々は、優先的に潮彩町内にあるビルに避難するように振興会では進められているようです。

しかしながら、津波が来るという情報があれば大方が車を使って、一斉に我が先というような形で避難が始まるのではなかろうかと。そういうことを想定すれば、現在の1本では、どうしても速やかな避難ができないと、そういうことにつながるかと思っておりますので、ぜひ、建設ができるように検討をお願いして、この件に

ついては終わります。

続いて、新庁舎についてでございますが、新庁舎建設につきましては、当局から配付された資料や新聞報道で外部検討委員会が設置され、新庁舎建設検討委員会では新庁舎整備基本構想案について当局から説明を受け、新庁舎の整備について審議が重ねられているようです。

審議については現庁舎の現状と課題、基本方針、新庁舎整備の考え方、庁舎機能、庁舎規模、整備位置、事業費及び財源、事業手法など審議されたものとなっております。

建設は、市民みんなが望む庁舎でなければと考えていますが、整備位置の候補地は上町のこの現在地、旭町の市民館、市土地開発公社が所有する錦江町の空き地の3カ所となっております。

上町の現在地の標高は2.2メートル、市民館での標高——いわゆる海拔でございますけれども3.1メートルであります。土地開発公社所有の錦江町は2メートルとなっており、津波防災という観点から見れば適切な整備位置なのかと思われそうですが、候補に挙げた考え方と津波に対する対策をお聞かせください。

**○企画政策課長（角野 毅）** 新庁舎建設に対する考え方につきましてお答えをいたします。

初めに、3カ所を候補地とした理由でございますが、新庁舎建設は、現庁舎の老朽化を踏まえますと一刻も早い対応が求められていると認識しているところでございます。

庁舎の位置でございますが、地方自治法に「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」とありますことから、位置の決定に当たっては、市民の利便性、計画の経済性と実現性、防災拠点安全性、まちづくりとの整合性による総合的な評価が必要となっております。

こういった中、候補地につきましては、庁内職員で組織されました庁内検討委員会が、平成

25年3月第4回委員会の中で7カ所の候補地を示しまして、検討が始まりました。先ほどお示しをいたしました4つの評価項目の観点と平成32年度までの着工を条件としている公共施設等、適正管理事業債を活用することで市財政にメリットがあることから、建設スケジュールも考慮し、最終的に市所有の一連の公有地を優先して検討していくこととしました。

その後、外部委員会等の意見も踏まえながら、基本構想に現市役所、市民館、錦江町の土地開発公社所有地、以上3カ所を候補地といたしまして、現在、基本計画策定業務の中で調査等を行っているところでございます。今後、各候補地に対しまして、庁内委員会及び外部検討委員会による評価を行うことといたしております。

なお、議員御指摘の津波に対する評価でございますが、評価項目の防災拠点安全性の中に設定をしており、3カ所の候補地全て想定区域外となっているところでございます。しかしながら、各候補地とも標高が異なるなど条件が違いますので、設計業務の中で、地震対策も含めた庁舎の安全対策が盛り込まれるものと考えております。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** ただいま、3つの候補を挙げたことと津波に対してはそれなりの対応を、設計をしていくというようなことであつたかなと思えますけれども。

津波避難計画によれば、津波をもたらす想定地震等において垂水市に想定されている津波の概要は、最大震度6強の鹿児島湾直下で最大津波高2.3メートル、最大震度5から6弱の南海トラフの場合3.29メートル、桜島北方沖、桜島東方沖の海底噴火で垂水港は1.84メートルとなっております。

平成27年4月1日更新のホームページは、「標高表示板の設置」という見出しで、市内の国道、県道と主要幹線沿い106カ所に標高表示

板を設置しました。8月に内閣府が発表した南海トラフ地震発生時の想定では、垂水市に最大4メートルの津波が予測されています。また、桜島の爆発により津波発生の可能性もあるため、市民の皆さんにおかれましては云々と掲載されてあります。

標高海拔の標示は、皆さん御承知のとおり東京湾の波の高さの平均を基準にしてあり、つまり満潮と干潮の高さの平均が基準となっていると認識していますが、このことから、各箇所に標示されている海拔標示は、満潮時には示されている標示よりも低くなります。

現に、私が、12月6日の午前9時時点の錦江湾の満潮時に水面から岸壁の地上までの高さを測りましたところ、旧垂水フェリー乗り場で1メートル、とんとこ館付近で30センチから60センチしかありませんでした。旧垂水フェリー乗り場の隣は候補地の一つであり海拔2メートルとなっておりますが、満潮時には1メートルの海拔となります。

満潮は1日2回来ます。私が測った日は通常満潮で、大潮の満潮時にはもっと水面が高くなり、逆に海拔は低くなると思われれます。他の海拔も、満潮時には一様に1メートルずつ表示から低くなるということになりますから、仮に、満潮時に桜島北方沖、東方沖の海底噴火でも、避難計画に示されている垂水港で1.84メートルの津波があれば現在地や市民館辺りまで、南海トラフの場合では海拔4メートルの地域まで津波が押し寄せることになると想定ができます。

このような現状を見ると、旧フェリー乗り場隣の候補地では、かさあげをすればいいという声もあるようです。

検討委員会でも津波に対する意見がちよくちよく出ており、100年、200年を見据えてという声も出ています。

防災の拠点という観点はみんなの共通認識であり、垂水のシンボルとなる市庁舎です。この

ように南海トラフ地震等を考慮すれば、現在の候補地以外にもっと安心、安全な候補地が考えられないか、お聞きいたします。

○企画政策課長（角野 毅） 梅木議員の御質問でございます新庁舎建設は、3カ所以外に考えられないかということにお答えいたします。

現在、基本計画策定業務の中で、3候補地に対しまして、4つの視点による調査を行っております。この調査結果は、庁内検討委員会で一次評価をし、外部委員会による二次評価、さらにパブリックコメント等の結果を総合的に判断して、整備候補地として決定する予定でございます。

3候補地以外考えられないかということでございますけれども、全ての候補地が評価の中で1つでも不適があった場合は、改めてほかの候補地から選定する必要があるかと考えております。

○梅木 勇議員 とにかく津波対策、津波、防災も十分考慮していただいて検討していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩します。

次は、14時55分から再開いたします。

午後2時45分休憩

午後2時55分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、学校教育課長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○学校教育課長（下江嘉誉） 先ほど、梅木議員の学校に避難に係る答弁の中で、柗原小学校の避難場所を学校裏の大野台地と申し上げましたけれども、上野台地の誤りでございます。おわびして訂正いたします。

○議長（池山節夫） 次に、7番、池之上誠議

員の質問を許可します。

[池之上誠議員登壇]

○池之上誠議員 お疲れさまでございます。今出鼻をくじかれましたが、簡潔明瞭な答弁をまず求めたいというふうに思っております。

このごろ一般質問が私は60分かかってしまいます。とって、全て尻切れトンボという感じになってしまいますので、前語りなしで早速質問のほうに入らせていただきます。

まず、観光行政ですけれども、大隅半島4市5町の中の広域連携の1つだろうと思いますが、大隅観光未来会議というのがあるそうでございます。その中で、我が垂水市もそれに組み込んでいってほしいと思いますが、そういう中の設置目的であったり、あるいはその垂水市の担う役割であったり、またその未来会議の中で将来的な展望というのが大隅半島であれ、垂水市であれ、どういうのがあるのかをお聞きしたいと思います。

続きまして、交流人口でございます。このことは午前中の堀内議員の質問の中でもいろいろ聞かれましたので、いろんなイベントが垂水市にはあると思っております。例えばカンパチ祭、その他千本イチョウもですし、大野原いきいき祭ですし、あと産業祭いろいろありますけれども、そういう中で、相対的に見て、交流人口がどれくらい来て、じゃあ、その中でどれくらいの経済効果があったのか。さっきの話では経済効果があったと思いますというような話をされましたけれども、具体的数字としては把握をされているか、その辺をちょっと聞きたいというふうに思っております。

そして、その交流人口の2番目について、交流人口と定住人口の比較割合というふうに書いておりますけれども、このことは南の拠点を整備するときに、今道の駅がありますけれども、今80万程度だと。その中で、南の拠点をつくるというところで200万人の交流人口を目指して

いくと、そうすれば10万人の定住人口に匹敵する経済効果があるということを知ったことがあります。前ですね。これは市長が市民向けにもそういう話をよくされておりました。しかし、篠原議員の質問の中でそういう話がありましたけれども、その辺について、その当時の市長のお考えとか、それからまた、今はちょっと余り聞こえていませんけれども、この垂水市における交流人口と定住人口の比較割合というのをどのような見解を持ってられるか、これは市長にお聞きをしたいというふうに思います。

続きまして、垂水高校です。高校振興対策事業費の有無の影響と事業の是非と、実に何を聞いているんだというようなことでございます。答弁もわかっております。なければいけないと、絶対このことは垂高の存続のためには続けないといけないというふうな答弁だろうと思いますけれども、その中で、その事業費の内訳というのがいろいろあります。例えば通学費の補助、あるいは検定試験の補助ですね、またあと今東進の衛星で勉強されているようですが、そのやっておられることはわかるんですけども、じゃあどのぐらいの実績が出てきているのか、その実績をちょっと教えていただきたいというふうに思っております。

そして2番目ですが、これは垂水市だけでなく、県だけでもなくて、全国の問題ですけども、人口減少、あるいは少子化という問題があります。そういう中で、児童・生徒の推移は資料をもらったんですが、大体100人前後、垂水市の場合100人前後、県の場合が1万5,000人ぐらいかな、ちょっと数字は忘れちゃったけれども、間違っていたら済みません。そういう中で、横ばい状況なんですけれども、この垂水高校について、そういう中で将来展望というのはどういうところに思ってこの振興策を続けていらっしゃるのかなというふうに思っておりますので、その点について、将来展望というところで聞か

せていただきたいというふうに思っております。

続きまして、3番目の市庁舎建設ですが、進捗状況と今後のスケジュール及び建物基本方針というところで、これは先ほどの梅木議員の市庁舎建設と、一番最後の問題でしたけれども、親切丁寧な課長の答弁がありまして、私が聞きたいことはある程度わかってしまいました。32年度までに着工する。なぜかという、公共施設等適正管理交付金なるものがあるって、事業に有利であるということ。そしてまた、候補地につきましても市民の利便性いろんなものを考えたときに、そういう方向で進んでいると。ただし、見直しがあるときは見直しをしますというふうに答弁されましたので、これはこれで、これ以上の答弁は今のところは要らないなというふうに思っておりますので割愛をいたしますけれども、我々が議会運営委員会の中で熱海市役所を訪れたときに、そこの市役所建設では、当初40億円の建設規模だったみたいですが、いろいろありまして、いろんな検討をされて20数億、半分ぐらいの予算でつくられておりました。その中で、議員さんだったんですけども、その理念というのが、社屋と、本社というのは小さなものでいいんだということをおっしゃっておられました。ああ、一理あるなというふうに思っております。そういうところも我々も研修で勉強してまいりましたので、本当に簡単な構造でいいし、機能ができていればいいんじゃないのというふうなことを思っておりますので、過度なデザイン、過度な投資、そういうことはまた検討の余地があると思っておりますので、これは質問をしないかわりに、一言御提言というところで言っておきたいというふうに思います。

4番目の南の拠点ですけども、契約書内容について全般というふうに書いております。

契約書をいただきました。その中で、12月議会の最初の議会の中で、問題点をいろいろ各議

員さんが質問をされましたけれども、一言に言って、上程された議案が我々議会の中で議論に耐え得る内容であるのかどうか、そのことを端的にお示しというか、お考えをいただきたいというふうに思っております。

そしてまた、2番目についてですが、土地取得の状況及び平面全体計画の見直しの有無というふうに書いております。

午前中の川越議員の中で、土地取得の状況を聞きましたけれども、取得できない土地もあるというふうに聞いております。そういうのがあれば教えていただきたいし、そういった中であれば、全体計画もまた若干違ってくるのではないかとこのように思っておりますので、そういうところについてはどうなのか、その辺をお聞きします。

そして3番目、土地開発公社事業資金と書いてありますが、今回の整備は土地開発公社が土地を買って造成して、それを市有地分であったり民間分であったりというところで、事業のその資金を回収していくというふうに聞いておりますけれども、今でもそういう方法でよろしいのかどうか、基本的な線はどうなのか、ちゃんとした回収ができていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

そしてまた、今現場のほうも川越議員の話によりますと、プレハブも建ってどんどん行われているというふうに聞いておりますが、単独事業費というのも結構あるんじゃないかというふうに思っております。例えば、暗渠の設置であったり、そういうところも結構なお金を今つぎ込んでいると思いますが、そういうのがわかれば、市の単独の事業費というのがわかれば教えていただきたいというふうに思います。

以上で1回目を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○水産商工観光課長（森山博之） 池之上議員の御質問にお答えをいたします。

大隅観光未来会議は、国内外からの観光客を大隅地域へ流れるよう戦略的に創出し、観光による地方創生を実現していくために、地域資源を活用した観光地域づくりを進め、交流人口の拡大並びに地域活性化、農業振興等を図ることを目的として、平成28年5月25日に設立をされました。

本年11月末現在におきまして会員数106団体、そのうち垂水市内の企業は8団体が加入しており、観光マーケティングや商品開発などを一体的に進める組織として大隅広域観光協会、名称は仮称でございますが、設立に向けて準備を進めているところでございます。

会員は、平成28年度から本年度にかけて宿泊部会、東部産業部会、西部産業部会、交通旅行会社部会、文化スポーツ自然各種団体部会の5つの組織で構成されており、年6回程度の部会を開催し、会員発案プロジェクト実現システムの構築に取り組んでいるところでございます。

事務局では、平成28年4月に大隅広域観光コーディネーターとして石田一彦氏を招聘し、大隅広域観光協会の設立に向けて中心的な役割を果たしていただいているところでございます。

平成28年度には、大隅地域のマーケティング調査の分析結果をもとに、達成度を評価するためにKPIを設定し、計画、実行、確認、行動の4つのPDCAサイクルの確立のため、大隅広域観光の基本認識を策定いたしました。

本年度は、情報発信事業や法人格取得に向けての最終調整作業並びに人事や財源、事務局体制などについて協議を進めているところでございます。

今後、大隅観光未来会議では、平成30年4月1日大隅広域観光協会設立に向けて、4市5町の連携協力体制の強化を図り、観光による地方創生の実現を目指すこととしております。

その結果といたしまして、本市への交流人口

が拡大し、経済効果につながるような事業展開を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 池之上議員の交流人口と定住人口の比較割合についての御質問にお答えをいたします。

先ほど水産商工観光課長からの答弁にもありましたとおり、本市の交流人口は合併議論のある約15年前42万程度でございましたけれども、現在は約115万人前後を推移している状況でございます。内訳は、日帰り客、約112万4,000人、宿泊者数、約2万5,000人で、旅行消費額は観光庁のデータを基準に算出しますと、約188億円になるようでございます。観光庁が示しております最新の1人当たりの年間消費額が124万円でありますことから換算いたしますと、約1万5,000人の定住人口に値する計算となります。

私自身、何度か挨拶の中で200万人の交流人口が10万人の定住人口と同等の経済効果を生み出すと説明してまいりましたが、その根拠につきましては、限られた挨拶の時間の中でさまざまな想定の中、示した数字でございます。例えば、交流人口200万人のうち、外国人の割合が最も多かった場合を想定をして、定住人口が約10万人に相当するとの意味でお話をしてまいりました。この数字が市民の皆様をはじめ、議員の皆様方に誤解を招いたのであれば訂正をいたしたいというふうに思います。

試算の考え方は毎年変わりますけれども、観光庁から毎年出されております新しいデータに基づきますと、目標といたします交流人口200万人に対し、前年度比率で試算をいたしますと、定住人口約2万7,000人になるようでございます。

今後は、この観光庁の最新のデータにより説明してまいりたいというふうに思います。

**○水産商工観光課長（森山博之）** 答弁の順番が逆になりましたことをおわびを申し上げます。

池之上議員の各イベントにおける来場者数の動向及び経済効果について、御答弁をさせていただきます。

各イベントにおける来場者数の動向につきましては、平成28年の観光統計によります集計データに基づき答弁をさせていただきます。

先ほど市長の答弁にもありましたとおり、本市の来場者数は115万人でございました。主な観光施設の内訳でございますが、道の駅たるみず59万1,579人、猿ヶ城溪谷22万4,306人、千本イチョウ園5万2,733人、高峠つつじヶ丘公園1万6,195人、イベント時の入り込み客数、アンダー10サッカー大会3,500人、垂水ふれあいフェスタ4万人、カンパチ祭1万人でございました。

本市の入り込み客数の過去5年間では115万人前後で推移をいたしております。その経済効果につきましては、観光庁が発表しております旅行消費動向調査によりますと、平成28年年間値の旅行消費額は、日帰り客が1万5,602円、宿泊客は4万9,234円となっており、この数字をもとに試算をいたしますと、昨年の本市への経済効果は約188億円となっております。

以上でございます。

**○教育総務課長（池松 烈）** 池之上議員の垂水高校振興対策事業につきまして、お答えいたします。

平成28年度の実績につきまして、主なものを報告させていただきます。まず、検定試験等補助金でございますが、検定試験及び進学模試等の補助は同一種類、同一級に対し1回のみのもので、検定受験者718名で合格率56.3%、模試受験者203名で142万4,550円、通学費が8月を除く11月分の通学定期実費の3分の2補助で、市内13名、市外63名の76名で659万6,141円、東進ハイスクール通信講座受講料補助が29名で15万7,464円で、その他の補助も含め、総額982万155円となっております。

これらの取り組みによります成果でございますが、まず検定試験等補助金では、検定を受験しやすくなり、より難関な検定への挑戦意欲や、一つでも多くの資格を取得することにより、進学や就職試験の際にも有利となり、強みになっております。

通学費補助金では、バスやフェリーを利用する際の経済的負担が少なくなり、特に市外からの入学者の増加につながっております。

東進ハイスクールの通信講座受講料補助金では、東進の職員の方々による指導もあり、大学等への進路選択の幅が広がっております。

この支援につきましては、現在の3年生が1年生の中途から受講しており、これからの国公立大学への合格や就職先などの卒業時の出口部分の成果が期待をされているところでございます。

ここで、別の観点から現在の垂水高校の状況を申し上げたいと思います。

皆さんも御存じのことと思いますが、カンパチ祭の第2回井グランプリでの生活デザイン科の垂高欲張り井のグランプリや、最近のフィッシュガールの活躍など、また昨年のカンパチ祭では、熊本地震の支援のための募金活動、さらに昨年の台風16号により被災されました水之上地区住民へのボランティア活動など、生徒自ら積極的に支援活動に取り組み、地域に貢献していただくとともに、市民の皆さんに元気を与えていただいているところでございます。これらの多くの活動は、市長の公約でもあります3つの挑戦の経済への挑戦、安心への挑戦、未来への挑戦を実現してくれる活動であり、垂水高校の生徒一人一人が地域活性化推進員の一人となってくれていると考えているところでございます。

児童・生徒数の推移につきまして、中学校3年生の卒業予定数になりますが、垂水市では平成30年3月で84名、8年後の38年3月で85名と

なり、県内では平成30年3月で1万5,596名、38年3月で1万5,192名となり、その年々で減少、微増を繰り返しながら減少傾向にあるようでございます。

また、垂水中央中の垂水高校への入学数は、現在まで大方2割前後で推移してきております。

このような状況の中で、高校振興対策事業の今後の考え方、あり方、そして将来の展望をどこに見据えていくかということは非常に肝要なことであると考えております。現在までの視点、考え方の中では、存続、経済的な負担、過疎化の一言などがキーワードとしてありました。これからは、垂水市を活性化する垂水高校生の活動、活躍の拠点、基盤の形成ということで、そういう機会を創出し続けていくことを新たな視点、考え方として追加して取り上げていくのはどうかと考えております。

現在、卒業時の出口部分の就職先に市内の職場、家から通勤できる職場を求める意向の生徒が増えつつあると聞いております。

また、先ほども活動、活躍の例を挙げ、地域活性化推進員の一人になってくれていると申しましたが、そのほかにも選挙時の投票立会人や、おもてなし少女少年隊をはじめとしましたさまざまな活動、活躍が、本市行政推進の一役となっております。

そして、これらのことが、さまざまな機会を通じて市内外に発信されておりますが、これが本市のPRにも通じ、市民の皆さんの理解の醸成はもちろん、市外に通学する高校生たちにもいい意味での刺激や、自分も垂水市のために役に立ちたいという思いを持った高校生たちの醸成につながっていくのではないかと考えております。

この事業が垂水高校の生徒たちだけの支援策、投資ではなく、ひいては市外に通学する高校生たちや市民の皆さんの将来的な支援策、投資につながっていくものと考えておりますし、市民

の皆様への機会を捉えての事業説明も必要であると考えております。

ただ、さまざまな事業と同様、この事業につきましても高校再編関係市町村長鹿児島県連絡会加入の他市町の動向を踏まえながら、折々に視点、考え方の確認、整合性を協議、議論することは必要なことであるとと考えております。

以上でございます。

**○企画政策課長（角野 毅）** 池之上議員の御質問でございます。契約内容につきましてお答えをいたします。

契約書の作成につきましては、PFI事業という特殊性と専門性がありますことから、基本協定締結後に事業所側、市側それぞれ弁護士を選任いたしまして作成作業を始めました。作業につきましては、5月に公表されている契約書案を基本にしなが、要求水準に基づく事業提案等の内容の反映を双方の弁護士の確認のもと進められており、契約書としては十分な内容であると認識をいたしているところでございます。

次に、土地取得の状況及び平面全体計画の見直しの有無につきましてお答えをいたします。

当初計画におきましては、市が土地取得を行うエリアは40筆2万2,290.8平米でございましたが、そのうち34筆1万8,136.8平米につきましては、土地売買契約が締結され、3筆1,127平米は契約交渉を継続いたしております。残り3筆3,027平米につきましては事業同意を得られていない状況でございます。この3筆3,027平米でございますが、同一の法定相続人であり、3人中2人は契約の合意をいただいておりますけれども、1人が交渉に応じていただけないことから、事業を推進するに当たり影響があると総合的に判断をし、当該地をエリア外とする開発行為の変更申請手続を進めているところでございます。

次に、土地開発公社の事業資金回収方法と市単独事業費につきましてお答えをいたします。

土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とし、事業を実施してきております。

南の拠点整備事業においては、土地開発公社の事業目的に合致していることから、整備地区内の用地取得、造成整備を行い、整備後の用地を売却、賃貸により処分し、事業資金を回収する計画で進めているところでございます。

用地処分の相手方としては、垂水市、国、民間企業等を想定しております。また、処分価格の設定については、用地費、補償費、工事費等のほか、借入金に対する利息等を加えた取得原価を基準に処分価格を設定し、事業資金を回収したいと考えております。

なお、詳細な処分計画につきましては、改めて公社理事会にお諮りをしまして決定したいと考えております。

次に、垂水市単独事業費でございますが、子供広場整備費、それから排水工事、給排水工事に係る事業費、総額は2億5,800万円、うち一般財源は1億5,400万円となっております。

以上でございます。

**○池之上誠議員** 一問一答でお願いをします。

観光行政についてですが、大隅観光未来会議というのはそういうものであろうというふうに理解をいたしました。

続きまして交流人口ですが、先ほども堀内議員でしたかね、千本イチョウの開催期間中どれぐらいの経済効果があったかというようなことを聞かれておりましたけれども、要は千本イチョウの中馬さんもそこでちょっと出店なんかしないんですかと、ギンナンだけ売るんですかと聞いたら、まあ、あとは垂水市の市内に帰って行って、いろんところで泊まってもらってするのが、うちはもう見てもらうだけで、あとはこの市内の中でお金を落としてもらいたいとい

う思いで、出店は断っているということを言われました。それは本当に立派な考えだなというふうに思っておりまして、先ほど温泉のキャンペーンということも言われましたけれども、それを含めて、もうちょっと全体でそういう全てのイベントに関して、市内の中で連携してお金が落ちるような、具体的な取り組みというのをなければいけないんじゃないかなと思うんですけども、その点についての考えは。

**○水産商工観光課長（森山博之）** 池之上議員の御質問にお答えをいたします。

イベント開催における経済効果につきましては、直近に開催をいたしました、先ほど議員からもございました千本イチョウ祭では12月10日現在で5万3,300人の来場者がございます。

（発言する者あり）

ことは葉のつきも良く全体に天候的にも恵まれたこともありまして、滞在時間が長かったのではないかと推測をしております。

これまで市内のコンビニ、あるいは飲食店の来客数を調査をいたしましたところ、全てではございませんが、大きく増えたとの報告もございました。

さらには、道の駅たるみずにおきましても来館者数が増加をしております。特に、12月3日は一番の見ごろを迎え、大野原いきいき祭の当日に開催されましたことにより、千本イチョウ来場者も昨年を上回った状況でございます。この影響で道の駅たるみずの来館者は、通常週末は2,000人程度でございますが、3,872人の来場者でございました。ちなみに、来館者数、ゴールデンウィーク時の実績に相当するものでございます。

また、あるコンビニでは、昨年度の同日と比較をいたしまして114%の売上げが伸びた店舗もでございます。さらに、飲食店の中には、通常の休日ランチ営業時には100人前後であったものが、12月3日には220名の来客でにぎわっ

たとの報告もいただいております。

その他の市内の数店舗の聞き取り調査を実施をいたしました。結果でも同様、千本イチョウ祭期間中の来場者は増えているという報告をいただいております。

増加いたしました背景につきましては、本課でも11月24日に各報道もあり、来ていただくようPR活動を行ったと同時に、これまで温泉施設だけで特化した取り組みをしておりましたけれども、その他の店舗での取り組みができないかと検討をいたしました結果、本年度、新たにこの時期に合わせまして観光協会主催によります市内46店舗が参加をいたしますスタンプラリーを、本年11月25日から来年2月末日まで実施しているところでございます。

そのほかにも、さまざまなイベントで本市を訪れていただいている状況もございまして、今後はあらゆる手段を講じて、地元店舗等への経済効果が波及するよう取り組む必要があると考えております。

以上でございます。

**○池之上誠議員** いろいろ繰り返しのこともありましたけれども、目新しいところはスタンプシートと、商工会です。やっていますけど、観光客ですよ、そのスタンプシートをもらってもたまるわけがない。それはいいとしても、要は今言及したような取り組みをしているということは評価をしたいというふうに思っております。

先ほど、市長から交流人口の話がありましたけれども、観光庁の数字です。この124万というのも日本平均の年間消費額です。あと、外国人の泊りと、1人1回当たりが13万円、それで国内の日帰りの場合は1万5,000円、先ほど言われましたけれども、そのとおりのお金が落ちているかということ、とてもじゃないけど落ちないでしょう。

それで、今先ほど道の駅も来場者が増えたと言われましたけれども、1年目から12年目までの総売り上げ、あるいは総来場者の表をいただきました。それ平均した場合、総売り上げが43億3,000万、来館者が平均して75万人、ということは、1人頭574円。1万5,000円とは大分開きがある。この垂水市の年間消費額も多分124万使えば立派な家計だろうと思いますが、それより多分低いだろうと思いますけども、実数を見てやっぱり考えないといけないんじゃないかなど。できれば、今この道の駅だけの574円と言いましたけれども、それをまだ市内全体に広げて落としてもらうという仕組みをつくらなければ、いわゆる交流人口と定住人口というところの比較に追いついていかないというふうには思うんですよね。そういうところで、市長、そういう思い、全体でお金を落としていくような取り組みと。今課長が取り組んでいらっしゃるとおっしゃいましたけれども、市長の思いはどうでしょうかね。

**○市長（尾脇雅弥）** 私自身はまちづくりの政策の中心として、今経済政策として6次産業化と観光振興ということを上げているわけです。垂水市がどんな方法で、言葉でいったら食べていこうかという中で、垂水市の水産業、あるいは農業、これをもうかる仕組みをつくるというのが6次産業化でありまして、あと地の利を生かした観光振興、観光振興に関しては、垂水という地形上縦長でありますので、それぞれ3つ拠点をつくりましょうと。もちろん、これだけではありませんけれども、その1つが道の駅たるみず、これも今単価悪いという話もありましたけれども、もともとは何もなかったところにあの場所ができて、トリップランキングでは1,117のうちの4番目までは来た。課題は単価を上げていくということだろうというふうに思います。

森の駅に関しても、夏場は非常にこれまでも

よかったわけですがけれども、数年前に前市長がコテージをつくって宿泊という形がとれて、また、つい最近では民間の皆様のお力をおかりして、これまで指定管理前、約2万人ぐらいの宿泊から5万人ぐらいということで、確実にその分はアップしていると。これに加えて、南の拠点、もう一つ浜平の今荒れ地に近いあの場所にそういったものを建設して、専門家の数字として大体80万人は来るという話をさせていただいておりますので、そうしたときに200万人ということで、先ほど申しあげました10万人というのは、想定の中で日帰り客が6割、宿泊が1割、外国人が3割とした場合の想定でありますので、じゃあ現実そうなのかと言われると、そこはそこまで届かないのは現実でありますけれども、確実に15年ぐらい前の42万人の交流人口、あるいはそれに関する経済効果に比べると、年々アップしていることは間違いないことであろうと思いますし、人口減少社会の中で、人が増えていくことを望んでいるわけですがけれども、前段として多くの皆さんに垂水に来ていただいて、将来的なものにつなげていきたいと。大きなところでは、国策としてそういうことを考えておられると思いますし、鹿児島県、先ほどありました大隅観光でみんなでやっっていこうと。我々は垂水市ですから、まずは地元の宝をしっかと磨く中で連携をしていくと。

今、池之上議員がおっしゃるような、そのことの連携とか強化がさらに必要ではないかということに関しては、全くそのとおりでというふうに思います。100点とは言いませんけれども、毎年毎年工夫を凝らしながら、少しずつ成果が上がっているということは御理解いただけると思いますので、今後さらにどういう、もうかる仕組みの部分にもっと工夫、連携というところも含めて、垂水に落ちていくように工夫を凝らしていかなければならないというふうに思っておりますので、また御提言いただければという

ふうにしてあります。

**○池之上誠議員** 年々成果が上がっているということは私も認識をしておりますので、御努力には敬意を払いたいというふうにしてあります。今後とも活性のためには交流人口、定住人口、これ以上増えないでしょうから、交流人口というのはさもありなんというふうにしてありますけれども、市内全域に落ちる取り組みを考えていただきたいというふうにしてあります。

ということで、1回目、観光行政終わります。

2番目の垂水高校ですが、いろんな補助金とかについての実績等聞きました。東進については3年目ということで、ことし成果が出るだろうというところなんですけれども、やはり垂高の場合、推薦校というところで、国公立、そういうところに1人、2人は入れるだろうと思います。ただし、せっかく東進をするのであれば、進学が一番先じゃないんですけれども、そういうところを実績を上げていくというので、垂高から一般でどこか国公立に入れるとなれば、鹿屋高校に行く人が垂高に来るかもしれん、そういう実績を本当につくっていかないといけないんじゃないかなというふうにしてあります。

そして、課長が垂高がよくなれば、市外に行く子供たちも垂高に負けずに頑張るという気持ちになるんじゃないかと言われましたけれども、果たしてそうかなと私は疑問を言いたいと思います。

というのは、ほかの市民の方に聞きますと、中央中から垂高に行く方が2割と言いました。私は4分の1、25%というふうにして認識してはいたんですが、2割だと。じゃあ、あとの8割の人は就職なり、あるいは市外への進学をしていくというところなんです。そういう子供たちには何ら支援策はないということ。それでまた、今度国会の中でも私立高校が所得制限があるんですけれども、垂水市の場合は、ほとんど皆さん

がその無償化の枠に入るんじゃないかというぐらいの金額ですが、そういうところで子供たちも無償化になれば進路先が選択が広がっていくと思うんですね。そうした場合には、じゃあ垂水市としては垂水の8割の子供たちには何もしないで、垂高だけの存続のために1,000万近い市税を投入していくのかという言葉もあります。

だから、この振興策の是非というところについても、市民の方からはそういう声が上がってきている。そのことについて、当面は存続で動かれるでしょうけど、そういう声もあるというところではどういう見解を持たれているか、その点についてお聞きをしたいと思います。（発言する者あり）

**○教育長（坂元裕人）** そもそも、この垂水高校の支援につきましては、いわゆる垂水高校の存続に特化した支援だったということでスタートしたわけで、それから非常に時間も経過する中で、今、池之上議員が御指摘のような声も出てきているんじゃないかなと思います。

しかしながら、スタートはそういうことであつたということと、そしてまた、課長のほうから先ほど説明があつたことにつきましては、私はいわゆる直接の支援と、そういう間接の支援の2つがあるのじゃないかなというふうにしてあります。

1つは、いわゆる垂水高校に通う子供たちが直接補助等でもらう支援ですね、そして市外に通う子供たちも、やはり先ほど課長のほうで出たような、垂水高校、地元にあつてやっぱりよかったと言える時期が来るでしょうし、そこで頑張っている子供たちがいるならば、やっぱりそれも心の支えになっていくのかな、それを間接的な支援というふうにして私は自分なりに整理しているところなんですけれども、そういうことで、8割の子供たちには心の中でエールを送りながらも、まずは垂水市の、いわゆる垂水高校の存続のほうに力を入れていきたいなと思って

いるところでございます。

**○池之上誠議員** はい、よくわかりました。当分は存続のためにという設置目的のために頑張っていられると思いますけれども、8割の子供たちは自分たちで、無償化になればある程度親の負担も減りますけれども、経済的な面も1つありますね。例えば、経済的にも無償化になれば減る。そして後の面も活性化の面についたら、なくなればなくなるでしょうけれども、やはり子供がそこから自由に羽ばたいていくけれども、垂水の子供たちには半分出るよ。どこでも行きなさい、半分出るよちゅうのはまた違った子供ができるかもしれない。そういう展望もやっぱり含めていきながら、存続のためにやるのはいいんでしょうけれども、10年先、15年先を見ながら考えていられるのもありじゃないかなと思いますので、その辺はまた検討いただきたいというふうに思っております。

この点については終わりたいと思います。

続きまして、南の拠点ですが、また時間大分減ってまいりました。議論できる内容であるというふうにおっしゃいましたけれども、私ども本会議の冒頭で、基本設計と実施設計のことで話をしましたけれども、本当にこの事業提案をされたとき、施設整備に4億3,000万というのを聞きました。そしてまた、この図面ですね、別図1でもらった図面ですけれども、立派な図面ができています。我々の認識の中じゃあこういうのは基本計画だと、基本設計だと思っているんですけども、これを元にして見積もりをされて事業提案をされたと思っているんですけども、話をしていく中で、若干違うのかなというふうに思ってしまう。

その辺の認識のずれというような課長、説明できますか。

**○企画政策課長（角野 毅）** 基本設計ではないかということでございますけれども、基本設計はあくまでも契約が成立した後に出される図

面だと考えておりますので、現状では基本計画、基本構想の類いに至るものであるというふうに認識しております。

**○池之上誠議員** 基本構想の中身だということで、そういう中の基本構想というところで6億近い事業費をかけて我々に提案をされているわけですが、本当にこう何か、中身を聞きたいけど、わからないなあというところなんです。この辺については総務文教委員会に付託をされておりますので、その中でいろんな資料を提供してもらってもいいし、言えばまた、ちゃんとそういう事業主に、事業本体の人たちに来てもらって説明してもらっていいだろうし、何かやっぱこう説明を、疑問が晴れるような、私一人かもしれないかもしれませんが、疑問をもっているのはね。だからそういうのがちゃんと説明できて、ぱーんとかうござすよと議案が納得できる上で議案を採決をできたらいいいと思っておりますので、そのあたりについてはよろしく願いをお願いします。

次にですね、未取得の部分が三筆あるというところで、この件に、推測で言いますので、実際どことどこというのは言えないかもしれないけど、非常に大きな民間整備エリアの土地だろうというふうに私は思っているわけです。そうした場合に、景観上も非常にこの南の拠点を境するような、本当にこう重要な位置の土地が断念せざるを得ない状況に今はあるという中で、本当にこう平面計画と、今先ほどエリア外として申請変更していると言いますけれども、これについてはいろんな施設、B棟を含めた施設、トイレ含めた施設、そういうところも全体計画として平面計画を見直す必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、これは私の意見ですから、なければなけれでいいです。その辺についてはどう思われますか。

**○企画政策課長（角野 毅）** 配置計画の見直しが必要ではないかということでございます。

それについてお答えいたします。

用地取得が困難となりました三筆を計画エリア外としましたことから、一部配置計画の設計変更がございました。変更内容でございますが、エリア外となった三筆は、当初グランピングエリア及び子供広場エリアの一部として整備する計画でございましたが、グランピングエリアは南の拠点エリア外の隣接地で再検討することといたしまして、子供広場エリアはエリア南側へ配置をする設計変更を行っているところでございます。

**○池之上誠議員** であれば、当然そういうところもこの契約を含めた中で、全体的な南の拠点づくりというところでやっぱり議会にも説明が、そういう計画変更しているのであれば議会にも一般質問でなくてもあるべきじゃないかなと思いますが、これはもう答弁いりません。そういうふうに私は思います。それが協力してつくっていくのにつながるんじゃないかなというふうには思っておりますので、お考えをいただきたいなというふうに思います。

続きましてですね、その土地開発公社です。国と市と民間とというふうに資金の回収を考えているというところでございまして、ちょうどこの国交省が取得するのが決定したのが、6月23日の6月議会の一番最終日です。最終日に、最終日上程されて、最終日に採決したんですけども、私から言わせてもらえれば、どたばたの中で決まってしまったなというふうには思っております。結構大きな問題で、ですけども、私はそのときにも駐車場というのはあくまでも国交省が整備をするんでしょと、だからその部分は先行投資をしてあとは国交省が買うんでしょ、整備するんでしょと聞いたら、「です」というような意見を言われた。私はずっとそのことを、土地開発公社が先行投資だからいいんじゃないのという思いでやったんですけども、その辺が若干違ってるなと思ってるんです。

それであれば、もしそうでなければ駐車場部分も市が買って整備をしてということで、市の持ち出しが非常に大きくなってしまおうと。最初のころ、南の拠点をつくる時のコンセプトといいますか、市からはあんまり持ち出さないようにやりますというところで、この広大な浜平の地域を南の拠点として整備をしていきますということをおっしゃったんですけども、だんだん市の持ち出しが多くなっていくんじゃないかという懸念を持っておりますけれども、その点についてはどうですか。最初の我々に説明したところからだんだん市の持ち出しがなし崩し的に大きくなっているような気もするんですけど、どうでしょうか。

**○企画政策課長（角野 毅）** 駐車場整備の方向性につきましては、議会のほうでも説明をしております。国の駐車場整備につきましては、簡易パーキングとしての整備、道路事業としての整備となりますことから、全エリアについては国交省の用地取得ということではなく、国が整備する道路、駐車場としての整備エリアの数字的なもので決定されるということでございました。ただし、そのエリアにつきましては、道路の導線でございますとか、バス停の設置でございますとかいう部分で、なるべく広いエリアを国に購入していただけるように交渉を続けながら整備をし、先ほどの答弁でございました台数分を確保するような方向性で調整を進めているところでございますので、当初全体を、駐車場を国のほうの整備ということでございましたけれども、それにつきましては、早い時点できちんと国で整備をしていくというふうにはお伝えをしてきているところでございます。

**○池之上誠議員** そのお伝えをしたのが、私は聞き逃したんだと思いますが、本当につい最近まで先行投資をして、国がその部分はするんだよというところで思っておりましたので、「え、え、え」というところがまた出てきてしまった

もんですから、聞いたところですが、いずれにしてもこの駐車場というところは普通何も生産性がない、そりゃあ車はいっぱい停まればいいかもしれないけど、生産性はないところ。例えば塩漬けですよね、もう。買ったはいいけど駐車場のために市がその土地をすると。民間エリアとかB棟とか、そういう建物があって目的があって整備をするから別にいいんだろうけども、やっぱり駐車場というのは何も生まないんじゃないのかなというふうに思うわけです。

だから、例えば計画変更、今修正していると申しますが、できればこの全体を考えて駐車場をもうちょっとコンパクトにするとか、その大きな台数を得なくてもいいからもうちょっと小さくして民間エリアを広げるとか、あるいは公園とかその辺もまたこっちの北側のほうですね、に持ってこないといけないでしょうからその辺についてもまた広げていくとか、できるだけであれば駐車場を少なくして塩漬けでもない土地を造成していくということも考えられるんじゃないかと思うんですけれども、このことについては課長に言っても、政策ですから市長なんでしょうけれども、要は9月議会でも課長の答弁の中で市長が8月オープン指示されておりますと、だから我々事務方はそれに向かって一生懸命やっておりますということを言われました。その中で市長、今私が言いましたけれども、どういうふうに思われますか見解をお願いします。

**○市長（尾脇雅弥）** 今の御質問でございます駐車場を見直すことで市の投資が少なくなり、有効活用ができるということの御指摘だろうというふうに思います。現在、整備を進めている道の駅は、道の駅としての認定を受けるために必要な機能について国と協議を今、進めているところでございます。駐車場整備につきましては、国整備部分と市整備部分があることについては、ただいまの説明で御理解をいただけたと

いうふうに思いますけれども、市整備部分につきましては、設備用車の駐車場としての機能のほかに、防災対策の一環として災害時の救急や救援や、支援基地等の機能を発揮させるためのオープンスペースとしての確保も必要であるというふうに考えております。

議員御提案のそこを見直しをして、商業スペースを増やすというのも一つのお考えだというふうに思いますし、理解をするところでありますけれども、全体広域的なスペースの中で、いろんな方が来られるときには、やっぱりそれなりの大きな駐車場スペースというのは必要だというふうに思う観点から、算出したところでございます。

また同時に、市民生活を守って、地域経済の拠点となるという目的から現行案を進めていきたいと考えておるところでございます。

**○池之上誠議員** ありがとうございます。

質問としては以上のような感じでしたが、もうちょっと時間がありますので、これは通告をしております。打ち合わせはしておりますので。ことしの流行語大賞というのがありました。そのことで、考えているのは何かということでお聞きをしたいんですけれども、せっかくひな壇に課長さん方が座っておられますので、目と目が合った方を御指名したいと思います。皆さん目を避けていますが、会計課長、どうですか。答えられますか。ことしの流行語大賞です。

**○会計課長（川畑千歳）** 二つほどあったかと記憶をしております。

一つは「付度」でなかったかと思えます。もう一つが「インスタ映え」でしょうか。

**○池之上誠議員** 「付度」と「インスタ映え」、言わなくてもテレビでいろいろとニュースになったりそういうところでございます。しっかりと今度の契約問題もしかり、大きな問題でございますので、しっかりと説明責任をいただきたいと思えます。

以上で、ちょっと長くなりましたが、「ちん」の前に終わりたいと思います。

○議長（池山節夫） 次に、持留良一議員の発言を許可します。

〔持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 それでは、質問に入りたいと思います。

12月議会は来年度を展望しながら議論していくことが求められていると思います。私もこの時期、市民の命と暮らしを永劫守る立場で次年度の予算編成に当たっての申し入れも行っていきます。来年度は国民にとって特に命と生活にかかわる社会保障が医療、介護を中心に全分野で国民負担の給付削減が打ち出されています。これらの改悪を許さない取り組みと、市や市民の暮らしを守る砦としての役割及び責任がさらに強く求められています。その立場がしっかりと発揮されることを求めて質問に入っていきます。

最初の質問は、請願と議決、それを受けての市の対応についての質問です。

請願が採択されたことは政治的に大きな意味があると考えます。御存じのとおり、請願は憲法第16条に規定された国民の権利として公の機関に対して要望を述べる行為です。また、法律ではその処理の経過とその結果の報告を請求することができますと規定されています。議会としても請願の実現のために努力をしていくことが責務ですが、市長及び執行部機関は、議会の意思を尊重し、誠意をもって措置し、議会からのその処理の経過と結果報告、請求されているときは報告しなければならないとなっています。請願は執行機関に送付されたと認識していますが、これに当たっての採択された2つの請願について質問いたします。

1つは、小中学校給食費の負担軽減に取り組む自治体が増えてきていますが、理由として、子育て支援、定住しやすい環境づくりに加え、給食を教育の一環として捉え、食育の推進を挙

げる自治体が増えています。どのような見解かお聞かせください。

2点目は、国民健康保険税の値上げをしないよう求める請願について、どのような受け止めを、どのような形で議論されたのか伺います。来年度も引き続き国保保険税の軽減のための法定外繰り入れを行い、国保税値上げを回避することが求められていると考えます。国保法に規定されているように、国保は社会保障制度であり、国保・都道府県下その方向であればあるほど、国の責任は重たく、自治体としても制度を支える義務があります。そのためには、払える国保税、保険証1枚でいつでも誰でも必要な医療が受けられる保証をすることが市の責任として必要ですが、見解をお聞かせください。

次の質問は、南の拠点事業に関して契約等の締結について伺います。

いよいよ、南の拠点事業問題も議会としての最終判断をすることになりました。そこで一つ、契約書を審査するに当たり、資料等の提供は十分だったと考えておられるのか、市長の見解を伺います。私は契約書を審査する前段として事業の採算性や安定性を担保するために、事業計画や事業見通し、見積もりなど提出してほしいことをこの間要望してまいりました。市民の間からもこんにちの情勢や立地条件等から、事業が成り立つのかと疑問を出されています。

この点の調査なくして契約書の議論は成り立たないものです。そんな中、9月議会でも私の質問に対して市長は、提出される旨の回答をされましたが、未だに提出されていません。市長は、審査に十分な資料は提供されていると判断されているのか伺います。

2点目は、銀行とのダイレクトアグリーメントなど、交渉しない前提にしている契約にはどのようなものがあるのか伺います。

次に、道の駅交流施設指定管理者の問題について、今問われている公の施設のあり方と、官

製ワーキングプアをつくらないために、生活で  
きる賃金と人間らしく働くことのできるため、  
何が必要なのかを質問したいと思います。ひと  
つは指定管理者の評価、いわゆるモニタリング  
をどのように実施しているのか。さらに、専門  
的見地を有する外部有識者の導入は図られてい  
るのか伺います。

次に、労働法の遵守、雇用、労働条件への配  
慮規定の記載は、選定時に示されているか、協  
定等に記載はされているか、公募の要件の一つ  
として労働者の賃金単価基準を設定する必要が  
あると考えますが、見解を伺います。

これらを実現するためにも選定委員会に社会  
保険労務士と労働組合関係者を選出することが  
不可欠だと考えますが、考えをお聞かせくだ  
さい。

次に、介護問題について質問いたします。

来年度、第7期の事業がスタートします。大  
きな問題は介護保険料の問題です。保険料の負  
担が高齢者の生活に大きな影響を与えています。  
それは、全国的には高齢者の3人に2人が住民  
非課税で貧困率27%に達し、高齢者のいる世帯  
の4分の1以上が自主的に生活保護基準以下の  
生活を送っていることとなります。

本市の高齢者の生活費がもっと深刻だと思  
います。この実態からも65歳以上の介護保険料  
の負担が生活圧迫の大きな要因になっているのは  
明白だと考えます。

そこで1つ、数字を収納、収納率と滞納者数  
はどうなっているか。

2点目、差し押さえをすると罰則の適用はど  
うか。

3点目、制度発足時の保険料と第6期の保険  
料の差はどうか。

4点目、この間の年金水準は物価指数マイナ  
ス4.7%という目減りになっていますがどうい  
う認識か。

5番目、介護保険料は低年金、無年金、低収

入者の高齢者の負担能力を超えている現状があ  
ります。ゆえに、保険料の引き下げ、据え置き  
は高齢者の生活と命、暮らしを守るためにも不  
可欠だと考えます。基金等を活用して保険料の  
引き下げ、据え置き等をする必要がありますが  
考えをお聞かせください。

最後に、安心して子育てができる、そして全  
ての国民は貧富の差にかかわらず、また疾患  
の別なく希望ある社会を実現していくというの  
が政治の責務であり、そのために努力していく  
ことが一層求められています。このような観点  
から次の点について質問いたします。

1点目はゼロ歳児への子育て支援の問題です。  
日本では子供の子育てへの社会的サポートは極  
めて、際立って弱く、働くことと、子供たちを  
産み育てることの矛盾が広がり、出産、子育て  
が困難な国になっていると指摘されています。  
それをカバーするように自治体は頑張っている  
のが現状です。そこで、子育て支援の経済的に  
軽減する取り組みでゼロ歳児おむつ支援の取  
組みについて。新生児にかかわる費用はどのぐ  
らいか。鹿屋市の事例はどうなっているか。経  
済的支援で安心して子育てできる環境を整える  
ためにも検討の必要性があるか、見解を伺いま  
す。また、地方交付税は新生児1人当たりどの  
ぐらいの額になるのかお聞かせください。

2点目は障害者の福祉向上と経済的負担の軽  
減を図るために在宅人工呼吸療法または、在宅  
酸素療法、両者の経済的支援の検討を求めたい  
と思います。在宅酸素療法とは、慢性的な呼吸  
不全などの患者が家に設置した酸素濃縮装置や  
酸素ボンベを使って行います。先般、在宅酸素  
療法者から国民年金での生活で7,000円もの電  
気代を払うのは大変だ。止めると命の保証はな  
い。他の生活費を減らして電気代を払っている。  
このような人たちもいるんだということで市長  
に支援を求めてほしい、要望してほしいという  
ことが訴えられました。そこで、1点目は在宅

人工呼吸療法または在宅酸素療法者の数を把握されているのか。要望等はないのか。2点目、人工呼吸酸素濃縮器使用電気料は月どのぐらいか。3点目、鹿児島市の助成内容と検討の必要性について見解を伺います。

不十分な点については再質問をしていきたいと思います。

○学校教育課長（下江嘉誉） 持留議員の小中学校給食費の負担軽減についての御質問にお答えいたします。

現在、本市の学校給食につきましては、小学生が月額4,000円で年間4万4,000円。中学生が月額4,750円で年間5万2,250円であり、全額を食材費に充てております。過去5年間の給食費の平均納入率は99.5%で、保護者からの給食費納入によって円滑に給食が提供できているものと感謝しております。

議員御質問の請願を受けまして、どのような議論がなされたのかということにつきましては、県下の他市町村の状況や、補助をする場合に必要となる経費等について再度検討をしているところでございます。

平成29年度、全ての児童生徒の給食費を全額補助している市町村が県下で4市町村あり、一部補助をしている市町村もございました。また、就学援助制度における学校給食費の支給割合につきましては、本市では平成28年度から70%を80%に10%引き上げましたが、県下では100%支給の市町村が13市町村ございます。さらに多子世帯の場合、無償及び一部補助を検討しているところもあるようでございます。

なお、本市におきましてはブリやカンパチ等の地元食材の補助を行っておりますが、他市町村におきましても食材等を指定して補助を行っているところもございます。

次に、給食費の無償化または一部補助を行う場合に必要な経費でございますが、完全無償化を実施するとなりますと、29年度現在で年間約

4,100万円が必要となります。教育委員会といたしましては、子供たちに生涯にわたり、健全な心と体を培い、豊かな人間性を育むために学校給食はただ単に食の提供をするだけでなく、健全な食生活を実践することを学習させる「食育」という観点からも大変重要であると考えております。

また、垂水の豊かな食材を積極的に活用した献立を提供するという地産地消の取り組みにつきましても同様に大事なことであると認識しております。

持留議員御指摘の第3回市議会で、学校給食の負担軽減を求める請願書が採択されましたことを受け、今後とも就学援助等との関係を合わせながら、どのような軽減策が実現できるのか、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市民課長（和泉洋一） 国民健康保険税の値上げをしないよう求める請願の受け止め方と考え方についての御質問にお答えいたします。

平成30年4月から始まります国保制度改革は、都道府県と市町村が共同で国保を運営する仕組みにし、将来にわたって持続可能な国民皆保険制度を確立することを目的に行われる改革でございます。新たな国保制度の財政運営については、県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保治療費納付金や標準保険料率を決定する役割を担います。一方市町村は、県が示す標準保険料率を参考に税率を決定し、国民健康保険税の賦課徴収を行い、県に国保事業費納付金を納付する役割がでございます。

県と市町村のそれぞれの役割を踏まえ、事業の広域化や効率的な事業運営を推進できるよう、県内の統一的な国民健康保険の運営方針ととして、鹿児島県健康保険運営方針を本年11月に県が策定しております。この国保運営方針の中に規定されている赤字解消削減に向けた取り組み

としまして、平成30年度決算で解消・削減すべき赤字が発生した市町村であって、平成32年度においても赤字の解消・削減が見込まれない市町村は、平成31年度中におおむね5年度以内の財政健全化計画を作成して、赤字解消に努めることとされております。

本市は、平成24年度以降連続して法定外繰り入れを行い、赤字補填を行っておりますので、このまま税率改定を実施せずに平成32年度までに赤字解消ができなければ、この健全化計画を作成し、段階的に税率改定を行い、法定外繰り入れを解消していくこととなります。

平成34年度以降は県内統一して国保運営方針に沿った事業運営を行うことや、本市全体の財政運営への影響などを考慮すると、現状では段階的な国保税率の引き上げは避けられないと想定しております。

しかしながら、議員御指摘のように急激な税率の引き上げは被保険者へ大きな影響を及ぼしますので、赤字解消のための法定外繰り入れの取り扱いにつきましては、国保事業運営に係る諮問機関でございます垂水市国保運営協議会の御意見なども参考にした上で慎重に検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

**○企画政策課長（角野 毅）** 契約書を審査するに当たり資料の提供は十分と考えているかにつきましてお答えをいたします。

これまで南の拠点整備事業は、施設整備についてPFI事業という事業の特殊性もありましたことから、議員の皆様にはPFI事業の説明会をはじめ、特定事業や優先事業者選定、さらに事業者の提案内容など必要な情報提供に努めてまいりました。現在、優先事業者と仮契約を締結している状況でございますが、これを本契約として効力を有するための手続きといたしまして、本議会におきまして議員の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例

に基づきまして、議案として提案をいたしております。

議案につきましては、これまでの議案と同様に契約書の写しを添付し、お諮りしておりますが、今後、委員会等の審議におきまして審議に必要な資料の提供等を求められました場合は、適切に対応を行いたいと考えております。

続きまして、銀行等ダイレクトアグリーメントなど公表しないで締結している契約はどのようなものがあるのかにつきましてお答えをいたします。PFI事業に関する事業契約以外の契約締結状況でございますが、覚書が1件ございます。この覚書ですが、収益サービス事業者と収益サービス事業の実施に関する事項を定めるもので、事業契約書別紙10覚書に様式がございますことから、内容についてはこの契約書で御確認いただけるものと思っております。

なお、議員から御指摘のありました銀行とのダイレクトアグリーメント、直接協定と呼ばれるものでございますが、これについては本契約締結後の手続きとなりますので、議会での議決後、速やかに締結に向けた手続きを取りたいと考えております。

以上でございます。

**○水産商工観光課長（森山博之）** 持留議員の御質問にお答えをいたします。

指定管理者の評価についてでございますが、指定管理者から年度ごとの実績報告はいただいておりますが、評価については実施をいたしておりません。

平成27年総務省は、公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果を公表し、その中で指定管理者の評価について実施している施設は指定管理者施設7万6,788施設中5万8,945施設で76.8%でございます。そのうち、外部有識者等の視点を導入している施設は、2万221施設26.4%となっております。公の施設とは、住民の福祉を増進する目的を持ってその

利用に供する施設であり、指定管理者制度はその公の施設を地方公共団体が指定する指定管理者に管理を行わせる制度でございます。

今日の多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図る目的でありますことから、これを達成するために指定管理者の評価、公表については必要性を感じておりますので、他市町村の状況を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、労働法令の遵守、雇用・労働条件への配慮、規定の記載は、選定時に示されているのか。また、協定等に記載はされているのかとの御質問でございますが、指定管理者が労働法令を遵守することは当然のことであり、また、選定時には募集要項におきまして適正な労働条件が確保されるかの審査基準以外にも、施設運営に適した職員の配置や、積極的な障害者の雇用、さらには現在勤務している職員の採用に十分な配慮がなされているかなどの労働者側に立った基準も設けております。

基本協定書におきましても、募集要項等及び提案書に従いまして本業務を実施することが求められており、確実に履行されるよう取り組んでまいります。

また、公募要件に賃金単価基準を設定し、選定委員に社会保険労務士、労働組合関係者の参画をとることでございますが、確かに労働法制に精通しておられる方の意見や判断は必要であると思われまします。しかしながら、垂水市道の駅交流施設指定管理者募集要項並びに候補者選定委員会設置要綱を改正する必要がありますことから、今後調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○保健課長（鹿屋 勉） 介護保険料についての御質問にお答えいたします。

まず、介護保険料の普通徴収の収納率と滞納

者数でございますが、平成28年度決算における現年度分介護保険料徴収率は、99.1%でございました。そのうち、普通徴収分の徴収率は90.2%で、滞納者数は132名でございました。

次に、差し押さえの数と罰則の適用についてでございますが、差し押さえにつきましては、介護保険料のみで判断するものではございませんが、平成28年度で38人ございました。

それから、罰則でございますが、介護保険としては罰則ではなく給付制限の措置でございます。保険料を1年以上滞納すると、介護サービスを利用するとき、償還払いとなります。費用の全金額が一旦本人負担となり、後日申請により保険給付分が支給されるものです。保険料を1年6カ月以上滞納すると、保険給付の一時差し止めとなります。費用を全額払っていただき、完納されるまで申請しても保険給付が支払われません。なお、引き続き滞納が続く場合、差し止められている保険給付額から滞納保険料額に充てることもあります。2年以上滞納すると介護サービスを利用するとき本人負担が3割になり、高額介護サービス等の支給も受けられなくなります。ただし、現在これらの措置の適用を受けるサービス利用者は本市にはいらっしゃいません。

次に、制度発足時の保険料と第6期の保険料の差でございますが、第1期の標準介護保険料が3,000円。第6期の標準介護保険料が5,100円。差額は2,100円でございます。この増額の理由としましては、制度の定着や高齢化の進展による介護給付費の増加と、介護保険制度による第1号被保険者負担割合の増が主なものでございます。

また、年金支給額につきましては、議員御指摘のとおりでございます。平成29年4月分から物価変動率をもとに改定されることとなり、平成28年の全国消費者物価指数が前年を0.1%下回ることから、平成28年度の年金額を0.1%

引き下げる改定が行われております。

次に、介護保険料の引き下げ、据え置き対策として基金の活用をとの御質問でございますが、介護サービスの財源は第6期の割合で言いますと、介護給付費総額の50%を国、県、市が負担し、28%を2号被保険者、22%を65歳以上の1号被保険者が負担する仕組みとなっております。

なお、介護保険料は3年間の介護保険事業計画期間ごとに見直すことになっておりまして、計画期間中の介護保険給付費及び地域支援事業費が幾ら必要となるかによって決定するものでございます。

本年度は、第6期介護保険事業計画の最終年度に当たり、現在次期計画を策定中でございますが、保険料額についても試算を重ねておりますが、制度上既に1号被保険者の負担割合の引き上げが決定しており、ある程度の保険料値上げをお願いしなければならない見込みとなっております。

議員御指摘の介護保険準備基金でございますが、平成29年度末の残高見込みは1億2,165万円でございます。この基金の本来の目的は、介護給付費の想定外の増大に備えるためでございますが、これまでも基金の一部を繰り入れることにより、介護保険料の値上げ額を抑制しておりますので、第7期につきましてもこれまでと同様基金の一部繰り入れにより、介護保険料の上昇を抑える方向で検討しております。

なお、次期計画に限らず後年度における急激な負担増を抑制するためにも、ある程度の基金の保有は不可欠と考えておりますことから、基金の全額繰り入れは検討しておりません。

以上でございます。

**○福祉課長（保久上光昭）** それでは、ゼロ歳児おむつの検討についての御質問にお答えをいたします。まず、新生児に係る費用はどれぐらいかとの御質問ですが、議員からもございますように、紙おむつか布おむつかなど、その種類

やメーカーでも違いますことから、一概には申せませんが、いろいろと調べてみますと一般的な紙おむつで1月当たり平均5,000円ほどのようでございます。

次に、鹿屋市の事例についての御質問でございますが、鹿屋市は「鹿屋市かわいい孫への贈り物事業」としまして、今年度より乳児の紙おむつ購入費用の一部を助成する事業を実施しております。助成内容ですが、乳児の保護者に対して紙おむつの購入助成券を交付するもので、1枚1,000円の助成券を12枚、すなわち1万2,000円分の助成券を交付するものでございます。

次に、これらを踏まえまして、子育て支援策の経済的支援として検討の必要性があるのではないかとの御質問ですが、垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランにおいて、出産・子育て環境の充実が重点項目として位置づけており、子育て世帯の経済的な負担軽減を図り、産み育てやすい環境づくりを進めるよう定めているところでございます。

また、垂水市子供子育て支援事業計画の中間見直しに関連し、本年8月から9月にかけて、市内の全保育園・幼稚園の園児の保護者及び全小学校児童の保護者に対し、アンケート調査を行いました。その寄せられた子育てに関する負担軽減についての意見の中に、おむつの補助制度創設要望もございました。現在、本市では鹿児島大学病院副院長であります大石充教授にスーパーバイザーに御就任いただいたのを機に、これまで以上に健康長寿と子育て支援に力を入れております。このようなことから、子育て世代のニーズに応える形での新たな負担軽減策の検討に既に入っているところでございます。その負担軽減策については、購入しようとする育児助成金額はもちろんのこと、対象品目を紙おむつに限らず、育児全般に係る用品、例えば紙おむつ関連用品、授乳関連用品、離乳食関

連用品にまで拡大できないかなど、本市独自の方策を検討しているところでございます。

なお、具体的な助成内容、助成金額等につきましては、これからの検討協議等を踏まえまして、費用対効果を検証しつつ、実施の可否について判断していくことになるものと考えております。

次に、地方交付税は新生児1人当たりどれぐらいの額になるかとの御質問ですが、普通交付税につきましては各行政項目に設けられた人口や面積等の測定単位を用いて、基準財政需要額を算定し、基準財政収入額を差し引き算定するものでございます。高齢者保健福祉費においては、65歳以上、75歳以上の人口を測定単位として用いるものとなっておりますが、新生児については特段測定単位の定めがございません。また、子育て支援等に関する基準財政需要額の算定に係る測定単位は人口となっておりますので、新生児というくくりではなく、人口に含めた形での算定となります。

以上でございます。

続きまして、在宅人工呼吸療法、また在宅酸素療法者への経済的支援の検討についての御質問にお答えをいたします。

まず、在宅人工呼吸療法または在宅酸素療法者の数を把握しているかとの御質問ですが、当該治療を行う可能性が高い呼吸器障害による身体障害者手帳の所持者22人の把握はいたしております。ただし、在宅人工呼吸療法や在宅酸素療法は医師の診断により診療開始されるため、手帳の所持者でも入院等により在宅呼吸療法等を受けていない方や、手帳を所持せず在宅人工呼吸療法等を受ける方もおられますことから、在宅人工呼吸療法者等についての把握は難しい状況にあります。

また、その方々から経済的支援等の要望等はないかとの御質問ですが、手帳所持者で重度心身障害者医療費助成制度利用者の中にも該当す

る方がいらっしゃいますが、今のところ窓口等でこの件についての要望等を受けたことはございません。

次に、人工呼吸器酸素濃縮器使用による電気料は月どれぐらいかとの御質問ですが、これも調べてみましたところ、最も電気代がかかるのは酸素濃縮器を使用する場合で、その酸素の量にもよりますが、月平均1,000円から3,000円程度の電気代がかかるようでございます。

次に、既に助成事業を実施しております鹿児島市の助成内容についてでございますが、確認いたしましたところ平成13年度から人工呼吸器または酸素濃縮器の使用に係る電気料金の一部助成を行っており、助成金額は2,000円となっております。助成対象者については、在宅で常時人工呼吸器または酸素濃縮器を使用している方、身体障害者手帳所持者で呼吸器障害の1級または3級の方。非課税世帯の方のこれら全ての要件に当てはまることと規定されておまして、対象者の把握が困難なこともありまして、助成申請の案内については呼吸器障害による障害者手帳の新規交付の際に行っているとのことでございます。

なお、事業実績につきましては平成28年度で113の方が助成を受けておられるとのことでございます。

次に、本市も検討の必要性があるのではないかとの御質問ですが、県内では鹿児島市と奄美市の2市が助成事業を実施しておるようでございますが、まずは在宅人工呼吸療法者等の実態把握に努め、近隣他市の取り組み状況等も参考にしつつ調査研究に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。（発言する者あり）

**○持留良一議員** それでは、続けていきたいというふうに思います。まず、再質問をして、1問1答でお願いしたいというふうに思います。

学校給食費の問題、今後検討もしていくと、

調査研究も行いながら検討も重ねていくということでした。先ほど言われたとおり、非常にこの給食費の問題、重要視されて、特に食の関係、食育はなかなか具体的な中身として動いてきてない部分もあるかと思いますが、やっぱりそうやってきたとき、この教育の一環であるようになってきたとき、基本である国がこれ無償にしていくというのが本来の、私はあり方だろうかと、いわゆる義務教育はこれを無償とするというそういう前提に立って教育、徳育、食育、体育ということがやっぱり構成されて初めて全面的な発達に寄与するというふうに思うんです。だからそういう意味でやっぱり子供たちの子育てしやすい環境、また経済的な支援として何よりもそれを支える給食という部分が非常に重要なときになってきていて、やっぱりこの問題をどういう形で議論していくかということは非常に重要な観点だなと思いますので、これはもう先ほど言われたとおり、軽減の検討も含めてさまざま検討していくということでありましたので、今後さらにその点についても検討を重ねていっていただきたいというふうに思います。

この点についてはそのことで終わりたいというふうに思います。

国保税の問題なんですけども、非常に今、市民の皆さんも重要な関心があって、何よりも最大のポイントは都道府県化することによって、今まで構造的な問題、脆弱な財政的な問題、さまざまな問題を解決していくんだと、だから当然、国保税の値上げというのは都道府県化によって解消されていくんだと、もしくは抑えられていくんだというのが多くの市民の認識だというふうに思います。

そうやってきたときに、先ほど段階的な値上げも検討しなきゃいけないんだと、慎重に検討していくというふうに言われたんですけども、やはり第一義的には国が責任を持ってこの問題

の財政的な保障もしていかなきゃいけないんですが、それを支える自治体が、じゃあどうあるべきかということが改めてこの問題で問われていると思うんです。そういう意味ではこの間市も大変努力をされて、ここ数年間法定外繰り入れも行ってこられたわけですけども、要は、私が訴えたいのはこれ以上の市民の負担をさせないと、私が言っているとおり、本当保険証1枚で誰もが必要な安心して医療を受けられる。払える国保税にする。このことが最大の目的であり、今その関係で一般会計から繰り入れをしないとなかなかそうならない。

それは、市長も認めたとおり、はるかに支払能力を超えているんだという認識がもうされたと思いますので、ぜひそういう観点に立って、先ほど言いました慎重に検討していくことはしていくんだと、そういう立場でやっていくんだということを市長のほうで確認できるかどうか。この点再度、請願を受けての形での答弁をお願いします。

**○市長（尾脇雅弥）** 国保税の税率改定の考え方についての御質問にお答えをいたします。

先ほど課長が答弁をいたしましたとおり、新たな国保制度では市町村は県が示す標準保険料率を参考に税率を決定し、国民健康保険税の賦課徴収を行い、県に事業費納付金を納付することになりますので、今後医療費適正化等に努めても、段階的な国保税率の引き上げは避けられないものと考えております。

しかしながら、最終的な税率はそれぞれの市町村の権限において決定をいたしますので、一般会計のほかの事業への影響なども考慮の上で、法定外繰り入れのあり方を検討し、特に平成30年度の制度スタート時における被保険者の負担増には十分配慮していきたいというふうに配慮、考えているところでございます。

**○持留良一議員** ぜひそういう立場で取り組んでいただきたいというふうに思います。市民の

皆さん、大変そのことに対して関心もあり、なおかつ期待をされているんだということと、やっぱりそのことによって自分たちの生活、命が守れなくなるということ、最大懸念されておりますので、ぜひそういう立場でこの問題は取り組んでいただきたいと思います。

次に、南の拠点資料の問題なんですけど、先ほど回答があって、今後委員会等でも必要があれば資料は提供していくということに言われたんですが、問題は、もっとなぜこれが早い段階で資料の提供というのがなされなかったのがというのが、私非常に今の時点でも疑問なんです。

例えばこの宇治川の一つの事例があるんですけども、この問題で大きな問題は、いわゆる先ほどから出た観光客の動向の問題で、非常に、余りにも過大な内容であるんじゃないかという議論になって、それが大きな争点になって結局このPFI事業は2回ほど破談になったという、そういう経過もあります。

それと、総務省のPFI関係の調査の中でも、管理者が設定業者の過大な事業予測や選定業者との契約に適切に対応しなかったことを気にして公共サービスの提供が中断したとかいう、こういう事例もあるんです。要はこの中にある需要予測の問題。それからあと、「タラソ福岡」御存じだと思うんですけども、この検証委員会ではどんなことを議論したかということ、結果として需要リスクの管理について、官民の無責任な体制があったというふうなことも指摘をされてます。

要は私たち、この問題をいわゆる契約を、この前からこの問題言っていますけれども、まだ段階にいわゆる需要見通しだとか、そういうことを通しての経営の安定性、これ重要な私たちの論点、契約を審査するに当たっての最大の論点になっていくということも訴えてきました。そしてなおかつ、事業計画、見積もり等もないと、果たしてそれがどう私たちが見て評価でき

るかどうかということがあると思うんです。

副市長にお聞きしますけども、副市長は道の駅の指定管理の委員長もされている。そしてこのPFIのほうもされていると思うんですが、この一連の中でこの事業計画か収支計画書というのは出されたでしょうか。道の駅のほうはどうだったでしょうか。

**○副市長（長濱重光）** 道の駅につきましても収支見通し等は出されておりますし、そのようなことも伺っております。

以上でございます。

**○持留良一議員** 私も委員だったんですけども、当然やっぱりそのことがないと、じゃあどういう、今後3年間計画をもってやっていくのか。じゃあその収支見通しはどうかということがないと判断ができない問題もあるんです、事業計画も含めてですけども。

当然この南の拠点事業というのは、そういうところが今までなかった。じゃあ、なぜなかったのかということ、私はちゃんと前回も、国のほうもそういうことをまず実施する前の検討の段階で出してと、きちっと議論しなさい。これは選定段階においてもそのことを議論しなさいということ、これを国のほうも指し示してたと。その背景には先ほども言ったように、事業リスクが狂って、結果として施設が破綻とか、中断とかいうことが起きると。それはなぜかということ、事業見通しの甘さの問題。そのことによって、経営の安定性、継続性、これが確保できないということがあったわけです。

先ほど、ちょっと事例を紹介しましたが、そういうことによって一つの計画がいったん中止になったということもあるわけなんです。

だから私たちが最大、今のこの段階というよりももっと早い段階で、例えばもう選定されたその段階でそういうあたりもきちっと提案されて、そうすると議論もさらに一層活発な、多面的な議論ができたと思うんです。それは議決事

項じゃありませんので、一つの議論をする資料として、私たちがこの最終的な南の拠点を考える上で、契約の段階の前でそのことが可能だったと思いますが、市長にお聞きしますけれども、市長は十分な資料提供が議会に提出されたと思われませんか。

**○市長（尾脇雅弥）** 持留議員の御質問でございますけれども、契約書を審査するに当たりまして、資料の提供は十分と考えているかについてお答えをいたします。

これまで南の拠点事業は、施設整備についてPFI事業という事業の特殊性もあったことから、議員の皆様にはPFI事業の説明会をはじめ、特定事業や優先事業者選定、さらに事業者の提案内容など、必要な情報の提供に努めてまいりました。現在、優先事業者と仮契約を締結している状況でございますが、これを本契約として効力を有するための手続きとして、議会において、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づきまして、議案として提案しております。議案については、これまでの議案と同様に契約書の写しを添付しお諮りをしてしておりますが、今後、委員会等での審議において、審議に必要な資料の提供等も求められた場合は、さらに適切に対応を行ってまいりたいと考えております。

**○持留良一議員** 私たちは議会基本条例をつくりました。その中で、第9条に議案及び説明資料というもの掲げています。議会に重要な議案、計画等政策、施策、事業等を提出しようとする者は次に掲げる事項を説明するよう添付しなければならないということも掲げているわけなんですよ。だから、そういう意味で本当に、私たちが今この段階で果たして、先ほど池之上議員も言われましたけれども、判断に苦しむと。本当にそれだけに必要な資料が出されたのか。見積もり、事業計画書それから需要見通し等々です、本当に私たちが判断するこの契約は妥当

だというその前に、この事業の計画そのものがどうなんだということがわからないと。果たしてこれで本当に審議に耐え得る中身なのかどうなのか。そのことによって市民に逆にマイナスなことにならないのかどうなのかということもあると思うんです。最終的にはやはり私たちが、議会が責任を負うものがあるわけですから、採択をしたという重みが。そうなってきたときにやっぱりそれに応え得るような資料の提供、提出をしなきゃならない。これも最大理事者側の責任だというふうに思います。

そういうことでは先ほど課長が言われたとおり出しますということをおっしゃったので、私たちは何が必要なかということを整理して提出いたしますので、ぜひそれについては資料です、ね、明らかにしていただきたいと、その確認だけとりたいと思います。

**○企画政策課長（角野 毅）** 答弁したとおりお出しいたしますので、必要な書類につきましては御提示をいただければと思います。

**○持留良一議員** ダイレクトアグリーメント、この議会後、締結後にそれをやっていくということだったんですが、私ちょっと気になる場所がありまして、例えば市長と議会がこの事業はもう中止を決定しますと言ったときに、銀行はこの問題ではどう対応していくんでしょうか。

議会と市長がもうこの事業はやめると、もうやめないと大変だとなったときに、このダイレクトアグリーメントやっている中には直接協定の締結をしたときに銀行はどういうふうな対応をするんですか。それは、こっちの意向を尊重するのか。それともちょっと待てと、銀行も言い分があるというふうなことになるのか。この辺について。

**○企画政策課長（角野 毅）** あくまでも議決によって事業として出されない限りは、そこら辺につきましては、優先するものはこの議決だと考えております。

**○持留良一議員** 私の聞いたところですね、銀行の存続の意向が尊重されなければならない、そういう内容もあるんだということもお聞きをしています。だからこそ、この契約というのは非常に重要な中身を持ってきている。いわゆる銀行の意向なしには、幾ら議会や理事長が決めたとしても、議会が決めたとしても、その問題については銀行の意見が尊重されるんだということが言われております。これはぜひ、確認をしといていただきたいというふうに思います。

**○企画政策課長（角野 毅）** 先ほどから申し出ておりますが、議決後に初めて締結するものでございますので、今言われる、議決しなかったときの場合にはこのことの締結というのはいり得ないということでございますので、言われている意味はわかりますけれども、そのようなことではないというふうに回答を確認しております。

ただ、そういう認識を持てという御意見でございますので、そこについては十分に確認していきます。

**○持留良一議員** そういうことです。そういうこともあり得るんだということをぜひ、これ第三セクターと違った形のPFI事業になっていきますので、このあたりが大変重要な点になってきますので、ぜひこの点についてはお願いしたいというふうに思います。

道の駅の問題について移りますが、さまざま、今後取り組む意向も示されていますし、まず、公募要件の一つとして労働者の賃金単価を設定するというのもぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。先ほど、公の施設の自主事業と委託事業の明確な区分の定めはあるのかということの関係をちょっと忘れたんですけども、このことについてちょっと回答をしていただきたいと思います。

**○水産商工観光課長（森山博之）** それでは、持留議員の公の施設の運営の自主事業と委託事業の明確な区分の定めはあるのかとの御質問に

お答えをいたします。

自主事業につきましては、基本協定書に本業務の範囲外の業務として、指定管理者は施設の施設目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により自主事業を実施することができるものとされております。また、自主事業を実施する場合には、市に対して業務計画書を提出し、事前に市の承諾を受けなくてはならない旨を記載をしております。この場合において、市と指定管理者は必要に応じて協議を行うこととしております。

このように自主事業が実施するに当たりましては、常に市との協議が必要とされており、両者が合意して実施が可能となるよう定められております。

このようなことから、指定管理者に対し、協定書の内容を十二分に踏まえた取り組みがなされるよう求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○持留良一議員** この問題、大変重要な点がありまして、全国的にもいわゆる施設を活用したオプション事業で自分のところの利益を生み出すということがあり、まさにこれ公の施設を利用してのとありますので、どこかでやっぱりきちっとこの問題というのは検討、いわばチェック事項に入っていかなきゃいけないと思いますので、ぜひそのあたりについては取り組んでいただきたいと思います。また、審査事項のその他の事項の中にもきちっと書かれておりますので、ぜひこれは協定書の中で結んでいただきたいというふうに思います。

あと、大事な問題、先ほど言いましたとおり働く人たちの問題があるわけなんです。この問題で、国のほうも1回、指定管理者の運用についてということを出してしまして、この6番目に適切な配慮がされるようにと、いわゆる雇用、労働条件、労働法の遵守等含めて配慮がされるようにということが書いてある。そうやってき

たときに、その配慮が具体的でなければいけないと思うんです。私は以前にも指定管理者の実施要項留意事項ということで帯広市の事例を参考に出させていただきました。ぜひ、これは先ほど言いました単価の問題も書いてありますので、あの時点で止まっていると思いませんので、ぜひ検討事項として、何よりも市がつくる公の施設で官製ワーキングプアをつくらないと、つくり出さないということは、最大の皆さんのこの点での問題だろうと思いますので、ぜひその点については取り組んでいただきたいというふうに思います。

ちなみに、働く貧困層は約年収200万以下ですけれども、この4年連続1,100万人を超えているんです。そうなってきたときにやっぱり私たちはどこでそれをしっかり止めていくのか。また、公の施設として、行政の責任・役割は何なのかということ、ぜひこの点できちっとこういう体系及び文章化できるようにぜひ取り組んでいただきたいと思いますがどうでしょうか。

**○水産商工観光課長（森山博之）** 内容につきましては、議員御指摘のとおりだと思います。他市町村のそういった事例等も踏まえ、今後検討していきたいと思います。

以上です。

**○持留良一議員** ぜひ、検討じゃなくてつくる方向でやっていただきたいというふうに。ここで働く人たちを守るのは、本当に私たちは市の、行政の立場でしか検討ができませんのでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に——あと何分ありますか。（発言する者あり）あと10分。

介護保険の問題に移っていききたいというふうに。先ほどいろいろ言われまして、132人の方が滞納していると、差し押さえ、罰則適用はゼロで差し押さえ38人ということが出てまいりました。1号保険者の値上げの方向がどうも見えてきたということと、一部の基金の繰り入れで

抑制は図っていききたいというようなことを言われたんですが、確かにこの問題で考えなきゃならないのは、もう高齢者の、はるかに負担能力を超えた形になっている。

先ほど言いましたとおり、約当初よりも1.7倍なんです。保険料が1.7倍に平均でなっていると。一方では年金は削減と。じゃあこの中で高齢者はどこをどんな形で負担していくのかわなってきた。特に普通徴収者の方々というのはもう限られているわけです。そうなってきたときにやっぱりこの保険料をどう抑えていくのか。このことは最大の眼目になっていくと思うんですが、ぜひこの問題ではもう少し努力をしていただいて、可能な限り保険料の値上げを抑えていくという方向でそのことを取り組んでいく意思があるのかどうなのか、再度確認したいと思います。

**○保健課長（鹿屋 勉）** 先ほど、ある程度の値上げをお願いするというのを申し上げました。介護保険料というのは、先ほども申し上げたとおり、50%を国、県、市、あとの残りを第1号被保険者と第2号被保険者に負担していただくという社会保険制度になっております。やはり、保険料というのが3年間に……。

**○持留良一議員** あるのか、ないのかだけでいい。

確認はするのかもしれないのだけで。さっき確認をしましたので。その点についてどうなのかということ。だから市長でもいいんですよ、政策判断だから。

**○議長（池山節夫）** 課長座って。

**○市長（尾脇雅弥）** 今、お話があったような状況でございますので、高齢化がますます進んでいく中で、給付が増えていきますから、もちろん覚悟を持ってやりますけれども、一方で今垂水市が取り組んでおります鹿児島大学の医学部の大石先生との健康長寿ということで、予防にも力を入れていくと。

先だって行われました11月20、21、22。そして12月2、3で、市内で3カ所5日間行われた中で、多くの高齢者の方に御参加をいただいて、1人当たり2時間ぐらいのチェックをさせていただいたんですけども、細部にわたっているんなチェックをしていただいて、大変御負担もあつたんですけども結果的に後のアンケートをとりますと94%の人が大変満足をしたということですので、この予防のほうにも本格的に力を入れていくということが給付費の削減にもつながっていくという考え方で進めてまいりたいということです。

**○持留良一議員** 確かにそのことも重要な観点である。しかし、当面の問題としてじゃあどうするかということで、前も聞いたことがあるんですけど、全国の保険料、独自の減免やっているのは、平成14年度段階ですけども588と。その中でもさまざま自治体が工夫をしているんです。所得が2または3段階の人を1段階に落として負担の軽減を図るとか、さまざまことを全国で、都城市もそのことを取り組んでいます。6つの条件が必要で、所得・収入が少ない人たちの負担軽減ということで、そういう人たちが対象であつたら2または3の人たちを所得1の段階に引き下げると、そんな形で住民の皆様の生活を守ることがあります。

ぜひ、この点についての調査研究もしていただきたいと思うんですが、この点についてはどうでしょうか。独自の軽減策です。

**○市長（尾脇雅弥）** 基本的にはルールに従つてということでありましてけれども、その中でもおっしゃつたとおり生活を守るという観点もありますので、その範囲内でしっかりと対応できるものは対応していきたいと考えております。

**○持留良一議員** 全国でも400、500近い、600近い自治体が独自の軽減策を、さまざまな工夫をしながらやっている。要するにみんなで支えながら社会保障としての制度をきちっと維持発

展さしていく。何よりも大事なのはやっぱり、皆さんがゆとり、持続可能な制度としてやっていくということだろうというふうに思います。

あと何分ありますか。（「5分」と呼ぶ者あり）

じゃあ、おむつの問題は私も再質問の中で、おむつだけじゃなくて粉ミルクとか、その点についてもぜひ取り組んでいただきたいなと思っております。この点で、非常に学べるところがありまして、東近江市はこの中に見守り活動も取り入れているんです。やはり宅配をしていると。ここでは今、高齢者のおむつを宅配をしていますよね、一部。ああいう形で見守りも、先ほど子育て支援の関係でいろいろ言われていたと思うんですけども、こういう中でもこういう見守り活動も取り組みながらやっているということもあります。ぜひこれ、参考にしながら多様な中身で、ぜひ保護者の方々を、子育て支援に取り組んでいただきたいと思っております。

最後は、在宅人工、この問題なんですけども、実態が本当に把握しにくいんですか。それとも把握できないんですか。

**○福祉課長（保久上光昭）** 先ほど答弁の中で申し上げましたように、在宅の方ということになりますと、病氣的に入退院を繰り返す方もいらっしゃるわけですので、そういう意味では手帳も持ってらっしゃる方もあれば、いらっしゃらない方もあるということで、その辺は非常に難しい部分があるようであります。

**○持留良一議員** 私は行政には、色んな組織があると思うんです。保健師さんもいらっしゃいます。民生委員さんもいらっしゃいます。民生委員さんて、本当に細かに回っていらっしゃって、誰がどういう状況だということを、ここで連携していけばそのあたりの状況というのは十分把握できると思うんですが、そういうことは不可能なんですか。それとも、今までそういう問題意識がなかったのかどうなのか、この点に

ついて。

○福祉課長（保久上光昭） 今、議員のほうからもありました。そのような方法に加えて、近隣の市でどのような把握の仕方をしているのかもまた参考にしていきながら、より確実な把握の方法はないか、検討してまいりたいと思います。

○持留良一議員 わたしはこの実態というのは何かということ、ある意味この問題に突きつけられていると思うんです。いわゆる申請すればそれで済むとか、役所に来れば済むとかという問題ではないだろうと思うんですね。

やはり本当に行政が福祉の心があるのであれば、そういうことをじゃあどうして把握しているのかとか、こういう人たちが苦しんでいる、こういう人たちが問題を抱えている。じゃあ、どこで救済できるのか、救済できなければ何ができるのか。市長がよく言われているとおり、何ができるのかということをよく、口を酸っぱく職員の皆さんにも言われていると思うんですが、そういうやっぱり視点がないとこの問題の把握はできないと思うんです。

以前私はじん肺の問題も取り上げたとき、本当にその担当課は全く知られませんでした。どれぐらいいらっしゃるのか。じん肺とは何なのかということも言われていました。だから、そういう意味ではもっと行政は目の届くところがいっぱいあると思うんです。じゃあそれは何なのかというと、先ほど言ったみたいな行政が組織をフル活動してそれを把握することは、本当に不可能じゃないと思うんです。そして何よりも重要なのは、そういう中でどういう人たちが苦しんでいるのか。どういう救済の手ができるのかということなんです。

この私に声を掛けられた方は年金で、先ほど1,000円から3,000円って言われましたけど、月々の電気代は7,000円だって言われるんです。年金が4万5,000円です。そうするともう、そ

れだけ払うと、約、相当なパーセントでその問題がそっちのほうに行ってしまうと。そうやってきたらどこをじゃあ逆に生活を詰めるかということになっていくと思うんです。

だからそういうことの対応として市は、きちっとそういう把握をしながらできる救済。1人であろうがきちっとそこには手を差し伸べていく。それが行政の仕事じゃないでしょうか。市長、どうでしょうか。最後の見解をお聞きして私の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 基本的な考え方は同じでございます。

○持留良一議員 非常に残念であります。終わります。

○議長（池山節夫） 本日は以上で終了します。

△日程報告

○議長（池山節夫） 次は、明日午前9時30分から本会議を開き、一般質問を続行します。

△散 会

○議長（池山節夫） 本日はこれにて散会します。

午後4時54分散会



平成 2 9 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日



本会議第3号（12月13日）（水曜）

出席議員 13名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠		

欠席議員 1名

14番 川畑三郎

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱重光	農林課長	二川隆志
総務課長	中谷大潤	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	角野 毅	水産商工	森山博之
財政課長	野妻正美	観光課長	
税務課長	楠木雅己	土木課長	宮迫章二
市民課長	和泉洋一	水道課長	萩原竹和
併任		会計課長	川畑千歳
選挙管理		消防長	後迫浩一郎
委員会		教育長	坂元裕人
事務局長		教育総務課長	池松 烈
保健課長	鹿屋 勉	学校教育課長	下江嘉誉
福祉課長	保久上光昭	社会教育課長	野嶋正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	野村宏治
		書記	瀬脇 恵寿

平成29年12月13日午前9時30分開議

△開 議

○議長（池山節夫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（池山節夫） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行します。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、1番、村山芳秀議員の質問を許可します。

〔村山芳秀議員登壇〕

○村山芳秀議員 おはようございます。1年のたつのは早いもので、昨年の未曾有の台風16号の災害から1年3カ月がたち、まだまだ爪跡が残っておりますが、市民生活に落ち着きを取り戻した感がございます。

昨日から活発な議論が続いておりますが、通告書に従って質問をいたしますので、明快な御答弁をお願いいたします。

1点目が、今回、契約議案として出されている南の拠点整備事業についてです。

まず、議案訂正と事業推進体制についてでございます。

今議会の初日に、一部内容の削除の申し出がございました。8月に基本協定を締結後、双方弁護士同士で協議し、事業内容を盛り込んだ契約となるよう進めてきて、先月の15日に仮契約となったということでございましたが、議案発送後、第100条の仮契約のただし書きの部分の削除ができていなかったということで、この部分を削除したいという内容でございました。

1点目の質問ですが、今回出された議案は、

仮契約書といっても、これを議会で審議するものですから、議決後はすぐに本契約となります。11月15日に最終合意があった時点では、削除される部分が記載されたまま、双方の印鑑が押されたということでございます。どうして削除に至らず、そのまま議案として提出されたのか伺います。

また、議案の一部となる仮契約書の写しは、総務課のほうのチェックは受けていなかったのかお伺いいたします。

事業推進体制についてでございますが、先月から、この南の拠点事業の担当者の交代がございました。今回の訂正の件もそうですが、南の拠点整備事業に対する事業推進体制ができていいのかということでございます。

川尻議員も、初日の全協の議案説明の中で、マンパワーの不足を指摘されておりましたが、これだけの事業で推進体制が今のままの体制でいいのかということでございます。

過去、本市にとりましても、大きな事業を進める場合は、係もしくは室を設けて推進体制を図ってきました。垂水中央病院建設や老健施設コスモス苑の建設の対策室にしてみせり、垂水港の新しい港をつくる振興対策係、道の駅たるみずの地域おこし係、道の駅係など、数年規模で事業推進を行ってきました。

今回の南の拠点整備事業、マリン施設や土地開発公社の今後の事業内容の展開を考えると、まだまだ今後行うべきことやクリアしなければならぬことが非常に多いと思われまふ。遅きに失したことはございませぬ。道の駅係など、新設は考えられないのか、市長にお伺いいたします。

次に、事業計画の見通しについては、昨日の川越議員や池之上議員の回答でも、大まかな計画概要はわかりませぬでした。持留議員が指摘されたように、資料提供が十分なのか、甚だ疑問でございます。

契約書には、総合企業体グループの建物建設及び維持管理等に関する事項、工程日程等は記載されておりますが、全体の需要ニーズや建物の大きさの根拠となる指数等は示されておられません。覚書に記載されております株式会社垂水未来創造商社がどれほどの売り上げ、収益、今後の15年間でどのように事業展開されていくのか、議会に明らかにされておられません。議案審議に必要な根拠となる事業計画の概要が賛否の判断となっていくと思われまます。

昨日、企画政策課長の答弁で、資料の提出をしていきたいということでしたが、どの程度の資料提出を考えていらっしゃるかお尋ねします。

国土交通省の道の駅の部分については、進捗については、川越議員への答弁で大まかな部分は了解をいたしました。

マリンスポーツ施設の事業展開についての進捗状況についてお伺いします。

今のところ、鹿屋体育大学等と連携してマリンスポーツの拠点をつくり、ビジネスモデルを構築していくとのことですが、具体的な進捗状況をお伺いします。特にオープン後の体制についてお伺いします。

次に、民間活力エリアの進捗状況ですが、賃貸もしくは売買によって、土地開発公社の収入を図っていくということですが、どのように計画が進んでいるのか。計画では、垂水未来創造商社がコーディネートして、加工室や民間の店舗展開、特に温泉施設等の計画等についてもあるようですが、この辺がどのように進んでいるのかお尋ねをいたします。

あと、海岸整備部門、県の魅力ある観光地づくり事業の関係も、進捗状況がわかれば教えてくださいたいと思います。

次に、今回の議案にもなっております第5次垂水市総合計画基本構想（案）についてです。

昨年12月の補正で、策定支援業務の委託費が計上されて以来、1年間でまとめ上げられたも

のです。高校生や一般の公開講座や中学生のアンケート等を経て、審議会でもまとめられました。コンサルを使わずに、市民と職員との手で行った4次計画には及びませんが、コンパクトにまとめ上げられてはおります。4次計画は、そのプロセスにも意義があつて、非常にたくさんの労力、住民説明会など、要した時間も多くて、いわば住民が学びのための総合計画であったとも言えました。

ただ、人口設定については、御承知のとおり、1万8,000という現状との大きな開きがあつたことも否めません。今回取りまとめた案では、住民自らという部分は物足りなさを感じますが、中・高校生の意見を取り入れての将来像を強く感じるものとなっております。まずは、担当者の御労苦に対し、敬意を表するものでございます。

ただ、やはり人口減少と少子高齢化がもたらす影響は、今後の10年間にどれほどの計り知れないものがあるか、その怖さがあるのも現実にはございます。

企画政策課長にお尋ねします。平成20年代のこれまでの10年間と来年の平成30年、そして、新しい元号となる9年間の今後10年間の基本構想で、人口減少社会、超高齢化社会の中で垂水市において大きく変わった点、10年後のまちをどうつくっていくか、その違いをお聞かせください。

来年、市制施行60周年記念事業を迎えます。この記念事業についてお尋ねをします。

まずは、記念事業の骨格についてお尋ねします。

冠に「市制60周年記念」とつけて行う通常の催し物等については、省略しても結構です。総務課長にお尋ねします。

次に、垂水市史等についての質問です。

今からちょうど半世紀、50年前に垂水市史の編さん作業が市制施行10周年の記念として始め

られました。当時の町田市長の時代に着手され、下巻の完成は10年後のちょうど市制施行20周年の昭和53年でございます。編集委員会の会長には町田市長、事務局長には当時の教育長である肥後教育長が、編集委員長に、永年大隅史談会の会長を務められた牛根麓辺田地区の永井彦熊さんが就任され、14人で構成された委員で着手をされております。それ以降、垂水市史の上巻については昭和47年に完成し、その後、20年ほど前の平成10年に改訂をされました。明治以降の記載がしてある下巻につきましては、40年前からそのままの状態でございます。

今回、60周年を機に、これらの再編集に着手すべきと考えますが、教育長、または、社会教育課長の御見解をお尋ねいたします。

これで、第1回目の質問を終わります。

**○企画政策課長（角野 毅）** おはようございます。

村山議員の御質問でございます。議案はどういう経緯で訂正となったのかにつきましてお答えをいたします。

契約書第100条第1項の一部削除を行った経過でございますが、11月22日、本市契約関連アドバイザー弁護士から、第100条第1項について、対象となる条項が存在しないことから、一部削除する必要があるとの連絡がございました。その後、双方の弁護士の間で確認をいただき、契約書の一部削除の手続を行ったものでございます。

以上でございます。

**○総務課長（中谷大潤）** 続きまして、議案第66号のチェックについてお答えいたします。

南の拠点整備事業に関する議案第66号につきましては、総務課で議案をチェックしましたが、議案の文章等に不適切な箇所は見当たらず、提出する書類もそろっておりましたので、議案としての提出に不備な点はないと判断して上程したところでございます。

それでは、続きまして、拠点整備係の設置についてお答えいたします。

本市は、平成16年の大隅中央法定合併協議会からの離脱を契機に、単独で自立した行政運営を行うため、それまでの行政改革を抜本的に見直し、新たに新行政改革大綱と財政改革プログラムを策定して行財政改革を断行することとし、平成17年度に垂水市新定員適正化計画を策定し、財政改革の大きな柱として、平成17年4月1日現在の職員数285人を10年間で50人削減する目標を掲げ、最終年の平成27年4月1日においては、計画どおりの50人を削減して、職員数235人の目標は達成いたしました。

この定員適正化計画を断行する過程において、国・県から委譲された事務事業は増加の一途をたどり、社会保障税番号、いわゆるマイナンバー制度の導入、ふるさと納税、地域包括ケアセンターの建設、地方創生を初め、各種事業に伴う事務量も増大して、一般事務職員にかかる負担が大きくなったところです。

企画政策課の体制としましては、平成28年度、ふるさと納税の業務を一部外部へ業務委託するなど、事務分掌の見直しと並行して、南の拠点整備事業に従事する職員を増員して体制を強化しております。

議員がかかわられた平成16年度の道の駅たるみず湯っ足り館建設時は、農林課の地域おこし係を道の駅係に改称し、農林水産省の補助金を利用した物販施設の建設並びに道の駅管理組合という運営企業体の創設など、道の駅業務のほか、地域特産品の振興開発、地域おこしに関する業務を担っておりました。

今回の南の拠点整備に関しましては、施設的设计・施工・運営を民間活力で賄うPFI事業制度の導入という初の試みであること、また、平成16年当時と比べて市の職員数が減少していることから、創設した新たな1つの係で担うより、担当課全体、担当職員全職員で取り組むほ

うが、より効率的な業務遂行が可能であると判断して、係を創設するまでに至っておりません。

国体など、長期にわたる業務が甚大と見込まれる場合は、国体準備係などを創設して対応しているところでございます。

職員数には限りがあるため、事務分掌の見直し、アウトソーシングを行いながら、効率的な業務遂行を目指していただきたいと考えているところです。

以上でございます。

**○企画政策課長（角野 毅）** 村山議員の御質問、事業計画の見直し、内容につきましてお答えいたします。

B棟施設の運営につきましては、9月開催をいたしました全員協議会で御説明をいたしましたが、事業計画といたしましては、6次産業化と観光振興を実現するための計画が提案されております。

収益サービスにつきましては、加工や販売に重きを置いた地元企業支援策の展開、具体的には、新商品開発や品質改善、試験販売、期間限定販売ができるチャレンジショップやキッチンスタジオのテナント経営となっております。

なお、ただ単にスペースを貸し出すだけでなく、運営する商社の機能でもある商品力の向上や販路拡大等の支援についても実施していくこととなっております。

また、委員会への資料の提出につきましては、委員会より提出すべき資料の指示をいただけることとございますことから、指示のある資料については提供していく方針でございます。

続きまして、マリンスポーツ施設等の進捗状況についてお答えをいたします。

海岸部の整備は、県の魅力ある観光地づくり事業を申請しており、本年度分については、遊歩道整備の設計及び整備を年度末までに行うこととございました。

マリン施設でございますけれども、建物の建

設工事は12月1日着工をされております。

なお、施設運営については、5月に、鹿屋体育大学内にマリンスポーツ施設検討協議会を設置しており、スポーツ振興策や安全管理等を含めた協議を継続しているところでございます。

民間開発エリアにつきましては、民間事業者による調査や検討が行われていると認識をしているところでございます。

続きまして、現総合計画・基本計画、構想との相違点ということでお答えをいたします。

現総合計画・基本計画との相違点ということとございますけれども、両計画におけるまちの将来像と総合計画の策定過程の違いについて御説明をしたいと思います。

総合計画とは、将来のまちを見通しつつ、時代の変化や課題に的確に対応していくためのまちづくり指針となる本市の最上位計画として位置づけるものとなっております。

第4次総合計画策定時点では、市町村合併問題が落ちつき、市民との共生・協働がテーマとなった時代でありました。現在は、人口減少社会への対応のための地方創生が大きなテーマとなっております。このように、総合計画は、時代の変化に対応した計画と言えられると思われま

す。今後も、地域住民自らが願う地域づくりのための地域振興計画に基づくまちづくりを進めていく必要があることから、第5次総合計画基本構想（案）では、まちの将来像を「九つの彩り豊かに健やかな人を育む垂水」といたしました。これは、地域住民がまちづくりの主役となり、地域間や世代間の垣根を越えた助け合い、支え合いの心を育みながら、市内9地区それぞれの地域の特性を生かしたまちづくりを彩りとして表現したものでございます。

また、歴史・文化、農林水産物の食材などの豊富な地域資源を市民、地域、事業者、行政等によってさらに掘り起こし、磨き、積極的に活用しながら、まちを発展させていくという思い

も込めているところでございます。

次に、総合計画策定過程における2つの相違点を御説明させていただきます。

1つ目は、本市の総合計画策定過程において、他市にない特徴でございます公開講座の成熟度に違いがございます。

第4次総合計画策定時の公開講座では、市民と職員が対等に話し合う場をつくる、いわゆる市民参画機会の拡大が狙いでありました。

一方、今回は、市民と職員の学びの機会というよりも、公開講座における議論の中身を総合計画に反映することを目標とした設定いたしました。

この議論のテーマでございますが、市民満足度調査から確認ができました市民ニーズが高い医療・介護体制の充実、働く環境の充実、子育て支援策の3つの政策分野に特化させたことで、市民ニーズの高い政策の議論が反映された総合計画基本構想（案）となったのではと考えております。

2つ目の相違点が、若い世代のまちづくりに対する意見を計画に反映できた点でございます。

本市における人口減少、少子高齢化が進んでいるという現状から、若い世代の意見を計画に反映させることが必要と考え、市内唯一の高等学校である垂水高等学校の生徒を対象とした公開講座の開催と中学生向けまちづくりアンケートを実施し、計画に反映をいたしました。

特に、高校生向け講座では、若い世代のまちづくりに対する思いや考えといったことが市として確認できただけではなく、生徒自身、垂水のことを考えるきっかけとなる大変貴重な機会ではなかったかと考えております。

以上でございます。

**○総務課長（中谷大潤）** 市制60周年記念事業の骨格についてお答えいたします。

垂水市は、平成30年10月をもって市制60周年を迎えます。この記念すべき年に実施する各種

の記念事業及び記念行事の準備を円滑に行うため、市長を委員長、副市長を副委員長とし、関係課長で構成する記念事業準備委員会を7月に設置して、記念式典や例年実施している既存事業、60周年限定の特別事業、職員から募集した企画について協議を重ねております。

現在のところ、記念事業として、式典及び市民表彰、記念講演の開催、テレビ公開番組として「開運なんでも鑑定団」の7月収録が内定し、NHKの全国放送公開番組の収録についても申請中であります。

また、MBCラジオ公開番組の収録についても打診があり、和太鼓を中心とした和楽エンターテインメント集団「和楽団ジャパンマーベラス」の9月公演、瀬戸口藤吉翁ふるさとコンサートは海上自衛隊東京音楽隊の出演が決定しております。

道の駅創業祭、カンパチ祭り、ふれあいフェスタ、秋の産業祭、千本イチョウ祭りなどの関連事業につきましては、主催、共催、協賛、後援事業の基準を明確にして、主催及び共催を記念事業として、協賛及び後援を応援事業としての位置づけを行い、多くの市民が参加できるように、内容の充実に努め、市制60周年という節目の年を盛り上げていきたいと考えております。

以上でございます。

**○社会教育課長（野嶋正人）** おはようございます。村山議員の市史の再編等についての御質問にお答えいたします。

まず、垂水市史は上下2巻になっておりまして、明治以前のことについて記された上巻と明治以降のことについて記された下巻がございまして、上巻につきましては、発行から約23年後の平成10年に残部数が少なくなったことから、時代考証で欠如していた原始時代や中世史部分の追加や誤字修正等を行った上で、上巻の増補改訂版を発行した経緯がございます。

現在におきましては、上巻・下巻とも残部数

に余裕があり、誤字等の修正や追加脚注が必要な事項は、随時、説明要旨を添付することで対応しており、市民の方々等に御利用いただいているところでございます。

また、昭和55年から市史発行後の歴史資料として価値の高い事柄につきましては、垂水市史料集として、平成18年までに18冊の史料集が刊行されており、市史の内容を補完し、充実させるものとして貴重であり、御活用いただいております。

このように、垂水市史料集も整備してきましたことから、確かに、市史の下巻の発行から約30年が経過し、上巻の改訂版の発行から約20年が経過しておりますが、歴史関係者や市民の方からは、市史の再編や新たな史料集作成の要望は現在ございません。

しかしながら、最近において、垂水島津家墓所発掘調査等による埋蔵文化財の発見や歴史資料の寄贈等もございます。

さらに、文化財保護審議委員からの研究報告や垂水市史談会、市内の郷土史研究会と各種研究団体より、新たな史料の発見や文化財についての報告もいただいております。

これを受けまして、社会教育課では、それぞれの新たな成果等をたるみず移動考古展や、市立図書館で昨年から実施しております11月の文化財保護強調週間に合わせた1カ月間にわたる垂水市文化財特別展示等で公開しておりますが、将来的には、まとまった形で記録・編さんする機会が必要だと考えております。

ただし、市史につきましては、市史編さん委員会により、10年の歳月をかけて発行されました。また、史料集につきましても、市史編さん事業の一環として長い期間をかけて刊行されております。これまでの市史及び史料集が内容的に大変史料的価値が高いものであることに鑑みて、今後の市史の再編及び史料集の編集については、十分な準備期間を置いて臨むべきものと

考えております。

以上を踏まえまして、御質問いただきました垂水市史の再編等につきましては、まずは、文化財保護審議会等で学識経験者の皆様に意見を伺い、将来的な取り組みについて検討していきたいと考えております。

以上でございます。（「発行から30年じゃなくて40年」と呼ぶ者あり）

ごめんなさい、40年でした。

**○村山芳秀議員** それでは、一問一答方式でお願いいたします。

まず、議案訂正と事業推進体制のところなんですが、仮契約書の中身の部分ですけど、何度読み返しても、全てを理解するという、理解しがたい部分もございます。

しかしながら、これは、当局と契約先の企業体グループ、それから株式会社垂水未来創造商社との信頼関係によるところも大きいわけですので、議会としては、その仮契約書は双方覚書を含めて、条項どおりに、今後15年間にわたって履行され得るものなのかどうかということをしてできるだけ細やかにチェックするわけでありまして、内容についてもできるだけして、それを賛否をするわけでございます。

今回、仮契約書の訂正を冒頭にされたわけなんですけど、まさに、第100条は議会の議決事項等のもととなるところの条項でございます。また、削除された57条に至っては、収益サービス企業についての条項を定めたところで、これもまた重要な項目の1つでございます。

第100条のただし書きを削除しなければならぬことを気づいたのが11月22日ということでもございましたが、当然何の御連絡もいただかないまま、また、仮契約書のこの写しの差し替えないまま、議会初日を迎えた次第でございます。

初日のやりとりは、きのうの池之上議員との中でもありましたけど、なぜ、このような重要

な訂正を、わかった時点で、最終仮契約書の差しかえですということで、議案を差しかえていただければ、何ら問題はなかったんですけど、今、引っ張っているちゅうのがもう不思議でありません。

誤字や脱字の部類であればここまでは言いませんけど、契約内容が議会の議決に関する事項であって、ましてや、仮契約書の写しの差しかえ分については当然行われるべきであり、課長さん方の手元に持っていらっしゃるのは、メール等で削除、修正されるだけで十分ですけど、市議会それからマスコミ関係に配布する分を含め、それから、決裁議案として総務課が保管するもの等30部ほどつくれば、すぐ済んだことじゃなかったかどうかと思っております。

議会に対して、初日の訂正で済むと判断したのは、どうしても議会をチェック機関としての重さを見ていないのではないかと、そう思われても仕方がないと思います。削除ミスがわかった時点で、削除する部分を二重線でも引いて、相手方の訂正印したものが最終契約書であるわけですので、それを、我々は、最終契約書という最後の契約書をまだいただいておりません。

市長も、こちらの議員の立場であれば、そう思いませんか。市長、どうでしょうか。

**○市長（尾脇雅弥）** 初日に、川尻議員からもそういう御指摘がありました。そのことに関してはおわびを申し上げたところでございます。

**○村山芳秀議員** おわびじゃなくて、そう思いませんか。議案が誤字・脱字であれば、我々もそう思うんです。内容が、100条、57条というところにつながっていく。その差しかえが14部刷って配る、半日で済むことです、わかった時点で。保管用とか配るものが初日にあれるわけです。そこをどう思うかちゅうことです。

**○市長（尾脇雅弥）** それに関しては、これまで担当課長が答弁したとおりでございます。

**○村山芳秀議員** これは、やっぱり、私もそち

ら側の立場におりましたので、ここの、やっぱり重要性というのは十分僕は理解ができると思うんです。こういうことが、この南の拠点、一時が万事に通じるというか、そういうことになっていくわけです。

議案が議決になっても、総務課として、議決議案を綴じる際も、今の議案を、訂正以前のものであるわけです、今の状態では、それは使えないわけです。

やはり、その事業推進体制に、本当に問題があるのではという部分も、今、先ほどそういう推進体制をつくっているんだと。人員も削減して、そういう状況にはならないと。お1人の担当者に仕事上の比重、ストレスが過重にきているのではないかというようなことです。総務課長が、今、先ほどは理由に上げましたけど、再びこういう交代劇が起こらないとも限りません。

先ほどありましたように、私も振興対策係とか地域おこし係、道の駅係、そういう1人係長体制、2人、3人という業務の煩雑さの部分で経験をいたしましたけど、確かに、企画政策課には、それ相当の人員が配置もされておるようですが、チームでやる大切さもわかりますけど、プロジェクトの場合、責任を分担するというのも大切ではないでしょうか。

このことが、やはり長時間労働であったりとか、やっぱり一定程度のサービス残業といえますか、私も現役時代、保健福祉課などで、今もそうですけど、7時ごろまで残って残務整理やパソコン整理をするというのが、もう当たり前のようにございました。

市長にお尋ねしますけど、今後も今の体制で行かれるのか、南の拠点事業の関連がマリン施設の今後の運営や土地開発公社の売買、それから、賃貸の一部の事業推進が一段落するまで、新たに係または室を設けて、人を設けて、その推進体制を確立するというお考えはないか、再度お伺いします。

○市長（尾脇雅弥） 南の拠点事業に関しては、本当に大きなプロジェクトであって、人的なもの、仕事の量もかなり精神的にも大きい影響があったというふうに思っております。

ただ、この12月議会に、今、御提案をしていただいている部分というのが一つの大きなボリュームの部分でもありますので。ただ、委員会の中で、川尻委員から指摘があった人の問題とか役割分担の問題も今後検討していかなければいけない課題でもありますので、そのことは、再度いろんな角度から検討して、全体的なことと踏まえて協議をしていきたいというふうに思っております。

○村山芳秀議員 ぜひ、事業推進体制をつくって見直しを行っていくということを、これは要望しておきます。

事業計画の見通しですけど、今後運営主体となる株式会社垂水未来創造商社が商品開発や販路拡大をプロデュースする地域経済の司令塔の役割を持つということですが、これまでのところ、関係者からの具体的な計画が明らかになっておりません。

今後ということですけど、その実態もわからずに、市議会が建物運営に関する議案だけを通すということは、やはり不親切であって、徹底した審議が必要なのではないのでしょうか。

仮契約書、覚書書にある株式会社垂水未来創造商社の具体的な事業計画の見通しについての内容を、この商社自身が議会に対して説明をするということは、市長はお考えでないのか、ここをちょっとお伺いします。

○企画政策課長（角野 毅） 垂水未来創造商社としての運営のあり方についてということですが、先ほど委員会の資料でということがございましたけれど、そのような要望があれば、ぜひ、お伝え願えればと思います。

ただし、非常に急な要望になりますので、商社としての体制が緊急に委員会に間に合うよう

であれば対応したいと思います。そのような要望があればということでお受けいたしておきます。

○村山芳秀議員 商工、管理運営が予定されているこの垂水未来創造商社ですけど、昨年の7月に設立されたばかりで、現在、ふるさと納税のコールセンター業務、これも委託をされて行っております。この商社の業務の内容については深くは知りませんが、これから年末に向かうふるさと納税が本当、多重に増えてまいります。

今後、南の拠点事業に関する事務などもどうなっていくのか。市が行うところ、商社が行うところ、今のままの体制でいいのか疑問を感じるところもございます。

これは、質問外かもしれないんですが、委託先ちゅうのは、商工会とかそういうところは考えられなかったのか、この辺も私は思うところがございます。

マリンスポーツに行きます。

マリンスポーツの事業展開、垂水市土地開発公社が取得する民間開発エリアの具体性に乏しい気がいたしております。マリンスポーツに関しては、私も市民スポーツ係時代に、旧垂水南中学校があったところで、シーカヤック大会、2回担当したことがございます。10年ほど前です。

当時は、鹿屋体育大学の海洋スポーツセンター、それから、国立少年自然の家、南中や柘原スポーツクラブなど関係団体が集まって、海上保安部の許可をとりながら、安全性や自然条件等を考慮して実施をしておりました。これは1日だけのイベントということで、通年型のビジネスモデルとなり得るのか大変危惧をしているところです。

新城の国立少年自然の家の海浜活動施設、専門性の高い職員がいらっしゃいますが、少年自然の家の稼働率を参考にまで申し上げますと、

これ、11月から4月は閉じております。5月から10月までの半年間で、昨年度が47日間、1,996人の利用者、ことしが54日間、2,060人、2,000人前後の方々が利用されております。いずれも教育研修や一般の方々の利用者でございます。

地域振興計画の中では、来年度240人、平成31年度には960人ほどの利用者を見込み、教育旅行を受け入れ、それぞれ5校、10校と見込んでおられます。

現在、考えていらっしゃるのが、こうした教育的要素を含んだものなのですが、指導者の雇用、民間事業者の運営、マリンスポーツ人口、海の持つ危険性、浜平海岸の自然条件、いろいろ考慮した場合、オープンから三、四年で軌道に乗るか大変心配をされるところです。

多額の建設費に加えて、それに運営費をどうしていくのか、お考えがあれば、再度お聞かせいただきたいと思えます。ここの部分も、未来創造商社が委託先とか、そういうふうになっていくのか、運営はどうなのか、教えていただければと思えます。

民間活力エリアについては、とにかく具体案が示されないためにまだ議論ができないわけですが、造成工事を含めた販売価格、賃貸価格、具体的な計画案の提示を早急をお願いいたします。

**○企画政策課長（角野 毅）** マリン施設の運営は厳しいのではないかとということでございます。それについてお答えをいたします。

先般、鹿屋体育大学海洋スポーツセンター協力者会議が開催をされました。体育大学の教員や学生等の理解が進んでおり、先進事例等の紹介もいただいたところでございます。施設運営には、ビジネススキル、インストラクタースキルが求められますので、今後、マリンスポーツ施設検討協議会の検討結果で運営主体先が決まることとなると考えております。市や大学のバ

ックアップ策についても準備をしていく必要があると考えております。

以上でございます。

**○村山芳秀議員** 最後ですけど、市長、今回の南の拠点整備事業、市長の肝いりで始められておるわけなんですけど、本当にこう、急ぐべき事案なのかどうかというまちの声やら建設業者のお声もお聞きします。特に、昨年の台風災害があつて、復旧工事等にかかわっていらっしゃるわけなんですけど、緊急性という声がございます。

それから、10月以降の新聞等を見ても、やたら曾於市とか志布志、大崎の記事を目にしております。曾於市末吉町のほうにふるさと納税でグラウンドゴルフ場をつくったとか、大崎町がゴミリサイクル10年連続日本一とか、それから3年後の平成32年には、志布志まで高速道路が、東九州自動車道が開通するとか、国道220を取り巻く環境の変化を感じずにはられません。10月には、フェリーが25便に減便となりました。それから、桜島フェリーの乗降客数の減少などもニュース等で伝えられております。

きのう、市長は、専門家の意見では80万人来ていただけると答弁をされておりました。やはり、垂水港から鹿屋市に至る国道220号の将来性、特に、牛根にあります道の駅たるみずとの客層の違い、やはりそういうことを考えていけば、非常にこう心配される要因がございます。

市長、この「南の拠点整備事業」という名称なんですけども、そろそろもう変えてもいいのではないのでしょうか。浜平が南かというような議論もございますけども、もう道の駅の愛称とか、事業名ですので、仮称でも結構だと思います。やはり、どんどん、そういう、定着するようなお名前をもう出していいころと思っております。

さっき企画政策課長のほうでありましたけど、6次産業化とか、食品加工、そういう具体的な

雇用計画、そういうのもどうなっているのか、いつ、出されるようなことですが、これまでの経験から言いますと、やはり市役所の果たす役割というのは大変重要であり、当分は続くと思っております。ぜひ、情報公開とともに推進体制の見直し、それから、そういう資料提供をお願いしまして、この質問は終わります。

次の第5次総合計画の基本構想案についてです。

相違点を御説明いただきました。計画の最終年度と申しますと、2027年でございます。2027年と申しますと、今、ちょっとにぎわっていますけど、リニア中央新幹線の開業が予定をされております。品川と名古屋を40分で結ぶという超特急でございます。

今回の基本構想案ですが、「九つの彩り」という言葉がございます。各校区の特性を生かしたまちづくりには共感できるものが多くありますが、今まで地域づくりを振興計画でやってきた、それをよりきめ細やかに展開されるというふうに理解をしております。

市内の半分以上の人口を占める垂水校区につきましては、さらにきめ細かい展開が必要ではないかというふうに感じます。今回の基本構想の中で、目につく言葉が、「地域の宝物」とか、あと、「文化・伝統」という言葉でございます。10年後のまちづくりに人材育成に重点を置いて、誇りに思う心を育てるという姿勢、これはぜひ、次世代へ引き継げる施策を基本計画、実施計画の中に盛り込んでいただければと思います。

ただ、一方では、厳しい現実が待っているということも事実でございます。2025年、団塊の世代が後期高齢者を迎えて、今の本なんかの予想でも医療保険の破綻とか、医師不足とか、そういうのも懸念をされております。

市内の不動産業界でも、ここ数年、優良住宅としてアパートとか、コーポとか建っておりますけど、余った土地にコーポを建てて家賃収入

を得ようと。やがて、空き部屋の率が上がって売りに出るのではとか、そういうこともまことしやかにささやかれていることもございます。

あと、空き家対策、休耕地、さまざまな問題が出てきます。私どもの牛根地区でも、10月には高齢化率が50%を超えました。2人に1人は高齢者という現実でございます。松尾集落はもう2戸になりまして、振興会の維持がもう困難というふうにもなっております。こういう集落の消滅というのもここ10年で起こり得るという部分も現実として迫ってきます。

私、1万3,000人というのを否定するわけでもないんですけど、現実的には厳しいものがあることを覚悟しないとイケないと思います。今月、1万4,674人ですか、来年の4月基準日にはさらに厳しくなっていくと思っております。

時間がないので次に移りますが、いろいろな法定外繰り入れ、繰出金、公共施設の改修、さまざまな厳しさの現実の中で、身の丈に合った基本計画、実施計画を立てていただきたいと思います。と要望しておきます。

60周年の記念事業についてです。

過去、節目節目に当たりましては、その過去を知ることによって、未来へつなげていくという部分がございます。ぜひ、明治維新150周年、瀬戸口藤吉150周年、再来年には、垂水小学校150周年、松ヶ崎小学校も150周年、そういうことも迎えていきます。合併をせずに60周年を迎えた、この、私も今60歳です。ちょうどそういう意味深い年を迎えます。ぜひ、記念すべき年ですので、もういろいろ知恵をひねって、やっていただきたいと思います。

この改訂版の件なんですけど、先ほど下巻については明治以降と、言えば20周年までしか残っておりません。60周年も、この40年間で何も記載をされていないという状況です。上巻については平成10年に、もう20年ぐらいい前になるんですが、改訂はされましたので、これ、残部数

があるとか、そういう問題じゃないと思うんですよね。やはり、そういう、60年という区切りで、下巻については4年半余りでできております。昭和49年ぐらいから着手されて、だから、そういう部分も考えて、ぜひ、これ、前向きに考えていただきたいんですけど、教育長、いかがでしょうか。

**○教育長（坂元裕人）** 先ほど課長のほうからも答弁がございましたとおり、この市史編さんにつきましても、非常に時間がかかるということもございますので、また文化財保護審議委員会の方々等の意見も聞きながら、時間をかけつつ、チェックする方向等も見据えながら、今後、検討してまいりたいと思います。

**○村山芳秀議員** ぜひ取り組んでいただきたいという要望をしておきます。

市制10周年で市の花、市の木、高峠つつじ、それから牛根松も決まって、そういうのも最近では、とんと聞かないんですけど、これらを再度、日の目が当たるといふか、牛根松、一旦、枯れておりましたけど、大分復活もしているところがございます。今度、向こうのほうに、瀬戸口藤吉、それから和田英作の顕彰碑等も移転をされます文化会館あたり、そういう、もっとやっぱりアピールする部分があってもいいのではないかというふうに考えております。

市制60周年に関しましては、盛大にお祝いができるような形、来年、その道の駅、新しい道の駅の部分がどうなっていくか、まだ不透明な部分もございますけど、ここいらも含めて、記念すべき年にふさわしい30年度、平成時代の最後の時代となるように、当局のほうも頑張りたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（池山節夫）** ここで暫時休憩します。次は10時40分から……、村山議員、早く帰ってください。

ここで暫時休憩します。次は10時40分から再

開します。

午前10時31分休憩

午前10時40分開議

**○議長（池山節夫）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

**○北方貞明議員** それでは、早速、質問に入ります。

市制60周年記念事業については、先ほど村山議員が質問し、当局が答弁されたので、それで理解いたしましたので割愛させていただきます。

次に、垂水市職員の働き方改革について。

国の働き方改革は一億総活躍社会の実現に向けての取り組みであると思っております。少子高齢化社会が進む中、将来、人口減少が予想され、いかに労働力を確保するかが問題の一つと考えております。垂水市では、働き方改革、どのような取り組みをされているか、まずお聞かせください。

次に、南の拠点整備について。南の拠点整備での土地交渉について伺います。

まず、一般論として伺います。南の拠点整備の中に、50年以上前に土地を購入し、現在まで畑を耕作された方と、土地登記人、それに関係される方々、そして、死亡、所在不明のため、これまで未登記のままの土地は、土地の権利者は誰なのか、一般論で教えてください。

以上です。

**○総務課長（中谷大潤）** まず、働き方改革に関する取り組みについてお答えいたします。

働き方改革とは、2016年8月に閣議決定した安倍政権による経済対策の一つで、労働力人口が想定以上に減少していることに伴い、働き方の抜本的な改革を行って、多様な働き方を可能にするとともに、一億総活躍社会実現に向けた最大のチャレンジとされ、具体例として長時間

労働の改善、正規と非正規職員の格差是正、高齢者の就労促進が上げられています。

垂水市としては、これまで長時間労働を改善する対策として、本年6月から毎週水曜日を一斉定時退庁日、ノー残業デーを設けて、長時間労働を削減する取り組みを実施し、また、夏休みについては、連続しての取得を奨励しています。正規と非正規社員の格差是正につきましては、これまで臨時職員や一般非常勤として任用しておりました職員を、会計年度任用職員として任用することとする地方公務員法の改正に伴い、業務内容の状況調査を実施した上で、処遇の改善につながるような制度改正に取り組んでまいります。

高齢者の就労促進につきましては、職員の定年退職後の再任用制度や臨時職員等の65歳任用などに取り組んでいます。また、介護に係る時間休暇及び期間内分割休暇の取得、待機児童養育者の育児休業再度取得ができる改正を行って、働き方改革の一環として処遇の改善を図っております。

市役所職員として職務を全うするためには、心身ともに健康でなければなりません。職員自らが健康管理をすることはもちろんですが、組織として職員の健康を守ることも大切です。労働安全衛生法により、条例で安全衛生委員会を設置し、また衛生管理者及び産業医を選任して、職場健康診断、メンタルヘルス診断、ストレスチェックを実施して、職員の健康管理に取り組んでおります。

また、生活習慣病予防対象者には、産業医による健康指導を実施して、一人一人の健康状態の把握に努めております。人間ドック受診者に対しましては、職員厚生会から費用を一部助成しております。

次に、登記名義人が死亡して、未登記のままの土地所有権者は誰になるのかということに一般的な見解をお尋ねですので、お答えいたしま

す。

土地の名義人、いわゆる所有者が死亡した場合は、原則として、法定相続人が所有権者となり、法定相続人が複数の場合は、法定相続人全員が承継することになります。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは、働き方改革、このほうを質問いたします。

今、答弁で、垂水の取り組みは、毎週水曜日はノー残業デーというふうにお聞きしました。その中で、垂水は労働人口が減っているから、高齢者対策として定年の方々を再雇用して、そのような方向に進んでいると、また職場ではいろいろな改善とか、ストレス解消のために取り組んでいるということをお伺いしました。ありがとうございます。その点は。

それでは、2問目に入ります。

働き方改革では、長時間労働が大きな課題であるのはもちろんですが、長時間労働により、皆様方も御存じのとおり、広告大手の電通の女性の方が過労自殺された。また、NHK記者の過労死などがいずれも長時間労働による残念な結果の死亡となっております。

我が垂水市では、私も二、三の人とお会いして話しただけなんですけど、公職という名のもとで、サービス残業あるいは長時間労働をしろという声も聞こえてきました。そういうことで、サービス残業があるんだなと実感したわけなんですけども、その中で、平成27年度、28年度、どのような、その長時間労働者の何か比較するあれがあれば、また教えてください。

また、29年度半ばですけども、どのようにまたそれが、なお一層改善されたかをお聞かせください。

○総務課長（中谷大潤） それでは、長時間労働についてお答えいたします。

時間外勤務の状況ですが、繁忙期により残業している部署、また恒常的に多忙のため残業し

ている職員がいる部署とさまざまでございますが、1カ月当たりの平均時間は平成26年度が635時間、27年度が624時間、28年度が1,458時間となっております。各年度それぞれの要因がありますが、特に、平成28年度は台風16号襲来による避難所開設や近年類を見ない大災害に見舞われ、休日を返上しての災害調査等により、9月だけで3,158時間、その後の災害復旧事業のための災害査定準備を初め、市税の減免事務等の業務で11月から12月にかけて1カ月あたり約2,500時間の時間外勤務が発生しています。

個人別の時間外勤務の状況は、災害復旧事務を担当する農林課、土木課及び税務課の職員が上位を占め、臨時福祉給付金を担当する福祉課、続いて、企画政策課や水産商工観光課の職員となっているようでございます。

以上でございます。

**○北方貞明議員** これ、今、時間的に言われた、年度別に言われたのは、全職員のトータルの数ですね。ここで、私が聞きたいのは、個人で長時間労働というか、一番多い人でどれぐらいされているか。先ほど言われました、繁忙期あるいは、あのときの土木課等の対応は大体わかるような気がするんですけども、その中で、1人で最高どれぐらいされる方がおられるのか、それを教えてください。

**○総務課長（中谷大潤）** 申しわけありません。ちょっとうっかりして手元に持ってくるのを忘れておりましたけども、災害復旧事務にかかる担当部署が多いということをお申しましたわけですけれども、平成28年度におきましては、やはりその部署でございまして、最高で962時間、それから続いて819時間というのが非常に多くて、やはり農林課の職員におきましては、600時間を超えている職員も複数いるようでございます。次いで、土木課の職員が約500時間をちょっと超える時間が記録されております。

以上でございます。

**○北方貞明議員** 災害のは、大体わかるような気もいたしますけども、繁忙期になれば、これからは税務課なんぞが忙しいふうになると思いますけども、また、今、大きな問題を抱えている南の拠点の部署も大変忙しいところであると思っております。

そういう中で、今、この、1人で一番多い800から900時間ということでしたよね。これはもう過去のことですけども、年間ですよ、これ。これは、年間ですけども、月平均でも、この忙しいときは、四、五十時間ぐらいはあるような気がいたします。

来年度ですかね、今度、改革によって労働時間の、その残業時間も、政府なんかが目標というふうにしておるのは、月40時間でしたかね、大体、そのようなのをちょっと聞いたような気がするんですけども、それに対しても、かなり忙しいところは、1カ月の労働時間がかなり長いと思うんですよ。これによって、長時間により心身の疲労が蓄積していくと思うんですよ。そういう長時間の労働の背景には、やはり、今さっき言った、繁忙期の職員の仕事量が多いためは、もちろんわかるんですけども、そういう形で事業計画が遅れを来し、また、与えられた仕事が消化できずに、その計画どおり事業が進まないから、市長を初め、上司からいろんな注意等があるような気もいたします。事業を進めるには、それぐらいの圧力というか、指導も必要かもしれませんけども、個人さんによりやあ、それが大変重圧になって、耐えられず、心の病や体調不良を訴える方もおられるんじゃないかと思うんですよ。

そういう方々の対策を今、心を病んでいる人、体調不良の人もちろんですけど、どういう対応、対策をされとるか、お聞かせください。

**○総務課長（中谷大潤）** 先ほどの答弁の中で、災害復旧に関する時間外が多いのはやはり突発的な事例なので、特殊ということ、御理解、

まず、いただきたいと思います。

それでは、職員の健康管理につきましては、血液検査や心電図検査を初めとする職員健康診断の実施のほか、パソコン業務に従事する職員に対する眼科検診や職員メンタルヘルス対策事業としてストレスチェックなど、職員の心身に関する健康チェックを実施しております。

身体的健康チェックにおきましては、健康診断の検査結果を確認の上、安全衛生管理者及び産業医による再検査指導や健康指導を行うとともに、外部講師を招いて健康教室を開催するなど、職員の健康に対する意識の向上を図る取り組みを行っております。

メンタルヘルスに関する予防の観点からは、職員自らが自分の心の健康状態を把握するためのストレスチェックを実施し、各職員が作成したチェックシートを総務課で取りまとめた上、委託先に送付して、結果を各職員に配付しております。

一連のチェックについては、プライバシーに配慮し、本人以外は知り得ることができない仕組みになっておりますが、衛生管理者による内部の相談窓口や医療機関などにおける外部の相談窓口を設置して、職員がいつでも相談できる体制を整えております。

また、職員が病気休暇を取得することになった場合には、症状やその経過を定期的に確認し、病状が回復してきた段階においては、職場復帰に向けた試し出勤の計画策定や実施状況などについて、情報共有や意見交換を図るなど、適宜適切な対応に努めているところでございます。

以上でございます。

**○北方貞明議員** そのほかでは健康チェックやストレスチェックをしておると言われたのは、それは当然のことだと思います。また、相談も受けておる、それも当然のこととと思っています。しかし、職場において相談ができるようでしたら、そういう心の病の方も発生しないと思うん

ですけれども、相談できないようなその職場の雰囲気があるのかなとも考えられるんじゃないかと。だからそういうのは、心の病に侵された方は、職場でのメンバーでも大体そのようなことはわかっておるんじゃないかと思うんですよね。本人がもがき苦しんでいるのを気づかずに、多くの仕事を押しつけてはいないのか。その一番大事な上司がその人の健康状況やその態度を毎日見たら、ある程度のことは把握できると思うんですよね。だから職場で、先ほども言いましたように、もがき苦しんでいる人を早く発見するのはもう一番大事なことですけど、それ以外はやはりその中の職場での雰囲気づくり、コミュニケーションがちょっと劣っているんじゃないかなと僕は思うんです。だから長期休暇をしておる職員が今いると聞いておりますので、その悩みを解消することをまず第一に置いて、心がけていただきたいと思います。そして職場復帰に対して、その方々との面談、相談をされると思いますけども、どのような形でされておるのか、もう一度伺わせてください。

**○総務課長（中谷大潤）** 精神的不調、いわゆるメンタルヘルスによる病気休暇、退職からの職場復帰につきましては、主治医による診断書をもとに判断していますが、管理監督者が行うべき役割などについて学ぶメンタルヘルスマネジメント実践研修会等にも積極的に出席して知識の向上を図り、職員の職場復帰を円滑に行うよう支援しているところであります。

特に、病気休暇が長期にわたる職員に対しましては、円滑な職場復帰と再発防止を目的として、本人及び主治医と協議の上作成した復職プランに沿って、まず試し出勤をおおむね4週間程度実施して復職を判断することとしており、この試し出勤による復職判断につきましては、主治医による診断書だけではなく、仕事に対する意欲、注意力、集中力の回復状況や対人関係能力の改善状況などを十分に見きわめて、適切

に対応しているところであります。

また、本人の希望を尊重して、身体的負担を考慮した職場配置を心がけております。

今後、生活習慣病の予防はもちろんのこと、メンタル的な体調不良に陥らないよう、所属課係の職員同士が、一個人ではなく、チームとして業務が遂行できるように指導してまいります。

**○北方貞明議員** わかりました。

そしたら、最後のほうになりますけども、ちなみに今現在、そういう心の病で長期休暇されているのは、おられるかおられんかは別として、何人ぐらいおられるかな、おられたら教えてください。

**○総務課長（中谷大潤）** メンタルによる体調不良や生活習慣病などの身体的体調不良を訴えて長期の病気休暇や休職を申し出る職員も少なからずいるところで、メンタル不良を理由に1カ月以上休暇を取った職員は、平成27年度が4人中3人、28年度が4人中2人、今年度は現在のところ、3人中1人でございます。

**○北方貞明議員** こうして毎年何人かがそういう長期休暇をされておるわけですけども、今、職員も大分、合併ができなかったから50人ほどですか、削減して仕事量が大変多いと思うんですよね。それは理解しますけども、その中でやはり今こういうふうな一人でもこういう人が出たら業務に差し支えるわけですから、もうこういうことは絶対ないように改善していったいと思います。

要望ですけど、要望を言いますけども、職員長時間労働により長期休暇、あるいは心の病を侵された方々、こういう方が発生するには、今さっきも言いましたように、業務の停滞があり、そしてまた事業の遅れにつながっていきます。ひいては市民サービスの低下となっていくわけです。だから職場ではやはり雰囲気づくり、そういうことが明るい職場であるのが一番いいと思っております。そして明るい職場こそが本当

に市民サービスの向上になっていきますから、よい方向に改善していけるように要望しておきます。よろしくお願いします。

それでは、次に入ります。

先ほど一般論として、相続の関係者というふうな答弁でした。ということは、その登記人の関係者というふうに判断してよろしいんですか。

**○総務課長（中谷大潤）** 繰り返しになりますが、土地の登記名義人が死亡している場合ということでしたので、そこは登記人が死亡されておれば、原則として法定相続人が所有者となっていると思います。

**○北方貞明議員** 所有者としての地権者、所有者、どういうふうな区別をしたらいいんですか。現在所有して売買は済んでおる、ただし名義が変わっていない。それは、どちらのほうに権利があるんですか。

**○総務課長（中谷大潤）** 土地所有者に相続が発生しても、登記がなければ、誰が土地を相続したのかは正確に把握することは困難だと思います。ただ、遺産分割ができていれば遺産分割によって土地を相続した人が法定相続人になるかと思えます。

また、固定資産の課税台帳の上で所有者が死亡した場合、本来であれば相続人が所有者名義の変更を行い、課税台帳上の所有者も変更されるわけですけども、何らかの事情で死亡者名義のまま登記が変更されない場合に、現所有者納税管理人届け出というのを提出いただいておりますけども、これはあくまでも納税管理人を特定することを目的としていることでありまして、相続手続とは関係のない届け出であると理解しているところでございます。

**○北方貞明議員** だから、登記人の方々が、さっきも言ったように、死亡されておるんですよね。そしてその家族の方々も死亡や行方不明、所在がつかめない。だけど、そこでは既に売買は成立しておるんです。だから、もうはっきり

言いますけども、これは今度の南の拠点の位置に私の畑があります。それが名義が変わらないから言っておるんですけども、私もこの質問に対して個人的なものを、こういうところで質問していいかなと迷ったんです。ただし、一般市民の立場として聞いておるつもりでおります。だから、50年前買ったというのは、ここにちゃんと50年前の資料があります。この中に、もうその登記人は亡くなっています。子供さんたちにも発送するように、こんだけの書類はもう既に50年前に用意しておりました。ただし、一人の所在がわからずに送れないから、いまだかつてこういう状況になっておるわけです。この中には、文面を読んでみれば、もう50年前の資料ですけども、この土地は誰々さんが買ったので、名義を変えるためにあなたの印鑑証明を1通つけてこちらに送ってくださいというような内容です。だから既にこれは司法書士が書いた、これによりますと松原の司法書士池田さんの名前が載っています。そういうふうにして、既にこの人にも、私の物と僕は思っているんですけども、そういう形で役所の方々は私との交渉に入っておられたはずですけども、それをまた確認します。

**○企画政策課長（角野 毅）** まず、総務課長が先ほど申しましたとおり、我々が土地の売買の交渉を行う相手といたしましては、相続人または法定相続人の方と土地の売買についての交渉は行っております。今、北方議員が御自分のことということでお話をされましたので、我々のほうもお話をさせていただきますけれども、この件に関しましては、既に現所有者としての納税管理人としての届け出が20年以上前から行われております。ですので、我々としても法的な書類云々につきましては確認をしておりますけれども、そのような状況の中で法的な手続をとられると、当然その相続というものについては地権者の移動というものは可能になるので

はないかというような想定はいたしております。ただ、現時点におきまして、北方議員との土地の売買交渉というものは行えない状況であるということでございます。

**○北方貞明議員** わかりました。所有者としては認めますか。権利じゃなくて所有者。

**○企画政策課長（角野 毅）** 先ほども総務課長のほうからも出ましたけれども、納税管理人を特定することを目的とした現所有者、納税管理人であることは我々としても認識をいたしております。

**○北方貞明議員** この開発に、開発同意の同意書をお互い交わしましたよね、同意書。交わしていますよね、それを、ちょっとここに、交わしていますよね。

**○企画政策課長（角野 毅）** 現在、農地を使用されておりましたので、同意書はいただいております。

**○北方貞明議員** ということは、この同意書は私の所有物と思って、こういうことを交わした、もらえたと思うんですけども。

**○企画政策課長（角野 毅）** 今も申しましたとおり、現在あの土地を使用されているということで同意書をいただいたところでございます。

**○北方貞明議員** この同意書に僕も捺印した。私が権利を有する次の物件となっておりますけれども、それに同意しましたと。権利とうたっていますけれど。

**○企画政策課長（角野 毅）** 当初、北方議員のほう土地の所有者であるということでございますので、我々としてもそのような手続に入りましたけれども、台帳上全ての資料を確認させていただきましたところ、現所有者であり、また納税管理人であるということを確認いたしておりますので、現在その土地を使われている現使用者としての位置づけで、我々は北方議員と、いわゆる売買に関する交渉は行っていないということでございます。

○北方貞明議員 行っていないと言いましたよね。ことしの8月15日、課長と2人、家に見えられました。そして、そのときに土地のことで交渉をしましたよね。

○企画政策課長（角野 毅） 土地の交渉はいたしておりません。我々が出向きました趣旨につきましては、先ほども申しました現所有者として、納税管理人としてもう20年以上の経過をしているということで、北方議員の意向があれば法的な措置をとられて地権者としての位置づけをとられる方法もあるということをお伝えしました。その中で、北方議員から金銭の交渉のお話がありましたので、そのことについては現在その交渉をするべきではありませんので、相手としていないのでということで、その交渉は一切行っていないところでございます。

○北方貞明議員 交渉は一切行っていないと今言われましたけれども、その来られたときですよ、おたくが言われたのは。僕の権利が移るように、登記できるように時効取得をしてくださいというふうに言われましたよね。

○企画政策課長（角野 毅） 時効取得をする権利があるということをお伝えしたところでございます。

○北方貞明議員 そういう中で、時効取得をしてくださいと、それで裁判をしてくださいと。それからだということと言われましたけれど。そして、裁判をして、その費用がかかっても、あなたの取り前はありますよと言われました。これは、もう既に交渉をしておるんですよ。

○企画政策課長（角野 毅） まず、裁判をしてくださいというようなお願いはしておりません。土地について所有権を現所有者になるためには、このような手続があるというお話をしているところでございます。

また、その金額については私のほうから申したものではありませんけれども、うちの同行した職員が、現在の評価額としてはこの程度の

評価額でございますという話を、そのときには土地の交渉ではなく、伝えているところだったと私は認識しておりますし、その際に裁判の経費というのはこの程度かかりますよというお話をしているところでございまして、それを差し引いたらプラスになるからやったほうがいいですよみたいな話は一切やっております。

○北方貞明議員 私は今、絶対していません。まだこっちには金額提示もされていません。したという言い方だったけれども、していません。それで裁判費用というのも聞いていません。ただし、それは残りますよと。おたくの主事とか主査とか来ました、2人。だから、私は同じようかどうかしてくださいと、来ました2人が。あのねと。今言うたように、土地のあれも提示されていないんだよと、聞いていないよと。そう言って、裁判の費用はかかっても残りますよと。これには俺も頭にきたんだ、というふうにちゃんと帰って伝えておきなさいと。こう言うたから恐らくそれは、おたくには伝えておると思うんですよ。聞いておるはずなんです。その辺はどうですか。

○企画政策課長（角野 毅） 土地の価格交渉は一切しておりません。ただ、我々としましては、購入予定の全筆につきましては土地鑑定士において単価の設定を行っております。ですので、当該地がどの程度の価格で売買の交渉を行っているかということは、我々として手持ちとしての資料は持っております。ただ、その値段で売ってくださいとか、そのことをお願いしなさいといったような話は一切しておりません。逆に金銭のことを言われたので、8月15日、お盆の日、奥様のちょうど仏前でございましたので、私はこのような場所で金銭の話はやめましよう。また、できませんよということで帰宅しております。

○北方貞明議員 だから、今言うたように、そういうことで私が気を悪くして主査と主事が来

たときに伝えて、それを聞いていますでしょう。

○企画政策課長（角野 毅） 帰ってきたころはそのような話をしておりましたので、それは北方議員の勘違いであろうということで私は捉えております。

○北方貞明議員 勘違いですというふうにおたくは言われました。そして、その後、副市長も見えました。話の内容は、今僕が質問したような内容でした。そのときも文書をこうこう言われて僕もちょっと気持ちが、気分が悪いんだというふうには話をしました。副市長からも誰からも、市長も課長も聞いていませんか、僕がこう言うたということ。

○企画政策課長（角野 毅） 副市長が帰ってこられたときもそのような話をされたので、されているのは北方議員ですので、私はこういう経緯はございましたというお話を、先ほど申したようなお話の経緯を副市長にも伝えております。

○北方貞明議員 私は、副市長が、おたくやら市長にそういう伝達をされたかと、僕の気持ちを。市長は聞きましたか、そのことを。市長、聞きましたか、今のことを。副市長からの報告。

○市長（尾脇雅弥） 細部にわたっての詳細は聞いておりませんが、今お話ししたような話があるということは聞いております。

○北方貞明議員 先ほどから言いますように、私は土地の金額というのはまだ一切の交渉はしておりません。だから、そういうことで、おたくらは登記人のとか何か言われるけれども、私の持ち物と思っていますから、これは。この土地は。そういう形で同意書にもしておるんです。

ちょっと話は横に置きます。このことはまた後で聞きますけれども、開発行為のこの同意書は、私が交わしたのは正式なものを受け取ってよろしいんですか。

○企画政策課長（角野 毅） 北方議員が自分

の現所有者としての手続が終了すれば、その書類には当然、開発行為を提出する段階で公印について正式なものとなると考えております。

○北方貞明議員 これはちょっと些細なことかも知れませんが、この同意書には私は実印を押しておるわけですよ。実印を押してくださいと書いてあるから。それで、なぜこの正式なものか聞くかといいますと、先ほども村山議員が言いましたように、いろいろ不備があることもさっきの契約書で言われましたけれども、このことに関して市長の印鑑が押していないんですよ、これには。なぜなのかな。

○企画政策課長（角野 毅） 今も申しましたけれども、開発行為の許認可を申請するための手続でございますので、ここについてはまだ開発行為の申請に至っていないエリアでございます。ですので、開発行為の申請、タイミングで公印について正式な公文になると認識しているとお伝えしたところでございます。

○北方貞明議員 そうしたら、もう一遍、8月の時点で返ります。時効取得の裁判をしてくださいと、これは間違いなく言われました。そして、その中で、この裁判が長引く、またはその登記が遅くなったら金額は登記人へ行きますよと。これで私はキレたんです、正直言うて。登記人と交渉しますよと言われたからキレたんです、僕は。それは家に来た3人に全部、言うています。それは伝わっておるはずだ。それを言わなかったとなれば、僕には、誤解ですよ、それは間違っていましたよと。8月から今日まで、そのことで訂正があってもおかしくないと思うんですが、なぜここまで長引いたんですか。

○企画政策課長（角野 毅） この期日までにされなければ、これは現所有者にお金を支払うとか、そういったことはあり得ないことでございますので、そういうことは発言をしておりません。

北方議員がおっしゃることは、要するにこの

法的な手続をなされなければ現在の所有者は今登記をされている所有者になりますということでは発言をしておりますけれども、もし北方議員が法的なことをされなければ、お金をそちらに払いますよというような話は一切しておりませんし、そのようなことはできないことなので、現実的にはないと。

○北方貞明議員 おたくは今、違うと言いましたけれど、さっきもこれで私はキレたと言いましたよね。だから、僕は言われたときにすぐに自分でメモをしたんです、それは。ということは、言うた、言わんということになるから。本来なら録音機、ボイスレコーダーがあれば一番いいんでしょうけれど、そういうのを持ち合わせていないから。だけれど、法的なそういう根拠はあるわけですよ、そういう開発をするために現所有者である僕を差しおいて登記人のほうに交渉していくというのは。それは法的根拠があるから言うわけですね。

○企画政策課長（角野 毅） 先ほどから申し上げておりますけれども、土地に関しては、きちんとした登記がございます。北方議員が言われます現所有者、納税管理人というものは、あくまでも納税管理人を特定することを目的としたものであって、このものを受けて我々が用地交渉を行ったり、土地の売買を行うことは違法になりますので、まずは確実に法的な登記をなされている現所有者としての位置づけを確立されない限りは、我々としては交渉は一切できないということでございます。

○北方貞明議員 先ほども言いましたように、何遍も何遍も。これは50年前の書類ですと。これで明らかに売買したというふうにして書いてあるわけです。それを差し置いて、登記人のほうと今後される予定ですか。

○企画政策課長（角野 毅） そのような売買契約といったようなものがあって、そして名義が北方議員の名義になっているのであれば、

我々も当然、北方議員と調整をいたします。

北方議員が言ってらっしゃるその書類は、非常に重要な書類だと思いますので、ぜひ北方議員の名義にするために御活用いただけると、より有利な証拠になるとと思いますので、その際には活用していただければと思います。

ただし、現段階で私どもが北方議員と用地交渉、金銭の交渉、売買の交渉を行うことはないということでございます。

○北方貞明議員 あのですよ、最初、前に返りますけど、私はこの土地に関しては、こういういわくつきの土地だからいいですかと、これも見せたよな。見せましたよね。これを持っていて僕は話したんですから。

そしたら、いいですよと、そういうものは全てこちらでやりますからということで、それではお願いしますと、これをちゃんと見とるんですよ。そうして言われたから。そして、今度は登記人のほうにしますよと。それはちょっとどうしても僕は解せんとですよ。

○企画政策課長（角野 毅） このような個人的なことを議場の場で言うのはいかがなものかと思っておりますけれども、議員自ら言われておりますので、お話をいたしますけれども。

まず、その書類は持ってこられましたけれども、我々はその中身を見せていただきましたけれども、そこで我々が確実に理解したものは、北方議員が現在の所有者ではないと、名義、法的な手続の中での地権者ではないということを確認をさせていただきました。

その中で、北方議員の、例えば、そのことを自分のものにするための裁判経費といったようなそういうものを含めて、我々が全て責任を持って行いますということは話してはおりませんし、それは個人の資産形成に当たる部分ですので、当然、公的な部分の資金で行うことはできません。

ただし、北方議員が現所有者の方と相談をし

て、現所有者のもとに売買契約を行うための、お知り合いということでございましたので、そういうお話をさせていただくために行っていただく旅費でございますとか、そういった部分については、我々のほうがきちんと準備をいたしますので負担をかけないようにいたしますよというお話はしております。そこはきちっと区別をしてお話をさせていただいておりますので、現在、その裁判経費を出してくれないことにいら立っていらっしゃるという話を私は聞いておりますけれども、そのようなことはないということでございます。

○北方貞明議員 あの前裁判費用とは僕は言っていない。ただし、来た人が四、五十万ぐらいかかるということは、向こう、おたくのほうから言われました。それは間違いないと思うんですよ。僕はまず裁判費用とは言ってません。

○企画政策課長（角野 毅） 裁判費用に関しては、我々もどのような手順でどのような経費がかかるかというのは、当然お調べをして、お話をすべきことだと考えておりますので、当然、実際にどの程度の費用がかかって、どの程度の期間がかかって、その手続が終了するものなのかというものは確認をして、北方議員のほうにお教えした経緯がございます。

○北方貞明議員 そしたら、もうおたくのほうでは結論は出てますね。ということは、登記人のほうと接触するというふうな結論が出るとですね。

○企画政策課長（角野 毅） 先ほどから何回も申しておりますけれども、北方議員は、非常に本来の現所有者、土地の所有権のある方になる資格をお持ちであろうということは認識しております。ですので、北方議員は当然、売買で購入したということも自分の中では書類としてあるんだということを言ってらっしゃいますので、その法的な手続をとっていただき、そしてその名義が北方議員の名義になった折には、

北方議員と当然、売買の交渉について入らせていただくということになります。

○北方貞明議員 この土地は、今度は私的なことをちょっと言いますけども、これで終わりますが、私的なことをちょっと述べさせていただきます。

この土地を求めたのはですね、僕が求めるに至ったのは、うちは家庭は出稼ぎ家庭だったんです。それで、そのときにうちのおやじが、私たちが少しでも生活ができるようにとって、その出稼ぎに行ったお金で土地を求めて、それで私たちは少なくともそこで生活し、命をつないだど、大げさになるかもしれませんが、したわけです。だから、そこら辺はものすごく愛着があるんですよ、僕らにしても。そういうのを、余りにも簡単に登記人のほうと行きますよと言われたら、気持ちを逆なでされたような気がして、ものすごく腹立たしいわけなんです。

あの当時は、今の土地からすれば、価値は下落してますから。だけど、昭和の30年代は右肩上がりの土地やったから、今のレベルでしたらかなり高かったということは小さいときに聞いております。だから、そういうのを僕らが一生懸命、そういうふうに親子で生活してきた土地を、そういう簡単に僕の代で手放すのを、親に対してすまんという気持ちもあるんですよ。

だけど、皆さん方が、垂水市の策定に寄与するんだったら、お手伝いしますよってこういうふうに同意書もしとるわけです。決して、私はこの開発には反対はしていません。協力はしたいところはします。

だけど、今まだ僕は納得行かないから、当分の間、この件に関しては考えさせていただきますよということで、この質問を終わります。

○議長（池山節夫） 次に、13番、篠原静則議員の質問を許可します。

[篠原静則議員登壇]

○篠原静則議員 お疲れさまでございます。早

速、質問に移らせていただきます。

先ほど、働き方改革という北方議員の質問がございましたけれども、働き方というのは、いろいろあるかと思いますが、11月30日、先ほど気がついたんですけれども、土地開発公社の理事会がございました。現在、南の拠点事業の工事が着々と進んでおりますが、今進んでいる工事の予算の内訳、公社の部分、また一般会計の土木の部分の内訳をお示しく下さいとお願いをしたはずでございます。まだ2週間たっても、お返事がないわけですが、市長、お答えができたなら、指導は、どういうふうに職員の指導はなされているのかお答えいただきたいと思います。

それでは、以前からお願いしております漁礁設置についてを質問いたします。

市長は、就任以来、6次産業と観光振興を施策のトップに挙げられ、特に水産業の6次産業化の推進や観光振興のための修学旅行生による漁業体験の充実など、水産振興における事業には御尽力されております。

しかしながら、漁業体験等を中心とする修学旅行生の観光振興については、ここ近年は桜島の警戒レベル4の引き上げや、昨年4月に発生した熊本震災、また9月の台風16号の自然災害により、修学旅行生の受け入れが減少しているとお聞きしております。

また、水産業におきましても、「統計たるみず」を見ますというと、年々右肩下がりで水産業の水揚げ量が減少し、将来、深刻な状況になるのではと、大変危惧をしている次第でございます。

本市の基幹産業である水産業、特に養殖業のカンパチ養殖においては、生産量日本一でもあり、また、ブリ養殖においては、北米を中心に生産量の約60%、金額にしますと40億円程度、国外輸出しておるとお聞きしております。日本有数の養殖産業が盛んな地域とも言われておりますが、一方、養殖業以外の漁業、特に底引き

網を初めとする小規模漁業や、一本釣りを主としている生計を営む漁業者は、近年の温暖化等による異常気象や海水温度の上昇、それに伴う水揚げ量の減少、また燃料の高騰による影響、さらには高齢化や後継者問題などによりまして、10年間で約100名の個人漁業者が廃止や廃業をされたとも関係者からお聞きしております。今後、このような状態が続きますと、一層廃止、廃業に拍車がかかりまして個人漁業者が激減するのではないかと大変心配をしております。

市も漁業者、特に一本釣り漁の方々を支援する対策事業だと私は考えておりますが、昨年度から実施されております漁礁の設置事業につきまして、お尋ねをいたします。

この事業は、予算といたしまして100万円でございますが、事業の内容と事業の目的及び効果、また漁礁設置場所、種類についての協議、特に地元漁業者の意見が反映されているのか、さらに、いつごろ設置されるのか、お尋ねをいたします。

続きまして、垂水南中学校の閉校記念碑についてお尋ねをいたします。

私も今回10月に同窓会があったり、卒業生の皆さんに大変お叱りを受けているわけですが、校門横に北側を向いて設置をされておりますが、国道から見えるように設置できないかと、多くの卒業生に、先ほど申し上げましたとおり、お叱りを受けておりますので、お考えをお聞きしたいと思います。

次に、これは私も含めまして、地域の方々のお願いでございます、柘原小学校の海岸整備でございます。

行政連絡会でもお願いがあったと思いますけれども、返事が来ないと、行政連絡会でただ言ったばかりで返事が来ないというようなことで、役所の仕事に、これはやっぱり働き方改革、ゆっくりするのが働き方改革じゃないと思うんですよね。もっとこういうことにも取り組んで

いただきたいと思います。

柗原海岸は全長約2キロ、その海岸で昔から数々の行事が行われ、子供たちの遊びの場となっております。また、伝統行事「おろごめ」や浜駅伝、ジョギング大会、砂像づくり、キャンプ、朝夕のジョギング等の場所でもあります。

沖合にテトラ工事がなされた後、浜の幅が狭くなったところや広がったところもありますけれども、現在でも四季折々に行事や活動が続けられております。

その浜が、海岸線は年2回の浜掃除できれいになっておりますけれども、どうしてもこの、人力ではできないところが柗原小学校の浜、海岸でございます。約250メートルほどでございますけれども、どうかこの場所を、重機を投入していただいて、整備していただきたいと、多くの学校関係者、また地域の方々からお願いがあるようでございます。

また、環境が整えられるという、現状、浜に上がってきた亀が産卵場所を探しても場所がなく、とぼとぼ海に引き返しているとお聞きしております。そのウミガメの産卵場所にもなりますので、どうかこの場所を整備していただき、子供たちがのびのび遊び、行事ができるよう整備していただけるよう、くれぐれもお願いしますという言葉いただきましたので、市長、よろしく願いをいたします。

それと、次に土捨て場でございますけれども、これも前、委員会でお願ひしたんですけれども、お返事ありませんので、お返事があれば、わざわざ一般質問で質問する時間はいただかなくても済むわけですが、また、質問をさせていただきます。

以前の一般質問における答弁で、土捨て場は山に返すと答弁だったわけですが、返すなら返すなりに今後の計画を作成すべきではないかと、お尋ねをいたします。よろしく願いをいたします。

それでは、最後になりますけれども、交流人口につながる交流施設、交流事業を展開されているが、どのように検証をされているか、お尋ねをいたします。

まず、市長が公約といたしまして、「元気な垂水づくり！1.経済・2.安心・3.未来からなる3つの挑戦！」を挙げ、特に経済への挑戦として、交流人口の増加に御尽力をされておられます。

この政策実現のため、交流施設として位置づけられている道の駅たるみず、森の駅たるみずが、これまでどのような交流事業が展開され、どのような検証が行われたか、お聞かせいただきたいと思います。

また、未来への挑戦という公約のもと、スポーツ振興策といたしまして、このたび、たるみずスポーツランドが10月1日にオープンをいたしました。垂水中央運動公園の各施設は、市民の健康増進、交流人口の増加を図るための建設改修であろうかと思いますが、今後の事業展開についてお尋ねをいたしまして、1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 篠原議員のほうから、資料の提出ということでお話がありました。指示、命令系統のお話であろうかというふうに思います。

資料等に関しては、出せるもの、出せないもの等はあることは御理解いただけたと思いますけれども、出せるものはできるだけ速やかに提出をしなきゃいかんというふうに思っております。

また、その相談受けに関しても、私の知りうる範囲内で、例えばこういう公の場とか、こうやりますということに関しては、しっかりと責任を持って対応していかなくちゃいけないというふうに思っております。できるだけ、以前も御指摘がありましたので、そういったものに関しては、しっかりと、その後どうなったのかとい

うところも含めて、しっかりと対応するようという話はしておりますけれども、足らざるところがあれば、また改善をして、しっかりと対応するようしていきたいというふうに思います。

**○水産商工観光課長（森山博之）** 篠原議員の御質問にお答えをいたします。

漁礁設置事業であります広域漁業整備事業は、議員御指摘のとおり、昨年度から実施をいたしております。本事業の負担率は、国が10分の5、県が10分の4の補助があり、市の負担は1割と、大変有利な事業でございます。

本年度の全体事業費は、1,000万円を予定をしており、市の負担は、1割の100万円を予算化いたしております。

事業の目的及び効果につきましては、漁礁設置等による広域的な漁場の整備を行い、水産資源の維持、増大と、漁業経営の安定化を図ることを目的としております。また、その効果につきましては、漁礁を設置することにより、海底部の海流が上昇し、光合成を行う植物性プランクトンが海面付近で発生をいたします。これを捕食する動物性プランクトンが増え、その食物連鎖により魚が増え、新たな漁場が形成をされることにより、水揚げ量が増加し、漁業者の所得向上並びに経営の安定が図られるものと考えております。

次に、漁礁の設置場所及び石種類の協議、特に地元漁業者の意見が反映されているかにつきましては、垂水市漁協が地元漁業者から漁礁設置に関する要望を募り、希望があれば、地元漁業者と協議の上、両者が最適と思われる漁場に漁礁を設置することとしております。

さらに、漁礁の種類につきましては、以前設置をした漁礁と比較し、集魚効果や水揚げ量の実績の高い漁礁を、地元漁業者と漁協が協議し、選定をしております。

なお、最終決定は、県が委託をしております

設置委員会が行いますが、これまでの事例では、地元の要望に沿って設定場所に漁礁が設置されております。

なお、今回、地元の漁業者及び漁協より要望がありました漁礁は、縦6.7メートル、横6.7メートル、高さ3.5メートルのシェルナース3.5型と呼ばれる漁礁2基と、縦3.6メートル、横3.2メートル、高さ2メートルのセルブロックと呼ばれる漁礁6基を、柘原地区沖、水深約43メートルに設置する予定でございます。

最後に、設置につきましては、昨年度、牛根境沖に設置した時期が年度末でありましたことから、県に対しまして、今年度は早期着工ができないか要望をいたしましたが、発注時期につきましては、製作等の工程により、昨年と同時期になる見込みであるとの回答をいただいております。

以上でございます。

**○教育総務課長（池松 烈）** 篠原議員の、垂水南中学校の閉校記念碑につきまして、お答えいたします。

これまでの経過を大まかに報告させていただきます。

平成26年4月に、株式会社財宝さんからの進出計画提出の後、垂水南中学校跡地利用計画に係る住民説明会、新城地区、柘原地区及び南中学校閉校記念事業実行委員会から、記念碑移設に関する意向、要望が上げられていたところでございます。

平成27年に入りましてからも、閉校記念実行委員長をはじめ、柘原地区行政連絡会、県外からの帰省者からの再設置に関する要望があり、平成27年10月6日付、その当時の教育長名で、株式会社財宝代表取締役社長宛てに、再設置に係る要望を文書にてお願いをしているところでございます。

内容的には、設置場所を敷地入り口北側へ、配置イメージ図は別添イメージ図のとおり、工

場新設時に駐車場を整備される際は、記念碑来訪者が利用させていただけるような配慮をしていただきたいなど、6点のお願いがなされております。

その後、平成28年3月末時点での再設置確認後、現在に至っているところでございます。

自分の巣立った中学校があった場所を大切に思い、そして、そこでさまざまな思いを浮かべるなどの母校愛は、皆さん同じであると考えます。しかしながら、現状の記念碑の向き等を考えますと、民地への立ち入り等が頭に浮かび、足を踏み入れられることに戸惑い、ちゅうちょなされるお気持ちもあられるのではないかと思います。

そこで、議員御意見を参考にしながら、卒業生や閉校記念実行委員長の意見を聞いてみたいと思います。

以上でございます。

**○土木課長（宮迫章二）** 3番目の、柘原小学校前の海岸整備についてお答えいたします。

御質問の柘原小学校前海岸の草木でございますが、全長が約250メートル、幅が約20メートルあるようでございます。ここの海岸部分は、海岸保全区域の垂水地区海岸として、県の管理となっておりますので、大隅地域振興局へ問い合わせましたところ、草木があることで周辺家屋や国道220号への砂の飛散防止になっていること、防災対策上問題がないことなどにより、県での除去対応は難しいとのことでした。

しかしながら、環境や景観面での問題があることから、地域の子供たちが砂浜での遊びで触れ合える場や、特に伝統行事であるおろごめをこの場で行いたいとの計画も要望の中にあるようございますので、市としましても、地域からの強い要望があることを伝えましたところ、地域の皆様方がボランティアで実施されるのであれば、県が支援するみんなの水辺サポート推

進事業で、海岸の除草作業も対象になるとのことですので、活用していただければいいのではないかと思います。

この事業では、県管理の河川や海岸が対象であり、100メートル以上、年1回以上の美化活動をしていただき、年間上限3万円で、混合油、軍手、草刈り機の替え刃、鎌、飲み物代や重機、運搬車両のリース料、収集した草木等の処分手数料が対象で、補助金とは別に、ボランティア保険料も助成していただけるようでございますので、活用していただければいいと思います。

現在、この事業では、水之上地区の本城川とか市木地区の河崎川も堤防の除草作業を実施されて、積極的に活用されておりますので、ぜひ活用していただければいいと思います。

次に、4番目の土捨て場の今後の整備についてでございますが、議員御指摘のとおり、年間計画を作成し、年次的に実施すべきではないかとの御質問でございますが、残土処分場がほぼ満杯になっておりますので、残土処分場の土砂が流出しないように、平成26年度に幹線となる排水路の敷設工事を実施いたしました。

計画といたしましては、北側の排水路敷設と、場内の調整池を整備する計画としておりますが、少しでも計画どおりの実施ができるように、関係課とも協議してまいりたいと考えております。

**○水産商工観光課長（森山博之）** 交流施設、交流事業の検証についての御質問にお答えをいたします。

道の駅たるみずは、道路を利用する方々に良好な休息の場を提供するとともに、垂水市の地域情報の発信、地域の特産品の展示及び販売等により地域振興を図り、また地域間の交流促進による観光振興を行うことにより、地域の活性化を促し、あわせて市民の健康増進と福利厚生を図ることを目的に、平成17年4月に開設した施設でございます。平成23年10月からは指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理運営

を行っております。

利用者数につきましては、平成27年度、平成28年度におきましては、自然災害を起因とした利用者の減少があったものの、年間平均約75万5,000人の交流人口があり、中心的役割を果たしているものと考えております。

検証につきましては、現在、全国にあります道の駅、1,134カ所でございますが、旅行サイトや雑誌で上位にランクされた実績や、創業祭、子供夏祭り、収穫祭、さらにはグラウンドゴルフ大会など開催し、地域と密着した取り組みもなされておりますことから、設置目的を十分達成しているものと考えております。

また、垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設につきましては、これまで生じておりました約300万円の赤字解消に向けて、公募の結果、平成28年度より株式会社財宝と管理運営に関する協定書を締結し、指定管理を行っております。

平成28年度は、指定管理者の選べるめん流し、マス釣りなど、さまざまな取り組みや、近隣民間施設との連携により、猿ヶ城全体の交流人口は、平成27年度に比べ、約2.5倍に増加しております。

また、昨年度9月に発生いたしました台風16号の影響により、周辺施設が大きな被害を受けたにもかかわらず、森の駅自体の来館者数及び宿泊者数は約5万人と、前年の約2.3倍の実績であるとの報告を受けております。

平成29年度におきましても、来館者及び宿泊者数ともに、前年度を上回る実績となる見込みであるとの報告もいただいております。

このようなことから、民間の経営能力や創意工夫を行い、利用者に対するよりよいサービスの提供が行われているのではないかと考えております。加えまして、地域情報の発信並びにスポーツ合宿等の活動拠点としての役割も果たしているところでございます。

今後とも、検証につきましては、指定管理期間3年を経過する時点におきまして、協定書に基づき、管理運営や維持管理、さらには来館者数や宿泊者数等の実績などの状況を総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○社会教育課長（野嶋正人） 篠原議員の御質問にお答えいたします。

まず、垂水中央運動公園内各施設の改修状況等についてでございますが、旧陸上競技場を多目的利用型施設へとリニューアルいたしました。たるみずスポーツランドの整備をこのたび完了し、また昨年度、平成28年度においては、庭球場のテニスコートの整備も行いました。

現在においては、市体育館を国体への対応も含め、安心安全な施設として、また施設の機能と魅力を高めるため、耐震化や外壁改修、その他、照明、床、会議室等の改修を計画しているところでございます。

これらの施設の改修や整備に当たっての基本的な考えといたしましては、平成25年度において御審議いただいた、同公園のあり方検討委員会におきまして、少子高齢化などの時代の変化や建設当時とは異なるスポーツ利用状況の変化への対応が、今後の施設整備に求められるとともに、スポーツ大会等の誘致の検討として、市の活性化を図る上からも、さらにスポーツ合宿等の交流人口を増やすことにより、経済効果を図ることが求められているとの提言をいただいたところでございまして、それに沿った改修や運営に努めているところでございます。

篠原議員御質問の交流人口増による検証につきまして、各施設の整備後の利用状況等により、説明させていただきます。

まず、たるみずスポーツランドにつきましては、10月1日オープン以降の利用状況を見ますと、これまで御利用いただいていた大会はもちろんのこと、新たに球蹴男児アンダー16

リーグ、アンダー15サッカー九州ユース県代表決定戦、シニアサッカー大会、全日本少年サッカー大会県予選と、昨年まで垂水市で開催されていなかった大規模な大会が開催されました。

また、ソフトボール競技においては、新たに肝属地区少年ソフトボール大会が開催され、約30チーム、選手関係者を含めて約500人が参加されました。関係者からは、ソフトボールの試合場が8面とれるようになったので、このような大会ができたとか、市外の方からも、広くて使いやすいとの声をいただきました。

これらのサッカーやソフトボール競技の10月以降の新しい大会分だけでも、利用者は約3,000人増えております。

また、グラウンドゴルフ競技においても、10月4日にオープニングイベント関連事業として実施いたしました第1回垂水グラウンドゴルフ大会の際にも、参加者からよい施設ができたとか、これで特別ルールを設けることなく、大きな大会が垂水市で開催できるなどの声をいただいたところでございます。

また、12月1日には早速、第33回大隅ミート杯垂水市グラウンドゴルフ協会大会が開催され、59チーム295人の方に御利用いただきました。

今後、たるみずスポーツランドの予約状況を見てみますと、垂水アンダーテンサッカー大会、垂水水協ソフトボール大会、県アンダー13サッカー大会、九州女子トレセンサッカー大会と、新たな大会も含めまして、年明けからも大きな大会が開催される予定でございますので、さらに交流人口の増加が見込まれております。

次に、庭球場につきましても、整備後のテニスコートは、関係者より非常に状態がよいとの声をいただいております。また、鹿児島市の東開コートが、かごしま国体に向けた改修工事が始まり使えないこともあり、ソフトテニスの大会が垂水の庭球場で新たに開催される予定でございます。

この12月には4日間の日程で、南九州中学校選抜ソフトテニス大会男子の部が、ここ垂水市で初めて試合会場となり、男子と女子の部を合わせて、延べ利用者が1,300人と予想されており、今後もソフト競技においても、交流人口が増加する見込みでございます。

このように、利用者が増加した要因として、施設の魅力が高まったことや、スポーツ団体と誘致実行委員会や、水産商工観光課をはじめとする垂水市側のスポーツ合宿の受け入れ体制が整っていること、そして、これまでの誘致活動の成果が出てきたこと、また市内のスポーツ競技団体や観光施設等との連携が効果を出してきたものと考えております。

また、垂水中央運動公園の改修整備を市民の健康づくりや憩いの場として、さらにはスポーツ振興の場として、役割をさらに高めております。

今後も利用促進につきましては、水産商工観光課をはじめとする関係各課や民間と連携を図りながら、交流人口の増加や人事交流の拡大、そして地域及び経済の活性化につながるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩します。次は、13時15分から再開いたします。

午後0時2分休憩

午後1時15分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、篠原静則議員の質問を許可します。

○篠原静則議員 2回目ですけれども、その前ですので、企画課長も市長の言うことは早速聞いていただきまして、ありがとうございます。私の言うことを聞かないで、どうも。

漁礁設置についてでございますけれども、漁業者や漁協の意見を聞き、漁業者が必要とする、

漁協が必要とする場所に設置されることは非常によいことだと思っております。

私がかねてより、市民の意見、市民の要望を聞きながら、市民のために働く、これが本当の行政、市職員の役目だと思っております。

今後も、事業の実施に当たっては、漁業者や漁協の意見を聞きながら進めてもらいまして、少しでも漁業者の所得向上や経営の安定化に努めていただきたいと思います。

最後に要望ですけれども、農業者関係については就労支援に関する補助金ができていると思えますけれども、水産業については支援がないようでございます。本市は養殖業が盛んであり、会社形態、法人が多いかと思いますが、なかなか厳しいかもわかりませんが、一本釣りに関しては個人的なものでありまして、支援ができるのではないのでしょうか。

支援としては、漁船の購入の一部支援、漁具の購入の一部支援、さらには後継者育成等を実施しているところもあるようでございますので、先進地をよく参考にいただき、漁業者の方々にも就労的な支援ができるよう、施策を考えていただきたいと思います。

ぜひ頑張ってくださいと思います。これは要望ですけれども、要望は終わりじゃございませんで、また二、三カ月後にはお答えをいただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、南中の閉校記念碑でございますけれども、教育委員会の総務課長が答弁なさったわけですけれども、私的には、もう教育委員会じゃないのじゃなかろうかと思うんですけれども、教育委員会になった経緯を誰か教えていただければ。もう教育委員会からは手が離れているんじゃないかと、私的には思っております。いや、教育委員会だといえ、それでいいので。

**○副市長（長濱重光）** 26年の6月19日であったと思いますけれども、南中跡地を市のほうか

ら株式会社財宝さんのほうに売買契約をして譲り渡したわけですけれども、そのときにまず思いましたのは、私も南中の卒業生ですけれども、あの記念碑がどうなるんだろうかということを実先に心配をいたしました。それが教育委員会の教育長としての立場でございました。

その後、閉校の実行委員会の皆様も御心配をされて、当時の教育委員会の教育総務課長のほうにおいでになって、どうなるんでしょうかということで、問い合わせがあったのを記憶しております。

そのときも、私自身も、あの土地が行政財産から普通財産に変わっておいりましたので、教育委員会で担うべきなのか、それは自問自答したことは確かでございます。

しかしながら、あそこが南中学校の卒業生にとりましては、やはり母校でありますし、そしてまた卒業生の皆様方の思いというものが、非常に強いものがございます。

そういうことを考えますと、やはりあの時点では、教育委員会で担って、また教育的観点からも、当然、実行委員会の皆様方や卒業生の皆さんの御期待に添えるのが役割ではないかなということで対応をさせていただきました。

今後のことにつきましては、今、篠原議員からもそのようなお考えもございまして、そういったことも含めて、また担当課等もどこにするのか、このまま教育委員会でいいのか、また検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○篠原静則議員** 今、副市長のお考えをお聞きしました。

先ほど申し上げましたとおり、私的には、もう教育委員会から離れているんじゃないかろうかと考えておりますけれども、結論を言いますと、どこがしても卒業生にとってはいいわけですよ。ぜひ、閉校記念碑については、前向きに対応し

ていただきたいと思います。

幸か不幸か、議場に南中卒業生が五、六人いらっしゃるようですので、南中の卒業生の方に、この閉校記念碑はこのままでいいのか、どうすればいいのか、かねがね関心があると思いますので、お考えがあれば教えていただきたいと思ひます。

**○総務課長（中谷大潤）** 私も南中の卒業生ということで、実はことし還暦でございまして、先月10月25日に、南中の還暦同窓会をしたところでございます。

そのことにつきまして、ここにいる土木課長も私と同級生ということで、一緒に実行委員会つくって、同窓会いろいろしたところですけども、まずやはり、南中の跡地というのは、我々も地元に残る人間として非常に気になって、市外、それから県外から帰ってくる同級生も、多分気になるだろうということで、10月25日の1カ月前に記念碑を見に行きました。

というのも、やはりせっかく気になって跡地を見に行く同窓生がいたら、やっぱりきれいにすべきじゃないかという意見があったので、見に行ったわけです。

そしたら、きれいに草が払ってあって、ちょっとびっくりしたところでもございまして、ただそれが、1週間、10日ぐらい経っていたのか、ちょっとやっぱり気になる箇所も、やっぱりもう1回直前にやっぱりせにゃいかんよなということを実行委員会で話をしたところです。そこで、1週間前にまた見に行ったら、またそれよりきれいになっておりまして、財宝さんがちゃんと維持管理してくれているんだなということで御礼の電話だけはしたところでもございました。

そこで、同窓会のときに私の市外、県外からの友達に会い、南中跡の話をして、それから一応気になる人は記念碑があるので見に行ったらどうですかということも話をしました。そしたら、もう既にやはりもう気になって見に行った

同窓生もおって、いいのを建ててもらったなという、私につきましてはそういう意見がありまして、我々も、私も何回か見ているんですけども、売却した当初はなかなか建ててもらえずに、イライラというか、個人的にいろいろ思うこともあったんですけども、最近はきれいに建立されているようで感謝しているところでしたが、私の同級生もいい具合に建てていただいているなということも言っていたようでございますので、同窓生としても非常にうれしいことであると思っております。

**○篠原静則議員** 全員の卒業生にお聞きしたいわけですが、時間が足りませんので総務課長が代表でしていただいたということにしたいと思ひます。

卒業生の来る方の御意見を聞けば、今現在の設置してある場所に人様のお屋敷に入らないかんわけですよ。それがなかなか苦痛であるというようなことで、ぜひ表を向けられないかとか、あそこの場所がちょっとだめならば、西側の角はどうかとか。いろんな御意見を聞いております。そこら辺で執行部といたしまして、移転した場合とか、向きを変えた場合とか、それ相当の予算が必要と思ひますけれども、そんな見積りなんかはされたことはないのか、お聞きいたします。

**○教育総務課長（池松 烈）** 当時の経緯から言いますと、財宝さんのほうで実施をしていたということで、うちのほうでは見積もりをとった経緯はないようでもございます。

**○篠原静則議員** ぜひ会社側に負担をかけるのも厚意で設置していただいたということでもございますけれども、もし今後そういう移転とか向きを変えるとか、やっぱり市のほうで予算化してこうしてしますから協力していただけませんかというお願いをするべきじゃなからうかと思っております。

もし、そういうことが実現するようであれば、

その記念碑の後ろに市の木とか市の花を植えるような計画をしていただきたいと思います。

これはこれで終わります。市長、よろしくお願いたします。

○議長（池山節夫） 市長、答弁はいいですか。はい。

○篠原静則議員 それから、柗原小学校の前の海岸の整備でございますけれども、先ほど課長のほうから答弁がございましたけれども、県のほうである程度助成してやってくださいませんかということで、これ私、想定内でございます。市で何か協力できないかということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（池山節夫） 答弁が要りますね。

○篠原静則議員 はい。

○土木課長（宮迫章二） 市のほうで協力をということだと思っておりますが、私も現場を確認しているわけなんですけど、大分、250メートル間は茂ってあるようであります。それから、50メートルぐらい南に行けば、まだかねて管理をされているのか、そこまでまだ高くないようですので、そこについてはある程度できるのではないかと思います。

しかし、全て市のほうでということとはちょっとなかなか厳しいところもございまして、やはり地元で作業すれば、ある程度の協力はできるのではないかと思います。

○篠原静則議員 このことについて市長、お尋ねしますけれども、かねがね青少年育成に結構言葉が出るわけですが、そういう観点からもぜひあの浜をきれいにさせていただいて、青少年の活動の場にさせていただきたいと思うわけですが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 私も地元でございますし、現場の状況はよく理解しております。

先ほど土木課長のほうでほかの事例を申し上

げてこういう形でやっておられますというお話がありました。

ただ、地元の皆さんだけで難しいという状況もあるんだというふうにも理解をしておりますので、どちらかだけということではなくて話し合いをしながら、協力しながら条件を整えられいにしていくというのは十分検討できることだというふうに思っております。

○篠原静則議員 ぜひふるさと納税などを有効に使っていただいて、これはもう市長、政治判断だと思っております。だから、市長のやる気、やれというような判断、それと土木課長が先ほど答弁されましたけれども、これも県がこう言ったからじゃなくて、かねがね県とのパイプがあると言われるわけですから、パイプを有効に使って前向きに進めるようにさせていただきたいと思っております。

時間もないですけれども、こういうこの海岸でいろいろな行事がされておりますけれども、ちょっと紹介させていただきます。

学校行事では6月に海岸清掃とか、浜辺を利用したサンドクラフト制作、7月には魚釣り大会、また漁船の乗船体験、それから12月には小学校の1,600メートルから2,000メートルの持久走大会があるようございます。また、3月にはお別れ遠足をかねたカレーづくりとか、砂浜で遊んで行事があるようございます。

また、育成会の行事といたしましては、毎年1月2日に新年の健康を祝う行事として柗原海岸を走る小学校親子海浜駅伝が現在でも40数年続いております。現在では、小学校の児童数が少なくなりまして、振興会チームとか消防団チーム、中学生チーム、高校青年チームなど、多くのチームが結成されて実施されております。また、この浜歩き、この駅伝が済んだ後、城山学園の生徒さんとか老人クラブさんとか一緒になって浜歩きがなされております。

また、おろごめも四百四、五十年前から行われているようでございます。また海遊び、これも親父の会なんかを中心となってやっているようでございます。

こういうふうには小学校の下がきれいに復活させていただいたら終原の人だけじゃなくて市内外の方々が遊ぶような広いスペースがあるんじゃないかなろうかと考えておりますので、市長、ひとつよろしく願いをいたします。これは終わります。

次に、土捨て場についてでございますけれども、現在は仮置き場状態であるわけですよ。もう大体、捨て場、捨て土、そのスペースはもうなくなったんじゃないかなろうかと。ただ、行政の勝手に、ただシラスを仮置きしてあって、あれは何すつとよっち言えば、南の拠点に持って行くんだとそういう感じで土捨て場を、ちょっと産業委員会でもお願いしているわけですから、いついつどうして山に返すとか、いや、転用ができるようになりましてとか、そういうのがあれば別に質問をせんでいいわけですが、この仮置き場状態が今後どうされる気かお尋ねいたします。

○土木課長（宮迫章二） 今、議員の言われますように残土処分場はもう少しで満杯になるわけなんです、今のところは、例えば上野台地の草刈りをするとか、各振興会の草刈り、学校関係の草刈りをしたときに今仮置きをして、最終的には処分をするようにしているわけですが、それとか、今現在は大型ダンプが土砂を運搬しているところでございますが、今現在は急傾斜事業の工事の土砂を仮置きしまして、南の拠点で盛土材として再利用するために運搬しているところでございます。

1回目でもお答えをしましたが、あとは残土処分場の最終としましては、今幹線の配水は整備してありますので、下側の配水とか、あとは調整池をつくって植林をした上で山に返すとい

うふうになっています。

○篠原静則議員 ということは、まだ計画はできていないということですね。

○土木課長（宮迫章二） 今の計画の中では、計画はある程度つくっております。ただあともう少し高さが東側のほうに盛って行くということになりますので、それを見ていただいて計画の高さにきた段階で調整池をつくって排水路の整備をしたいと考えております。

○篠原静則議員 山に返すなら山に返すなりの計画を作成すべきだと考えるわけですが、今現在、クロガネモチ、それからツツジが一部植えてあります。それも管理が全くできていないんで、草が巻きついている状態でございます。そういう感じの現在でございますけれども、それを山に返して管理ができるかと私は思うんです。何かいい方法はないかと。山に返せば、前も言ったかと思うんですが、鳥獣害の繁殖地になるだけで、いいことはないなと自分は考えておりますので、御検討をよろしく願いいたします。

私、この土捨て場に関しては開設当時から用地交渉とか携わっておりまして、面積が3万6,440平米、山の登記面積はこっただけですけども、実績面積はまだ広いと思うんです。山の場合。それで地権者が33人でありました。大体、自分の周辺の方でございましたんで、用地交渉もお手伝いしたわけですけども、そういう中でこういう地権者の魂が入ったこの土地でありますので、やっぱり大事に計画を立てて使っていただきたいと思います。

土捨て場については、これで終わります。

最後になりますけれども、交流人口の検証についてお答えをいただきましたけれども、運動公園をはじめ、道の駅、いい方向で検証されているようでございまして、何かデメリットは全然ないように聞こえたわけですけども、まず簡単に、もう時間がございませんので、丁寧に

簡単に御答弁していただきたいと思います。

稼働状況とか経営状況、こんなのはどういう視点から検証されたのかお尋ねいたします。

○水産商工観光課長（森山博之） 稼働状況ということでございますが、道の駅たるみずにつきましては、ほぼ年中無休で稼働しております。その稼働状況という、1年間にどれぐらい稼働したかというようなことにつきましては、なかなか今、現在ここで細かい数字は持っておりませんが、基本的には年中無休で稼働しておるといふうなことで御理解をいただければと思います。

○社会教育課長（野嶋正人） 中央運動公園の稼働状況につきましては、年末年始を除いては開館しております、休館日を除いてということで御理解いただきたいと思います。

○篠原静則議員 次に、スポーツ合宿などにより森の駅と運動公園の連携は、感じたところうまくいっているように思えるわけですが、道の駅と運動公園はどういう感じなのか、検証されたことがあるのか、お尋ねいたします。

○水産商工観光課長（森山博之） 運動公園と道の駅たるみずの関係でございますが、御承知のとおり道の駅たるみずには宿泊施設がございません。そうしたことから、運動公園利用者が道の駅たるみずで昼食あるいは夕食をとることがあるかとは思いますが、実際のところ、その辺の因果関係につきましては、申しわけございません、把握をし切れておりませんので、この程度の御答弁で御理解いただければと思います。

○篠原静則議員 観光課長が一人でもう十分な感じでございますけれども、企業の経営については、それぞれの企業のノウハウ、経営感覚が存在すると言われますが、これまで経営体の違う企業が指定管理者になっていた道の駅と森の駅は、本市の交流人口増のために北の拠点、中央の拠点、点を線でつなぐ経営の交流、実践、

普通にいえばしっかりとお互いが協議し納得の上で一緒にやってきていかなきゃならないと思いますけれども、自分の我がとこばかりというようなことはなかったのか、お尋ねいたします。

○水産商工観光課長（森山博之） 御承知のとおり道の駅たるみず並びに森の駅たるみずにつきましては、水産商工観光課で所管をいたしております。今度新たに建設予定であります南の拠点、3つの施設につきましては、当然、これまで2つでありました施設が3つになるわけでございますので、当然緊密な連携を図っていき、さらなる交流人口の増加を目指していかなければいけないというふうに強く考えているところでございます。

○篠原静則議員 今回、議案が可決されれば、北の拠点、中央の拠点の指定管理者が同一経営体になり、3つ目の南の拠点とトライアングルが完成するわけですが、交流人口増のためにこれまでの検証からこれからの15年の南の拠点、方向性が合致していくか、3つがいい方向を持って行政と市民が、そして本市への来訪者が納得ができ期待できるものになっていくかと思っております。絵に描いた餅にならないように願っているわけですが、課長のお考えをお聞かせください。

○企画政策課長（角野 毅） 連携につきましてはこれまでもいろいろ協議を行ってきております。また、今回新たに指定管理の議案が出ているようでございます。今後、お互いそれぞれが事業者である意識を持ちながら切磋琢磨しながら、我々もその連携のあり方については、いろいろと提案をしながら協議を進めていきたいと思っておりますので、いい3つの拠点の連携というものを模索していきたいと思っております。

○篠原静則議員 よかふうに行くようにということでございますけれども、やっぱり責任を持

って、かねがねも仕事をしていただきたいなど考えております。

ちょっと昔話をしますと、いろんな方がございまして、やっぱりトップの方が最終的な用地交渉に行くとか、そういうことも考えていただきたいと思います。

最後ですけれども、市長、交流人口の成果が市民にとってどのように影響したのか、成果を生んできているのか、お尋ねいたします。

それと政治は、市民の所得が向上して幸せになることをお手伝いするのが政治の一番の仕事じゃないかと思いますが、交流施設、交流事業で市民の方が大方の方が幸せになったのか、そうとは思わないのか、お答えいただきたいと思います。

最後に、観光課長にお尋ねしますけれども、きのう、千本イチョウの来場者が5万3,300人であったということでありましたが、コンビニエンスストアとか飲食店にお客さんも流れてきたと答弁がございました。そういう中で森の駅、道の駅、そういう流れはなかったかお尋ねしまして、私の質問を終わります。

**○市長（尾脇雅弥）** 私もそうでありますし、議員の先生方も基本的には同じだと思いますけれども、垂水市がよくなるように、市民の皆さんが幸福であるために、立場の違いを越えてどうしていくのかというのが共通項だろうと思います。

私は今、経済政策として、6次産業化と観光振興への挑戦というのを掲げております。人口減少社会の中で垂水に多くの人を招き入れることによって経済を活性化させて、そのことでいろんな意味でプラスの波及効果をとというふうに考えております。

きのう、池之上議員の御質問にもありました、一定の成果は出ているよねと。しかしながら、課題があるのではないかと。それもそのとおりだというふうに思っております。

例えば、きのう話がありました、この時期の千本イチョウに関しては、期間中約5万3,000人、前後まで合わせますと7万弱ぐらいの人が来ていただくことによって、結果として、いろんな飲食店がもうかったり、温泉に入っていたりしていらっしゃる方もいらっしゃる。そういう意味では、それはプラスの効果だろうと思いますけども。じゃあ、全業種がそうかといえそうじゃないところもありますので、その辺のところをどうつなげていくかというのが、これからの課題であると思います。

人口減少社会の中で、その辺の知恵を、私は私の立場で課長さんたちと一緒に考え、また議員の先生方の提案もいただきながら、前向きに検討していきたいというふうに思っているところでございます。

**○水産商工観光課長（森山博之）** きのうは池之上議員の御質問にもお答えしましたとおり、全てのコンビニエンスストア並びに飲食店等、電話調査等を行ったわけではございませんが、電話をして聞き取りをしましたコンビニエンスストア全てがお客さんが増えているという報告でございました。

また、道の駅につきましても、通常、特に12月3日につきましては、通常、週末2,000人のところが3,872人来場者がありましたということからしましても、来場者は多かったのかなというふうには認識をいたしております。

**○篠原静則議員** いろいろお答え聞きましたけれども、市民の自然減はしょうがないと思えますけれども、転出ですね、こういうことで人口が減らないような施策を考えていただきたいなと思っております。

終わります。

**○議長（池山節夫）** 次に、5番、感王寺耕造議員の質問を許可します。

[感王寺耕造議員登壇]

**○感王寺耕造議員** 皆さん、お疲れさまでござ

います。昼食が済んだ後、あと2名ということで、マージャンでいえばラス前です。オーラスのときトップとれるように頑張っている質問していきたいとも思います。質問に入らせていただく前に、ちょっと前語りさせていただきますけども。

財政課長、今、各課ヒアリングで来年度予算の編成で大変な時期を迎えていらっしゃると思っております。各課長とも、あれもこれもという事業出してきた予算獲得ということで、また、我々市議も常日ごろの議会活動の部分で、この事業せんかと、こういう形で持っていたほうがいいんじゃないのという部分でいろいろ事業提案をしているところでございます。

ただ、各担当課も、我々議員の提案も全て聞いておれば財源に限りあるわけですから、本市の脆弱な財源のもとではパンクをしてしまいます。どうか市民ニーズに合った、また、市政の発展、経済発展に合った、また自然災害の備えですね、子育て支援もそうですけども、本当市民ニーズに合った事業なのかどうか、また歳入についても、より有利な歳入をとということで、最後の大事な仕事が残っておりますんで一生懸命頑張っていたきたいと思っております。来年のきちっとした予算案のもとで予算委員会を迎えることを期待しまして、エールを送りたいと思っております。

また、市長も当然ですから、市長のほうも頑張っている指示して、いい予算書をつくっていただけるようお願いいたします。

それでは、早速、質問に入らせていただきます。

まず、新城・牛根支所の職員配置と証明書交付事務の取扱件数をお示してください。また、今後、日本郵便、コンビニエンスストアなどへの証明書交付事務の委託の考えはないのか、市民課長に伺います。

次に、農林課長に伺います。本年6月議会で

新規就農者の育成、また農業振興策について質問いたしました、その後の進捗状況についての質問です。K—GAP取得の状況と今後の対応について答弁ください。

また、異業種間連帯、市内飲食店、学校給食等での食材の活用、ふるさと納税の返礼品の活用状況はどうなっているのかもあわせて答弁ください。

また、あわせて商工観光課、企画政策課等との連帯状況と今後の事業展開について、以上3点答弁願います。

また、今年の台風16号災害における農地農業用施設災害の復旧状況について答弁ください。市長は、今年の田植えに間に合うようにと強く指示されたと記憶しておりますが、いまだ復旧が終了していない農地もあります。復旧が遅れた原因について答弁ください。

以上3点、農林課長に答弁願います。

次に、所有者不明地について質問いたします。本市の所有者不明地の件数について、税務課長答弁ください。

また、今年の台風16号災害でもそうですが、災害復旧時に所有者不明で問題点がなかったのか、土木課長、農林課長あわせて答弁願います。

最後に、南の拠点事業について企画政策課長に伺います。今議会でも再三再四、多くの議員がこの問題について指摘されましたが、また答弁願いましたが、最後の確認という意味でも答弁願います。

まず、土地の取得状況についてお示してください。取得断念した土地、現在交渉中の土地等について詳しく説明願います。また、土地取得できなかった場合、事業に支障は出ないのか、設計変更もあり得るのか、明確に答弁してください。

時間の制約がございまして、担当課長の答弁には修辭句は要りません。明瞭な答弁と、あと耳が最近遠くなっておりますんで、大きな声

での答弁をお願いいたしまして、以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

**○市民課長（和泉洋一）** 新城・牛根支所についての御質問にお答えいたします。

まず、職員配置と証明書交付事務の取扱件数についてでございますが、職員配置は両支所とも現在3名体制となっております。内訳は、1支所当たり週4日勤務の再任用職員が1名、月18日勤務と13日勤務の臨時職員が各1名でございます。

証明書交付事務の取り扱い件数は、平成28年度の実績で、新城支所が有料件数2,362件、無料件数1,205件の合計3,567件、牛根支所が有料件数1,867件、無料件数の141件の合計2,008件でございます。

次に、日本郵政への証明書交付事務等の委託の考えはないかについてお答えをします。

支所の業務は、垂水市役所、支所設置条例施行規則で定められており、証明書等の発行業務を初め、印鑑の登録業務、市税及び税外収入等の収納業務などを行っております。

近年、自治体の住民票の写し並びに税務証明書等は、住基カードやマイナンバーカードを利用して発行できる仕組みが確立されており、一般的にキオスク端末と呼ばれる自動発行機を公民館や駅、郵便局などの公共施設に自治体が設置し発行する仕組みや、コンビニエンスストアが設置する同等の端末で発行する、いわゆるコンビニ発行といわれる仕組みにより、利便性向上の事実は、年を追うごとに進化しているようでございます。

本市においては、このような仕組みは導入されておりませんが、両支所の業務は住民票の写し等の発行業務だけではないため、住民サービスの維持向上とコストの両面から、慎重に検討が必要と考えております。

以上でございます。

**○農林課長（二川隆志）** 感王寺議員からの農業施策について、K—GAPの取得について、現在の取り組み状況と今後の対応についてお答えさせていただきます。

K—GAP鹿児島の農林水産物認証制度については、消費者に安心して農林水産物を購入していただけるよう、鹿児島県が安心・安全の基準を作成し、その基準に沿って生産したものを、第三者機関が認証する制度となっております。K—GAPの認証期間は1年間でありまして、生産者は毎年認証取得の審査を受けなければならず、その意味でも、高度な安全性が確保されることとなりますので、バイヤーの方々はK—GAPの認証で、産地監査が不要となるため、効率的で付加価値の高い製品の調達が可能になったとの高い評価を得ております。

現在の県での取得状況については、平成29年10月末現在で、43市町村のうち38市町村で取得されており、64品目258団体、個人305件、延べ約1万人が認証を受けておられます。

本市では、K—GAP取得を希望する女性新規就農者の方より、タマネギでの認証取得支援の要請がありましたことから、大隅地域新興局農政普及課と連携して検討会を実施し、取得のための研修や指導を行っております。

来年1月に、県農業農村協会にK—GAP取得のための書類申請を行い、早ければ2月には取得できる予定となっております。本市で初のK—GAP取得農家となる予定でございます。

今後のK—GAP取得のための対応としては、現在ふるさと納税の返礼品も出品されていらっしゃる生産農家の方々に本制度の説明を行って、取得へ向けた取り組みを開始したいと考えております。

また、垂水市内でも多くの栽培面積がございます、サツマイモ紅はるかでK—GAP認証取得をしていただける農家をお探ししたいと考えているところでございます。

また、今後、技連会だよりなどで周知を図り、K-GAPを取得する農家を増やして認証された安心・安全な農産物を、より多くの消費者の方々にお届けできるように、生産者の方々と連携して取り組み、結果、栽培農家の方々の所得の向上につながるよう努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

続きまして、異業種間連帯、市内飲食店、学校給食等での食材の活用、ふるさと納税の返礼品の状況、あわせて水産商工観光課、企画政策課等の連帯状況とこれからの事業展開についてお答えさせていただきます。

まず、地産地消の推進を期待できることといたしまして、市内ホテルや飲食店等の3社の方々から今年度に入り、新たに公設卸売市場における買い受け人登録申請があり、これが承認されたところでございます。

新規参入による卸売市場の取引量増加は、市場活性化の観点からも望ましく、新たな買い受け人には、積極的に競りに参加していただくことで、出荷者の所得向上に貢献していただきたいと考えているところでございます。

これが同時に農家の方々が農産物の出荷先の1つとして、卸売市場を見直す動きにつながれば、将来的には市場全体に活気が戻り、ひいては市民の皆様が地元の農産物を食する、あるいは食材として購入する機会が増えるきっかけとなるのではないかと考えているところでございます。

学校給食につきましては、地元農業者団体である、百笑俱樂部が学校給食センターで行われる毎月の定例会において、翌月分の食材の運用の計画等につきまして、栄養教諭らと協議を行っており、季節に応じたさまざまな品目を供給しております。

本市教育委員会学校教育課によりますと、本市学校給食の県内産地場産物の割合は、過去5

年平均で約80%と、県目標の70%以上を大きく上回っている状況でございます。

これは、学校給食に携わる方々の日ごろの努力の成果でございますが、一方で、百笑俱樂部をはじめとした生産者の子供たちへの思いの深さのあらわれであると考えております。

先般、東京都で開催されました、第12回全国学校給食甲子園において、本市の学校給食が全国大会出場を果たし、入賞されておりますけれども、その審査に付されました献立の中の大豆につきましては、水之上の三和営農組合によって、ことし生産された秋大豆を使用させていただいております。

審査の過程では、大豆は食材としてだけではなく、三和営農組合から提供いただいた茎やさや、根の部分を含めた現物を見せることでの活用されております。食育の観点で、他の出場者からも評価をいただいたそうでございます。

農林課といたしましては、第2次食育地産地消計画の推進施策に掲げました、地産地消の推進や、学校給食での地場産物の活用に直結するこれらの取り組みを、生産者や農業者団体とともに、これからも進めてまいりたいと考えております。

議員御質問の異業種間連帯につきましては、運送業を主体とする事業者の方からより、農地所有適格法人の資格取得について御相談をいただいております。防災営農対策事業への取り組みや、オリーブ栽培等について、金融機関と連携して情報収集を行われているようでございます。

また、再生エネルギー事業に取り組みされる事業者の方からは、水耕栽培への参入と合わせて、農地所有適格法人の資格取得について御相談をいただいております。企業参入による活性化と雇用の確保など期待できますので、先々の農地中間管理事業の活用等も含め、助言や支援を続けてまいりたいと考えております。

これまで申し述べましたように、農林課といったしましては、公設市場関係者や学校給食センターなど、食に深くかかわる関係機関等と市内の農業者、農業者団体等との橋渡し役を担いながら、地場農産物を使っていただけるような取引や、新たなビジネスが生まれる可能性を、引き続き探ってまいりたいと考えているところでございます。

ふるさと納税の返礼品につきましては、企画政策課との連携のもと、今年度1名のメロン生産者に出品していただきました。季節物であるために、期間限定、個数限定の取り組みとなりましたが、納税者の方々から選んでいただける返礼品として実績を上げたところでございます。

来年は、さらにもう1人のメロン生産者と交渉を行い、既に御了承を得ておりますので、来期はことしよりも多くの方々へ高品質の垂水産メロンを選んでいただけるものと期待しております。

鹿児島きもつき農協からは、牛肉など、主に肉類で新規に出品をいただいております。牛肉日本一の効果もあり、順調に件数を伸ばしている状況とお聞きしています。

現在、市内の柑橘類を生産される農家の生産品でありますポンカン、アンコール、デコポンも鹿児島きもつき農協から出品していただくよう調整中でしたが、つい先般、ポンカンにつきましては、新たに産品として登録していただいたところでございます。

次に、水産商工観光課、企画政策課との連帯状況とこれからの事業展開につきましてお答えさせていただきます。

10月2日から3日にかけて、東京都内で開催されました、食材PRイベントに市長、水産商工観光課に合わせまして、市内の女性農業生産者1名が同行する形で行ってまいりました。

イベントでは、来場者が垂水産の産物でつくられた食事をとりながら、食材を提供した農業

者本人と直接語り合う場面も演出され、好感触を得ましたことから、いわゆる口コミ等による垂水産食材の宣伝効果が期待できるのではないかと手応えを感じたところでございます。

また、イベント後、農業者と会場となった飲食店との取引が開始されましたことから、販路拡大の第一歩といえるのではないかと考えているところでございます。

さらに、農業者にとりましては、大都市圏の消費者や取引先が、どのような垂水産食材を求めておられるのか知る機会ともなったようでございます。この取り組みによって、農業者が一層の品質向上に努められることはもちろんですが、新たな生産品目の検討や発送時の荷姿に至るまで、今後の農業経営を改善する一助となり、次の機会にはそれらへの改善点が反映されるような目標設定には役立ったのではないかと考えています。

以上のように、関係課の連携により、実現した今回の取り組みを通じ、得られた成果は大きいと考えております。このため、農林課といったしましては、協力いただける農業者や、品目の掘り起しなどを主体的に進めながら、ふるさと納税の返礼品やイベント参加をはじめとする取り組みを関係課と連携して進め、生産者が農業のやりがいや成功を実感いただけるような支援のあり方を、引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

続きまして、昨年の台風16号災害について、農地農業施設の復旧状況についてお答えさせていただきます。

今回12月15日の入札をもって、農地農業用施設災害復旧工事の補助事業分の発注は完了する予定でございます。

また、単独災害分の農地農業用施設災害工事についても、年度内の工事完了を目指して、随時着手していただいております。これからも、

建設業組合の皆さんとも連携して、年度内の完成に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

特に、農地災害復旧につきましては、来年の作付には必ず間に合うように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、復旧が遅れた原因についてお答えさせていただきます。

先ほど申し上げたとおり、農地復旧工事につきましては、本年度作付できるように、年度早期の発注に取り組んだところでございますが、排水路の復旧を伴う農業施設と合併して発注しました農地災害につきましては、3回にわたりまして1社しか応札がなく不落となり、4回目でも落札され、着工が遅れまして、農家の方には本年度の作付を断念していただき、大変御迷惑をおかけしたところでございます。

設計金額に基づき、クラスごとの発注を行っておりますので、年度当初からしばらくは国、県、市、土木の工事発注が集中して、受注超過による工期の減少を危惧されました事業所の方々の辞退などもありまして、受注までにしばらく期間を要したところでございます。

基本的には設計金額に応じてクラスごとの発注を行っておりますが、今回のような際には、設計金額が下位クラスの設定額とそれほど大きく差がない場合などにつきましては、複数のクラスの事業所を指名して、入札に望むなど対応を早目に指名委員会に諮るなどしまして、早期着手、早期完了を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○税務課長（楠木雅己）** 感王寺議員の本市の所有者不明地の件数は、についての御質問にお答えいたします。

本市の納税義務者のうち、土地の課税があり、納税通知書の送付を行ったが、宛先不明で返送

されたものを所有者不明と定義した場合、平成29年での対象、納税義務者は46名、対象土地筆数は272筆となっております。

以上でございます。

**○土木課長（宮迫章二）** 災害復旧時に所有者不明で問題はなかったか、今後の対応はということについて、土木課所管の公共土木施設災害復旧工事においてお答えいたします。

所有者不明地により、問題はなかったかとのことでございますが、道路災害や急傾斜工事におきましては、全て所有権移転登記を行い、実施できましたので、所有者不明地により、未実施となった事例は現在のところございません。

次に、今後の所有者不明地の対応でございますが、道路災害復旧工事等で承諾が必要となる場合は、土地の所有者から道路用地として認めていただき、所有権移転登記を行った上での実施となりますので、仮に工事の範囲内に所有者不明地があった場合は、現行制度では実施できないことも考えられます。

以上でございます。

**○農林課長（二川隆志）** 同じように、農林課所管の災害復旧時に所有者不明で問題点はなかったかと今後の対応についてお答えさせていただきます。

災害復旧工事におきましては、地元の皆様方から御協力をいただきましたことで、所有者不明の関係で着手できなかったなどの工事はございませんでした。

しかしながら、今後予想される問題点は何かあったところでございます。農地農業用施設の災害復旧工事において、農地復旧は地権者及び耕作者等の申請がなければ復旧が行われぬものでございます。仮に被災地域に所有者不明の土地があった場合、もちろん復旧の申請が出されない可能性がございます。その際に被災地域の農地、農業施設を復旧しようとする場合に、所有者不明の土地を工法的な関係で工事用道路

としてどうしても利用しなければならなくなった場合など、土地の立ち入れ許可が得られず、工事が着手できないケースも出てくる可能性などが考えられます。

また、治山林道の災害復旧工事においては、山林の境界や現所有者の所在などを明確に知っている生存者の方々が、年々少なくなってきたということがございます。山林の境界など御存知なのは、ほとんど地域にお住いの高齢者の方々が頼りな状況でございます。

工事を施工する際は、地権者の承諾をまず得た上で着手することになります。市内の山林部分は、国土調査も終わっていない部分が多く、地権者を特定するには境界がわからず、壊れた箇所が誰の土地に該当するのか特定できず、苦慮する場合がございます。

今後、このような問題は工事を行う上で、年々非常に重要な問題となってきますので、土地改良区や森林組合での関係団体の皆様方や地域の皆様方との連携体制を早目に構築するなどの対策が必要だというふうに考えております。

以上でございます。

**○税務課長（楠木雅己）** 感王寺議員の災害復旧時に所有者不明で問題点がなかったか、今後の対応はについての、税務課での今後の対応についてお答えいたします。

御存知のとおり、登記名義人が死亡されたり、相続や贈与がまたは売買等によって、所有者の変更があった場合は、本来、不動産登記法に基づき、親族と相続人関係者やその他の権利者が各種所有権移転登記を行うこととされております。

しかし、登記名義人の死亡後も、所有権移転登記手続きが行われず、結果、名義人が死亡したままで放置されてしまい、いわゆる所有者不明地となるケースが現状としてございます。

相続登記が行われず、死亡者名義のままでの登記の状態が続けば、管理者の所在が不明とな

った際に、土地が放置され荒廃したり、災害復旧等の各種公共事業の実施に際し支障を来す場合もありますが、税務課におきましても、納税通知書発送時に宛先不明となってしまう、課税に支障を来す場合がございます。

税務課では、所有者不明地の発生を防止するため、死亡届が提出された際に、市民課窓口等と連携して、固定資産現所有者相続人代表者の届け出作成依頼を御親族様等を通じて行っており、また窓口相談対応時におきましても、相続登記手続の勧奨を行ってきております。

今後も引き続き、相続登記手続の勧奨及び固定資産現所有者、相続人代表者の届出作成依頼を行ってまいります。なお、国におきましても、国土交通省が所有者不明土地の有効活用に向けた新法案の骨子がまとまっており、また法務省におきましても、所有者不明土地の解消に向けた取り組みの検討がなされておりますので、今後、動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○企画政策課長（角野 毅）** 感王寺議員の御質問でございます。土地の取得状況につきましてお答えをいたします。

土地の取得状況につきましては、池之上議員の御質問でお答えをしたところでございますが、当初計画においては、市が取得を行うエリアは40筆、2万2,290.8平米でありましたが、そのうち34筆は土地売買契約が締結され、2筆は契約の交渉を継続しております。残り3筆につきましては、事業同意が得られていない状況でございます。この事業同意が得られていない3筆でございますが、同一の法定相続人であり、3人中2人は契約の合意をいただいておりますが、1人が交渉に応じていただけないことから、事業を推進するにあたり影響があると総合的に判断し、当該地をエリア外とする開発行為の変更申請の手続を進めていくところでございます。

なお、変更計画後における市が取得する土地は、区域変更による3筆、3,027平米の減少と、国エリアの整備に伴う2筆1,308平米の増加により39筆、2万571.8平米でございます。

また、設計変更もあり得るのかということでございますけれど、用地取得が困難となりました3筆を計画エリア外といたしましたことから、一部配置計画の設計変更がございました。

変更内容でございますが、エリア外となった3筆は、当初グランピングエリア及び子供広場エリアの一部でございましたが、グランピングエリアは南の拠点エリア外の隣接地で、再検討することとし、子供広場エリアはエリア南側へ配置する設計変更を行っているところでございます。

以上でございます。

**○感王寺耕造議員** それでは、一問一答方式で進めさせていただきたいと思っております。

まず、両支所の配置をお聞きしました。またあと日本郵便ですね、あとコンビニエンスストアでの証明書の部分が、住基カードであったりとか、マイナンバーの分でできるわけですけども、これについては、当面できないという答弁いただいたんですけども、これについては後で議論させていただきます。

市民課長の答弁の中に、確かに私もちゃんと条例読んでいます。条例も規則もちゃんと読んで、その中で垂水市役所設置条例というのありまして、その下に設置条例施行の規則がきちんとうたってあります。今、支所長はいないですよ。支所長いないですよ。その中で、第2条の部分で、支所に支所長、係長、その他必要な職員を置くということになっているんです。さっきの説明のとおり、職員も支所長もいないし、係長もいないですよ。こうなったら、今後もしちゃんと変更しなさいよ。それがまず1点。

あと確かに証明書事務だけじゃないっていうんなら、私も十分認識しております。その中で

ちょっと上げてみますと、文書の受け付け、発送及び保管に関する事、災害報告に関する事、管内各種団体との連絡に関する事ですね、本庁との事務連絡に関する事、埋葬許可に関する事、人口動向調査に関する事、身上照会その他市の照会に関する事、国民健康保険にかかわる諸届け出受け付け及び被保険者証検査証の作成・再交付に関する事、これはちょっと今あれだね、国民年金課の諸届の受け付けに関する事、国民年金の分はちょっと変わってきていると思いますけども。こういう証明事務だけではないというのは十分認識しています。それであつたら、所掌事務にかかわる担当課長です。今、例えば牛根、新城支所を廃止することになったら、それぞれの担当課の所掌事務のほうに、影響は出てくるのかどうか。それに対する影響が出てくるのであれば、それに対応する方策はないのか、明確に答弁ください。時間ないですから明確に。

**○市民課長（和泉洋一）** 両支所を廃止した場合、支障があるのかの市民課所管分についての御質問にお答えします。

先ほど感王寺議員のほうから質問がありました。所長については、私市民課長が兼任でございます。係長については、市民係長が兼任しております。両支所での市民課所管分の業務は、戸籍、住民票の写しの交付などのほか、各種異動の受け付けや、国民健康保険、国民年金に係る諸届出の受け付け業務内容等がございます。単に証明書等の発行業務だけであれば、キオスク端末等による対応も可能ではございますが、各種異動の受け付けや国保、年金等の業務については、本庁の担当係と連携して窓口サービスを行う必要がございますので、現段階においては、支所を廃止した場合の代替策等については、なかなか難しいのではないかと考えており、住民サービスに支障があるというふうなことを考えております。

以上です。

○社会教育課長（野嶋正人） それでは、今御質問になりました施行規則の中で、両支所の市庁舎管理という面がございましたので、所管が社会教育課になるのでお答えさせていただきます。

まず、牛根支所、新城支所は、それぞれ牛根地区公民館、新城地区公民館内にありますことから、建物全体の維持管理につきましては、社会教育課の予算で対応しております。

内容といたしましては、電気、水道料等の費用及び建物、電気等の保守点検でございます。なお、両支所が廃止された場合でも、地区公民館の機能は維持することとなりますので、社会教育課といたしましては従前のおりの要領で維持管理を行ってまいります。

また、施設全体が地区公民館となった場合の施設の運用につきましては、その他の各地区公民館と同様になるものと考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 時間がないから。ほかの税務課長らいろいろ担当課があるんですね。保健課長、福祉課長とか生活環境課長とかもろもろ出てくるんですね、関係が。いいですから。

ただ、私何でこんな質問したかと言いますと、新城地区が今1,027人です、現人口が。牛根地区が1,630人なんです、はっきり言って。その中で有料件数、市民の方々が利用をする件数が新城支所に関しては、わずか2,362件なんです、要するに。これは稼働日でいくと、これは平成28年度の数字ですけども、243日稼働しています、支所が、市役所の。

そうすると、3名体制で、常時は大体2名だと思ふ。2名でやっているんだけど、それでも1日当たりの証明書件数、9.7件しかないんです。あと牛根に至っては、これも3名体制ですから、1日に全体の有料件数、市民の方々がお金を出してやって部分が1,867件、1日当た

りわずか7.6件なんです。

行政にはコストパフォーマンスは求められません。それでまた証明事務だけじゃないということは十分認識しています。でも、いつかこの体制、私は改めなきゃいけないと思っているんです。私もこの質問するとき、私の支持者の先輩やら後輩やら、いろいろ相談しました。してええもんかねと。平成の大合併前は、旧牛根村、新城村だったんです。やっぱり旧行政区としてもプライドあるんです。皆さん持っているの。そういう部分でなかなか難しいと思っているんですけども、今この問題を俎上に上げないことには、未来永劫こうしていくんですかということも提起しているんです。その上で質問しているということをわかっていたらいいと思っております。

それで、現在コンビニの分については、ちょっと調べられなかったんですけども、日本郵便のほうについて、ちょっと調べてきたんです。そしたら、戸籍の謄本、抄本ですね、戸籍の付票の写し、納税証明書、住民票の写し等、印鑑登録証明書、こういうの証明事務を極めて安価な価格で値段はあえて言いませんけども、極めて安価な価格で取り扱っております。

そのほか、本市でもチケット販売委託されているでしょ、もう。チケットの販売委託されているんですよ、垂水市。その他にもごみ袋の販売であったりとか、地震保険の申し込みの受け付け、敬老乗車証、これはうちはないけど、いろんな部分、日本郵便さんも受け付けているんです。大体、証明書交付、九州管内で見ますと35市町村が委託しております、証明書交付事務ね。この部分で171の郵便局で受け付けているんですよ。バスの回数券も結構あるね。そういう部分もあるんです。

だからキオスク端末機を設置することによって、マイナンバーカードを使っていただいて、その委託された部分で端末機の設置場所は無償

で設置される、その部分で随時取得していただくという方策もあるわけです。

コスパの問題も含めて、所掌事務のほかの部分については、別の代案ができないのか、この辺については、今の議論をちょっと聞いていただいて、市長のこれは最終的な考えですから、市長の答弁を求めます。

**○市長（尾脇雅弥）** 感王寺議員の考え方と私も基本的には同じであります。ただ、現在のところは考えておりませんが、将来にわたっては人口減少また業務量の縮小ということを考えますときに、今のあり方でいいのかという課題は当然出てまいりますので、ほかとの組み合わせも含めて、いい方法というのは、今後検討していかねばならないというふうに思っております。

**○感王寺耕造議員** 市長、ぜひとも調査研究していただきたいと思うんです。結局、災害時もそうでした。今の企画政策課の人員足りない状況なんですね。県、国の権限移譲もありますよね。その中で、3名体制で果たしてやっていいのか。再任用された優秀な方々も新城、牛根支所、両支所いらないわけです。その人たちを証明書事務の部分は民間に委託して、別な形で本所の部分で使ってもらおうとか、そういうこともやっぱりやっていかないといけないと思うんです。ぜひとも前向きに検討いただきたいと思うんです。

あと、条例であったりとか、条例の施行規則、支所長とかそういう部分はもう使わないんですよ、それだったら早目に消してください。それだけお願いして、この問題については終わります。

あと、農業政策についてですけども、懇切丁寧に教えていただきました。まず、K-GAPですけども、県内で述べ1万人ですか、やっているということで、今まで本市の取り組みが遅かったから、新しく1名頑張っていたらと

いうこと、認証間近ということですので、また今後の部分についても、紅はるか等、啓蒙されていくことですのでけれども、この分についてちょっと質問しますけども、審査料J-GAPの場合は、ものすごい高いわけですが、K-GAPの場合、申請料等を含めて、いかほどお金がかかるのかという部分について、まず教えてください。

**○農林課長（二川隆志）** 御質問にお答えします。

このK-GAPにつきましては、毎年5,400円の更新手続きが必要になります。とにかく毎年更新をしていただくというのが、この計画の性格でございます。

**○感王寺耕造議員** 公設市場の分にも触れられましたですね。また新規で3社申し込みがあったということで、大同青果さんの方で一生懸命頑張っているんですけども、転送の市場ということで、ちょっと特殊性があったんですが、今後、新規3社取り入れられるということで期待しておりますので、公設市場、本市の農業施策でもありますし、市民の胃袋を満たすという役割も帯びていますので、公設市場の維持ということも含めて、新規参入の業者さんに期待したいと思っております。頑張ってください。

また、学校給食ですか、公設をきちんと守っていただいて、これは民営化しないで公設守っていただかなければいけないんですけど、職員、非職員の方などの頑張りで、全国大会で優秀な賞を取っていただいたということで、大変ありがたく思っておりますし、これからも子供たちの食の安全、また食育も含めて、職員の皆さんと一緒に教育長のほうも頑張っていたらいいと思っております。

また、学校給食での食材の活用ということが、市内産が80%ということで、両漁協、また百笑倶楽部等頑張っていていただいておりますので、そ

うちのほうできるだけ、調理師さん大変なんです、地元食材使うということは、また一手間、二手間加えて調理していかなきゃいけない、きれいにしていかなきゃいけないってことはありますけども、その辺も合わせて、これをお願いにします。

ふるさと納税の返礼品についても、現在1人ですね、1人、それでまた新規に1人ということで、この辺の部分についても頑張っていたきたいと思っております。

また、この市長が進められる6次産業化、6次産業化の場合に1次産業がないとだめなわけですから、この点については、農林課任せにするんじゃなくて、横との連携ですね、今現在もやってらっしゃるんでしょうけども、水産商工観光課、企画政策課、その辺の部分について、市長の思いを1点聞かせてください。これは、答弁求めます。

あと、ごめんなさいね、もう1点なんですけども、きのう、おとといですか、ちょっとテレビを見ておりましたら水之上の青年が頑張っておりますけども、テレビに出ておりました。

彼の製品を見てみると、パッケージがものすごくきれいなんです。それで、インスタ映えという部分もすごい見てみると、インスタ映えするような感じで、写真のとり方も知っているんです。

それで、市場単価で売るんじゃなくて、お金持ちに買ってもらうという部分の発想も持っています。やっぱりそういう部分の勉強というのは、やはり一つ一つスキルアップしていかないとできないんですね。

だから、例えば名前は出しませんけど、鹿児島市内のある有名百貨店に行って、地下の売り場を見るだけで、贈答品売り場を見るだけで、これはものすごい勉強になるんです。

だから、そういった、市長、ソフト事業であったりとか、あとさっき言っていたK-GAP

の取得です。毎年5,400円、それ誘導するためにも、5,400円といえば安いかもしれませんが、大体往々にしてオーガニックする人たちは、なかなか金銭的な部分にも困っています。ある程度その辺の部分で助成できないのか、この辺については農林課長でいいですから、その2点、答弁ください。

○市長（尾脇雅弥） いっぱい御質問ありましたので、足らざるは、また御指摘をいただければと思います。

私が目指す6次化、一言で言うと儲かる仕組みのことでございます。その上で大事なことというのは、出口ニーズをしっかりと捉えると、そういう意味では今御提案いただいた有名な店舗なんかを見ながら、先進地事例を検証しながら、しっかりやっていくというのは大事なことだというふうに思います。

6次化の中の分野においても、例えば水産、例えば農業、この2つがあると思いますけど、水産に関しては両漁協を中心に、カンパチ、ブリ、特にブリなんかに関しては40億輸出ということでありますので、ある程度、目指すべき方向性というのは見えているのかなど。これに対して少し遅れをとっているのが農業だったというふうに思っております。どうすればいいかという模索の中で、業種も多岐にわたって、なかなかまとまってというのができないというのが、垂水の農業の課題でございました。

ただ、農業、水産に負けないぐらいの従事者がいらっしゃいますので、これやっぱりしっかりと解決していこうということが課題でありまして、昨年は災害の復旧等ともございましたけれども、歴代の課長さんなんかは努力、工夫をしていただいて、先ほどの答弁にもあったような、1つ、3つの方向性が出ていると思います。

1つは、新しく市場の中においても新しく購買層が出てきたということもありますし、ふるさと納税、ことしは10億を目指しておりますけ

れども、半分の5億というのは返礼品ということでありますので、そこに我々を介して商品として参入していただくという新しいやり方も、1つ、2つ増えてきておりますので、これをもっと増やして行きたいと思えます。

それから3点目におきましては、例えば東京あたりにおきましても、レストランとかそういったところに活用していただくケースがありまして、高い評価を得ていただいておりますし、一方で地元の給食センターが食材に入れていくということも大事だというふうに思えますので、農業の分野においては、特にいろんな対策を講じながらやっていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、また御指導いただければというふうに思っております。

**○農林課長（二川隆志）** 支援についてですけれども、一方的にこちらのほうから認証をとれ、とれと言うだけではなくて、やはり何らかの形で支援というのは、今後考えていかなければいけないと思っております。

その中でもまたこの認証につきましては、農業生産のみならず水産物、そういった観点も関係してまいりますので、関係課と調整をしまして、またどのような形での支援がいいのか、全額というのはちょっと無理だと思いますので半額になるのか、そういったところも含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○感王寺耕造議員** 打ち合わせも余り十分しなかったような気がするんですけど、申しわけなくは思っているんですけども、K-GAPの申請料であったり、ソフト事業の分で対応できる部分は対応していただきたいと、これはあくまでも要望ですから、また、ことしは無理でしょうから来年、再来年に向けて。

あとパッケージ力というか、そういうような表現力という部分も大事だと思うんです。県でもやっぱり事業展開、事業いろいろ組んでいる

みたいですので、そういう事業も活用しながら、ぜひとも頑張っていただきたいと思っております。

また、市長からもロットの問題出たんですけども、ロットも大事ですけども、限定商品という部分が結構大事にされるんです。四国あたりは何かかわいい女性のキャラをタオル販売とか、そういう部分が一番人気で、限定品という部分が、とにかく。そういう部分に飛びつき、すぐ入っていただける人もいますので。

メロンとかすごいメロンつくる人いるんです、本当。ベテランの方には、地元にもすごい人いるんです。パッケージも切るでしょ、マスクメロン、上にきれいなリボンをつけてあげてすごいです。そういう部分もありますので、ロットだけではなくて、そういう観点から取り組んでいただきたいと思っておりますので、お願いしておきます。

時間がありませんが、台風16号災害ですね。ほとんど発注されたら、復旧が遅れた原因を業者さんがいない、材料がないという部分もありますよね。Aクラス、Bクラスのすみ分け部分でやったという部分、また市内業者の部分で賄うということで、ほかの業者、市外からの業者、できるだけ入れないようにしたという部分はわかるんです。

ただ、耕作者は一作一作つくらんと、売り上げどんどん減っていくんです。だから臨機応変に、僕はやってほしかったなという部分が1点あります。

また、激甚の部分についても、ある程度スムーズにいったという部分も、この間の答弁も土木課長も農林課長もおっしゃったんですけども、じゃあ市単独事業の分で、果たしてどうだったのという部分が、僕は疑問に思っているんです。

申請漏れですね、申請漏れがあつてできなかったんですね、申請漏れがあつたんならしょう

がないです、農業者のほうにも責任があるわけだから。でも申請、市単独事業に入れたのに発注していないんです。それで一作お米をつくれなかったという例も実際起きているんです。これは何が原因があったのか、僕はわからないんです、はっきりいって。

人事の問題も指摘しましたが、もう通告していませんから、この部分には触れませんけれども、1点だけ、今回のまず市長、災害が起こらないようにするという事は、訓練から一生懸命やっていたらと評価するんです。ただ、災害復旧後、どうやって復旧していくのかという問題点については、今回の台風16号災害を受けて、今回の台風16号の工事のあり方、また申請のあり方、またあと地元の農業委員さん、地元の市議との連帯とか、こういう部分、やっぱり総括しないと、次のステップに私は上がれないと思うんです。

だから、こういう問題については、私が言ったことについては、庁議の総括は行うのか、それでまたもし行ったものであれば、今回の教訓を、今後、災害復旧終わったその後、経済に影響があることですから、いち早く農業の災害復旧するためにはどうするかという方策をするため、庁議を開くべきだと思うんですけれども、この点については大事な問題ですので市長に答弁願います。

**○市長（尾脇雅弥）** 私にということでございます。先ほどからお話ありましたけれども、想定を超えるとはいけませんけれども、大変な災害がございました。私も常日頃、人災を出さないと、災害そのものは防げない部分がございますので、結果として人の命を守るんだということを一番、一丁目一番地に掲げているわけでございます。

しかしながら一方で垂水市の地形上、いろんな災害のケースがあるということはやむを得ないということだと思います。そういう意味にお

きまして、昨年の災害復旧対応に関しては、100点とは申しませんが、しっかり担当職員が頑張ってくれて、できる限りの努力をしたというふうには思います。

ただ今おっしゃったような個別のケースもあることも事実でありますので、そこをしっかりと検証しながら、次へ向かって行かなければいけないというもおっしゃるとおりだと思います。

庁内においては、いろんなことをシミュレーションしたり、いろいろやっておりますけれども、今おっしゃったような対議会あるいは業界だったりしたようなことに関しては、まだ本格的なそういう検討というのは、十分はできていないと思いますので、今後庁内でどういう方法があるかっていうのを考えながら、いざ災害が起こったときの協力、連携のあり方というのを検討していかなければならないというふうに考えております。

**○感王寺耕造議員** 市長がおっしゃったように、農林課、耕地係の職員ですね、土木課の職員の皆さんですね、一生懸命やっていたっていうのは十分わかっているんです。ただ、いろんな、さっき言った横との連帯、地元との連帯とか農業委員との連帯、市議との連帯っていう部分もありますんで、その辺の部分を中心にやっぱり検証して行って、さらにスキルアップしていくってことが大事だと思いますので、これは切にお願いして、この点については終わります。

所有者不明地について税務課長にお答えいただきました。これは、所有者不明の定義っていう部分、納税義務があるっていうことに関していうことですよ。これについて、対象納税者のうち46名、272筆っていうことなんですよ。ただ、御承知のとおり、当然私も分かっていますけど、30万円未満の免税の部分がありますね。宅地、ある程度の立派な建屋が建って

いないと、農地とか林地っていう部分は課税評価ゼロなんですよね。納税義務ないんですよ。だから、そういう部分から見ると、物すごい数の所有者不明地が存在するという事なんですよ。

1点だけ税務課長には振っておきますけども、この272筆、この分、大体市町村税収入の中で、固定資産税の占める割合、全国の部分で4割ぐらい占めているといわれますね。貴重な財源なんですよね。この分の財源を担保するように、どのような施策を行っていくのか、具体的にもう1回示してください、具体的に。

それで、あと1点、ちょっと長くなりますけども、現在、有識者会議でつくっております所有者不明土地問題研究会、座長は増田寛也さんですね、前総務相。この方が、本年、6月発表されたんですけども、現在の所有者不明地、推測ですけども約410万ヘクタールあるんじゃないかと、総面積。これは九州の面積なんですよね、はっきり言って。あと、2040年には、北海道本島の面積に迫る720万ヘクタール、現在の1.8倍近く広がるんじゃないかという推測をなさっております。12月にきちんとした、また見解を示されるということなんですけども、これについてはあえて触れませんが、この場合の経済損失の定義は、土地を使えれば得られる利益や、所有者調査のために必要な人件費、この辺まで含めると、現在16年度分で1,800億円あると、単年度です。それで、40年になると、これが単年度で3,100億円になると。それで、本年から平成40年まで累計で言うと5兆円、経済的損失が出ると言われているんですよ。

こういう見解も受けて、提言も受けて、国交省、市民課長もさっきちょっと申されましたけども、公共事業の防災的なもの、この部分について、来年に向けて特別措置をつくらうとしていますよね、御承知のとおり。——ちょっとごめんなさいね、公共事業や防災などの公共目的

に収用手続きを簡素化するよう特別措置法を来年の通常国会に提出されることにされているようでございます。土地使用の簡素化を図るということとともに、公共事業の中でも、行政が公園とかつくる場合、利用権の設定っていう部分も考えられていると。それで、5年経過した後、また利用権設定が相続権者から異議申し立てがあった場合は更地に返すとかいう部分も協議なさっているようでございます。

また、相続登記の場合についても、財務省は税制改正を考えておられるようでございます。法務省も登記の義務化とか考えておられるようで、よかったですね。これからの推移を見るということですけども、現在、もう實際上、問題が起こっているんですよ。この間もちょっと相談を受けました、田んぼをどうしようかなって。亡くなったお父さんの田んぼが2筆あるんですよって聞いて、まあ何とか売ってみましょうかって相談を受けたんですけども、そうしたら、驚くことに、家も土地も宅地も田んぼ畑も山林も、みんな相続放棄しましてね。相続放棄した後で、私も田んぼの利用をどうするのかって諮れんわけですよ。

今後、こういう部分も難しい問題は多々出てまいります。各省の特別措置法の制定を待つ前に、例えば地籍調査ありますよね、地籍調査の部分を引きちんとフィードバック、各課にしているのか、その辺の分について、現状とこれからの対応を、できれば地籍調査の部分で法務局の部分で登記が終わった段階で、きちんデータ化すべきだと思うんですけど、この点については今すぐできることなんですけど、その点について考えはないのか、担当課長の答弁願います。

○税務課長（楠木雅己） 感王寺議員の4割を占める固定資産税の今後の取り組みといいますか、それにつきましては、随時追跡調査等を行いながら、今、宛名不明で返ってきた分については追跡をしております。ただ、今後もこのよ

うな基幹税であります固定資産税を守っていくためには、今、国においても、先ほどおっしゃいましたが、所有者不明土地問題につきましては取り組みがなされておりますけれども、今のところは動向を注視しながら、何らかの支援がないか、できないか、登記の関係に何らかの支援ができないか等を他市の状況等を調査研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○感王寺耕造議員** この点については大事な問題です。私も空き家の問題で、特定空き家の問題、いろいろ指摘しましたが、なかなか進んでおりませんね。この分しっかりと対応していただきたいと思います。

南の拠点ですけれども、担当課長の部分では、了解しました。ただ、市長、昔の事を持ち出して悪いんですけれども、南中売却するときも、当初の部分で調査費つけましたね。そして、そのときに、もう売却を、そうして撤回してやられたと。

南の拠点の今回の部分も、そのときに議決を得たからいいって問題でもないと思うんですよ。それで、今回の場合も、課員の方は一生懸命やってくれているのはわかります。でも、1点だけ、時間短いけど、教えてください。本当、市長、例えば土地の取引って、これは、最も大変なことなんです。この点について、市長、東京には行かれたと聞いております。難しい案件については、あなたが決めた公約なんだから、信念を持ってそういう対応をすべきだと思うんですけれども、そして今、その計画について、信念、責任、土地の使用の対応について、時間の限り答弁願います。

**○市長（尾脇雅弥）** 今、公約、信念、どうなんだという話でありますけれども、もちろん私自身、信念を持ってこの事業に取り組んで、ただ、土地の交渉とか専門的な手続云々もございしますので、担当課がまずは行って話をしながら、

先ほどお話ありましたけれども、今、事業同意が得られないところの同一法定相続に、3人のうちの1人という方の交渉が難航しておりました。東京在住の方でありましたので、担当としては、昨年の10月から機会を捉えて、5回、6回と足を運んでおりました。その経過を見ながら、私自身もなかなか難しいというような思いがありましたので、機会に触れて、私、行くよと。いよいよというときに私も直接行って、3時間、店舗展開をされておられましたから、お店の外で立ちながらでございましたけれども、お話をさせていただきましたけれども、もうなかなかちょっと思想的に難しい部分があったので、難しいという判断をして、今回の経緯に至っております。

以上でございます。

**○感王寺耕造議員** 東京だけじゃなくて、ほかの分も自分で足を運ばれたんですか。

**○市長（尾脇雅弥）** ほかの部分に関しては、今のところ私が出ていくような局面はないということでありまして、足を運んでおりません。

**○感王寺耕造議員** 市長、市長の公約に基づいた、きちんとした計画だとは思っているんですが、時期尚早って部分もちょっと感じた気がしました。だから、企画政策課の職員だけに任せず、市長が先頭に立って計画を進めるように願ひまして、私のことし最後の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

**○議長（池山節夫）** ここで暫時休憩します。次は、15時から再開いたします。

午後2時47分休憩

午後3時0分開議

**○議長（池山節夫）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12番、川尻達志議員の質問を許可します。

〔川尻達志議員登壇〕

○川尻達志議員 9月議会のある件で、感王寺議員が、財源はどうするのかという指摘をされました。そのとき私も、ああ、なるほどと、思いを新たにしました。

きのう、垂高の補助金の話で年間900万という話がありましたけれども、こういうのは恒久財源であります。10年たちますと、1億にらんとする金であります。こういう弱小自治体では大変貴重な1億円であります。当然、費用対効果の話にもなってくるんでしょうけれども、きのうも確たる回答がなかったように感じました。できれば数字で費用対効果を出せる仕組みをつくらなきゃいけないのかな、そういった観点で、私たちも、それから市民の皆様方も、常に財源ということを頭に入れて質問をしたり要望をしたり、また執行部の皆さん方は、そういう雑多な要求に対して、しっかりと厳しくやっていくことが、今後の大きな垂水の財政運営に影響を来すんだろうと思います。

これから質問もしますけれども、古い建屋の解体にも必ず金は掛かります。ここが、私たちと執行部が車の両輪たる一番の基本になるんだろうと思います。副市長は事務方が非常に長くいらっしゃいます。通告はしておりませんが、そのことにコメントがあれば、いただきたいと思います。

それでは、通告に従って質問をしてみたいです。

まず、1点目の公共施設の現状と今後についてでありますけれども、前回は指摘を申し上げましたが、荒崎の塵芥処理場、本来ならば28年度で撤去工事が完了している予定でありました。経緯については申し上げませんが、その後、いろいろ考えてみますと、協和中学校の建屋であり、それから、市民館もかなり古くなりました。耐震をやるという話も聞いておりますけれども、新城と中央地区の憩いの家も、かな

り古いんだろうと思います。そういったことに手をつけていかないと、次世代に大変な負担を強いることになります。

今、私から言いますと、前回は申し上げたとおり、スクラップ・アンド・ビルドに対する考えがほとんどできていないし、ただ漫然と先送りをしているとしか思えないのであります。ぜひ、ここいらについて、現状を教えてくださいたいと思います。

2点目でありますけれども、グラウンドゴルフ専用施設の整備についてでありますけれども、いきなり唐突感もあろうかとは思いますが、最近、年賀状の欠礼のはがきをいただきました。そうしますと、死亡された方はほとんど90歳代です、私のところに届くのは、高齢化社会なんだなとつくづく痛感をしていて、そのとき亡くなられた方を思い出しますと、ああ、寝たきりでなければよかったのになというふうにも思います。

今、国が、人生100年時代ということをおっしゃっておりますけれども、これは、国が動き出す以前に、必ずそういう時代が来るんだろうと思います。そうしたときに何が重要なのか、健康で日常生活を送ることが肝要なのであります。

今、グラウンドゴルフもいろいろやっています、たるスポもできました。多分そういう類になってくるんだろうけれども、全然視点が違うことをあえて申し上げます。ここで、競技としてグラウンドゴルフを捉えてみたいんです。今先ほどから交流人口の話も出ておりますけれども、垂水でグラウンドゴルフの冠大会をやります。そうすると、人がいっぱい来ます。そしてまた、垂水のお年寄りもほかへ出向いて競技をする。非常に全然モチベーションが違ってくるんじゃないかと。市長が、健康と長寿ですか、鹿大と組んで推進をされておりますけれども、これに全く合致するもんだと、そういう観点からの質問であるということをお聞きしたいと思

います。

それから、南の拠点の整備事業でありますけれども、これについては、もうあえて小さいことは、もう申し上げません。ただ、政策として、二、三点、市長と話をしてみたいと思います。

市長、きのうからきょうにかけて、半数の議員の皆さん方が南の拠点について質問をされました。仮契約で、議会が通れば契約という時点において、半数もの議員が質問をする。このことについて、まず市長にお伺いをしたいと思います。

それから、管理公社及び維持班等の高齢化に伴う問題、前からこのことも申し上げているんですけれども、いよいよマンパワーが不足してきます。今までは、65歳、年金を満額もらうまでは働かせていただきたい、それなら考えましょうということが、このことの基本にあるはずであります。ところが、人がいなくなりますと、立場が逆転しちゃうの、どうか働いてくださいって。お願いします、じゃ、しょうがねえやなっていう感じになりつつあります。本来ならば65歳まで働いて、家族との時間、お孫さんとの時間、残り少ない人生を有意義に過ごすために使いたい時間であるんだろうと思います。そのための年金制度であります。

そこで、提案でありますけれども、65歳までの給与水準であり、これは今のままで結構である。ところが、65歳越しちゃいますと、ここには休みを増やしてあげるとか、余暇を有効に使うため、もしくは金銭的にもそれなりのこと、この2つだけに限らないんでしょうけれども、福利厚生もひっくるめて変えていく必要があると思いますが、これはまず総務課長に現状についてお伺いをしたいと思います。

1回目の質問を終わります。

**○副市長（長濱重光）** 御質問の趣旨は、いろいろな事業展開をしたり、それからいろいろ改修等をするときの財源確保についての考え方で

はないかというふうに捉えましたので、私なりの見解を述べさせていただきたいと思います。

まず、市の発展を考えますときに、私どもはビジョンを立てて、そして、そのビジョンに基づいて施策や事業を企画立案し、その実現に向けていろいろと進めるわけですけれども、それを事業推進するに当たりましては、当然ながら財源が必要ですし、そして予算化が必要であります。

そのような中で、それではどういった財源の工夫をするか、見つけてくるかということでありますけれども、その事業そのものが長期に及ぶものでありますと、そこにはやはり基金を想定して、設置して、財源を確保していくという方法があると思います。そのほかに、いかにその一般財源の支出を少なくしていくかという観点におきましては、国の補助でありますとか、交付金でありますとか、そしてまた有利な起債でありますとか、そういったものを充当することも一つの手法だと思います。そのほかに、県におきましても補助事業等がございますので、そういった県の補助等も活用しながら事業を展開していくと。ただ、今後、今ありましたその新設の場合はそれなりの国なりの補助等もあるわけですけれども、それでは改修したり維持補修したりした場合にはどういった手だてを講じていかなければならないか、それを有利にするためには、やはり長寿命化計画をつくって、今、新設しますと相当な予算を伴いますので、今、投資をして後世の市民の人たちのために残していく手だても講じていかなきゃならないというふうに思います。

ただ、悩ましいところは、県の補助だけを頼ってしまいますと、私どもの市のほうに回ってこない場合があります。そういった場合は、緊急性とか必要性に応じて、思い切って一般財源を投じることも視野に入れながら、柔軟に対応することが必要ではないかというふうに考えて

おります。

以上でございます。

**○財政課長（野妻正美）** 公共施設の現状と今後の方針、方向性についての御質問にお答えいたします。

公共施設の整備は、昭和29年ごろから始まった高度経済成長期の急激な人口増加や社会状況の変化に伴い、全国的に進められてきました。本市においても市制施行の昭和33年から整備が始まり、昭和50年代に多くの施設を建築しております。そのため、築30年以上の建物は全体の61.5%を占め、旧耐震基準の昭和56年以前に建設された建物については耐震性能等の安全性を確認する必要があるところと見られます。

また、今後、施設の維持管理していく上で多額の費用が発生するものと考えられることから、人口減少や少子高齢化を鑑み、施設において中長期的な維持管理、長寿命化、統廃合を通じ、トータルコストの削減や厳しい財政状況の負担軽減、平準化を図るため、財政課としては、公共施設全体の基本方針を示した公共施設等総合管理計画をことし3月に策定したところです。

今後の具体的な方針については、この公共施設等総合管理計画を踏まえ、所管課において施設のあり方について検討することになり、必要に応じて、各課において、具体的な方向性を示した個別計画を策定することになります。施設となりますと、ほとんどの課に関係しますが、この後、主要な課から説明があります。

**○土木課長（宮迫章二）** 土木課所管の公共施設の現状と今後の方針、方向性についてお答えいたします。

まず、橋梁につきましては、国土交通省より今後老朽化する道路橋の増大に対応し、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架け替えにかかる費用の削減を図りつつ、地域の道路網の安全性、信頼性を確保するため、橋梁点検の実施を求められていました。そのため、土木課関係に

つきましては、市の公共施設等総合管理計画に先駆けて、平成21、22年度に目視による橋梁点検を実施し、その結果をもとに、平成23、24年度に橋梁長寿命化計画を策定したところでございます。

この計画では、市で管理します橋梁が、建設後50年経過するものが、20年後には全体の約60%を占めることになり、近い将来、一斉にかけかえ時期を迎えることが予想されたため、修繕及び架け替えに要するコスト削減と事業量の平準化を図る計画としております。平成26年度より補修工事に着手し、年次的に実施しているところでございます。

また、道路施設に関しましては、トンネルは点検を実施しておりますが、トンネルを含めまして、桜島口の洞門や道路照明などの付属物や舗装につきまして、計画を作成することとしております。

次に、公営住宅でございますが、同じく平成24年度に公営住宅等長寿命化計画を作成しました。この計画は、入居者の公営住宅に対するニーズや財政状況を考慮しながら、既存の公営住宅を効率的に活用して、将来にわたって安全で快適な住まいを確保していくため、市内全域の将来人口から将来世帯数を算出し、公営住宅の必要戸数を推計し、団地ごとに大規模改修や建てかえ、用途廃止など定め、長寿命化のための予防保全的な維持管理による更新コストの削減と事業量の平準化を図る計画としております。

垂水中央運動公園につきましては、平成26年度に長寿命化計画を策定し、その計画に基づき、公園内の施設整備計画を作成し、平成28年度より陸上競技場の改修工事や体育館の改修工事に着手し、今後も公園内の施設の改修工事を計画的に実施していく計画としております。

次に、浮津港の長寿命化計画につきましては、平成24年度に策定しましたが、今のところ特に補修工事をしなければならない箇所はござい

せん。

そのほか道路以外では、河川構造物や海岸保全施設など、市民生活に必要なインフラ施設につきましても、今後作成することとなっております。

以上でございます。

**○社会教育課長（野嶋正人）** 川尻議員の御質問にお答えいたします。

社会教育課所管の施設につきましては、先ほど財政課長の（発言する者あり）（「要点だけ言って」と呼ぶ者あり）はい、説明にありましたとおり、同計画に示された今後の管理方針等に基づきながら、社会教育課では今後のあり方についてまとめていくこととなります。また、合わせて、安全面等に配慮した修繕等につきましては、公民館と財政状況等勘案して、予算枠内で施設の修繕を行ってまいります。

また、昭和56年以前の旧耐震基準時に建築された市民館及び6地区公民館につきましては、耐震基準に基づき耐震補強が必要とされた場合には、財政状況を勘案し、計画的に実施していくこととしております。

以上でございます。

**○生活環境課長（高田 総）** 私のほうからは、垂水市公共施設等総合管理計画にあります生活環境課所管の3施設の現状についてお答えいたします。

まず、清掃センターにつきましては、昭和55年10月に稼働、平成14年11月に稼働を停止し、現在は資源物の保管場所として利用しているところでございます。

清掃センターの今後の方針、方向性につきましては、今年度の政策方針の協議事項において、清掃センター安全対策管理事業として掲げ、事務を進めているところでございます。具体的には、庁舎内における協議のほか、今年度、県内の全42市町村へアンケート調査を実施し、稼働停止後の施設の利用状況について、また、施設

の解体に係る手続や手法、並びに、その事業費等について幅広く情報収集を行い、現在、類似施設等の解体工事の事例について、情報の収集、分析を行っているところでございます。今後も、引き続き、調査、研究並びに関係課との協議を進め、具体的なスケジュール等を含めた方針や方向性を明確にし、適正な事業実施に向けて進めていきたいと考えております。

次に、環境センターにつきましては、平成12年3月に稼働を開始しており、現状におきましては、センター内の機器等について定期的に修理等が必要であるものの、施設本体については問題はないと考えております。

また、火葬場につきましては、平成17年1月に稼働を開始しており、現状においては、環境センターと同様、施設本体については問題はないと考えております。

今後も個別計画の策定と、垂水市公共施設等総合管理計画に基づき適正な管理に努めてまいります。

以上でございます。

**○福祉課長（保久上光昭）** それでは、福祉課所管の施設についてお答えをいたします。

福祉課所管の対象施設としましては、高齢者福祉施設としての錦江町の垂水地区老人憩いの家と、新城地区にある南地区老人憩いの家の2施設が、幼児児童施設として子育て支援センターの1施設がございます。

先ほど財政課長からもありましたように、今後、施設管理の具体的な方針については、公共施設等総合管理計画を踏まえ、所管課において施設のあり方について検討することになりますことから、福祉課といたしましても、今後、同管理計画に基づいて個別計画を策定することといたしております。

老人憩いの家は、入浴や交流、憩いの場としての利用のほかに、老人クラブのいきいきサロン、子育てサロン等の利用もございます。子育て

て支援センターについては、ファミリー・サポート・センターの機能も併せ持つことになり、子育て支援の中核施設として有効利用をされております。

したがって、平成28年度において、ふるさと応援基金を活用し、垂水地区老人憩いの家、ボイラー取りかえ修繕を実施いたしましたように、これらの施設は今後も継続利用が求められる公共施設と位置づけ、緊急性、重要性を勘案し、耐震診断に基づく耐震補強を含めた必要な維持、保守及び長寿命化を検討していくことを念頭に、今後、利用者の意向、財政状況を踏まえながら、個別計画の策定に向けて検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

**○社会教育課長（野嶋正人）** それでは、川尻議員御質問のグラウンドゴルフ専用施設の整備について答弁させていただきます。

まず、たるみずスポーツランドの多目的利用型施設の改修に当たりましては、グラウンドゴルフ関係者の要望を可能な限り取り入れて改修いたしております。

ポイント的には2つございます。1つ目は、試合場としての広さでございます。旧陸上競技場では8ホールを4面しかとれませんでしたけれども、要望を取り入れまして、2倍の8面とれる施設となっております。この8面とった場合には、最大128チーム640人の競技が可能でございますが、今、過去2回行われたグラウンドゴルフの大会では、それぞれ4面で済んでおり、58チーム290名、または295名の参加ということで、まだまだ参加チームには対応できる余裕がございます。

ポイントの2つ目としては、練習場としての広さです。現在、グラウンドゴルフの方々練習として使っているのは、週、今、4日です。午前中のみ、しかも、たるみずスポーツランドの3分の1の広さのみを使用されてお

り、練習場としてもまだ余裕がございます。おまけに使用料金のことも配慮いたしております。1ブロック3分の1を半日占有した場合でも250円でありまして、現在は来年3月まで利用促進を兼ねて使用料無料としています。そもそも、たるみずスポーツランドが多目的利用型施設と改修いたしました背景には、市民や時代の多様なニーズに合わせた施設の効率的で有効な活用という面もございます。

以上のような、現状では、たるみずスポーツランドのグラウンドゴルフ競技場の練習や大会会場としての御利用には、現況ではあることから、議員御質問のグラウンドゴルフ専用施設の整備につきましては、まずは、たるみずスポーツランドの今後の利用実績や利用者の声などをお聞きし、今しばらくは見極める時間が必要ではないかと考えております。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 川尻議員から私のほうへ、南の拠点に関してどうなんだという御質問でございます。南の拠点に関しましては、これまでも申し上げております6次産業化と観光振興の観光振興で3つの拠点をつくる3つ目の拠点として紆余曲折ございましたけれども、南の拠点整備を行って、定住人口が減る中で交流人口200万人を目指して、医療、介護、福祉の財源として充てていく等々の話をしてきたところでございます。その考え方、信念に関しては、微動だにするとところもございませんし、間違っていないというふうに思っております。

ただ、今回の一番の問題は、わかりにくさなんだらうというふうに思っております。以前、例えば例をとりますと、道の駅の場合は、約15年前に市が全面的に段階を経ながらわかりやすくやったというのが時代の流れであります。今回の場合は、15年経過をして、新しい時代の流れの中で、例えば地方創生、あるいはその民間との資金、アイデアを活用した経済のやり方

等々、手法においてはわかりにくい部分があるんだらうというふうに思います。機会を捉えていろんな場面でいろんな方々に説明をしてみましたけれども、それでもわかりにくいことがあるのも事実だらうと思います。

また、委員会等もございますけれども、これまで同様しっかりと説明を果たしていきながら、仮に今回の議案が議決いただいたとしても、その後にもいろんなまた説明責任というのがありますので、そういった場面に関してもしっかりと説明をしていくということやっていかなければいけないというふうに思っているところがございます。

**○総務課長（中谷大潤）** 管理公社、環境整備班の高齢化に関する現状についてお答えいたします。

今の日本では、高齢者の約7割が、65歳を超えても働きたいと考えていることが国の調査で判明しているようですが、本市においては、公営施設管理公社も含め、臨時職員の定年につきましては、現在のところ、原則65歳としております。

今後は人材確保が難しくなることが予想されるため、政府が掲げる働き方改革の一つである高齢者の就労促進にも鑑み、年齢や体力に即した職場の確保や環境整備、勤務時間短縮制度の導入など、雇用の延長について検討しておりますが、臨時職員の定年は、当面は原則65歳を堅持しつつ、退職者の補充につきましては市報、ホームページで随時募集し、業務に支障を来さないように配慮を行い、採用に当たっては市内在住者を優先しているところです。また、資格取得者や特殊技能を要する業務において、後任に適材がない場合は、延長して雇用することで円滑な業務運営に努めております。

以上でございます。

**○川尻達志議員** 公共施設の件でありますけれども、財政課長、いただいた資料の中で、人口1

人当たりの施設保有量、本市では1人8平米、全国平均で3.2、大きな隔りがあるが、原因は何と考えるか。

**○財政課長（野妻正美）** 本市の人口1人当たりの公共施設面積となりますと、今、議員御指摘の8.28平米、全国平均で3.24、県19市の平均では5.03でございます。この平米数の差となりますと、市の地理的な特異性もございますが、そこを考慮したとしましても見直す施設が多いというふうに捉えております。

**○川尻達志議員** ということは、本来、スクラップ・アンド・ビルドのスクラップが足りていないという理解でよろしいか。

**○財政課長（野妻正美）** そこについては、今、個別計画、各課がこれから検討に入るわけなんです、その中で施設のありようがあらうかと思っておりますので、その位置づけ、必要であるのかなのか、あるいは、当初、施設の建設当時と、目的あるいはサービス、利用者数が、現状では変わっていると思います。それに、議員御指摘のように、将来に向けてどうなのか、そこまでを踏まえて、各課所管課が持っているデータ、あるいは国の指針、あるいはニーズ等を踏まえて、今後その個別計画の中で精査していくものと考えております。

以上です。

**○川尻達志議員** 答えにくいところだということはおよくわかります。ただ、こういう数字を皆さん方が、それぞれの各課がどう認識しているかなんです。前も言いましたけれども、つくれつくれということだまっていますけれども、後ろを全然振り返っていない、このこともこの数字にあらわれているんだらうと思います。

財政課長、この取りまとめについてはいつごろを予定しているの、各課の取りまとめはいつまでか。

**○財政課長（野妻正美）** 先ほど土木課長からも説明がありましたとおり、各課、今現在ある

計画もあります。この計画は施設の上位計画となります。そのために、今現在の計画を見直す時期がありますので、そこのところは課によって変わります。

ただし、最終年度を32年度、これが最終ということでもう決まっております。ですが、財政課としましては、その課によって、ちょっと実情は違いますが、早目の見直し、そういうところに合わせて個別計画を、すみません、個別計画ちゅうのは、私が言っている個別計画ではなくて、今ある既存の施設の計画、そういう見直しのときに合わせて検討をお願いしたいと考えているところです。

○川尻達志議員 そうしますと、まだ、あと3年かかると。市長、こういうことについてはスピード感を持ってやっていくべきだと。1年でも早くこれをまとめさせるつもりはないのか。

○市長（尾脇雅弥） それぞれの事情はありますけれども、やるべきことは決まっておりますので、できるだけそこは、短縮できるものは短縮していきたいというふうに考えております。

○川尻達志議員 市長の力強い答弁をいただいたというふうに理解をいたします。

少なくとも、何回も申し上げますけれども、我々の世代の負の遺産は我々の世代で解決をしていくんだという強い思いを、答弁をいただかなかった課長さんもいらっしゃいますけれども、いただいた課長の話の話を総合しますと、大体それぞれ、特に生活環境課は前に進んでいるように、遅れているところをハッパをかけていただいて、スピード感を持って対応していただくことを心からお願いをし、そしてまた、早く、例えば今、総合計画も策定中であります。どこに位置するかわかりませんが、総合計画の中にも、こういったことを盛り込んでいくのが本来の総合計画であると考えます。

何回も申し上げます。スクラップ・アンド・ビルド、スクラップの部分も計画にしっかりと

のつけて、みんなの共通認識として、しかも市民にもしっかり知らしめる、ここに責任が出てくるんだろうと思います。ぜひ、これについては口をすっぱく、早くとりまとめて、市民にも議会にも提示をしていただくことを重ねてお願いを申し上げます。

次に、グラウンドゴルフの話ですけれども、想定内の答弁であります。しかし、冒頭申し上げましたように、私が言っているのは本格的なグラウンドゴルフ場であります。例えばスポーツ少年団で冠大会というように、これをグラウンドゴルフでもしていただきたい。モチベーションも違ってくるんだろうし、大会やりますと、全国それぞれの地方からも出てきます。県内に専用コースが9つぐらいあるんですか、何ですか、よくわかりませんが、大体半数ぐらいの市が持っておるようであります。そういったところとしっかりと連携をとりながら、お年寄りを、高齢者にそういうことをさせて、そうするためには、山あり谷ありの本格的な施設でないと、これはなかなか来てくれないんじゃないか。社会教育課長の答弁でも、サッカーがあり、何があり何があり、非常に忙しいというふうな答弁も聞きました。そうすると、なかなか割り込む余地はないのかな。時期によってはスポーツ合宿があり、当然そちらを優先しなければならない。

そうして、このグラウンドゴルフ、そういったものの聞いた話ですけれども、九州でも大会があるようです。県内では大会がある。今しっかりと我々が、高齢者が人生100年時代にしっかりと生活を営みながらやるためには、ぜひここいらについても取り組みをすべきだ。ましてや、さっきも言いましたけれども、長寿と健康ですか、これにも合致する話であり、先ほど財源の話もしましたが、恒久財源となると、なかなか厳しいのでしようけれども、こういった施設は、そこんところだけの出費で済む

んだらうと思います。

篠原議員がおっしゃってございましたけれども、土捨て場のことであります。土捨て場にそういう施設をつくるのも一つの方法であるし、そしてまた協和中の跡地でもいいだろうし、本格的なことをやるのが、市長のやはり今取り組んでいらっしゃることに裏づけとして納得がいくのかな。そういったことで、いきなりやりますということは言えないんでしょうけれども、市長、方向性としてはどうなのでしょう。

**○市長（尾脇雅弥）** 現時点の状況は、先ほど担当課長が答えたとおりでございます。

私自身も小さいころはよくゲートボールに行っておりまして、若いころはゴルフに行っておりまして、最近はまだグラウンドゴルフをする機会が多くなりました。本当、楽しいなということで、計画のときも大変多くの方が参加をされておられるということでしたけれども、ここへ来て本当に大変多くの方が、若者からお年寄りまで参加できるという意味では、グラウンドゴルフは重要だなと。

前後しますけれども、先ほどスクラップ・アンド・ビルドの話がありました。ある意味、これはビルドに関することにはなるとは思うんですが、そこは分けて考えんといかんだらうというふうに思います。老朽化する施設とか時代に合わないものはしっかりとスクラップしながら、このグラウンドゴルフ、例えば、先ほどお話をさせていただきました垂水市が目指す健康長寿の中で、鹿大の大石先生と話をすることで、2つ大事なことがありますよと。一つは食事なんだとおっしゃいます。そのとおりであります。垂水の食材をしっかりといい形で摂取すること。同時に、もう一つは運動だとおっしゃいます。

じゃ、運動の中で、高齢者の方が多い中でマラソンとかそういうわけにはいかないんで、グラウンドゴルフというのはいろんなところでされておられるところがございまして。新城地区

においては専用コースを地域振興計画の中でつくられて、恐らくほかの部分は学校の土日に利用されたりとか、空いた時間を利用しておられるということだと思っております。

そういった意味でニーズもございまして、全体的に多目的ということで改修をしております。現状の利用状況は先ほど申し上げたようなとおりなんですけれども、今後、スポーツ合宿等も、非常にグラウンドがよくなったということで、お問い合わせも含めて、利用の数もすごく増えております。そうなりますと、どうしてもバッティングするとか、日常的な練習の部分でそれぞれの地域にということもあろうかと思っておりますので、その部分に関しては、先ほどお話も出ました財源の問題がありますので、一財というよりは、ふるさと応援基金なんか、地域の皆さんの健康とかいろんなそういったものに使ってくれということでもあろうかと思っておりますので、その辺をもう少し時間をいただいて、いろんな形で、声も私自身も聞いておりますので、検討を重ねて、どういう方法があるのかということを考えていきたいというふうに思いますので、そのように御理解いただければというふうに思います。

**○川尻達志議員** 今、市長がいみじくもおっしゃいましたけれども、健康で長生きするためには、当然、個人個人の努力、家庭の努力が必要である。食事もそうであり、いろんな刺激を受けたり、ただ、公として、今、国が100年ということを行っているので、公の出番も多くないといけないのかな。なぜならば、有権者のほとんどは、そういう方々なんです、垂水では。ここも民意として捉えていく必要もあるんだらうと思っております。

ぜひ、たくさんの高齢者の方が、1人でもそういう思いでいらっしゃるし、私もそういう声を直に聞きましたので、私もしっかりと御支援も申し上げたいと思っております。これについては皆

さん方もぜひ心を一つにして頑張っていたければありがたいと思います。

次に移りますけれども、市長、南の拠点のことですけれども、実は、私は、牛根の道の駅をつくる時に、当時の矢野市長、それから船間企画課長でしたか、ここでもかなり厳しいやりとりをしております。あそこに海釣り公園をつくるという話もあります。ところが、とんでもないと。冬場にあそこは北西の風が吹けば、とてもじゃないが大変だよということを繰り返し何度も申し上げて、方針転換をしていただきました。まだほかにも二、三そういうことがあるんですけれども、今回のこの道の駅に関しては、全くそういう姿勢が見られなかったことが非常に残念である。要するに、菅さんがつくられた案をそのまま、私が申し上げたいことは、垂水に合致した、そして市民の意見を考慮した南の拠点になればいいなという思いで質問も何回もしたんですけれども、今さらという感じがしないでもありませんけれども、ここいらについて、今後できるところは手直しをされるつもりがあるのかどうか、市民の要望なり議会の要望、そしてまた何よりも皆さん方が本当にこれでいいのかという思いがあるとするならば、今からでも計画の変更は問題はないんだろうと思いますが、そこら辺についての御意見をお伺いしたいと思います。

**○市長（尾脇雅弥）** 基本的には、これは、これまで、先ほど申し上げたような考え方に沿って、垂水市にとって必要だという気持ちで提案をしたことでもあります。また、細部にわたって全く何もないかといえば、時代のその時々指摘によって、必要に応じて変更する場面はあると思いますけれども、基本的な考え方というのは、これまで御提案をさせていただいた内容でございます。

また、民間エリアも含めて、全体的にまだまだいろんなこれから手がけていかなきゃいけな

い部分もありますので、民間エリアの部分は、基本的には民間ではありますけれども、我々の思いも含めたいろんな提案も話し合いもできると思いますので、いずれにしても、最初申し上げました3つ拠点をつくって、交流人口を増やして、垂水の発展に資するんだという一つの3つ目の拠点ということでもありますので、これまでの説明同様、これからも必要に応じてしっかりと説明をしていきたいというふうに思っております。

**○川尻達志議員** くどくどこのことについては申しあげないんだけど、今後いろんなこういう事業展開をしていく必要は私も認めます。ただ、そのときに、しっかりと垂水の風土になじむのか、ここいらの検証をすることをしっかりと頭に置いていただきたい。

皆さん方がやられることは、これは私は法的にも瑕疵は、ないんだろうと思います。当たり前なんです。税金を使う以上、手続きに瑕疵があれば大変なことでもあります。ただ、今回、途中で変更があったけれども、だから厳しく言いましたけれども、そういったことがないようにした上でほとんどやってきておられる。そして、垂水がこういう沈滞する中で、先へ展望が見えない中で、何かやらなきゃいけないという、皆さん方の気持ちも重々わかるけれども、先ほど申し上げた、本当に垂水市に合った施設なのか、東京でつくったやつを、またはほかの人がつくったやつをそのままやっていく、こういうことは余りよくないんじゃないかと、このことについては、今後のことに警鐘として申し上げておきたいと思います。

それから、4点目ですけれども、ここは今、人がいない。確かに総務課長の答弁を聞いていますと全くそのとおりだけれども、実態と合うのかという話。働く人がいるのって。65歳以上になりますと、みんな待っているんです、年金が満額になるのを。そうしたときに、どうやっ

て過ごすか。ここの時間をあえてそういうところで働いてもらっているという観点が、ちょっと足りないのかな。今、時代はそういう時代じゃないんですよ。働き方改革にしてもそう。まず、ここもしっかりともう1回、あと、市長にもお伺いをしますけれど、もう1点、土木課長、維持班のことで、いつだったかな、忘れたけれども、夏場にビーバーを背負って、高いところを払う、大変でしょうっていう話をしました。そこで機械化はどうかという話をしました。ここいらについても、けさほど心の中の話もありましたが、肉体的なことも大変なんです。65歳がこうした真夏の暑いときに試験をされたという話を聞いているが、その結果はどうだったのか。

**○土木課長（宮迫章二）** 川尻議員の御質問にお答えいたします。

その機械導入の試験ということですよ。機械の導入につきましては、以前から感王寺議員のほうからもございまして、試験的に重機の先につけるやつでしたこともありましたが、これについて余り効率はよくなかったんですけど、つい最近、草木を砕くやつをつけてしたら、それについては大変効率がよかったというふうに聞いております。

**○川尻達志議員** まず、市長、先ほど言いましたけれども、65歳までの雇用形態というのは、それでいいと思います。先ほど申し上げましたけれども、65歳、年金まで働かせてくださいよという思いのところ、65歳を過ぎますと反対になるんですよ。働いてくださいというのは、皆さん方のほうからお願いをしなきゃいけない。そうなりますと、ここには、先ほども言ったけれども、何らかの雇用形態の変更ということをしていかないと、なかなか人が集まらないでしょう。これは、よく考えてみてください。いずれ、そういう人もいなくなるの。そうしたときに、どうするのか。長期的な展望に立ちますと、

外注に出すとか、将来的にはそういう方法しか残らないだろうと。火葬場にしても、いろんなところで。そこまで考えたときに、その間をいかにしのいでいくか。私は、今、そのことを問うているのであります。ぜひ、ここいらについて、むちゃなことを言っているわけじゃないんで、市長もここらについてどのようにお考えなのか。

**○市長（尾脇雅弥）** 昔はよく仕事がないという話でありましたけども、今、人が足りないということでもあります。よく東京に行くこともありますけど、コンビニは全部外人さん。外人さんすらいなくなるというような状況でございしますので、いわんや我々の地域にとっても、そういう労働力をどうやって確保していくのかということでもあります。

一つは、さっき言った機械化とか、いろんな方法もありますけれども、なかなかそうやってもカバーしきれない部分がございます。

先だってシルバー人材センターの忘年会に御案内をいただきましたので、行ってまいりました。皆さん、大変若々しくお元気で、まだまだ働いていただかなきゃいけないと、そういう層に対して、どうやって頑張っていただくかということなんだろうというふうに思います。現行は、今言ったような課題がありますけれども、時代の中で見直す必要があるという部分に関しては、そういう感覚的なものは持っておりますので、ただ、ルールということになりますと、やっぱりいろんな事情がございますから、まずはその部分をどうやって活用していくのかと、体制も含めて、御指摘はそのとおりだというふうに思いますので、今後またその分も検討させていただきたいと思います。

**○川尻達志議員** 今、市長がおっしゃったとおりだと思います。いきなり回答をせえということじゃないので、ぜひ、ここいらについて、働く人たちの意見やいろいろ聞きながら、これ

についてもスピード感のある対応をしていかなきゃいけないんだろうと思います。できれば総務課長がいらっしゃるうちに、方向性をきっちりつけていただく。お願いをしたいと思います。そうすれば、またやる気が出て、いろんな、皆さん方、執行部は聞いてくれたって、こういう思いが一番励みになるんですよ。スピード感ということを忘れないようにしていただきたいと思います。

それと、機械の話ですけれども、聞くところによると500万ぐらい掛かるという話を聞いております。安いもんですよ。夏場にあちこちから要望があるんです。私たちも毎年ボランティアで出ますけれども、毎年、毎年大変になって、出てくる人も少ないんです、今。そうしたときに、おのずと機械にシフトするのは当然のことです。財源についても、ふるさと創生の中で十分対応ができる数字だろうと思います。こういったことについても、スピード感のある対応をしていただきたい。ことしの夏はそれぞれの自治区、その前に機械で、だあっとやっていく。これでまた役所は変わったなど。ここもスピード感なんですよ。何千万もという金でもない。市長、繰り返して申しわけないが、こちらについてもトップとしての政策判断ですので、御意見を賜りたい。

**○市長（尾脇雅弥）** 先ほどありました、先ほど語ったようなことでありますけれども、今、予算編成、来年と大詰めでございます。ある程度積み上げたものの考え方もありますので、新年度の当初というわけにはいかないとは思いますが、おっしゃった御指摘の部分はよく理解するところもありますので、その辺のところを検討しながら、議員の先生方の後押しもいただいて、前向きに進めればというふうに思っております。

**○川尻達志議員** 今、市長からそういう答弁をいただきましたので、財政課長、もしそういう

依頼があったときに、財政としてはどういう対応をされるか。

**○財政課長（野妻正美）** 今ちょっと申し上げにくいんですが、十分、関係課と協議してまいります。

**○川尻達志議員** はい、ありがとうございます。

これで私の質問を終わりますけれども、きのう池之上議員が、言葉についても目を見ながらという話をされました。私もこういうことは大好きなものですから、ただ、きょうについては、私がことし1年、非常に感動的なことを少しだけ話をさせていただきたい。それは、今上陛下の御退位が決まったということでもあります。報道でもされておりますけれども、民間から初めてお妃をもらわれた初めてのこと。さらには子育ても、乳母制度を廃止して、ナルちゃん憲法ですか、私も覚えておりますけれども、そういったこと、そして、災害のたんびにお出ましをいただいて被災地を励まされた。何よりも感動的なのは、ペリリュー島に戦地の慰問に行かれたことでもあります。天皇陛下万歳と言って亡くなられた英霊に、天皇として、ここも私は非常に感動的なことで、今上陛下の行いは、多分、日本の歴史の中でも残っていくぐらいの大きな業績なのだろうと思う。退位の日までしっかりと象徴天皇としての務めを果たされ、そして、健康で過ごしていただくこと、皆さん方と御祈念ができればいいなあと思います。

合わせて、ことしもあと何日かであります。この席にいる皆さん方が、ことし1年の御労苦と、そしてまた来年がそれぞれにとって、本市にとってもいい年であることを御祈念を申し上げて、私の質問を終わります。

**○議長（池山節夫）** 以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

**○議長（池山節夫）** 明14日から12月21日まで

は議事の都合により休会とします。

次の本会議は12月22日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（池山節夫） 本日はこれにて散会します。

午後3時53分散会



平成 2 9 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日



本会議第4号（12月22日）（金曜）

出席議員 14名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱重光	農林課長	二川 隆志
総務課長	中谷大潤	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	角野 毅	水産商工	森山 博之
財政課長	野妻正美	観光課長	
税務課長	楠木雅己	土木課長	宮迫 章二
市民課長	和泉洋一	水道課長	萩原 竹和
併任		会計課長	川畑 千歳
選挙管理		消防長	後迫 浩一郎
委員会		教育長	坂元 裕人
事務局長		教育総務課長	池松 烈
保健課長	鹿屋 勉	学校教育課長	下江 嘉誉
福祉課長	保久上 光昭	社会教育課長	野嶋 正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	野村 宏治
		書記	瀬脇 恵寿

平成29年12月22日午前10時00分開議

△開 議

○議長（池山節夫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

△議案第66号～議案第74号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第1、議案第66号から日程第9、議案第74号までの議案9件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第66号 垂水市南の拠点事業（B棟）の契約について

議案第67号 第5次垂水市総合計画基本構想について

議案第68号 垂水市立医療センター垂水中央病院の指定管理者の指定について

議案第69号 垂水市立介護老人保健施設コスモス苑の指定管理者の指定について

議案第70号 垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定について

議案第71号 平成29年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案

議案第72号 平成29年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第73号 平成29年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第74号 平成29年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案

---

○議長（池山節夫） ここで、各常任委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長、堀添國尚議員。

[産業厚生委員長堀添國尚議員登壇]

○産業厚生委員長（堀添國尚） おはようございます。

産業厚生委員会審査結果を報告いたします。

去る11月30日の本会議において、産業厚生常任委員会付託となりました各案件について、12月15日に委員会を開き審査いたしましたので、その審査結果を報告いたします。

最初に、議案第68号垂水市立医療センター垂水中央病院の指定管理者の指定についてと、議案第69号垂水市立介護老人保健施設コスモス苑の指定管理者の指定についてを一括議題として審議し、公募によらない方法で選定されたが、公募をした場合、応募者があったと思うかとの質問に対し、医師や看護師等の人材確保が難しい地域であることから、少し困難な状況ではなかったかと判断するとの答弁がありました。

また、経年劣化による大規模改修等の対策は、市と肝属郡医師会との間でどういう話し合いになっているかとの質問に対し、協議の上、対応していくことになるが、基本的には市の施設なので、市が負担するというのが本来の姿であると考えているとの回答がありました。

医療にしても環境は目まぐるしく変わるので、長期にわたる動向を踏まえた上で、いろいろなビジョンを考えてほしいとの意見もあり、そのほかにも各委員より活発な質疑が交わされた後、採決を行いましたところ、どちらも原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定については、新たに南の拠点ができれば、みんな新しいほうに流れるのではないかとの質問に対し、新しい施設に基本的には流れていくと推測するが、新しく指定を受ける業者が企業努力をし、行政としても施設の差別化を図り、新たな集客を見込む手だてを考えることは必要ではないかとの答弁がありました。

また、3年で期間が更新されているが、会社は計画は立てにくいと思うので、最低5年を検討していてもいいのではないかとの質問に対し、雇用の安定という視点において、5年とい

う期間も視野に入れて今後検討したいとの回答がありました。

審議の後、本案の採決を行いましたところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号平成29年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案中の福祉課の所管費目について説明があり、子育て支援センターや老人憩の家の利用状況についての質問があり、新城の憩の家については、利用者が1日四、五人ということで少ないため、代替サービスを考えた上での廃止も検討すべき時期に来ているとの意見が出ました。

また、国レベルで生活保護費の見直しがあるが、垂水市はどうなりそうかとの質問に対し、都市部の削減は大きいですが、垂水市は微増で、1人あたり300円くらいであるとの答弁がありました。

保健課の所管費目については、説明後、特段質問はありませんでした。

次に、生活環境課の所管費目について説明があり、その他として、垂水市のリサイクル率は今どの程度かとの質問に対し、28年度で資源化率が41.75%で減少傾向にあるため、リサイクル率を上げるための検討をしているとの答弁がありました。

また、清掃センターの移転や整備の計画策定についての要望や、ごみステーションの臨機応変な変更についての要望、ごみ袋の料金に差をつけて、燃えるごみは高く、リサイクルは安くしてはどうかとの提案もありました。

次に、農業委員会、農林課の所管費目について説明がありました。時間外勤務手当が費目別に400万円計上されているが、時間数にすれば何時間くらいになるかとの質問に対し、9月からの分で未払い金もあり、月ごとに1人当たり40時間に満たないくらいであるとの答弁がありました。

また、災害復旧の部分で、単独債のところは、

仕事の早い時期に終わっていたが、まだ納付書が送られていないところがあるのはなぜかとの質問があり、補助債を優先してもらったために、単独債のほうは業者からの書類提出が後になっており、現在精査中であるとの回答がありました。

少人数での耕地係の今回の災害対応について、最後にねぎらいの言葉もありました。

次に、水産商工観光課の所管費目について説明があり、水産業振興費について、全体の売り上げは幾らか、補正額は高過ぎると思う部分があるとの質問に対し、加工場の売り上げは、28年度で大体7億であるとの答弁がありました。

また、こもんそ商品券の販売方法が今年度改善されてよかったという意見や、新たな取り組みであるスタンプレシートラリーの詳細や反響についての情報提供もありました。

次に、土木課所管費目について説明があり、道路維持費の工事請負費が6,100万円は、南の拠点事業の関係かとの質問があり、南の拠点事業で整備区域内の排水路整備工事であるとの答弁がありました。

また、災害復旧費の重機借上料200万円は、どんな災害を想定されているかとの質問に対し、大雨による土砂流出を想定しているとの回答がありました。

そのほかにも、南の拠点の排水路整備や平面計画変更の子供広場に対する影響などについて活発な質疑があり、柘原小学校下の砂浜整備への要望や国土調査係の地籍業務へのねぎらいの言葉もありました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号平成29年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案について説明があり、原案のとおり可決され、議案第74号平成29年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案について説明があり、医療機器購入費は、機

械を購入し、残ったから減額ということかとの質問があり、病院からの資料をもとに積算し、当初予算を上げたが、不要なものや来年度に回すものがあり、変更が生じたための減額で、1月以降に入札し、3月までに設置する方向であるとの答弁がありました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（池山節夫） 次に、総務文教委員長、持留良一議員。

[総務文教委員長持留良一議員登壇]

○総務文教委員長（持留良一） おはようございます。

それでは、総務文教委員会の審査報告をさせていただきますと思います。

その前に、議案66と67については、できたら連合審査をやってほしかったなということを要望を付して、審査報告の中身に入っていきたいと思います。

去る11月30日の本会議において、総務文教委員会に付託となりました各案件について、12月18日の委員会を開催し、付託案件の審査を行いましたので、論点の主な点について審査結果を報告いたします。

最初に、議案第66号垂水市南の拠点事業（B棟）の契約についてです。

この案件は、条例に基づき、議会の承認が必要なことから審査を行いました。

この契約書は、契約金額とともに公共施設等の管理者等の責任分担が明記されている必要がありました。

P F I 事業でのリスクとは、契約締結1年では、その影響を正確に想定できない、不確実性のある事由によって損失が発生する要素、可能性と言われていました。

さらに、リスク分担の考え方は、従来、公共が全面的に負っていたリスクを民間に転換する

という発想ではなく、個々のリスクを最も効率的に管理できる自治体が負担するという、いわゆる適切なリスク分担が必要だと言われていました。

このような観点、視点に立って、当事者双方負う負債事項及びその履行方法、さらにモニタリングのあり方などを中心に審査いたしました。

リスク分担につきましては、さまざまなケースにおけるリスクにおいて、対応問題が議論になりました。災害時や施設内の損害補償などの質問に対して、双方協議して決定していく内容との説明がありました。

そして、リスク分担の仕組みは、想定されるリスクをできる限り明確にした上で、リスクを最も管理できる者が当該リスクを分担するとの考え方で取り決めたということも回答がありました。その場合は、必要によっては、双方の弁護士にも相談して解決していく方針であることも示されました。

モニタリングは、いわゆる管理者等が選定事業者による公共サービスの提供等が適切に行われているかを確認する手段のことでありますが、基本方針等では、公共施設等の管理者等による立入検査等の事実確認や、事業者に対する財務状況の確認が必要なことが規定がされています。

この結果の内容によっては、サービスの対価の減額もあり得る制度です。この点については、体制等を中心に質疑がありました。特に、毎年するのかという質疑に対しては、問題のないように契約に沿って取り組んでいくという回答がありました。

経営の問題での破綻時の処理はの質疑には、基本として想定しにくい問題であるが、取り決めはしてあるとの回答でありました。

情報の公開については、市の情報公開条例に基づき、非開示もあり得る。透明性を確保しながら取り組んでいくという方針であることも示されました。

基本方針には、情報公開については留保条件が付されていて、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除くとなっています。

契約金額については、建設費についての削減率の価格、さらに入札時の価格は下がっているが、地域経済等への影響はないのかの質問には、影響はないという回答がありました。

テナント収入等、具体的な中身が知らされておらず、議論ができないという声も、さらにもっと慎重に進めてほしかったという意見もありました。

質疑終了後、異議はないかの問いに、異議ありとの意見があり、採決の結果、賛成多数で、議案第66号垂水市南の拠点事業（B棟）の契約については採択されました。

次に、議案第67号第5次垂水市総合計画基本構想について審査しましたので、主な質疑等について審査結果を報告いたします。

最初は、計画づくりの手續について、子供たちなど市民の多くが参加できる仕組みは評価したい。高校生については、市外からが多いのではないかと、声が反映できるのかとの疑問があり、市内に住んでいる高校生が8割近くあり、高校生の声も十分反映できていると考えるとの内容が示されました。

次に、地域振興計画との整合性はどうか、現行の計画も現実に合っていない。この総括が必要だとの質疑に、基本計画で検討していきたい。連携がキーワードになるのではないかとこの回答がありました。

空き家対策等は、一層地域において重要な課題になってきている。市の取り組みは、調査等も含めて十分でないと考えている。法律も成立されたが、進んでいない。どう取り組むのかとの質疑に対して、調査等も含めて、民間委託等で対応していくことも検討をしていかなければならないと考えているとの回答がありました。

次に、人口設定問題についての、現状との大きな開きがあったことは否めない。案は、住民という点では物足りなさを感じるが、中高生の意見を取り入れて、将来像を強く感じるものになっているという指摘もありました。

さらに、各校区の特性を生かしたまちづくりは共感できる。さらにきめ細かな展開が必要であり、人材育成を重点に次世代に引き継げる施策を基本計画、実施計画にも盛り込んでほしいとの要望もありました。

このほかには、低成長時代における緊縮財政を常に想定した計画などの総合計画の考え方についての質疑もありました。

さらに、人口フレームだけでなく、財政、産業、土地利用などのフレームも示すべきではないかとの指摘もありました。

質疑後、採決に移り、結果、議案第67号第5次垂水市総合計画基本構想については、全会一致で採択されました。

次に、議案第71号平成29年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案、案中の各所管費目について審査いたしました。

主な審査内容について報告をいたします。

企画政策課では、ふるさと納税事業費について、ふるさと納税の目標額の根拠はの質疑に、前年度の実績や今後の取り組みで目標に近づけられるとの方向性が示されました。

議会事務局関係では、議会費で桜島火山対策協議会の陳情活動が、選挙に関係してできなかった。取り組みが可能ではなかったのかの質疑に、議長等で行った。今後の検討課題であるという回答がありました。

学校教育課では、小学校教育振興費に関して、指定寄附と各学校との関係について質疑があり、各学校との関係で配慮して対応しているとの回答がありました。

図書館の選択については、子供たちも行っているとの現状の報告もされました。

教育費、学校給食費については、第12回全国学校給食甲子園決勝大会への参加と結果についての報告がありました。さらに、地産地消の推進を求める要望も出されました。

審議後、採決を行ったところ、原案どおり可決をされました。

次に、議案第72号平成29年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について審査いたしました。

平成29年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決をされました。

以上で、総務文教委員会に付託された審査についての報告を終わります。

○議長（池山節夫） ただいまの報告に対して、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第66号から議案第74号までの議案9件については、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、議案第66号から議案第74号までの議案9件については、各委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本定例会に付議されました案件は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに決定いたしました。

△閉 会

○議長（池山節夫） これをもちまして、平成29年第4回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前10時23分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員

